

1 第183回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第183回国会（常会）は、1月28日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月26日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、1月28日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興）が設置された。

衆議院では、同じく召集日当日の本会議で、10特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、青少年問題、海賊・テロ、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力）が設置された。

（所信表明演説・質疑）

召集日当日、衆参両院の本会議で安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）は、衆議院で1月30日及び31日、参議院で1月31日及び2月1日にそれぞれ行われた。

（平成二十四年度補正予算）

1月31日、緊急経済対策の実施経費の追加等を内容とする平成二十四年度補正予算が提出された。2月4日、衆参本会議における麻生財務大臣の財政演説で補正予算の大要が説明され、これに対する質疑が、衆議院で翌5日に、参議院で6日にそれぞれ行われた。

同補正予算は、衆議院では、2月14日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決

され、参議院に送付された。

参議院では、2月18日から予算委員会で質疑が行われた。同委員会は、26日に質疑を終局し、同補正予算を可決した。

同日行われた本会議においても、原案が可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述2（1）参照）。

（政府4演説）

2月28日の衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で3月4日及び5日、参議院で同5日及び6日にそれぞれ行われた。

（平成二十五年度総予算、平成二十五年度暫定予算）

平成二十五年度総予算は、2月28日に提出された。

衆議院では、3月6日より予算委員会において同予算の審議が開始されたが、同予算の年度内成立が難しい事態となったことを受けて、政府は、3月27日、4月1日から5月20日までの必要経費から成る平成二十五年度暫定予算を提出した。同暫定予算は、衆議院において同28日に、参議院において29日に可決され、成立した。

平成二十五年度総予算は、4月16日に衆議院の予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月22日より予算委員会において同予算の質疑が行われた。5月15日、同委員会での質疑を終局し、採決の結果、みんな及び維新が共同で提出した修正案並びに原案をいずれも否決した。

同予算は、同日の本会議においても否決され、同日に開かれた両院協議会において成案を得るに至らなかったため、衆議院の議決が国会の議決となり、成立した（衆参での審査等の概要は、後述2（2）参照）。

（環境委員長解任決議案）

海外への個人渡航の期間を議院運営委員会理事会の許可を得ないまま延長し、環境委員会を流会に至らしめたとして、民主、みんな、生活、共産、みどりの風、社民及び維新の共同提案による環境委員長川口順子君解任決議案が5月7日に提出された。同案は、同9日の本会議にて趣旨説明及び討論が行われた後、採決の結果、可決され、環境委員長は解任された。

（議長不信任決議案）

衆議院小選挙区の区割り改定法案の衆議院送付から60日目となる6月21日の本会議を「散会」と宣告した結果、同日中に同法案の委員会採決を経て本会議で議決される可能性を奪ったとして、自民及び公明の共同提案による議長不信任決議案が6月21日に提出された。

同案は、同26日の本会議にて趣旨説明及び討論が行われた後、採決の結果、否決された。

（安倍内閣総理大臣に対する問責決議案）

予算委員会への出席要求を拒否し、憲法で定められた国務大臣の国会出席義務に違反したとして、生活、社民及びみどりの風の共同提案による内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が6月25日に提出された。

同案は、翌26日の本会議にて趣旨説明及び討論が行われた後、採決の結果、可決された。

2 予算・決算

（1）平成二十四年度補正予算

平成二十四年度補正予算3案は、1月31日に衆議院に提出された。衆参の予算委員会は、2月6日にそれぞれ趣旨説明を聴取した。その後、衆議院では、予算委員会にて同月7日から質疑を行い、14日に討論の後、3案を可決した。3案は、14日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月18日、19日、20日、

21日及び26日に予算委員会にて質疑を行った。26日の委員会質疑終局後、民主、みんな、生活及び社民が共同で提出した修正案の趣旨説明並びに3原案及び修正案に対する討論に続き、採決の結果、修正案を否決し、3原案を可決した。

同日の本会議では、民主、みんな、生活及び社民が共同で提出した修正案の趣旨説明並びに修正案及び3原案に対する討論に続き、採決を行った結果、修正案

を否決した後、3原案を可決し、平成二十四年度補正予算は、政府原案のとおり成立した。

（２）平成二十五年度総予算

平成二十五年度総予算3案は、2月28日に衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会にて3月6日に趣旨説明を聴取し、7日から質疑を行い、4月16日の質疑終局及び討論の後、可決した。同日の本会議では、3案の編成替動議（民主提出）及び3案に対する修正案（維新及びみんなの共同提出）に関する各趣旨弁明並びに3原案、動議及び修正案に対する討論の後、採決の結果、動議及び修正案をそれぞれ否決し、続いて3原案を可決し、同案を参議院に送付した。

参議院では、予算委員会で3月29日に趣旨説明を聴取し、4月22日及び23日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑を同24日及び26日に行った。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣及び関係大臣出席）を4月25日（経済財政等）、5月7日（経済・雇用・社会保障等）、8日（外交防衛・経済連携等）、13日（復興・エネルギー・原発・環境等）、14日（安倍内閣の政治姿勢）及び15日（外交・内政の諸問題）に行った。

また、4月30日に、沖縄県及び岩手県にてそれぞれ地方公聴会を、5月2日に公聴会を行ったほか、各委員会における委嘱審査を9日（常任委員会）及び10日（特別委員会）に行った。

同15日の集中審議に続き、締めくくり

質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った後、みんな及び維新が共同で提出した修正案の趣旨説明並びに3原案及び修正案に対する討論に続き、採決の結果、修正案及び3原案はいずれも否決された。

同日の本会議では、討論に続く採決の結果、3原案は否決されたため、衆議院に返付された。これを受け、同日に両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十五年度総予算3案は政府原案のとおり成立した。

（３）平成二十五年度暫定予算

内閣は、3月27日、50日間（4月1日から5月20日まで）の平成二十五年度暫定予算3案を閣議決定し、同日、国会に提出した。同暫定予算3案は、衆議院において同28日に、参議院において29日に可決され、成立した。

（４）平成二十二年度決算

平成二十二年度決算外2件は、第179回国会の平成23年11月22日に提出された。第180回国会において、参議院では、平成24年2月24日の本会議で平成二十二年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で審査を行い、9月3日に准総括質疑を行った。また、同年8月27日に平成22年度決算審査措置要求決議を、同日及び9月3日に国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請をそれぞれ行った。なお、平成二十二年度予備費関係6件（いずれも第177回国会提出、平成24年7月31日衆議院から送付）については、同年8月20日に、

決算委員会においていずれも承諾され、同22日の本会議においても、いずれも承諾されている。

今国会において、決算委員会では、5月20日に、会計検査院からの報告及び平成二十二年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置の説明を聴取したほか、平成二十二年度決算外2件の締めくくり総括質疑を行い、討論を行った。続く採決の結果、平成二十二年度決算外2件をいずれも是認し、また、内閣に対する警告の議決及び平成二十二年度決算審査措置要求決議を行った。

同22日の本会議では、採決の結果、平成二十二年度決算外2件をいずれも是認し、また、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決した。

(5) 平成二十三年度決算

平成二十三年度決算外2件は、第181回国会の平成24年11月16日に提出された。参議院では、本年5月24日の本会議で平成二十三年度決算の概要についての報告及び質疑を行った。同日、決算委員会で概要説明を聴取した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出75件のうち、63件が成立した(成立率84.0%)。

なお、会期末直前に、参議院議長の不信任決議案が提出された等の影響により、電気事業法一部改正案等、内閣提出・衆議院送付の法律案4件が審査未了のまま廃案となった。

参議院議員提出法律案は、今国会提出32件(うち撤回1件)のうち、3件が成立した(成立率約9.4%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出49件(うち撤回3件)のうち、7件が成立した(成立率約14.3%)。

条約は、今国会提出18件のうち、9件が両院で承認された(承認率50.0%)。

決議案は、提出された5件のうち、4件が可決された(可決率80.0%)。

(1) 平成二十五年度歳入関連法案

所得税法等の一部を改正する法律案

(閣法第8号)は3月1日に、地方税法の一部を改正する法律案(閣法第12号)及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)は同5日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、3月14日の本会議にて3法案の趣旨説明及び質疑を行った。その後、閣法第8号に関して、財務金融委員会で翌15日に趣旨説明を聴取し、19日から質疑を行った。22日の質疑終局後、維新より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、討論の後、採決を行った結果、修正案を否決し、原案を可決した。また、閣法第12号及び同第13号に関しては、総務委員会で3月14日に趣旨説明を聴取し、19日から質疑を行い、21日に質疑及び討論の後、両案を可決した。

上記3法案は、3月22日の本会議において、閣法第13号に対する討論の後、い

ずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月25日の本会議で3法案の趣旨説明及び質疑を行った。その後、閣法第8号に関して、財政金融委員会で翌26日に趣旨説明を聴取し、同日及び27日に質疑を行った後、27日、討論の後、可決した。また、閣法第12号及び同第13号に関しては、総務委員会で3月25日に趣旨説明を聴取し、26日に質疑及び討論の後、両案を可決した。

上記3法案は、3月29日の本会議において、閣法第13号に対する討論の後、いずれも可決され、成立した。

（２）公職選挙法改正案（インターネットによる選挙運動の解禁）

選挙運動におけるインターネットの利用を可能とするため、3月1日、民主及びみんなが公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）を、また、同13日には、自民、維新及び公明が、同名の法律案（衆第3号）を衆議院に提出した。

なお、衆第1号は、選挙運動用電子メールの送信者に制限を設けない一方で、衆第3号は、同メールの送信者を公職候補者と政党等に限定する等の違いがある。

衆議院では、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会にて、3月22日に両案の趣旨説明を聴取した後、4月2日から質疑を行った。11日の質疑終局後、自民・維新・公明共同提出の衆第3号に対する修正案（選挙運動用電子メールの送信者の拡大並びに同メール送信者及び有料インターネット広告の制限に関する検討条項を改めることを内容とするもの）及び共産提出の衆第3号に対

する修正案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、2原案及び両修正案に対する討論を行った。続く採決の結果、衆第1号を否決し、衆第3号については、自民・維新・公明共同提出の修正案を可決し、修正議決した。

翌12日の本会議においても、衆第1号に対する討論の後、衆第1号を否決し、衆第3号を修正議決して参議院に送付した。

参議院では、4月18日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会にて、衆第3号の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、質疑の後、採決を行った結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、翌19日の本会議で可決され、成立した。

（３）福島復興再生特別措置法改正案

福島の復興及び再生を一層推進するための措置を講ずるため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）が、3月8日に衆議院に提出された。

衆議院では、東日本大震災復興特別委員会にて、4月2日に趣旨説明を聴取し、翌3日、質疑の後に採決を行った結果、同案を可決した。

同案は、翌4日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月19日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。同25日に、東日本大震災復興特別委員会において、趣旨説明聴取及び質疑の後、採決を行った結果、同案を可決した。

同案は、翌26日の本会議で可決され、

成立した。

（４）共通番号（マイナンバー）制度関連４法案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（閣法第３号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）、内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第５号）及び地方公共団体情報システム機構法案（閣法第７号）は、いずれも３月１日に衆議院に提出された。

衆議院では、３月２２日の本会議で４法案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、内閣委員会において、同２７日に４法案の趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。４月１１日には、内閣委員会総務委員会財務金融委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。また、同２４日には、内閣委員会において、自民、民主、維新、公明及びみんなが共同提出した閣法第３号に対する修正案（目的及び基本理念の修正並びに特定個人情報提供をすることができる場合に係る規定を追加するもの）及び閣法第５号に対する修正案（事務の委任及び関係行政機関の長に対する勧告に係る規定を追加するもの）の趣旨説明を聴取し、同日より、各原案に加えて各修正案に対する質疑を行った。同２６日に内閣委員会での質疑を終局し、討論の後、採決の結果、閣法第３号及び閣法第５号については、それぞれ各修正案を可決し、修正議決した。閣法第４号及び閣法第７号については、それぞれ可決した。

５月９日の本会議においても、閣法第３号及び閣法第５号を修正議決し、閣法第４号及び閣法第７号を可決し、参議院に送付した。

参議院では、５月１０日の本会議で、閣法第３号（衆議院修正部分含む）及び閣法第４号に関する趣旨説明及び質疑を行った。その後、閣法第３号、閣法第４号及び閣法第５号に関して、内閣委員会において、同１６日に各案の趣旨説明（閣法第３号及び閣法第５号の衆議院における修正部分の説明を含む）を聴取し、２１日より質疑を行った。同２３日に質疑を終局し、採決の結果、いずれも衆議院送付案を可決した。

閣法第７号に関しても、総務委員会において同１６日に趣旨説明を聴取し、２１日に質疑を行った。同２３日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、同法案を可決した。

各案は、同２４日の本会議において、いずれも可決され、成立した。

（５）消費税転嫁対策特別措置法案

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（閣法第３６号）は、３月２２日に衆議院に提出された。

衆議院では、４月１２日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、経済産業委員会において、同１９日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。

５月１６日には、経済産業委員会内閣委員会財務金融委員会消費者問題に関する特別委員会連合審査会において質疑を行った。翌１７日の経済産業委員会における質疑終局後、自民、民主及び公明が共同提

出した修正案（事業者が禁止されることとなる表示の範囲の明確化を図るもの）の趣旨説明を聴取し、討論に続き、採決の結果、修正議決した。

同17日の本会議においても、同案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、5月27日の本会議で趣旨説明（衆議院修正部分含む）及び質疑を行った。同28日、経済産業委員会において、同案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日より質疑を行った。同31日には、経済産業委員会、財政金融委員会、消費者問題に関する特別委員会連合審査会において質疑を行った。6月4日、経済産業委員会における質疑を終局し、討論の後、採決を行った結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、翌5日の本会議で可決され、成立した。

（６）ハーグ条約（承認案件及び関連法案）

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第29号）は、それぞれ3月15日に衆議院に提出された。

閣条第1号は、国際結婚の破たん等により監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合の子の返還等の国際協力の枠組みを定める条約（いわゆる「ハーグ条約」）の締結の承認を求める案件であり、閣法第29号は、ハーグ条約の実施のために国内法を整備するものである。いずれも、同様の議案が平成24年の第180回国会に衆議院に提

出され、同院で継続審査となった後、衆議院解散に伴い、第181回国会にて衆議院で審議未了のまま廃案となり、今国会で再び提出されるに至った。

衆議院では、4月4日の本会議で両議案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、閣条第1号に関して、外務委員会において、翌5日に趣旨説明を聴取し、19日に質疑を行った後、採決の結果、本件を承認した。

また、閣法第29号に関しては、法務委員会において、4月10日に趣旨説明を聴取し、12日から質疑を行った。同26日に質疑を終局し、採決の結果、同法案を可決した。

閣条第1号に関しては、4月23日の本会議で承認し、また、閣法第29号に関しては、5月9日の本会議で可決し、いずれも参議院に送付した。

参議院では、閣条第1号に関して、外交防衛委員会において、5月16日に趣旨説明を聴取し、21日に質疑を行った後、採決の結果、本件を承認した。また、閣法第29号に関して、法務委員会において、6月4日に趣旨説明を聴取し、6日から質疑を行った。同11日に質疑を終局し、採決の結果、同法案を可決した。

閣条第1号に関しては、5月22日の本会議で承認し、また、閣法第29号に関しては、6月12日の本会議で可決・成立した。

（７）大気汚染防止法改正案及び放射性物質環境汚染防止法整備法案

石綿の飛散を防止する対策の強化を図るため、大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第41号）が、3月29日に

衆議院に提出された。

また、放射性物質による環境汚染について大気汚染防止法等の適用対象とするため、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第62号）が、4月19日に衆議院に提出された。

衆議院では、5月21日、環境委員会において両案の趣旨説明を聴取した。同24日、質疑を行った後、採決を行った結果、両案をいずれも可決した。

同28日の本会議においても、両案をいずれも可決して参議院に送付した。

参議院では、6月12日の本会議で両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。翌13日、環境委員会において、両案の趣旨説明聴取及び質疑の後、採決を行った結果、両案をいずれも可決した。

両案は、同17日の本会議で可決され、成立した。

（８）厚生年金保険法等改正案

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）は、4月12日に衆議院に提出された。

衆議院では、5月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、厚生労働委員会において、同15日に原案及び民主提出の修正案の趣旨説明を聴取し、17日より原案及び修正案に対する質疑を行った。同22日の質疑終局後、上記修正案の撤回を許可することを決定し、また、自民、民主、維新、公明及びみんなが共同提出した修正案（厚生年金基金の解散等について検討し、法制上の措置を講ずることを内容とするもの）の趣旨

説明を聴取し、討論に続き、採決の結果、修正案を可決し、修正議決した。

翌23日の本会議においても、同案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、6月11日、厚生労働委員会において、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、13日から質疑を行った。同18日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、翌19日の本会議で可決され、成立した。

（９）食品表示法案

食品に関する表示について包括的かつ一元的な制度を創設するため、食品表示法案（閣法第44号）が、4月5日に衆議院に提出された。

衆議院では、5月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、消費者問題に関する特別委員会において、同16日に趣旨説明を聴取し、21日より質疑を行った。同28日の質疑終局後、自民、民主、維新、公明、みんな、共産及び生活が共同提出した修正案（食品表示基準の表示事項及び食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に「アレルゲン」を明記すること等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を可決し、修正議決した。

同31日の本会議においても、同案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、6月12日の本会議で趣旨説明（衆議院修正部分含む）を聴取し、質疑を行った。同日、消費者問題に関する特別委員会において趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、14

日から質疑を行った。同19日に質疑を終局し、採決を行った結果、衆議院送付案を可決した。

同案は、同21日の本会議で可決され、成立した。

（10）衆議院小選挙区の区割り改定法案

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）が、4月12日に衆議院に提出された。

衆議院では、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、4月18日に趣旨説明を聴取し、同日及び19日に質疑を行った。19日の質疑中に質疑終局の動議が提出されたところ、同動議を可決し、討論の後、採決を行った結果、法律案を可決した。

同案は、同23日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月10日、同案が政治倫

理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託された。しかし、参議院による同案受領日（4月23日）から60日を経過しても同案の参議院での議決に至らなかった。これを受け、衆議院は、6月24日の本会議で、憲法第59条第4項に基づき参議院が同案を否決したものとみなすことを決定した後、参議院から同案の返付を受け、憲法第59条第2項に基づき同案に係る衆議院議決案を議題とし、採決の結果、同議決案は出席議員の3分の2以上の多数で再可決し、閣法第51号は衆議院の議決のとおり成立した。

（11）決議案

参議院では、北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案、第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案、環境委員長川口順子君解任決議案及び内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が可決された。

4 調査会

第176回国会で設置された国際・地球環境・食糧問題に関する調査会、国民生活・経済・社会保障に関する調査会及び共生社会・地域活性化に関する調査会は、それぞれ、5月29日に3年間の調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、6月5日に本会議で口頭報告を行った。

（国際・地球環境・食糧問題に関する調査会）

国際・地球環境・食糧問題に関する調

査会は、「世界の水問題と日本の対外戦略」について、3年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、水問題及び水災害に対する国際協力、国際河川流域管理における日本の役割、水ビジネスを通じた国際貢献、国内の水問題、世界の水問題に取り組む上での基盤整備等の7分野に関する計58項目の提言を行っている。

（国民生活・経済・社会保障に関する調査会）

国民生活・経済・社会保障に関する調査会は、「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について、3年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、持続的な経済成長の必要性、持続可能な社会保障の構築、雇用とセーフティネットの3分野に関する計10項目の提言を行っている。

（共生社会・地域活性化に関する調査会）

共生社会・地域活性化に関する調査会は、「地域活力の向上と共生社会の実現」について、3年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、住民やコミュニティによる地域活力の向上、多様な主体の社会参加と支え合い、被災地の復興・再生、次世代のまちづくりに向けての4分野に関する計15項目の提言を行っている。

5 その他

（1）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、36機関108名であった。このうち両議院の同意が得られたものは34機関106名、衆議院同意・参議院不同意のものは2機関2名であった。

原子力規制委員会委員長、検査官（計3名）、公正取引委員会委員長、日本銀行総裁（2回）、同銀行副総裁（2名）及び人事官（計2名）の各候補者に対しては、両院の議院運営委員長間で合意した国会同意人事の扱いに基づき、各院の議院運営委員会等において所信聴取等が行われた。

なお、今国会から、国会同意人事の扱いが一部変更され、各院の議院運営委員会理事会で政府より人事案件の内示を受けることとなったほか、内示前に人事案が報道された場合には、内示後に情報漏洩の有無の調査及び各院の議院運営委員会理事会への報告を政府に行わせることとなった。

（任命された国家公務員等の事後承認）

国会同意人事案件のうち、両議院の同

意を得る前に各根拠法の規定に基づき任命権者により任命された原子力規制委員会委員長及び同委員4名、地方財政審議会委員5名並びに公安審査委員会委員長及び同委員3名について、2月14日の衆議院本会議及び翌15日の参議院本会議において、任命の事後承認に係る採決がそれぞれ行われ、全員が承認された。

（日本銀行総裁・副総裁）

3月19日付けで辞職することを表明した日本銀行総裁及び同日に現任者の任期が満了する同銀行副総裁2名の後任人事に関して、内閣は、2月28日、衆参の各議院運営委員会理事会に対して、総裁に黒田東彦氏（アジア開発銀行総裁、元財務官）を、副総裁に岩田規久男氏（学習院大学教授）及び中曽宏氏（日本銀行理事）を任命する案を提示した。衆議院議院運営委員会は、4日に総裁候補者、5日に両副総裁候補者より所信を聴取し、質疑を行った。参議院議院運営委員会も、11日に総裁候補者、12日に副総裁候補者2名の所信聴取及び候補者に対する質疑を行った。その後、14日の衆議院本会議

及び15日の参議院本会議においてそれぞれ人事案件の採決が行われ、それぞれ各候補者について同意することを決定した。なお、上述の同意を得て内閣に任命された黒田総裁の任期は、日本銀行法に基づき、任期途中で辞職した前総裁の任期満了日（4月8日）までであったことから、4月9日以降5年間の日銀総裁の人事に関して、内閣は、3月21日に、衆参の各議院運営委員会理事会において、黒田総裁を再任命する案を提示した。4月5日、衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会理事会は、黒田総裁の所信聴取及び同総裁に対する質疑をそれぞれ行った後、同日の衆参本会議において、黒田総裁の再任に同意することをそれぞれ決定した。

（２）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が4月17日に開会され、海江田万里民主党代表、石原慎太郎日本維新の会共同代表及び渡辺喜美みんなの党代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（３）憲法審査会

3月13日、「二院制」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った。4月3日には、二院制の存在意義について、参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。また、5月22日には、衆参両院の権限配分及び参議院の構成について、参考人から意見を聴いた後、質疑を行ったほか、二院制について自由討議を行った。

5月29日、「新しい人権」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた

後、基本的人権全般について、参考人から意見を聴き、質疑を行った。6月5日には、環境権、プライバシー権などについて、参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。また、同12日には、新しい人権について自由討議を行った。

（４）選挙制度改革検討会

選挙制度協議会（平成22年10月の参議院各会派代表者懇談会の合意に基づき発足した「選挙制度の改革に関する検討会」の下に設置された各会派の協議会）が、3月5日に同協議会での協議の経緯等に関する説明聴取等を行ったほか、5月21日には、平成24年衆議院議員定数訴訟高裁判決の概要に関する説明聴取等を行った。

6月19日、選挙制度の改革に関する検討会は、選挙制度協議会より、協議の経過について報告を受けるとともに、通常選挙後も引き続き抜本的な見直しに向けた協議を行い、早急に結論を得ることを確認した。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日 (25. 1. 28)	会期中選任
議長		平田 健二 (無)	
副議長		山崎 正昭 (無)	
常任委員長	内閣 総務 法務 外交防衛 財政金融 文教科学 厚生労働 農林水産 経済産業 国土交通 環境 国家基本政策 予算 決算 行政監視 議院運営 懲罰	相原 久美子 (民主) 松 あきら (公明) 草川 昭三 (公明) 加藤 敏幸 (民主) 川崎 稔 (民主) 丸山 和也 (自民) 武内 則男 (民主) 中谷 智司 (民主) 増子 輝彦 (民主) 石井 準一 (自民) 川口 順子 (自民) 鈴木 政二 (自民) 石井 一 (民主) 金子 原二郎 (自民) 愛知 治郎 (自民) 岩城 光英 (自民) 北澤 俊美 (民主)	藤田 幸久 (民主) 25. 3. 6 (25. 5. 9 解任のため欠員) 北川イッセイ (自民) 25. 5. 15
特別委員長	災害対策 沖縄・北方 倫理選挙 拉致問題 O D A 消費者問題 震災復興	牧野 たかお (自民)※ 猪口 邦子 (自民)※ 轟木 利治 (民主)※ 徳永 久志 (民主)※ 山谷 えり子 (自民)※ 加藤 修一 (公明)※ 玉置 一弥 (民主)※	
調査会長	国際・環境・食糧 国民生活 共生・地域	藤原 正司 (民主) 鴻池 祥肇 (自民) 直嶋 正行 (民主)	
憲法審査会会長		小坂 憲次 (自民)	
政治倫理審査会会長		一川 保夫 (民主)	
事務総長		橋本 雅史	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 25. 7. 28 任期満了			② 28. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
民 主 党 ・ 新 緑 風 会	86 (14)	16 (4)	28 (5)	44 (9)	15 (1)	27 (4)	42 (5)
自 由 民 主 党	83 (15)	12 (5)	22 (2)	34 (7)	12 (5)	37 (3)	49 (8)
公 明 党	19 (3)	7 (1)	3 (1)	10 (2)	6	3 (1)	9 (1)
み ん な の 党	13 (1)	0	3 (1)	3 (1)	7	3	10
生 活 の 党	8 (3)	3 (1)	3 (1)	6 (2)	1 (1)	1	2 (1)
日 本 共 産 党	6 (2)	3 (1)	0	3 (1)	3 (1)	0	3 (1)
み ど り の 風	4 (3)	1	3 (3)	4 (3)	0	0	0
社会民主党・護憲連合	4 (1)	2	0	2	2 (1)	0	2 (1)
日 本 維 新 の 会	3 (1)	1 (1)	1	2 (1)	1	0	1
新 党 改 革	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	9 (1)	2	5 (1)	7 (1)	0	2	2
合 計	237 (44)	48 (13)	68 (14)	116 (27)	48 (9)	73 (8)	121 (17)
欠 員	5	0	5	5	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成25年7月28日任期満了、○印の議員は平成28年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 民主党・新緑風会 】

(8 7 名)

○足立 信也 (大 分)	相原 久美子 (比 例)	○有田 芳生 (比 例)
池口 修次 (比 例)	石井 一 (比 例)	○石橋 通宏 (比 例)
一川 保夫 (石 川)	岩本 司 (福 岡)	植松 恵美子 (香 川)
梅村 聡 (大 阪)	○江崎 孝 (比 例)	○江田 五月 (岡 山)
小川 勝也 (北海道)	○小川 敏夫 (東 京)	○尾立 源幸 (大 阪)
大河原 雅子 (東 京)	○大久保 勉 (福 岡)	大久保 潔重 (長 崎)
大島 九州男 (比 例)	大塚 耕平 (愛 知)	○大野 元裕 (埼 玉)
岡崎 トミ子 (宮 城)	加賀谷 健 (千 葉)	○加藤 敏幸 (比 例)
風間 直樹 (比 例)	金子 恵美 (福 島)	○金子 洋一 (神奈川)
神本 美恵子 (比 例)	川合 孝典 (比 例)	川上 義博 (鳥 取)
川崎 稔 (佐 賀)	○北澤 俊美 (長 野)	○郡司 彰 (茨 城)
○小西 洋之 (千 葉)	○小林 正夫 (比 例)	○小見山 幸治 (岐 阜)
○輿石 東 (山 梨)	○斎藤 嘉隆 (愛 知)	○櫻井 充 (宮 城)
○芝 博一 (三 重)	榛葉 賀津也 (静 岡)	鈴木 寛 (東 京)
○田城 郁 (比 例)	○田中 直紀 (新 潟)	高橋 千秋 (三 重)
武内 則男 (高 知)	谷 博之 (栃 木)	玉置 一弥 (比 例)
樽井 良和 (比 例)	ツルネン マルティ (比 例)	○津田 弥太郎 (比 例)
辻 泰弘 (兵 庫)	○徳永 エリ (北海道)	徳永 久志 (滋 賀)
轟木 利治 (比 例)	○那谷屋 正義 (比 例)	○直嶋 正行 (比 例)
中谷 智司 (徳 島)	長浜 博行 (千 葉)	○難波 奨二 (比 例)
○西村 まさみ (比 例)	羽田 雄一郎 (長 野)	○白 眞勲 (比 例)
○林 久美子 (滋 賀)	平野 達男 (岩 手)	○広田 一 (高 知)
○福山 哲郎 (京 都)	○藤末 健三 (比 例)	藤田 幸久 (茨 城)
藤谷 光信 (比 例)	○藤本 祐司 (静 岡)	藤原 正司 (比 例)
○前川 清成 (奈 良)	○前田 武志 (比 例)	牧山 ひろえ (神奈川)
○増子 輝彦 (福 島)	松井 孝治 (京 都)	松浦 大悟 (秋 田)
松野 信夫 (熊 本)	○水岡 俊一 (兵 庫)	室井 邦彦 (比 例)
○安井 美沙子 (愛 知)	○柳澤 光美 (比 例)	○柳田 稔 (広 島)
山根 隆治 (埼 玉)	吉川 沙織 (比 例)	○蓮 舫 (東 京)

【 自由民主党・無所属の会 】

(8 3 名)

愛知	治郎 (宮 城)	○青木	一彦 (島 根)	○赤石	清美 (比 例)
有村	治子 (比 例)	石井	準一 (千 葉)	○石井	浩郎 (秋 田)
石井	みどり (比 例)	○磯崎	仁彦 (香 川)	磯崎	陽輔 (大 分)
○猪口	邦子 (千 葉)	○岩井	茂樹 (静 岡)	○岩城	光英 (福 島)
○宇都	隆史 (比 例)	○上野	通子 (栃 木)	衛藤	晟一 (比 例)
尾辻	秀久 (比 例)	○大家	敏志 (福 岡)	大江	康弘 (比 例)
○岡田	直樹 (石 川)	○岡田	広 (茨 城)	加治屋	義人 (鹿児島)
○片山	さつき (比 例)	○金子	原二郎 (長 崎)	川口	順子 (比 例)
○岸	宏一 (山 形)	○北川	イッセイ (大 阪)	○熊谷	大 (宮 城)
○小泉	昭男 (神奈川)	○小坂	憲次 (比 例)	鴻池	祥肇 (兵 庫)
佐藤	信秋 (比 例)	佐藤	正久 (比 例)	○佐藤	ゆかり (比 例)
山東	昭子 (比 例)	○島尻	安伊子 (沖 縄)	○末松	信介 (兵 庫)
鈴木	政二 (愛 知)	世耕	弘成 (和歌山)	○関口	昌一 (埼 玉)
伊達	忠一 (北海道)	○高階	恵美子 (比 例)	武見	敬三 (比 例)
谷川	秀善 (大 阪)	塚田	一郎 (新 潟)	○鶴保	庸介 (和歌山)
○中川	雅治 (東 京)	○中曽根	弘文 (群 馬)	○中西	祐介 (徳 島)
○中原	八一 (新 潟)	○中村	博彦 (比 例)	○二之湯	智 (京 都)
西田	昌司 (京 都)	○野上	浩太郎 (富 山)	○野村	哲郎 (鹿児島)
○長谷川	岳 (北海道)	長谷川	大紋 (茨 城)	橋本	聖子 (比 例)
林	芳正 (山 口)	○福岡	資麿 (佐 賀)	○藤井	基之 (比 例)
○藤川	政人 (愛 知)	古川	俊治 (埼 玉)	牧野	たかお (静 岡)
○松下	新平 (宮 崎)	○松村	祥史 (熊 本)	松村	龍二 (福 井)
松山	政司 (福 岡)	丸川	珠代 (東 京)	丸山	和也 (比 例)
○三原	じゅん子 (比 例)	○水落	敏栄 (比 例)	溝手	顕正 (広 島)
○宮沢	洋一 (広 島)	森	まさこ (福 島)	○山崎	力 (青 森)
山田	俊男 (比 例)	○山谷	えり子 (比 例)	山本	一太 (群 馬)
○山本	順三 (愛 媛)	吉田	博美 (長 野)	○若林	健太 (長 野)
○脇	雅史 (比 例)	○渡辺	猛之 (岐 阜)		

【 公 明 党 】

(1 9 名)

○秋野	公造 (比 例)	○荒木	清寛 (比 例)	○石川	博崇 (大 阪)
魚住	裕一郎 (比 例)	加藤	修一 (比 例)	草川	昭三 (比 例)
木庭	健太郎 (比 例)	白浜	一良 (大 阪)	○竹谷	とし子 (東 京)
○谷合	正明 (比 例)	○長沢	広明 (比 例)	○西田	実仁 (埼 玉)
○浜田	昌良 (比 例)	松	あきら (神奈川)	山口	那津男 (東 京)
山本	香苗 (比 例)	山本	博司 (比 例)	○横山	信一 (比 例)

渡辺 孝男 (比 例)

【 みんなの党 】

(12名)

○江口 克彦 (比 例)	○小野 次郎 (比 例)	川田 龍平 (東 京)
○柴田 巧 (比 例)	○寺田 典城 (比 例)	○中西 健治 (神奈川)
○藤巻 幸夫 (比 例)	○真山 勇一 (比 例)	○松田 公太 (東 京)
○水野 賢一 (千 葉)	○山田 太郎 (比 例)	米長 晴信 (山 梨)

【 生活の党 】

(8名)

佐藤 公治 (広 島)	○主濱 了 (岩 手)	○谷 亮子 (比 例)
はた ともこ (比 例)	平山 幸司 (青 森)	広野 ただし (比 例)
藤原 良信 (比 例)	森 ゆうこ (新 潟)	

【 日本共産党 】

(6名)

井上 哲士 (比 例)	○市田 忠義 (比 例)	紙 智子 (比 例)
○田村 智子 (比 例)	○大門 実紀史 (比 例)	山下 芳生 (比 例)

【 みどりの風 】

(5名)

亀井 亜紀子 (島 根)	行田 邦子 (埼 玉)	谷岡 郁子 (愛 知)
平山 誠 (比 例)	舟山 康江 (山 形)	

【 社会民主党・護憲連合 】

(4名)

○福島 みずほ (比 例)	又市 征治 (比 例)	山内 徳信 (比 例)
○吉田 忠智 (比 例)		

【 日本維新の会 】

(3名)

○片山 虎之助 (比 例)	中山 恭子 (比 例)	水戸 将史 (神奈川)
---------------	-------------	-------------

【 国 民 新 党 】

(2 名)

自見 庄三郎 (比 例) ○ 浜田 和幸 (鳥 取)

【 新 党 改 革 】

(2 名)

○ 荒井 広幸 (比 例) 舩添 要一 (比 例)

【 各派に属しない議員 】

(5 名)

糸数 慶子 (沖 縄) 平田 健二 (岐 阜) 森田 高 (富 山)
○ 山崎 正昭 (福 井) 横峯 良郎 (比 例)

5 議員の異動

第182回国会閉会後及び今国会（25. 1. 28召集）中における議員の異動

○辞職

室井 邦彦君（民主・比例）

25. 5. 9 辞職

大江 康弘君（自民・比例）

25. 5. 22 辞職

○補欠当選

江島 潔君（自民・山口）

25. 4. 28 任期開始

○繰上補充当選

尾辻 かな子君（民主・比例）

25. 5. 23 任期開始（室井邦彦君辞職による）

山村 明嗣君（民主・比例）

25. 6. 5 任期開始（大江康弘君辞職による）

○会派解散

「新党大地」

25. 1. 10 解散

「国民新党」

25. 3. 27 解散

○会派名変更

「日本未来の党」

25. 1. 7 「生活の党」に変更

「自由民主党・無所属の会」

25. 5. 22 「自由民主党」に変更

○所属会派異動・会派所属

－25. 1. 10 みどりの風に入会－

平山 誠君（比例）

－25. 1. 16 国民新党を退会－

森田 高君（富山）

－25. 1. 23 みんなの党に入会－

米長 晴信君（山梨）

－25. 3. 13 みどりの風を退会 同日 みんなの党に入会－

行田 邦子君（埼玉）

－25. 4. 23 民主党・新緑風会を退会－

川崎 稔君（佐賀）

平野 達男君（岩手）

1 議案審議概況

閣法は、新規提出75件（本院先議8件を含む）のうち、消費税転嫁特別措置法案、マイナンバー関連法案、ハーグ条約実施法案、食品表示法案等63件が成立し、残る12件については、本院において4件が審査未了となり、衆議院において8件が継続審査となった。なお、衆議院選挙における一票の較差是正のための選挙区割り法案は、衆議院において本院が否決したとみなし、衆議院において再議決の結果成立した。

参法は、新規提出32件のうち、脱法ドラッグ対策法案、DV防止法改正案、ストーカー規制法改正案の3件が成立し、残る29件については、本院において27件が審査未了、1件が撤回となり、衆議院において1件が継続審査となった。

衆法は、新規提出49件のうち、ネット選挙運動解禁法案、再生医療推進法案、子どもの貧困対策推進法案、いじめ防止対策推進法案等7件が成立し、残る42件については、本院において2件が未了となり、衆議院において3件が否決、27件が継続審査、7件が審査未了、3件が撤回となった。

予算は、9件提出され、いずれも成立した。なお、平成25年度一般会計予算外2件は、本院において否決され、両院協議会が開催されたものの成案を得ず、いずれも衆議院の議決が国会の議決となり成立した。

条約は、新規提出18件（本院先議5件を含む）のうち、ハーグ条約等9件が承認され、残る9件については、いずれも本院において審査未了となった。

承認案件は、新規提出5件のうち、北朝鮮貨物輸出・輸入承認義務等措置等3

件が承認され、残る2件については、衆議院において継続審査となった。

予備費は、新規提出9件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成22年度決算外2件（第179回国会提出）は是認され、平成23年度決算外2件（第181回国会提出）は審査未了となり、平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）等3件は審査に入るに至らなかった。

決議案は、議長不信任決議案1件、内閣総理大臣問責決議案1件、常任委員長解任決議案1件、その他の決議案2件の計5件が提出された。このうち、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案、環境委員長川口順子君解任決議案、北朝鮮による三度目の核実験抗議決議案、オリンピック・パラリンピックに関する決議案が可決され、議長不信任決議案は否決された。

このほか、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	7 5	6 3	0	0	4	8	0	0	参議決せず 1※
参 法	新 規	3 2	3	0	0	2 7	1	0	0	撤回 1
衆 法	新 規	4 9	7	0	0	2	2 7	3	7	撤回 3
予 算		9	9	0	3※	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 8	9	0	0	9	0	0	0	
承 認	新 規	5	3	0	0	0	2	0	0	
予備費等	新 規	9	0	0	0	0	9	0	0	
決算その他	新 規	2	0	0	0	2				
	継 続	7	3	0	0	4				
決 議 案		5	4	0	1	0				
規 程		1	1	0	0	0				

(注) ※は衆議院において再議決又は衆議院の議決を国会の議決とした結果成立したものである。

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（75件）

●両院を通過したもの（62件）

- 1 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案
- 2 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（修）
- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 5 内閣法等の一部を改正する法律案（修）
- 6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 地方公共団体情報システム機構法案
- 8 所得税法等の一部を改正する法律案
- 9 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 10 予防接種法の一部を改正する法律案
- 11 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
- 12 地方税法の一部を改正する法律案
- 13 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案
- 16 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（修）
- 17 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案
- 18 健康保険法等の一部を改正する法律案（修）
- 19 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（修）
- 20 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 21 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 22 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案
- 24 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 25 電波法の一部を改正する法律案
- 26 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
- 27 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 28 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案
- 29 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案
- 31 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 32 株式会社海外需要開拓支援機構法案
- 33 道路法等の一部を改正する法律案

- 34 港湾法の一部を改正する法律案
- 35 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 36 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（修）
- 37 刑法等の一部を改正する法律案
- 38 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案
- 39 総合特別区域法の一部を改正する法律案（修）
- 40 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案
- 41 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
- 42 道路交通法の一部を改正する法律案
- 43 旅券法の一部を改正する法律案
- 44 食品表示法案（修）
- 45 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案
- 46 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案
- 47 水防法及び河川法の一部を改正する法律案
- 49 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案
- 50 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 53 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（修）
- 55 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 56 災害対策基本法等の一部を改正する法律案
- 57 大規模災害からの復興に関する法律案
- 58 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案
- 59 金融商品取引法等の一部を改正する法律案
- 61 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 62 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案
- 64 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 65 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案《修》
- 66 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案《修》
- 67 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 68 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案
- 69 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案
- 衆議院において本院が否決したとみなし、再議決の結果成立したもの（1件）
 - 51 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（8件）
 - 30 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
 - 52 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案
 - 60 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案
 - 63 自衛隊法の一部を改正する法律案

- 72 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 73 薬事法等の一部を改正する法律案
- 74 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案
- 75 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案
- 衆議院を通過し、本院において審査未了のもの（4件）
- 48 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案
- 54 電気事業法の一部を改正する法律案（修）
- 70 生活保護法の一部を改正する法律案（修）
- 71 生活困窮者自立支援法案

◎本院議員提出法律案（32件）

- 両院を通過したもの（3件）
- 4 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案
- 28 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
- 本院を通過し、衆議院において閉会中審査するに決したもの（1件）
- 6 民法の一部を改正する法律案《修》
- 本院において審査未了のもの（3件）
- 3 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案
- 7 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案
- 9 地方自治法の一部を改正する法律案
- 撤回されたもの（1件）
- 2 いじめ対策推進基本法案
- 本院において委員会に付託されなかったもの（24件）
- 1 脱原発基本法案
- 5 民法の一部を改正する法律案
- 8 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案
- 11 国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案
- 12 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案
- 13 特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案
- 14 国家賠償法の一部を改正する法律案
- 15 幹部国家公務員法案
- 16 会計検査院法の一部を改正する法律案
- 17 予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 地方公務員法等の一部を改正する法律案
- 19 地方公務員の労働関係に関する法律案
- 20 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 21 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 22 公務員庁設置法案

- 23 電力自由化推進法案
- 24 検察審査会法の一部を改正する法律案
- 25 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案
- 26 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案
- 27 体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案
- 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 31 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案
- 32 受動喫煙防止対策の推進に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案 (49件)

●両院を通過したもの(7件)

- 3 公職選挙法の一部を改正する法律案(修)
- 4 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案
- 7 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
- 16 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案
- 24 子どもの貧困対策の推進に関する法律案
- 34 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案
- 42 いじめ防止対策推進法案

●衆議院において閉会中審査するに決したもの(27件)

- 5 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 8 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 13 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 14 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 アレルギー疾患対策基本法案
- 18 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案
- 21 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案
- 22 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案
- 25 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案
- 26 農業者戸別所得補償法案
- 27 介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案
- 28 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 29 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案
- 30 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案
- 31 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
- 33 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案
- 35 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整

備に関する法律案

- 37 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 38 交通基本法案
- 41 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 43 首都直下地震対策特別措置法案
- 44 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案
- 45 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案
- 46 道州制への移行のための改革基本法案
- 49 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案
- 衆議院を通過し、本院において審査未了のもの（2件）
 - 39 水循環基本法案
 - 40 雨水の利用の推進に関する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（7件）
 - 2 消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案
 - 9 日本銀行法の一部を改正する法律案
 - 17 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案
 - 32 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
 - 36 地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案
 - 47 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
 - 48 司法試験法の一部を改正する法律案
- 衆議院において否決したもの（3件）
 - 1 公職選挙法の一部を改正する法律案
 - 10 電波法の一部を改正する法律案
 - 11 通信・放送委員会設置法案
- 撤回されたもの（3件）
 - 12 いじめの防止等のための対策の推進に関する法律案
 - 19 子どもの貧困対策法案
 - 20 子どもの貧困対策の推進に関する法律案

◎予算（9件）

- 両院を通過したもの（6件）
 - 1 平成二十四年度一般会計補正予算（第1号）
 - 2 平成二十四年度特別会計補正予算（特第1号）
 - 3 平成二十四年度政府関係機関補正予算（機第1号）
 - 7 平成二十五年度一般会計暫定予算
 - 8 平成二十五年度特別会計暫定予算
 - 9 平成二十五年度政府関係機関暫定予算
- 憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となったもの（3件）
 - ▼本院において否決したもの（3件）
 - 4 平成二十五年度一般会計予算
 - 5 平成二十五年度特別会計予算
 - 6 平成二十五年度政府関係機関予算

◎条約（18件）

●両院を通過したもの（9件）

- 1 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 2 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 4 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 5 租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 6 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 7 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件
- 17 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 18 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

●衆議院を通過し、本院において審査未了のもの（6件）

- 8 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 9 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 10 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 11 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 12 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 13 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

●本院において委員会に付託されなかったもの（3件）

- 14 万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
- 15 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 16 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（5件）

●両院を通過したもの（3件）

- 1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 2 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

3 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（2件）

4 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

5 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承認を求めるの件（9件）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（9件）

○平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

○平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

○平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（9件）

●是認すると議決したもの（3件）

○平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書（第百七十九回国会提出）

○平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百七十九回国会提出）

○平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百七十九回国会提出）

●審査未了のもの（3件）

○平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書（第百八十一回国会提出）

○平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百八十一回国会提出）

○平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百八十一回国会提出）

●委員会に付託されなかったもの（3件）

○日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第百八十回国会提出）

○日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

○平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

◎決議案（５件）

●可決したもの（４件）

- １ 北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案
- ２ 第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案
- ３ 環境委員長川口順子君解任決議案
- ５ 内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案

●否決したもの（１件）

- ４ 議長不信任決議案

◎規程案（１件）

●可決したもの（１件）

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 25. 2. 14可決 参議院 2. 25内閣委員会付託 2. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名並びに機構の目的及び商号

- 1 法律の題名を「株式会社地域経済活性化支援機構法」とする。
- 2 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、中小企業者その他の事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とする。
- 3 株式会社企業再生支援機構の商号を「株式会社地域経済活性化支援機構」(以下「機構」という。)とする。

二、地域経済活性化支援委員会

企業再生支援委員会を「地域経済活性化支援委員会」とし、その決定事項を、再生支援等をするかどうかの決定のうち、認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものとする。

三、業務の範囲

機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加する。

- (一) 特定信託引受決定の対象となった事業者に対して金融機関等(当該事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。)が有する全ての貸付債権の信託の引受け(以下「特定信託引受け」という。)
- (二) 特定出資決定の対象となった株式会社に対する優先株式による出資又は劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け(以下「特定出資」という。)
- (三) 特定専門家派遣決定の対象となった者に対する地域経済の活性化に資する事業活動(以下「地域経済活性化事業活動」という。)に関する専門家等の派遣(以下「特定専門家派遣」という。)
- (四) 地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社の経営管理(以下「特定経営管理」という。)

四、業務の実施

1 再生支援決定等

- (一) 機構は、再生支援決定等を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。
- (二) 再生支援決定は、原則として、平成30年3月31日までにに行わなければならない。
- (三) 機構は、再生支援決定等の日から5年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。
- (四) 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要な事項を公表しなければならない。

2 特定信託引受決定

過大な債務を負っている事業者であって、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等と協力してその事業の再生を図ろうとするものは、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みができる。

3 特定出資決定

中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社に分割又は現物出資により事業者に対する貸付債権を移転し、その対価として当該株式会社の株式を取得することにより、その総株主の議決権の全部を保有することとなる金融機関等は、機構に対し、特定出資の申込みをすることができる。

4 特定専門家派遣決定

金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者は、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。

5 特定経営管理決定

機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣が定める支援基準に従って、特定経営管理をする旨の決定を行わなければならない。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成25年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 25. 2. 14可決 参議院 2. 25総務委員会付託 2. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

- 1 地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として1,214億円を加算する。
- 2 補正予算により増額された平成24年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 25. 5. 9修正議決 参議院 5. 10内閣委員会付託 5. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合し、これらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人番号

- 1 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、地方公共団体情報システ

ム機構（以下「機構」という。）から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、1により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。機構は、住民票コードを変換して得られるものである等の要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

3 個人番号の利用範囲を本法律に定める社会保障、税、防災分野等の事務に限定する。

4 何人も、本法律に定める場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

二、個人番号カード

市町村長は、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、氏名、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されたその者に係る個人番号カードを交付するものとする。

三、特定個人情報の提供の制限

何人も、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の提供を管理するために、総務大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織）を使用した情報提供等本法律に定める場合を除き、特定個人情報の提供、収集又は保管をしてはならない。

四、特定個人情報保護委員会

内閣総理大臣の所轄の下に、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督、苦情の申出についての必要なあっせん等の事務をつかさどり、委員長及び委員6人（うち3人は非常勤）をもって組織される特定個人情報保護委員会を置く。

五、法人番号

1 国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定し、通知するとともに、法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する。

2 行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報で法人番号により検索できるもの）の提供を求めるときは、当該法人番号を通知するものとする。

六、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

3 2に定める事項のほか、政府は、特定個人情報保護委員会の所掌事務の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定及び基本理念への行政運営の効率化等を図ること等の明記、特定個人情報を提供することができる場合の追加、附則における給付付き税額控除の施策に関する事務的確な実施に係る検討規定の追加を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.5.23内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、社会保障・税番号制度に係るシステムの開発・整備に当たっては、内閣情報通信政策監の意見を十分に考慮し、現行制度及び業務の改善を前提に費用対効果を検証した上で、国民にとって最適な便益が確保されるよう予算案等を策定すること。その際、今後の制度見直し等の可能性も考慮すること。

二、個人番号及び法人番号を扱う業務に従事する者のICT知識とモラルの向上、法令遵守の徹底を図るため、研修の実施等、継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報の保

護に万全の体制を構築すること。また、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務の厳罰化等の措置を検討すること。

三、特定個人情報保護委員会がその権限と機能を十全に行使することができるよう、情報システムや個人情報保護に関する高い識見を有する人材の確保や、十分な人員体制の確保等、事務局機能の充実を含めた体制を確保すること。

四、情報提供等記録開示システムの設置及び運用に当たっては、当該システムがインターネット上に構築されることを踏まえ、国民の利便性に考慮しつつ、より高度な認証システムを採用することなど、安全性と信頼性確保のために万全の対策を講ずること。

五、社会保障・税番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について、地方公共団体の財政負担及び当該システム整備に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。

六、本法の施行後も継続的に、教育活動、広報活動その他の活動を通じて個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。

七、利用範囲を民間利用に広げることを検討する際は、国民からの意見に耳を傾けるとともに、民間分野の公益性等を十分評価すること。また、そのメリット等について国民に分かりやすく積極的に情報を提供すること。

右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第4号)

(衆議院 25. 5. 9可決 参議院 5. 10内閣委員会付託 5. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住民基本台帳法の一部改正

- 1 住民票の記載事項として、個人番号を追加するとともに、本人等の請求による住民票の写し等について、特別の請求があったときは個人番号を記載するものとする。
- 2 本人確認情報の利用事務に関する規定を別表に追加する。
- 3 指定情報処理機関制度を廃止し、その事務を地方公共団体情報システム機構法に基づき設置する地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行うものとする。
- 4 住民基本台帳カードに関する規定を削除する。

二、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正

- 1 「電子署名」に加え、「電子利用者証明」に係る規定を新たに設ける。
- 2 指定認証機関制度を廃止し、電子証明書の発行等の事務を機構が行うものとする。
- 3 署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の有効期間を総務省令で定めるものとする。
- 4 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大する。

三、関係法律の規定の整備

地方自治法のほか、関係法律の規定の整備等を行う。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 25. 5. 9修正議決 参議院 5. 15内閣委員会付託 5. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官

房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣法の一部改正

- 1 内閣官房に内閣情報通信政策監を1人置く。
- 2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

二、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）に置かれる本部員に内閣情報通信政策監を加える。
- 2 内閣総理大臣をもって充てる本部の長（以下「本部長」という。）は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重要施策の実施の推進に関し、府省横断的な計画の作成、関係行政機関の経費の見積りの方針の作成、施策の実施に関する指針の作成及び施策の評価に係る事務並びに関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができる。
- 3 内閣情報通信政策監は、2の事務を行う場合において、必要があると認めるときは、本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。
- 4 本部長は、内閣情報通信政策監が2の事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るために必要があると認めるときは、内閣情報通信政策監に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。また本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
- 5 地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定または実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。
- 6 本部は、5の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を本部長とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができること、本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができること、施行期日について一部を除き、公布の日に改めることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.5.23内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、内閣情報通信政策監について、政府全体の電子行政の推進等を担う司令塔としての責任の所在を明確にするとともに、少なくとも3年間はその任に当たるよう配慮すること。
- 二、内閣情報通信政策監は、国会に対して、番号制度の開発・整備及び運用の状況、政府における電子行政の高度化の状況等について定期的に報告すること。
- 三、安全性と信頼性を確保しつつ電子行政の高度化を適切かつ効果的に推進するために、内閣情報通信政策監の補佐官等にはITに係る特に高度な専門性を有する人材を確保することとし、そのために必要な任用・給与・評価制度を整備するとともに、その専門性を十分に発揮し得る体制を整備すること。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第6号)

(衆議院 25. 5. 21可決 参議院 5. 23内閣委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

二、設立等

- 1 機構は、一を限り設立される。
- 2 政府は、常時、機構が発行している株式の総数の2分の1以上を保有していなければならない。
- 3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内で、機構に出資することができる。

三、民間資金等活用事業支援委員会

- 1 機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。
- 2 支援委員会は、取締役である委員3人以上7人以内で組織する。委員の中には代表取締役及び社外取締役が、それぞれ1人以上含まれていなければならない。
- 3 支援委員会は、六の特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定、株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定等を行う。

四、業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務等を営むものとする。

- 1 対象事業者に対する出資又は基金の拠出
- 2 対象事業者に対する資金の貸付け
- 3 対象事業者が発行する有価証券の取得
- 4 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 5 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣及び助言

五、支援基準

- 1 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援（四1から4までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき支援基準を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かななければならない。

3 内閣総理大臣は、1により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

六、業務の実施

機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、内閣総理大臣にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

七、検討

政府は、速やかに、道路その他の公共施設等の運営等について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.5.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。
- 二、地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成26年度から実施することが可能となるよう検討すること。
- 三、株式会社民間資金等活用事業推進機構に蓄積されたノウハウなど独立採算型のPFI事業の推進に資する情報を積極的に公表するなど、民間インフラファンドの設立が促進されるような環境整備に努めること。
- 四、PFI法施行から、10年以上経過していることに鑑み、この間のPFI事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告すること。その際、PFI推進委員会を積極的に活用すること。
右決議する。

地方公共団体情報システム機構法案(閣法第7号)

(衆議院 25.5.9可決 参議院 5.15総務委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、設立

都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が設立委員を選任し、設立委員が機構の定款、事業計画及び予算を作成し、総務大臣の認可を申請するものとし、その出資者は地方公共団体に限る。

二、組織

都道府県知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置し、定款の変更、予算及び事業計画の作成等の重要事項を議決し、理事長及び監事を任命する。また、外部の学識経験者で構成する審議機関として経営審議委員会を設置し、予算等に関する基本的事項について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に建議を行うことができる。

三、役員

理事長、副理事長、理事及び監事を置き、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

四、業務の範囲

住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行うとともに、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託、地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援等を行う。

五、機構に対する国の関与

機構の設立及び定款の変更に際して総務大臣が認可を行うほか、本法律等に違反し、又は違反するおそれがある場合には、総務大臣は報告徴収若しくは立入検査又は違法行為等の是正要求を行うことができる。

六、その他

- 1 財団法人地方自治情報センターは、平成26年4月1日に解散するものとし、その権利及び義務については機構が承継する。また、機構は、財団法人自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理するとされている事務に係る権利及び義務について承継するとともに、これらの承継に伴い必要な措置を講ずる。
- 2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25.5.23総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、社会保障・税番号制度の安定的な運用に資するため、地方公共団体情報システム機構においては、その運営する住民基本台帳ネットワークシステムに関し、専用回線の利用やファイアウォールによる通信制御等、外部からの不正侵入や情報漏洩等を防止するための万全のセキュリティ対策を引き続き講ずるとともに、情報通信技術の進展等を踏まえながら、本人確認情報を保護するために必要な高いセキュリティレベルを確保すること。
 - 二、代表者会議及び経営審議委員会の委員の選任に当たっては、情報システムの開発・運用やセキュリティ対策等の業務を担う地方公共団体情報システム機構の適切な運営を図るため、可能な限り情報システムに関する高度な専門的知識を有する者を選任するよう配慮すること。
- 右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に関し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 所得税の最高税率（現行40％）を引き上げる（現行の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45％の税率を創設）。
- 2 金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大等を行う。
- 3 住宅ローン減税の適用期限（平成25年末）を4年間延長し、認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額を500万円（それ以外の住宅は400万円）に引き上げる。

二、法人課税

- 1 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の30％（現行20％）に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲を拡大する。
- 2 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30％の特別償却又は3％の税額控除ができる制度（生産等設備投資促進税制）を創設する。

- 3 給与等支給を一定以上増加させた場合に、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設する。

三、資産課税

- 1 相続税の基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%（現行50%）に引き上げる等の税率構造の見直しを行う。
- 2 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子・孫等が受贈者となる場合の税率構造を緩和する。
- 3 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げるとともに、受贈者に孫を加える。
- 4 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）について、適用要件の緩和（雇用確保要件の緩和等）、負担の軽減（利子税の引下げ等）、手続の簡素化等の見直しを行う。
- 5 子・孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置を創設する。

四、納税環境整備

事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税、利子税及び還付加算金の引下げを行う。

五、その他

- 1 避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等の復興支援税制の改正を行う。
- 2 適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

六、施行期日等

- 1 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成25年4月1日から施行する。
- 2 附則において、寄附金税制、特定支出控除、交際費課税及び贈与税に関する検討規定を設ける。

なお、本法律施行に伴う平成25年度の租税減収見込額は、約2,340億円である。

【附帯決議】（25.3.27財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なものは縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正及び社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応など事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、適正な課税のための規定の整備を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定関税率等の適用期限の延長

平成25年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、適用期限を1年延長する。

二、適正な課税のための規定の整備

- 1 輸入貨物の課税標準となる価格の決定（関税評価）に係る規定について明確化を図る。
- 2 延滞税及び還付加算金について、現下の低金利の状況等に鑑み、特例的に利率の見直しを行う。
- 3 災害等により更正の請求の期限が延長され、その請求に対し税関が更正等ができない期間が生じる場合について、更正等ができる期間を延長する。

三、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成25年4月1日から施行する。

【附帯決議】（25.3.27財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。
- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25厚生労働委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、いわゆるワクチン・ギャップの問題等を踏まえ、幅広い観点から予防接種制度の見直しを図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一類疾病をA類疾病とし、対象疾病にH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加するとともに、二類疾病をB類疾病とし、政令で定める疾病を追加できるものとする。
- 二 厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種基本計画を定めなければならない。
- 三 病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。また、厚生労働大臣は、当該報告があったときは、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとする。
- 四 厚生労働大臣は、三の報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。
- 五 国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給確保等に関する必要な措置を講ずるとともに、予防接種による免疫の獲得状況に関する調査等を行うものとする。
- 六 厚生労働大臣は、予防接種基本計画等を定め、又は変更しようとするとき等は、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かななければならない。
- 七 この法律は、一部を除き平成25年4月1日から施行する。
- 八 政府は、この法律の施行後5年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状

況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の予防接種法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（25.3.28厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が7ワクチンについて医学的・科学的観点から広く接種を促進していくことが望ましいと提言したことを踏まえ、7ワクチンのうち本法で追加される3疾病に係るワクチンを除く4ワクチンを定期接種の対象とすることについて検討し、平成25年度末までに結論を得ること。
 - 二、ロタウイルス・ワクチンについては、現在実施中の専門家による評価・検討の結果を踏まえ、予防接種法上の定期接種の対象とすること等について早期に結論を得よう検討すること。
 - 三、新規ワクチンについて薬事法上の手続きを経て製造販売の承認がなされた際には、速やかに、当該ワクチンの予防接種法上の位置付けについて厚生科学審議会の意見を聴いて検討し、その結果に基づいて必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めること。
 - 四、予防接種基本計画を定めるに当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて集積する安全性情報と国立感染症研究所で集積する疾患の発症率等の疫学情報を機能的に活用して予防接種の安全性、有効性の評価を行うこと、医療経済的な分析を踏まえた施策の推進を確保するために予防接種導入前後の医療費及び社会的損失に対する影響を比較評価すること等の事項を盛り込むこと。
 - 五、予防接種基本計画については、予防接種実施に関する諸外国の状況等を踏まえ、ワクチンで予防可能な疾患は適正に予防接種で予防するという考え方を基本として策定すること。また、予防接種基本計画に定められた施策等の実施状況について、厚生科学審議会の意見を聴いた上で1年ごとの評価を行い、5年の見直しを待たずに必要に応じた措置を随時講ずること。
 - 六、里帰り出産等により住所地以外で予防接種を受けた場合に、ワクチン接種の助成制度等が異なることに起因するいわゆる「里帰り問題」について、被接種者及びその保護者の負担の軽減や自治体間の格差是正に向けた取組を推進するための方策を検討すること。
 - 七、公衆衛生の見地から予防接種を実施し国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するために、接種率の向上、安全性情報の収集、副反応による健康被害の救済を図るとともに、予防接種の意義やリスクに関して分かりやすい情報を提供することにより、予防接種が円滑かつ適正に実施される体制を整備すること。
- 右決議する。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25農林水産委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、現行法の有効期限を平成30年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25総務委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

- 1 公社債等に対する課税方式を変更するとともに、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益

通算の特例の対象範囲の拡充等を行う。

- 2 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充する。

二、固定資産税及び都市計画税

東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、平成25年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を講ずる。

三、その他

- 1 延滞金等の見直し及び税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、平成25年4月1日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 25. 3. 22可決 参議院 3. 25総務委員会付託 3. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成25年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額1兆8,900億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額17兆624億円とする。
- 2 平成26年度から平成40年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れに関する特例を改正するとともに、平成24年度に引き続き財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設ける。
- 3 平成25年度における措置として「地域の元気づくり推進費」を設けるほか、地方公務員について平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与費の削減を単位費用の額に反映するなど平成25年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 4 平成25年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額については、平成25年度において新たに6,053億円を確保する。

二、施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 25. 3. 28可決 参議院 4. 1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 4. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。
- 二、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第15号)

(衆議院 25. 4. 12可決 参議院 4. 18農林水産委員会付託 4. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であつて当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものの全部を免除するための措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、米穀の売渡しに係る債権の免除

政府は、この法律の施行前に米穀の売渡しにより取得した債権であつて、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府からの要請があったときは、当該債権の全部を免除することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第16号)

(衆議院 25. 4. 4修正議決 参議院 4. 24経済産業委員会付託 5. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、長期的なエネルギーの需給の安定化の必要性が高まっていることに鑑み、電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化(電力ピーク対策)に資する措置の実施が円滑に行われるようにするため、当該措置に関する指針を定め、指導及び助言を行うことができるようにするとともに、民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、熱の損失の防止の用に供される建築材料の性能の向上について判断の基準となるべき事項を定める等の措置を講じ、新たにトップランナー制度の対象とするほか、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法附則第2条に規定する廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、同臨時措置法の廃止に関する施行期日を平成25年3月31日から公布の日に変更すること等を内容とする修正が行われた。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正

- 1 題名を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に変更する。
- 2 この法律の目的を、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等とする。
- 3 基本方針に電気の需要の平準化に係る部分を加える等所要の規定の整備を行う。
- 4 主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関する計画を適切に実施すべき旨の指示に従わなかった場合のその旨の公表及び当該指示に従うべき旨の命令等をする場合においては、電気の需要の平準化を図るための指針に従って講じた措置の状況等を勘案する。
- 5 国土交通大臣等は、特定貨物輸送事業者、特定荷主及び特定旅客輸送事業者による輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令等をする場合においては、輸送に係る電気の需要の平準化を図るための指針に従って講じた措置の状況等を勘案する。
- 6 機械器具等に係る措置

イ 経済産業大臣等は、特定関係機器(エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であつて、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費

されるエネルギーの量に影響を及ぼすもののうち政令で定めるものをいう。) ごとに、エネルギー消費関係性能(関係機器に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。)の向上に係る特定関係機器の製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項及びエネルギー消費関係性能に係る当該者が表示すべき事項等を定め、判断の基準となるべき事項に照らしてエネルギー消費関係性能の向上を相当程度行う必要があると認めるとき又は表示すべき事項の表示をしていないと認めるときは当該者に対し勧告が、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ロ 経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料(建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料であつて、政令で定めるものをいう。)ごとに、熱の損失の防止のための性能の向上に係る特定熱損失防止建築材料の製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項及び熱の損失の防止のための性能に係る当該者が表示すべき事項等を定め、判断の基準となるべき事項に照らして熱の損失の防止のための性能の向上を相当程度行う必要があると認めるとき又は表示すべき事項の表示をしていないと認めるときは当該者に対し勧告が、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ハ イ及びロの判断の基準となるべき事項は、性能が最も優れている特定関係機器及び特定熱損失防止建築材料の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定める。

7 電気事業者は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関して保有する情報の開示を求められたときは、遅滞なく当該情報を開示しなければならない。

二、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法を廃止する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二の規定は、公布の日(衆議院修正)から施行する。

【附帯決議】(25.5.23経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たなエネルギー戦略の立案に際しては、中長期のエネルギー需要の予測を踏まえ、供給面及び省エネルギー面の目標を早急に明確化するとともに、省エネルギーが新たな成長分野として有望であることに鑑み、産業、運輸、民生各部門における効果的な総合プログラムを早急に構築すること。

二 電力需要のピーク対策を促すための判断基準の設定に当たっては、過度にエネルギー消費を増やすこととならないよう、その算出方法、ピーク時間等は適切に設定するとともに、電力需給状況を踏まえ柔軟に見直すこと。また、事業者に過度な負担となることのないよう十分実態を踏まえたものとする。

三 電力需要のピーク対策を効率的に推進するため、電力会社に対し、スマートメーター及び時間帯別・季節別の料金メニューの導入をより一層促すとともに、開発が進む蓄電池やエネルギー管理システムの早期の普及拡大を図ること。

四 省エネルギー性能に優れた建築材料の普及拡大により、民生部門の省エネルギーを一層推進するため、トップランナー制度について表示の在り方を工夫するなど消費者等への周知徹底を図るとともに、中小メーカーに過度な負担となることのないよう実態を踏まえた制度設計に努めること。あわせて、トップランナー制度の更なる充実に向け、産業の動向に応じて対象品目や基準の見直しに努めること。

五 建築確認時の省エネルギー基準適合義務化については、多様な新築住宅・建築物の状況を踏ま

え、消費者への負担が過度とならないよう、関係府省間の連携の下、技術革新によるコスト削減の加速を促すなどの支援措置を講じつつ、制度の円滑な実施のための環境整備を図ること。特に地域の中小工務店等の施工事業者の技術向上に向けた支援措置を速やかに実施すること。あわせて、伝統的木造住宅などに十分配慮すること。

右決議する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 25. 4. 4可決 参議院 4. 19東日本大震災復興特別委員会付託 4. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

避難解除等区域復興再生計画に、現に避難指示（警戒区域の設定の指示を除く。以下同じ。）の対象となっている区域におけるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを定めることができるとし、現に避難指示の対象となっている区域において、国が自ら復興漁港工事、復興道路工事、生活環境整備事業等を実施できるものとする。

二、生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

- 1 福島県知事及び避難先市町村の長（避難元市町村その他の地方公共団体が生活拠点形成交付金事業等を実施しようとする場合にあっては、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長）は、居住制限者の生活の拠点を形成するため、共同して、公営住宅の整備、道路の新設、義務教育諸学校等施設の整備等を記載した生活拠点形成事業計画を作成することができるものとする。
- 2 福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体は、公営住宅の整備等を実施しようとするときは、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとし、国は、当該生活拠点形成事業計画に係る公営住宅の整備等に要する経費に充てるため予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。
- 3 居住制限者の生活の拠点の形成は、居住制限者が長期にわたり避難を余儀なくされていることを踏まえ、その生活の安定を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

三、企業立地促進計画及びこれに基づく措置

- 1 福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、企業立地促進区域、企業の立地を促進するために実施しようとする措置の内容等を記載した企業立地促進計画を作成することができるものとし、当該企業立地促進計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。
- 2 企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画を作成し、福島県知事の認定を申請することができるものとし、福島県知事は、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が企業立地促進計画に適合するものである等の場合に、認定をするものとする。
- 3 企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 4 認定事業者が、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認

定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

四、既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた個人事業者又は法人に講ぜられている課税の特例措置について、住民の居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域に拡充する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25.4.25東日本大震災復興特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 長期避難者のための生活拠点の整備に当たっては、避難住民の意向を尊重するとともに、雇用、育児・教育、医療・介護といった、あらゆる世代が必要とする環境の整備にも留意すること。
- 二 長期避難者のための生活拠点が閉ざされたものとなることのないよう、避難先自治体の住民との交流を図るなど、地域との融和が進む施策を講じること。
- 三 避難住民を受け入れ、生活拠点を整備する避難先市町村については、公共インフラの整備や行政サービスの提供等の面で負担を生じることのないよう配慮すること。
- 四 被災地からの人口流出は、地域の復興に甚大な影響を及ぼすことから、避難住民の帰還はもとより、新たな住民の被災地居住を促す復興施策も推進すること。
- 五 長期避難者の帰還及び将来設計のために、避難住民に対し、被災地の将来像及び避難先の生活拠点における生活はどの程度継続するのかをできるだけ具体的に示すとともに、避難元自治体における帰還に必要な環境整備の進捗状況を適時適切に伝えること。
- 六 国による公共事業の代行及び生活環境整備事業については、一日も早く住民が帰還できるよう、効果的かつ効率的に進めること。
なお、事業の実施に当たっては、帰還困難区域等で作業に従事する者の被ばく量に留意すること。
- 七 産業の復興は、地域経済のみならず、個々の被災者の雇用確保という意味でも極めて重要であることから、被災地における投資や雇用の促進が図られるよう、税制特例や予算措置の周知に努めること。
- 八 生活拠点形成交付金の交付に当たっては、福島県、避難先市町村及び避難元市町村等との意思の疎通を十分に図り、それぞれの実情や意向に配慮して交付すること。
- 九 税制特例については、企業立地の状況等を踏まえ適用期間を延長するなど、適切な措置を講じよう努めること。
- 十 福島の地方公共団体に対し、より一層の理解の促進が図られるよう特措法に盛り込まれた制度の趣旨及び内容について周知徹底すること。また、特に、新たな規制の特例措置に関する提案等については、福島県知事からの国会に対する福島復興再生特別意見書の提出等に係る規定の趣旨を十全に踏まえるとともに、原子力災害からの福島復興再生協議会において福島県等と真摯に協議を行うなど、復興庁が最大限福島の地方公共団体の立場に立った対応に努めること等により、特措法に盛り込まれた制度が活用されるよう努めること。
- 十一 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求権の消滅時効については、本事故に起因する被害の特性として、継続性が認められるとともに長期間にわたるおそれがあること、被害の範囲及び状況が明らかになっていないこと並びに将来においてもその見通しが定かでないこと等に鑑み、全ての被害者について十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるように、消滅時効に関して法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。

右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 25. 4. 23修正議決 参議院 5. 16厚生労働委員会付託 5. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成25年度及び平成26年度について、平成22年度から平成24年度までと同様に、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率を引き上げること及び被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の3分の1を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 健康保険法の一部改正

- 一 全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助率について、平成25年度及び平成26年度においては、1,000分の164とする。
- 二 全国健康保険協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととする。
- 三 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とする。
- 四 厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務は、全国健康保険協会に行わせるものとする。

第二 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成25年度及び平成26年度においては、その額の3分の1を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じたものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日（衆議院修正）から施行する。ただし、第一の三については、平成25年10月1日から施行する。
- 二 政府は、全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助率について、全国健康保険協会管掌健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成26年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（25. 5. 23厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成26年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。
 - 二、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものにならないよう、公費負担を充実すること。
 - 三、協会けんぽについては、中長期的な財政基盤の強化を図るため、国庫補助率について、健康保険法本則を踏まえて検討し、必要な措置を講ずること。
 - 四、国民健康保険制度については、適切な財政支援を行うとともに、平成27年度からの都道府県単位の共同事業の拡大の円滑な実施に努めること。
- 右決議する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 25. 4. 4修正議決 参議院 5. 30厚生労働委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対し、平成25年度以降も継続して特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

- 一 特別給付金国債（４回目継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面200万円、10年償還の無利子の国債を支給する。
- 二 平成15年４月１日以後に死亡した者の妻として、平成25年４月１日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面20万円、10年償還の無利子の国債を支給する。
- 三 平成25年10月１日において、戦傷病者等が平成15年４月１日から平成18年９月30日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、特別給付金として額面60万円、120万円、180万円又は200万円、10年償還の無利子の国債を支給する。

第二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

- 一 特別給付金国債（８回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面100万円、５年償還の無利子の国債を支給する。
- 二 平成15年４月１日以後に死亡した者の父母等として、平成25年４月１日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面10万円、５年償還の無利子の国債を支給する。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日（衆議院修正）から施行する。ただし、第一の二及び三並びに第二の二については、平成25年10月１日から施行する。
- 二 第一の一及び第二の一については、平成25年４月１日から適用する（衆議院修正）。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

（衆議院 25. 4. 4可決 参議院 5. 9厚生労働委員会付託 5. 10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も予想されることから、それらの者に対する各種給付金の支給及び職業訓練の実施等の措置を引き続き講ずることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成25年５月16日まで）を５年延長し、平成30年５月16日までとする。
- 二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成25年６月30日まで）を５年延長し、平成30年６月30日までとする。
- 三 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

（衆議院 25. 5. 17可決 参議院 5. 20農林水産委員会付託 5. 24本会議可決）

【要旨】

本法律案は、森林吸収源対策の重要性及び気候変動に関する国際連合枠組条約を巡る国際的な動向を踏まえ、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が新たに同年度までの間における特定間伐等促進計画を作成することができるようにするとともに、都道府県知事による特定増殖事業計画の認定について定め、当該認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間等に関する特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、目的の見直し

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することとする。

二、特定間伐等の支援措置の延長

特定間伐等促進計画を作成した市町村に対する交付金の交付、当該計画に基づく間伐等の実施及び助成について地方公共団体の支出する経費に係る地方債の起債の特例等の支援措置を平成32年度まで引き続き講ずることとする。

三、基本指針等の見直し

農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととする。また、都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」又は当該区域内における「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」を定めることができることとする。

四、特定増殖事業計画の認定

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に即して、特定増殖事業を実施しようとする者は、特定増殖事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

五、特例措置

四の認定を受けた計画の実施を支援するため、林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間の延長、林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続免除、森林法に基づく立木の伐採の届出免除の特例措置を講ずることとする。

六、独立行政法人森林総合研究所等の支援の追加

独立行政法人森林総合研究所及び関係都道府県等は、四の認定を受けた者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならないこととする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（25.5.23農林水産委員会議決）

地球温暖化防止は、国際社会にとり重要かつ喫緊の課題となっており、我が国においては森林の有する二酸化炭素吸収機能を十分に発揮させることが求められている。このため、適切な間伐等による森林整備を進めることが必要であるが、木材価格の低迷による林業経営の採算低下や地方公共団体の厳しい財政事情等により、整備の必要な森林が残されている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全及びレクリエーションの場の提供など、豊かで安全な国民生活を送る上で重要な役割を果たしている。その恩恵を将来にわたり享受するには、森林を健全な状態に維持していくことが必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 間伐等の森林吸収源対策を引き続き着実に進めるため、国の財政措置を拡充するとともに、森林吸収源対策の実行に必要な新たな財源の確保を図ること。
- 二 木材自給率50％達成に向けて、木材の利用が地球温暖化防止等に果たす役割についての国民への啓発を促進しつつ、公共建築物への国産材利用の拡大、木質バイオマスの利用促進、国産材の輸出促進等により間伐材を含む木材の需要拡大を図ること。
- 三 成長に優れた苗木の生産拡大に当たっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、少花粉スギ等の花粉発生量が少ない品種の開発を更に進めるとともに、既存のスギ林の植え替えなど花粉発生源対策を一層推進すること。
- 四 間伐等の森林整備を一層推進するため、人材育成の充実・強化、農業と林業が連携した鳥獣害対策、地籍調査の加速化や森林情報の共有、公的森林整備の推進、山村活性化への取組等の更な

る充実を図ること。

また、都道府県林業公社について、一層効率的かつ効果的な森林経営の推進に必要な対策を講ずること。

五 国有林においても間伐等の森林整備、民有林との一体的な整備及び保全等が着実に推進されるよう、適正な人員等の確保、人材の育成、技術の継承等に努めること。

六 放射性物質に汚染された森林の経営・施業、原木しいたけ等の生産への支援、海岸防災林の着実な復旧・整備等を進めること。また、震災復興住宅など被災地復興に当たって国産材の利用を図ること。

右決議する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 25. 4. 23可決 参議院 5. 9国土交通委員会付託 5. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物でその地震に対する安全性が明らかでないもののうち、次に掲げるものの所有者は、耐震診断を行い、その結果をそれぞれ次に掲げる期限までに所管行政庁に報告しなければならないものとし、所管行政庁は、その内容を公表しなければならないものとする。

1 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なものとして、都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 当該計画に記載された期限

2 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 当該計画に記載された期限

3 不特定かつ多数の者が利用する建築物、地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物又は一定の数量以上の危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なもの 平成27年12月31日

二 耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられる建築物の範囲を拡大し、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての建築物を対象とするものとする。

三 建築物の耐震改修の計画の認定について、対象となる増築及び改築の範囲を拡大するとともに、認定を受けた建築物について、容積率及び建ぺい率の特例措置を講ずるものとする。

四 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度を創設し、認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物にその旨の表示を付することができるものとする。

五 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度を創設し、認定を受けた場合には、区分所有者の集会において、耐震改修に係る決議要件の特例措置を講ずるものとする。

六 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25. 5. 21国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 大規模な地震の発生に備えて、建築物の耐震診断、耐震改修の促進は喫緊の課題であるが、建築物所有者の負担を伴うものであることから、地方公共団体においても交付金を活用するなど財源確保に優先的に取り組むとともに、特に中小事業者への財政的、技術的支援に努めるよう促すこと。また、これらの業務が円滑に行われるよう、耐震改修が必要な建築物が多数存在する地方公共団体を把握し、十分な情報提供や支援を行うこと。さらに、避難所として指定された場合に

は耐震化に係る助成率が高くなることについて地方公共団体に周知徹底するとともに、耐震診断が義務化される大規模建築物等以外の建築物についても避難所としての支援を行うなど建築物所有者の負担の軽減を図ること。

二 耐震診断が義務付けられる建築物の所有者に対し本法の内容の周知に努め、また、地方公共団体における相談窓口を充実させ、耐震診断の基準や改修の工法等に必要な相談に応じられる体制を整備するなど、本法の円滑な実施に万全を期すこと。

三 住宅・建築物の耐震改修の促進に際しては、建築士・工務店等の地域の建設事業者の参画が図られるよう努めること。また、耐震化による安全・安心の向上と併せて、断熱化による省エネ及び人の健康の維持増進や、バリアフリー化による生活環境の改善が図られるよう、関係施策の充実のための対策の検討を早急に進めること。

四 東日本大震災の際に、病院は救急医療の拠点として、旅館やホテルは避難所として、多くの被災者を受け入れた実績を踏まえ、非常災害時に国民の生命・身体を保護する機能を持つこれらの民間建築物については、耐震診断の義務付けや診断結果の公表が経営への大きな負担にならないよう、必要な支援を積極的に行うこと。加えて、迅速に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、公平性を確保する観点から、耐震診断の結果の公表の時期や方法等については、当該結果を用途ごとに一覧に取りまとめた上で公表するなど、建築物の個別の状況や営業上の競争環境等にも十分に配慮した丁寧な運用を行うこと。また、建築物の耐震性に係る表示制度については、建築物の選択に利用者が混乱を生じないよう、その内容を十分周知すること。

五 東日本大震災の被災地において、再度の地震により建築物に大きな被害が生じることがないよう、また、各地の復興に支障を来すことがないよう、既存建築物の耐震診断、耐震改修に対し最大限の支援を行うこと。

右決議する。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 25. 4. 26可決 参議院 5. 20国土交通委員会付託 5. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、気象庁が重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととするとともに、気象観測、予報等を行う体制強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 気象業務法の一部改正

1 特別警報の実施

イ 気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、その旨を示して、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、津波、高潮及び波浪についての警報（以下「特別警報」という。）をしなければならないものとする。

ロ 気象庁は、イの基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないものとするとともに、当該関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

2 特別警報の伝達

イ 気象庁は、特別警報をしたときは、直ちに都道府県の機関等に通知しなければならないものとし、通知を受けた都道府県の機関は、直ちに関係市町村長に通知しなければならないものとする。

ロ イの通知を受けた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる措置をとらなければならないものとする。

3 津波予報業務の許可基準の改正

津波の予報の業務に係る許可の基準について、現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものとする。

4 気象庁長官の権限の委任先の見直し

海洋気象台の廃止に伴い、気象庁長官の権限の委任先から海洋気象台長を削除するものとする。

二 国土交通省設置法の一部改正

海洋気象台を管区気象台等に統合し、海洋気象台を廃止するものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25.5.23国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び平成23年台風第12号の際の教訓等を踏まえ、各種警報等に係る予測精度や信頼性の一層の向上を図るため、気象観測等の充実に努めるとともに、災害の予測に係る機器及びシステムの機能向上・高度化のための取組を一層推進すること。

二 海洋気象台の管区気象台等への組織統合及び業務の一体運用により、所期の目的を十全に果たすことができるよう、管区気象台等相互間及び気象庁本庁と管区気象台等との間の連携強化に向けた取組を進めるとともに、業務を担う人材について、専門性の向上や国際交流の促進を図るなど、体制の充実に努めること。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 25.5.31可決 参議院 6.10総務委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成24年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、55歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、平成26年1月1日から施行する。

【附帯決議】(25.6.13総務委員会議決)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、今回の改正により高齢層職員の士気や意欲の低下を招くことのないよう、改正後の昇給制度の適切な運用を図るとともに、公務員の高齢期の雇用問題について十分な配慮を行うこと。

二、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、再任用を希望する職員の雇用と年金の接続を確実に行うこと。その際、現在、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、厳しい給与減額支給措置が講じられており、特に高齢層職員が若年層職員と比較して相対的に厳しい給与減額支給措置を受けている状況にあることにも配慮し、再任用職員の給与の適正な水準の在り方について検討を行うこと。

三、雇用と年金の接続のための措置については、国家公務員制度改革基本法第10条第3号の規定を踏まえ、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が62歳とされる時期に向けて、人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえ、その具体化について検討を行うこと。

四、国家公務員制度改革基本法に基づく公務員制度改革に係る法制上の措置を講ずること。

五、公務員の臨時・非常勤職員については制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう配慮すること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 25. 5. 23可決 参議院 5. 27総務委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の使途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防・救急無線などの人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた無線設備の整備のための補助金の交付を追加する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25. 5. 30総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化については、東日本大震災の教訓、地方公共団体の意見を踏まえつつ、災害時における情報の迅速、正確かつ高度な伝達が真に可能なものとなるよう努めること。また、財政力の弱い地方公共団体を始めとして、財政負担の更なる軽減も含め、計画が達成可能なものとなるよう、支援に万全を期すこと。

二、電波利用料制度の見直しに当たっては、新技術の導入や新たなビジネスの展開などに伴う電波の利用状況等の環境の変化を踏まえつつ、予算規模及び料額の算定について、受益と負担の関係の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得られるよう努めるとともに、使途について、その必要性・効果等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。

三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。

四、ブロードバンド・ゼロ地域についてはほぼ解消されたものの、今後も情報通信分野における地域間格差の解消に向け、更に取り組むとともに、我が国の経済及び地域の活性化を図るため、情報通信技術の利活用を積極的に推進すること。

五、災害時における情報通信の重要性に鑑み、東日本大震災等の教訓をいかして、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 25. 3. 22可決 参議院 5. 28外交防衛委員会付託 6. 5本会議修正議決 ※)

※ 25. 6. 5、衆議院へ回付。6. 7、衆議院同意。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、ブラジルにある在ベレン日本国総領事館を廃止する。

二、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、在ベレン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

この法律の施行期日を公布の日とするとともに、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定を平成25年4月1日から適用するものである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 25. 3. 28可決 参議院 4. 24法務委員会付託 5. 10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を32人増加し1,889人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を33人減少し、2万2,026人に改める。
- 三、この法律は、平成25年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 25. 4. 12可決 参議院 5. 29法務委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和するための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(以下「犯罪被害者等保護法」という。)の一部改正

一 公判期日等に出席した被害者参加人に対する旅費等支給制度の創設

- 1 公判期日等に出席した被害者参加人に対し、国が旅費、日当及び宿泊料(以下「被害者参加旅費等」という。)を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせるものとする。
- 2 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、請求書に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、日本司法支援センターに提出しなければならないものとする。
- 3 裁判所は、請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が公判期日等に出席したことを証明する書面を添えて、これらを日本司法支援センターに送付しなければならないものとする。

二 被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和

被害者参加人が、裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる要件について、その資力から計算上控除すべき療養費等の額を3月分から6月分に増額するとともに、これにより算出された金額と比較すべき基準額を増額するものとする。

第二 総合法律支援法の一部改正

犯罪被害者等保護法に規定する被害者参加旅費等の支給に関する業務を行うための規定を整備する。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25. 6. 4法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪被害者等は犯罪により多大な損害を被り、経済的にも困窮することが少なくないことに鑑

み、日本司法支援センターに対し、刑事被告事件の手續に参加した被害者参加人に対する旅費、日当及び宿泊料の支給に当たっては裁判所と緊密に連携を図り、これを迅速に行うように指導監督すること。

- 二 公判期日等に出席する被害者参加人の旅費等の支給については、経済的な負担が困難なことを理由として被害者参加制度の利用を躊躇することがないように、制度の運用状況を踏まえ、事前支給を含め適切な方策を検討すること。
- 三 国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力の要件については、経済情勢の変化等に対応してその基準額等を適時適切に改定するとともに、何の落ち度もなく被害を被った犯罪被害者等に経済的負担を負わせることがないようにとの観点も踏まえ、資力要件の在り方を検討すること。
- 四 犯罪被害者等を支援する観点から、日本司法支援センターの業務の在り方を検討すること。
右決議する。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 25. 5. 9可決 参議院 5. 31法務委員会付託 6. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(以下「条約」という。)の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、子の返還及び子との面会交流に関する援助

- 1 子の返還及び子との面会交流に関する援助を行う中央当局を外務大臣と定める。
- 2 子の返還及び子との面会交流に関する援助について、その申請方法、子の住所等を特定するための手段、援助の決定の要件、子の個人情報に関する取扱い等を定める。

二、子の返還の裁判手続等

- 1 子の返還事由及び返還拒否事由のそれぞれについて、条約に則した要件を定める。
- 2 子の返還申立事件の管轄裁判所を東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所に集中し、非公開で審理を行うこととする。
- 3 子の返還申立事件の審理や裁判等に関する所要の手続規定を設けるほか、調停や和解による解決を図るための手続規定を設ける。
- 4 裁判手続中の出国禁止命令に関する規定を設けるほか、子の返還の具体的な執行方法等について定める。

三、その他

条約上必要な規定を設ける。

四、施行期日等

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。なお、この法律は、この法律の施行前にされた不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始された不法な留置には、適用しない。

【附帯決議】(25. 6. 11法務委員会議決)

政府は、本法の施行後、当分の間、1年ごとに、国境を越えた子の連れ去り事案の実態及び本法の運用実態を調査、検証し、その内容を国会に報告するとともに公表すること。また、本法の施行後3年を目途として、本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものである。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 25. 5. 31可決 参議院 6. 10農林水産委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、現行法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備（以下「高度化基盤整備」という。）に関する計画の認定制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法の有効期限の延長

現行法の有効期限を10年間延長し、平成35年6月30日までとする。

二、基本方針の記載事項の追加等

厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める製造過程の管理の高度化に関する基本方針においては、高度化基盤整備に関する基本的な事項を定めるとともに、当該基本方針は、国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めることとする。

三、高度化基準の記載事項の追加

厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準（以下「高度化基準」という。）には、高度化基盤整備の内容に関する基準を記載しなければならないこととする。

四、高度化基盤整備計画の認定

食品の製造又は加工の事業を行う者は、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、高度化基盤整備に関する計画（以下「高度化基盤整備計画」という。）を作成し、三の指定を受けた法人に提出し、当該高度化基盤整備計画が高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができることとする。

五、株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫は、四の認定を受けた者であってその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって高度化基盤整備計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な製造・加工施設の取得等に必要なものの貸付けの業務を行うことができることとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、法の有効期限の延長の改正規定は、公布の日から施行することとする。

株式会社海外需要開拓支援機構法案(閣法第32号)

(衆議院 25. 5. 28可決 参議院 6. 10経済産業委員会付託 6. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開

拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする法人として、株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の設立等

機構は、経済産業大臣の認可により、一を限り設立されるものとする。また、政府は、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有しなければならない。

二、機構の組織

機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織する海外需要開拓委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会は、支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）及び支援内容の決定、株式等又は債権の処分の決定、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行う。

三、機構の業務

機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対する出資、資金の貸付け、債務の保証、専門家の派遣、助言等の業務を営み、支援を行おうとするときは、経済産業大臣が定める支援基準に従って、その対象事業者及び支援内容を決定しなければならない。また、機構は、平成46年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の処分を行うよう努めなければならない。

四、財務及び会計

政府は、機構の社債又は資金の借入れに係る債務について保証契約をすることができる。

五、監督等

経済産業大臣は、機構の役員の選任及び予算等の認可のほか必要な監督を行うとともに、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる。

六、附則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（25.6.11経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 財政投融资特別会計からの500億円の株式会社海外需要開拓支援機構に対する出資に加え、民間からも相当額の出資が得られなければ対象事業者がモラルハザードを生ずる懸念があることから、50パーセント未満を限度として民間からの出資比率を高めるよう努めること。
- 二 株式会社海外需要開拓支援機構がその機能を十分に発揮するためには、民間の目利き等の能力を有する人材が必要となることに鑑み、人材の十分な確保及び積極的活用を図るよう努めること。また、早急に支援決定の具体的な基準及び手続を定め、他の類似組織との機能分担を明確にし、加えて出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する内部体制を整備するなど事業内容等に対する厳正なチェック機能を確立することにより、所期の目的を達成して、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。
- 三 クールジャパンの推進に当たっては、その戦略及び具体的な数値目標を明確に示すとともに、クールジャパンを構成する優良なコンテンツ等を生み出す総合的な施策を構築するよう努めること。
- 四 クリエイティブ関連企業の多くは中小企業であることに鑑み、下請振興等国内における支援措置を整備し、加えてこれからの海外展開を支援していく上で株式会社海外需要開拓支援機構による資金面での支援にとどまらず、市場調査、販路開拓を始めとする省庁横断的な支援策が必要となるため、関係省庁間で緊密な連携を図り、施策の効果的な実施に努めること。

右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 25. 5. 15可決 参議院 5. 22国土交通委員会付託 5. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できることとするとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、地方道を構成する構造物のうち、大規模かつ構造が複雑なものについて、地方公共団体に代わって改築及び修繕を行うことができるものとする。
- 2 道路管理者と維持修繕協定を締結した民間団体等は、災害の発生時に、当該協定に基づき修繕工事等を行うことができるものとする。
- 3 交通上密接な関連を有する道路の管理を行う2以上の道路管理者は、これらの道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。
- 4 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができるものとする。
- 5 道路の維持又は修繕に関する技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならないものとする。
- 6 国土交通大臣は、通行許可が必要な大型車両の通行を誘導すべき道路を指定し、通行許可手続の迅速化を図ることができるものとする。
- 7 道路管理者は、重量制限等違反車両を繰り返し通行させている者等に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができるものとする。
- 8 7の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、若しくは妨げた者は、30万円以下の罰金に処するものとする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

一の2の維持修繕協定の締結等の道路管理者の権限について、高速道路株式会社等が代行するものとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

道路管理者が道路の占用を禁止又は制限する区域における電線共同溝の整備に関して電気事業者等が要する費用に係る無利子貸付制度を創設する。

四 附則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一の6の改正規定、一の7の改正規定等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25. 5. 28国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 社会資本の老朽化が今後急速に進行することに鑑み、道路構造物等の公共施設の現状を適確かつ迅速に把握すること。特に、防災上重要な施設等への点検・修繕等、真に必要な対策に重点化して、早急に対応するよう努めること。
- 二 道路の効率的かつ効果的な維持管理を実施できるよう、道路の維持・修繕に関する技術的基準に係る政令を早期に制定するとともに、点検を含めた維持・修繕が適確に実施できるよう、通達、点検要領、マニュアル等については見直し・拡充を行い、その周知徹底を図ること。あわせて、高規格幹線道路等の重要な幹線道路等について、点検の実施や長寿命化修繕計画の策定及び実施の状況を、国においても定期的に把握するよう努めること。また、国による施設管理データの一

元的な把握・蓄積により、各道路管理者の実施する点検に係る情報や不具合情報等を国及び地方公共団体が共有し、効率的な維持管理を推進すること。

三 効率的な維持管理・更新を図る上で技術開発の促進が重要であることに鑑み、国等の研究機関の機能を強化するとともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国による評価や認証制度を充実すること。

四 道路の維持管理・更新を適切に実施するため、地方公共団体に対する財政的及び技術的支援を講ずるとともに、維持管理等に係る行政職員の人員、技術力の確保に加え、現場作業に従事する建設産業の人材確保・育成等を進めること。また、地方道における国による代行工事を実施するに当たり、地元建設企業に対する受注機会の確保に努めること。

五 緊急輸送道路だけでなく避難路等においても、必要に応じ、電柱等に係る道路占用の禁止又は制限区域の指定や電線管理者への無利子貸付け等により無電柱化を積極的に推進し、歩道の整備やバリアフリー化と併せて、災害時の円滑な輸送・避難を確保すること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 25. 5. 15可決 参議院 5. 22国土交通委員会付託 5. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時に港湾機能を維持するためには、事前防災・減災対策が必要であること、また、産業競争力強化のためには、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点の形成が重要であることに鑑み、必要な対策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 防災・減災対策を通じた災害発生時の港湾機能の維持・早期復旧

1 国土交通大臣は、大規模地震等の発生時に、緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確保するため、重要な航路において障害物を迅速に除去できるとするとともに、船舶の待避場所として泊地を整備できるとする。

2 港湾管理者は、港湾施設を管理する民間事業者に対し、当該港湾施設の維持管理状況について報告を求めること等ができることとするとともに、必要な勧告又は命令をできることとする。

二 ばら積み貨物の海上運送の効率化を通じた我が国産業の国際競争力の強化

国土交通大臣が指定するばら積み貨物の輸入拠点港湾において、関係者の連携による共同輸送を通じた船舶の大型化を促進するため、荷さばき等の共同化に必要な施設の整備又は管理に関する協定制度を設けることとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25. 5. 28国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であったことを踏まえ、首都直下地震、南海トラフの巨大地震等が発生した場合における市民生活や産業活動に与える影響を最小限に留めることができるよう、港湾において防災・減災のための措置に万全を期すこと。

二 被災港湾において関係者間の連携が十分に行われず物流機能の復旧に時間を要したという東日本大震災の教訓を踏まえ、関係者の意見を十分聴くなど、その協働により港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時における港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと。また、港湾広域防災協議会の活用等により港湾事業継続計画に他港との連携体制が盛り込まれるようにする等、広域的な視点に立った港湾間のバックアップ体制の構築・強化に努めること。

- 三 港湾施設の適切な維持管理・更新が、国民の生命や財産を守るとともに、我が国を支える臨海部立地産業の競争力強化にも資することに鑑み、老朽化の現状把握に一層努めるとともに、港湾管理者及びコンビナート等において港湾施設を管理する民間事業者が港湾施設の老朽化対策を適切に実施できるよう必要な支援を行うこと。
- 四 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の推進が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう特定港湾管理者への助言に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対処すること。また、港湾の秩序ある運営と安全確保のために、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。
- 右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 25. 4. 4修正議決 参議院 4. 23環境委員会付託 5. 17本会議可決)

【要旨】

平成24年末をもって京都議定書第一約束期間が終了し、また、現行法に基づく京都議定書目標達成計画の取組も平成24年度末をもって終了する。我が国は、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指す観点から、京都議定書第2約束期間には加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む必要がある。このため、本法律案は、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化の定義に海水の温度の追加的な上昇を加える。また、温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加える。
- 二、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策計画を定めなければならないものとする。
- 三、政府は、少なくとも3年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。
- 四、地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関することを地球温暖化対策推進本部の所掌事務とする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、国の責務として、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めること、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして国際協力を推進することとする規定を加える旨の修正が行われた。

【附帯決議】(25. 5. 16環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、国連気候変動枠組条約第16回締約国会議の決定を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を2度未満に抑えるには世界における温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であることを認識し、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標を全ての国と共有するよう努めるとともに、2050年までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的な目標を前提とした地球温暖化対策計画を策定し、長期的展望に立って積極的に地球温暖化対策を実施すること。
- 二、地球温暖化対策の推進に当たっては、以下の各点に配慮すること。
 - 1 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制

することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと。

- 2 地球温暖化対策は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。
 - 3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発その他の研究開発及びその成果の普及が重要であることに鑑み、これらの研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならないこと。
 - 4 地球温暖化対策の推進に当たっては、地球温暖化の防止に資する産業の発展及びこれによる就業の機会の増大を図ること。
 - 5 地球温暖化対策の推進に当たっては、エネルギーに関する施策との連携を図ること。
 - 6 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮すること。
- 三、東日本大震災の教訓を踏まえ、電力供給の安定確保の観点から、省エネルギー基準の強化、省エネルギー機器の普及など、あらゆる政策手段を活用し、省エネルギー対策を一層加速して進めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ること。
- 四、地球温暖化対策に関する国際的動向及び最新の科学的知見に照らし、国内の地球温暖化対策に関する政府の方針及び地球温暖化対策計画を不断に見直すこと。
- 五、地球温暖化対策の推進を図るためには国民の理解及び協力を得ることが不可欠であることに鑑み、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずること。また、地球温暖化対策に関する政策形成に国民の意見を反映し、並びに政策形成過程の公正性及び透明性を確保するため、国民への情報の速やかな公開を徹底するとともに、政策形成に係る議論への国民の参加の機会を十分に確保すること。
- 六、地球温暖化対策に関する基本原則、長期的な目標及びその達成のための基本的施策等を規定する基本法制について早急に検討を行うこと。
- 七、温室効果ガス排出量の削減に関する中期的な目標については、再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図ることを前提に、我が国の社会経済情勢を踏まえつつ、2020年の野心的な目標を早急に設定すること。
- 右決議する。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(閣法第36号)

(衆議院 25. 5. 17修正議決 参議院 5. 27経済産業委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成26年4月1日及び平成27年10月1日における消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保しようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

なお、衆議院において、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置に関し、消費税との関連を明示しているものに限られること等その範囲の明確化を図ることを内容とする修正が行われた。

一、消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

減額、買ったときなど消費税の転嫁の拒否等の行為を取り締まり、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

二、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費税を転嫁していない旨の表示を始め、消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

三、価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

四、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用除外制度を設ける。

五、施行期日等

政令で定める日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

【附帯決議】（25.6.4経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 消費税の転嫁対策の実効性を確保するため、転嫁状況の検査等体制の一層の強化を図る観点から、公正取引委員会及び中小企業庁において、高度な専門知識を有する者の登用を積極的に進めるとともに、関係省庁間の緊密な連携体制を確立すること。

二 本法第8条の表示の規制については、「消費税」や「増税」等の表現が用いられるなど消費税率引上げとの関連が客観的に明らかであり、かつ当該表示が消費者の負担がない又は軽減されていると一般消費者に誤認される恐れがあると認められるものに限り禁止することとし、具体的かつ分かりやすいガイドラインを可及的速やかに策定・公表すること。ただし、ガイドラインはあくまで関係者に無用な混乱を生じさせないために策定するものであることから、中小事業者が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整え、適正な転嫁対策を促すという本来の趣旨を損なわないよう十分留意すること。

三 価格表示方法の在り方については、総額表示義務の特例として外税表示が時限的に認められることを踏まえ、消費者が表示された価格を誤認することがないように価格表示に関する分かりやすいガイドラインを策定すること。また、本法がその効力を失った後の価格表示について、事業者及び消費者にとって利便性の高い方式を採用するよう、その在り方を検討すること。

四 本法の趣旨が、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を図り、もって広く国民経済の健全な発展に寄与するものであることを踏まえ、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指すものという今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び価格表示の特例の内容等について、国民に対し、国が丁寧な広報活動を行い、国民の認識と理解を深めるよう努めること。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 25.5.27法務委員会付託 6.5本会議可決 衆議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を

整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑法の一部改正

一 刑の一部の執行猶予

1 次に掲げる者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

ア 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

イ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

ウ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、そのうち執行が猶予されなかった部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

二 保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

三 刑の一部の執行猶予の取消し

刑の一部の執行猶予の言渡しの取消事由についての規定を設ける。

四 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されなかった期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減輕するとともに、この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

第二 恩赦法の一部改正

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者に対する減刑及び刑の執行の免除についての規定を整備する。

第三 更生保護法の一部改正

一 特別遵守事項の一部改正

特別遵守事項の類型に、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うことを加える。

二 特別遵守事項の特則

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者に対する特別遵守事項の特則についての規定を整備する。

三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関等との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

四 住居の特定

地方更生保護委員会は、保護観察付一部猶予者について、猶予の期間の開始の時までに、生活環境の調整による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三の一の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対する附帯決議】 (25. 5. 30法務委員会議決)

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、両法の施行までに、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。
 - 二 刑の一部の執行猶予の適用に当たっては、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないように、関係刑事司法機関とその趣旨について情報の共有化に努めるとともに、両法の適正な運用を図るため、その施行状況を把握する体制を整備すること。
 - 三 薬物事犯者の処遇に当たっては、民間の医療・社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携を強化し、その治療体制の拡充及び地域での効果的なフォローアップなど、改善更生及び再犯防止の実効性を高めるための施策の充実を図ること。
 - 四 再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることに鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、保護観察等における緊密な連携強化を図っていくこと。
 - 五 社会貢献活動については、どのような活動・期間が再犯防止等に有効か十分検証を行い、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図るとともに、地域住民等関係者の不安を払拭するため、効果的な体制を設けること。
 - 六 再犯を防止するためには、刑務所出所者等の就労の促進安定が効果的であることに鑑み、昨今の厳しい雇用・経済情勢に対応したよりきめ細やかな就労支援・雇用確保を一層推進していくこと。
 - 七 政府のこれまでの再犯防止施策について適正な評価を行うとともに、両法の対象とならなかった事犯者の再犯防止等を図るため、諸外国で導入されている保護観察の充実強化策の例も踏まえながら、引き続き有効な施策を研究調査し実施できるよう努めること。
 - 八 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予が、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することによりその再犯を防ぐためのものであることを踏まえ、本制度の施行後、薬物使用等の罪を犯した者の再犯状況について当委員会に報告するとともに、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
 - 九 東日本大震災の被災地においては、今も多数の保護司等が活動困難な状態に陥っていることに鑑み、その更生保護体制について、保護司の充足に加え、地方公共団体及び医療・社会福祉関係機関等との連携体制の整備に万全を期するとともに、両法の施行に当たっては、被災地の状況に十分配慮すること。
- 右決議する。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(閣法第38号)(先議)
(参議院 25. 5. 27法務委員会付託 6. 5本会議可決 衆議院 6. 13可決)

【要旨】

本法律案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 趣旨

この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における

処遇に引き続き社会内における処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法の特則を定める。

二 刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

三 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

二の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付するものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

【附帯決議】（25.5.30法務委員会議決）

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

総合特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

（衆議院 25.5.28修正議決 参議院 6.10内閣委員会付託 6.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国有財産法の特例の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた指定地方公共団体が、普通財産である建物等であってその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものの譲渡を受けて、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、当該指定地方公共団体に当該建物を譲与することができる。

二、海上運送法の特例の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において開催される国際会議等に参加する者の運送を主たる目的として行う旅客不定期航路事業については、旅客不定期航路事業者の禁止行為に係る規定は、適用しない。

三、酒税法の特例の追加

特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用できる原料の追加を行う。

四、課税の特例の追加

国際戦略総合特別区域内において特定国際戦略事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加する。

五、国際戦略総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等

- 1 指定地方公共団体は、必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載できる。
- 2 内閣総理大臣は1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、総合特別区

域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。

3 2の認定を受けた計画（1の記載に係る部分に限る。）については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用する。

六、地域活性化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等
地域活性化総合特別区域計画に関し、五と同様の改正を行う。

七、認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の一部の削除
構造改革特別区域法に同種の定めのある規制の特例措置（酒税法の特例等）について、重複を避けるために削除する。

八、道路運送車両法の特例の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた地方公共団体の長が指定する農業用の自家用貨物自動車の使用者が、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、1年を限り有効期間を伸長するものとする。

九、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、五から七に掲げる事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、八に掲げる事項については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加、認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の一部の削除等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.6.13内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 内閣総理大臣は、総合特別区域法に基づく国と地方の協議会において指定地方公共団体から出された新たな規制の特例措置の整備の提案については、関係各府省との協議を行い、速やかにその実現を図るよう取り組むこと。
- 二 総合特区制度、構造改革特区制度、復興特区制度が併存している現状に鑑み、地方公共団体等の事務手続を効率化し、規制改革を一層推進するため、各制度における規制の特例措置の活用の要望が寄せられた場合には、速やかに対応すること。
- 三 全国規模の規制改革を審議する規制改革会議と規制の特例措置を含めた支援策により地域の活性化を図る地域活性化統合事務局について、効果的かつ効率的な規制改革の推進に向けて、一層の連携強化策を検討すること。

右決議する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

（衆議院 25.5.23可決 参議院 6.12国土交通委員会付託 6.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不動産特定共同事業を専ら行うことを目的とするなど一定の要件を満たす特別目的会社が不動産特定共同事業を営もうとする場合には、届出をしなければならないこととするともに、届出をした特別目的会社に対する立入検査等、所要の監督規定を設けるものとする。
- 二 届出をした特別目的会社から委託を受ける不動産特定共同事業者について、自己取引等の禁止、委託された業務の再委託の禁止等、その業務についての所要の規制を措置するものとする。
- 三 不動産特定共同事業者の業務の適正な運営を確保するため、事業者から業務委託を受けた者等

を立入検査の対象に追加するなどの措置を講ずるとともに、罰則の強化を図るものとする。

【附帯決議】（25. 6. 13国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 まちの低炭素化、建築物の耐震化や高齢化への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、本法により創設される特例事業がこれらの課題の解決に向けた建築物等の再生事業に有効に活用されるよう、ガイドラインの作成等の情報提供に努めるとともに、民間投資が促されるよう支援の実施に努めること。
- 二 本法により創設される特例事業により地方都市の建築物等の再生事業等を通じて地域経済の活性化を着実に図ること。そのため、地域の金融機関を始めまちづくりに関係する事業者等が積極的に事業参加し、有効な不動産ストックの形成に資することとなるよう、制度について周知するとともに、地域の不動産投資市場を担う専門知識を持った人材の育成に努めること。
- 三 不動産特定共同事業者の増加が見込まれることに鑑み、その質や信用が低下することがないよう、また、本法により創設される特例事業の事業参加者となる投資家が、特例事業者の倒産リスク等の特例事業に係るリスクを過度に負うこととならないよう、不動産特定共同事業者及び特例事業者について、事業全般にわたり透明性を確保するとともに、金融庁等の関係省庁と連携し監督に万全を期すこと。また、不動産取引の活性化により、投機的取引を招かないよう不動産市場の動向に注意を払うこと。

右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第41号)

（衆議院 25. 5. 28可決 参議院 6. 12環境委員会付託 6. 17本会議可決）

【要旨】

建築物等の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、現在、大気汚染防止法に基づいて、石綿が使用されている建築物等の解体作業等に対して規制措置が講じられている。しかしながら、建築物等に石綿が使用されているかどうか事前に十分調査されていないため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性等を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者において十分な対応が採られないこと等が問題となっている。また、石綿が使用されている可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれている。本法律案は、このような状況を踏まえ、石綿の飛散を防止する対策の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現在、工事施工者が行うこととしている、石綿が使用されている建築物等の解体作業等の届出について、届出義務者を工事の発注者等に変更し、発注者が責任を担うことを位置付けることとする。
- 二、解体等工事の受注者は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの調査を行うとともに、発注者に対し、調査結果、届出事項等について説明しなければならないこととする。
- 三、都道府県知事等による立入検査の対象を拡大し、石綿が使用されていることが判明している建築物等以外でも、解体等工事が行われる建築物等には立入検査を行うことができることとする。
- 四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（25. 6. 13環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、建築物等の解体等の受注者による事前調査の適正な実施のため、解体等工事の発注者において、調査の費用を適正に負担すること等必要な措置が確実に執られるようにすること。また、事前調査の結果について信頼が確保されるよう調査機関の登録制度の創設等について検討を行うこと。
- 二、平成二十二年四月に企業会計において資産除去債務会計基準の適用が開始され、資産除去債務

の計上のためアスベスト使用の有無に関する調査が各企業により実施されることとなり、解体等工事の実施にかかわらず調査の進展が期待される状況にあることを踏まえ、それら調査結果が本法による事前調査に活用されるよう配慮すること。

三、建築物等の解体時のアスベスト飛散防止対策に資するため、民間建築物におけるアスベスト使用実態調査や、地方公共団体におけるアスベスト対策に係る台帳整備が的確かつ早期に行われるよう、予算措置等の支援策を強化すること。

四、アスベスト飛散対策に関する企業の意識の高まりや、アスベスト飛散に対する住民の意識や関心が向上していることを踏まえ、リスクコミュニケーションの増進に向け先進的かつモデル的な取組を進めること。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(先議)

(参議院 25. 4. 24内閣委員会付託 5. 17本会議可決 衆議院 6. 7可決)

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者等の的確な把握及び負担の軽減を図るため、運転免許を受けようとする者に対する質問に関する規定等の整備を行うほか、無免許運転等に係る罰則の強化、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の導入等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

- 1 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、免許を受けようとする者又は免許証の更新を受けようとする者に対し、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするための質問票を交付することができる。また、当該質問票に虚偽の記載をして提出した者に対する罰則を整備する。
- 2 医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。
- 3 公安委員会は、自動車等の運転により交通事故を起こした者で一定の病気等に該当する疑いがあるもの等に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めてその免許の効力を停止することができる。
- 4 一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた日から起算して3年を経過する前に次の免許を受けた者に対する免許証の有効期間について、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は継続していたものとみなす。
- 5 一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者については、免許の再取得に係る運転免許試験（適性試験を除く。）を免除する。

二、悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

- 1 無免許運転を行った者、偽りその他不正の手段により免許証等の交付を受けた者等に対する罰則を引き上げる。
- 2 無免許運転を行うおそれがある者に対し自動車等を提供する行為及び自己の運送の要求等をして無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者に対する罰則を整備する。
- 3 免許が失効したため免許の取消しを受けなかった者等で、運転免許試験を受けようとするものは、過去1年以内に取消処分者講習を終了した者でなければならない。

三、自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

- 1 公安委員会は、自転車の運転に関し反復して一定の違反行為をした者が、更に自転車を運転

することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、3月を超えない範囲内で期間を定めて、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるべき旨を命ずることができる。また、当該命令に違反した者に対する罰則を整備する。

- 2 警察官は、一定の基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車が運転されているときは、当該自転車の制動装置について検査をすることができる。この場合において、当該自転車の運転者に対し、必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められるときは、運転を継続してはならない旨を命ずることができる。また、当該検査拒否等をした者及び当該警察官の命令に違反した者に対する罰則を整備する。

- 3 軽車両が通行することができる路側帯について、道路の左側部分に設けられた路側帯に限る。

四、その他

- 1 環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。）における車両等の交通方法の特例に関する規定を整備する。
- 2 都道府県は、放置違反金の収納事務について、収入の確保及び納付命令を受けた者の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより私人に委託することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（25.5.16内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、一定の病気等に係る運転免許制度について、民間団体等との連携により、全国的に周知するとともに、病気を理由とした差別が生じないよう十分配慮すること。
- 二、一定の病気等に係る質問票、また医師による届出に関するガイドラインについては、国民に分かりやすい内容とするよう医師会や関係学会に対して要請すること。
- 三、自己申告の機会が可能な限り確保されるよう、一定の病気等に該当する者が安心して相談できる窓口の充実を図ること。
- 四、一定の病気等に該当する者の生活実態について十分な把握に努め、一定の病気等に該当する者が社会生活上での不利益や支障を受けないよう、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること。
- 五、一定の病気等に該当する者の権利利益を尊重するとともに、その侵害が生じた際には迅速かつ効果的に救済すること。
- 六、国内外における一定の病気等に関する科学的な調査・研究を推進するとともに、最新の医学的知見を反映させるため、一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準については、必要に応じ見直しを行うこと。
- 七、本法施行後5年を目途に、本法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講じること。
- 八、無免許運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法を始めとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、広報活動の一層の拡充を図ること。
- 九、関係省庁等が適切に連携し、大学生等や成人に対する実施機会を拡充するなど対象者に応じた自転車安全教育を充実させるとともに、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の計画的な整備を図ること。
- 十、本法の施行を機会に、安全な自動車、交通システムの開発・充実について、政府が総合的見地から促進すること。

右決議する。

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 25. 5. 21 可決 参議院 6. 14 外交防衛委員会付託 6. 21 本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅券の国際標準を定める国際民間航空機関が、2015年11月24日までに全ての非機械読取式旅券を失効すべきとしていることを踏まえ、旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、これに代わる制度を導入するほか、所要の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に、当該旅券の記載事項を訂正する制度を廃止する。
- 二、一般旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合には、外務大臣又は領事官が、当該一般旅券の名義人の申請に基づき、当該一般旅券を返納させて有効期間及び種類を当該一般旅券の残存有効期間及び種類と同一とする一般旅券を発給する。
- 三、一般旅券の記載事項の訂正に関する手数料の規定を削除する。
- 四、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律により震災特例旅券の発給を受けた被災者が氏名等の記載事項の変更により有効期間を当該旅券の残存有効期間とする新たな旅券を取得した場合においても、震災特例旅券を取得できることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25. 6. 20 外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 旅券の発行に係る手数料について、国民負担軽減の観点から、また、特に記載事項変更旅券の申請に当たって旅券の残存有効期間が短い場合、国民が割高感を強く覚えることを踏まえ、手数料減額を図るべく、事務の合理化等を含め、経費縮減に努めること。

右決議する。

食品表示法案(閣法第44号)

(衆議院 25. 5. 31 修正議決 参議院 6. 12 消費者問題に関する特別委員会付託 6. 21 本会議可決)

【要旨】

本法律案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定、不適正な表示に対する措置その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律において「食品関連事業者等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - (一) 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）
 - (二) (一)に掲げる者のほか、食品の販売をする者
- 2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法に規定する消費者政策の一環として、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本とするとともに、食品の生産等の現況等を踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮して講ぜられなければならない。

二、食品表示基準

- 1 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

(イ) 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項（以下「表示事項」という。）

(ロ) 表示の方法その他表示事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）

2 食品関連事業者等は、1により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

三、不適正な表示に対する措置

1 表示事項が表示されていない食品の販売をし、又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をし、さらに正当な理由がなく指示に従わない者に対し、内閣総理大臣は、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者等に対し、報告徴収、書類等の提出要求、立入検査等を行うことができるとともに、内閣総理大臣は、試験の用に供するのに必要な限度において、食品又はその原材料の収去を行うことができる。

四、差止請求及び申出

1 消費者契約法に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品に関して著しく事実と相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止又は予防に必要な措置等をとることを請求することができる。

2 何人も、販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、その旨を内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

五、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び健康増進法に規定する食品の表示基準の策定等に関する規定を削除する。

3 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、食品表示基準の表示事項及び食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項への「アレルゲン」の明記、附則における検討の年限の短縮を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.6.19消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、食品表示基準の策定に当たっては、消費者の表示利活用の実態や消費者のニーズ、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとって分かりやすく、実行可能で、かつ国際基準との整合性等を十分に踏まえた食品表示とすること。

二、製造者の所在地等の情報を知りたいという消費者からの要望を踏まえ、製造所固有記号制度の在り方について検討すること。

三、食品表示義務の対象拡大に当たっては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、その実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。

四、栄養表示義務化に伴う表示基準の見直しを始め、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しについては、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置し、検討に着手すること。また、その委員の人

- 選に当たっては、表示基準の見直しを幅広く消費者や事業者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるよう、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。
- 五、四の表示基準の見直しについては、本法の目的及び基本理念を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示し、これを消費者基本計画に明記すること。
- 六、食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。少なくとも問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること。また、中途採用を含めたプロパー職員の確保や、その育成に積極的に取り組むこと。
- 七、虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取締りに努めること。
- 八、食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること。
- 九、本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。
- 十、消費者へ食品の安全性に係る科学的情報を適時適切に提供する等、消費者とのリスクコミュニケーションを一層推進すること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。
- 十一、環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たっては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するものとなるよう万全を期すこと。
- 十二、栄養機能食品及び特定保健用食品を含む健康食品の利用が増加していることを踏まえ、消費者が健康食品の特性等を十分理解し、適切な選択を行うことができるよう、消費者に分かりやすい表示の在り方や広告の適正化について検討すること。
- 右決議する。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(閣法第45号)

(衆議院 25. 4. 26可決 参議院 5. 9財政金融委員会付託 5. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（以下「機構法」という。）を廃止して独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構法の廃止

機構法（平成14年法律第125号）は廃止する。

二、機構の解散

機構は、この法律の施行の時に於いて解散する。

三、解散に伴う資産及び債務の承継等

- 1 国は、公園事業を経理する第1号勘定に属する資産のうち、概ね出資割合に応じて、土地（自然公園部分）及び政令で定める金額に相当する金銭（有価証券の現金化）を承継し、それ以外の資産及び債務は大阪府が承継する。
- 2 基金事業を経理する第2号勘定に属する資産及び債務については、政令で定める基金承継人が承継する。

四、その他所要の経過措置

その他所要の経過措置を設ける。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部の規定は公布の日から施行する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(閣法第46号)

(衆議院 25. 5. 28可決 参議院 6. 12国土交通委員会付託 6. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針

国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、民間の能力を活用した空港の運営等に関する基本方針を定めるとともに、基本方針に基づき、民間の能力を活用した国管理空港の運営等について、関係者から提案の募集を行うこととする。

二 国管理空港における特定運営事業の実施

- 1 国土交通大臣は、対象空港や特定運営事業（着陸料等を収受して空港の運営等を行う事業）を実施する民間事業者の選定等を行う場合は、関係地方公共団体、関係事業者等から成る空港ごとの協議会の意見を聴くこととする。
- 2 国土交通大臣は、特定運営事業を実施する民間事業者の選定等を行う場合には、一の基本方針に従って特定運営事業を実施する適正で確実な計画等を有することを要件とするとともに、適切な事業者が選定されることを確保するため、関係行政機関の長と協議することとする。
- 3 航空法や空港法の特例を定め、空港保安管理規程の策定義務等の安全確保のための規制や、空港供用規程の策定義務、着陸料の届出及び変更命令等の利用者保護のための規制について、特定運営事業を実施する民間事業者に対して適用することとする。

三 地方管理空港における特定運営事業の実施

地方管理空港についても、国管理空港と同様に、民間事業者が特定運営事業を実施する場合における関係法律の特例を定めることとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】（25.6.18国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 民間事業者の選定を行うに当たっては、国及び民間事業者等の選定過程に関する情報を適宜適切に開示することにより、民間事業者の選定の公正性・透明性を高めるよう努めること。また、地域の健全な発展に資するよう配慮するとともに、協議会の意見を聴取する際には、地域経済活性化を主体的に担う地方公共団体、経済団体、当該空港で働く人々を始めとする空港関係者の幅広い意見が反映される仕組みを整備するよう努めること。さらに、運営委託後も、官・民・地域の協働による運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。

二 空港の運営については、公共性・安全性の確保が原則であることに鑑み、空港運営の民間委託を行うに際しては、空港運営権者がコスト削減を行うことにより、空港利用者へのサービス水準及び安全性が低下することがないよう、また、着陸料等の値上げや割高な旅客取扱施設利用料の設定等により、航空会社及び利用者の負担が大幅に増大することがないよう、国が本法に基づく基本方針等において空港運営の方針を明確にするとともに、民間事業者の運営のモニタリングや必要な技術的援助等について適切な措置を講ずること。さらに、環境対策等、空港周辺住民の不安を招かないような取組等についても、適切な指導・支援に努めること。

三 空港は、大規模災害の発生時において、救出活動・医療活動の拠点、緊急物資の輸送のための拠点など極めて重要な役割を担うことに鑑み、基本方針等において、大規模災害時における国及び空港運営権者である民間事業者の役割・責任について明らかにし、業務継続について万全を期すこと。また、旅客ターミナル施設等の空港機能施設に被害が発生した場合には、その早期復旧について、民間事業者との責任分担を明確にしつつ、必要な支援に努めること。

四 空港経営改革が検討・実行される際には、民営化、運営の民間委託、地方公共団体又は国によ

る運営など、各空港の地域特性に適合した運営手法が選択されるよう十分配慮するとともに、運営の民間委託を行わない国管理空港については、空港機能施設事業を含めて、引き続きコスト削減等の空港運営の効率化や改善に向けた取組を推進すること。また、運営の民間委託を行わない国管理空港の整備や維持運営に必要な財源が確保されるよう、適切な措置を講ずること。

- 五 空港運営の改善に向けた取組と併せて、地方航空ネットワークの維持・充実が図られるよう地方航空ネットワークへの支援措置の充実・強化について、欧米等における地方航空ネットワーク維持に関する補助制度を参考にしつつ、離島振興法に規定する「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化」にも配慮して検討を進め、早急に結論を得て、必要な措置を講ずること。右決議する。

水防法及び河川法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 25. 5. 15可決 参議院 5. 29国土交通委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならないこととする。
- 2 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等について、洪水時に利用者の避難を確保し、浸水を防止する自主的な取組を促進するための措置を講ずることとする。

二 河川法の一部改正

- 1 河川管理者又は許可工作物の管理者は、管理する施設を良好な状態に保つよう維持、修繕することとし、そのために必要な技術的基準を政令で定めることとする。
- 2 河川管理者は、一の1で水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、水防管理団体が行う水防活動に協力することとする。
- 3 既に水利使用の許可を受けた流水を利用する発電については、河川管理者による許可を不要とし、登録を受ければ足りることとする。
- 4 河川管理者に協力して河川工事又は河川の維持を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができる法人その他の団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができることとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二の1及び3に関しては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25. 6. 4国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、水防活動への理解と参加意識の向上のための啓発、水防団員の処遇の改善を促す取組等により一層の水防団員の確保及び水防協力団体の拡充を図るとともに、水防管理団体と河川管理者及び水防協力団体との連携強化に向けた取組を推進すること。また、より効率的な作業や危険な場所での作業に資するため、水防活動の省力化・機械化に向けた近代水防工法の技術開発、実用化について検討を進めること。

- 二 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等において、事業者等の自主的な水防活動を促進するため、当該施設の利用者の避難確保又は施設への浸水防止のための計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に係るガイドラインの作成や情報提供等を行うとともに、水防活動に必要とされる器具、資材、設備の整備等が促進されるよう支援に努めること。また、国としても事業者等の取組状況の把握に努めるほか、洪水予報等の情報を確実に伝達するよう必要な措置を講ずること。
- 三 社会資本の老朽化に対する意識が高まる中で、国民の安全・安心が確保されるよう、河川管理施設等の維持・修繕に係る技術的基準を早期に定め、国土交通大臣が管理する当該施設の維持・修繕を適切に実施するとともに、都道府県知事等が管理する施設については、長寿命化計画の策定等に必要な財政的支援及び技術的支援を講ずるなど十分な配慮を行うこと。また、許可工作物の維持・修繕が適切になされるよう、当該工作物の管理者を積極的に指導すること。
- 四 再生可能エネルギーとして期待される小水力発電の促進が図られるよう、従属発電に係る登録制の導入等について周知するとともに、小水力発電事業者と関係行政機関との情報共有を進める等により、小水力発電プロジェクトの形成支援に努めること。
- 五 河川協力団体制度の導入に当たっては、その周知に努めるとともに、河川協力団体が河川工事又は河川の維持等の業務を適正かつ確実に行うことができるよう、その活動を積極的に支援するほか、円滑な審査、適正な監督に努めること。
- 右決議する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第48号)

(衆議院 25. 5. 31可決 参議院 6. 19国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置を講じようとするものである。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(閣法第49号)

(衆議院 25. 5. 23可決 参議院 6. 12法務委員会付託 6. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合について、一定期間は掲示をしなくても借地権の対抗力を認めるものとするほか、借地権者による借地契約の解約を容易にする制度等を創設する。
- 二、大規模な災害の被災地における暫定的な土地利用に対する需要に応えるため、存続期間を5年以下とするとともに、更新を認めない短期の借地権の設定を可能とする制度を創設する。
- 三、大規模な災害により建物が滅失した場合に従前の建物の賃借人の保護を図るため、従前の建物の賃貸人が建物を再建して賃貸しようとするときは、従前の建物の賃借人にその旨を通知することとする。
- 四、政令で定める災害により建物が滅失した場合に従前の建物の賃借人がその敷地を優先的に賃借することができるものとする優先借地権制度等を定めた罹災都市借地借家臨時処理法を廃止する。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 25. 5. 23可決 参議院 6. 12法務委員会付託 6. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合に、区分所有建物及びその敷地の売却、区分所有建物の取壊し等の必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、区分所有建物の全部が滅失した場合における措置

大規模な災害により滅失した区分所有建物の敷地及びその災害により建物の価格の2分の1以上に相当する部分が滅失した区分所有建物（以下「大規模一部滅失建物」という。）が二の3等に基づき取り壊された後の敷地について、5分の4以上の多数により、次の決議をすることを可能とする制度を創設する。

- 1 当該敷地に建物を再建する旨の決議（再建決議）
- 2 当該敷地を売却する旨の決議（敷地売却決議）

二、区分所有建物の一部が滅失した場合における措置

大規模一部滅失建物について、5分の4以上の多数により、次の決議をすることを可能とする制度を創設する。

- 1 当該大規模一部滅失建物及びその敷地を売却する旨の決議（建物敷地売却決議）
- 2 当該大規模一部滅失建物を取り壊し、かつ、その敷地を売却する旨の決議（建物取壊し敷地売却決議）
- 3 当該大規模一部滅失建物を取り壊す旨の決議（取壊し決議）

三、団地内の建物が滅失した場合における措置

大規模な災害により団地内の建物が滅失した場合における建物の再建や建替えの承認及び一括建替え等に関する特別の措置を創設する。

四、この法律は、公布の日から施行する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 25. 4. 23可決 参議院 6. 10政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 ※)

※ 衆議院において、25. 6. 24、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。6. 24、衆議院へ返付。6. 24、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する等の措置を講じようとするものである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(閣法第52号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則を整備しようとするものである。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 25. 5. 23修正議決 参議院 6. 10厚生労働委員会付託 6. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金基金の新設を行うことができないこととし、施行日から5年間に限り、厚生年金基金が解散時に政府に返還する代行給付に必要な資産の分割納付について、その期限を15年から30年に延長するとともに、事業所間の連帯債務とならないよう措置を講ずる。
- 二 施行日から5年経過後において、厚生年金基金の年金給付等積立金が一定の基準に該当しなくなったときは、厚生労働大臣は、社会保障審議会の意見を聴いた上で、解散を命ずることができるものとする。
- 三 解散する厚生年金基金の事業所が他の企業年金制度等に移行できるよう、必要な措置を講ずる。
- 四 第3号被保険者期間のうち不整合期間を有する者が、厚生労働大臣に対し届出を行ったときは、当該期間を受給資格期間への算入期間とみなすとともに、八の政令で定める日の翌日から起算して3年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間、一定の範囲で特定保険料の納付を可能とする。
- 五 施行日において、不整合記録に基づき、老齢基礎年金等を受給している者については、特定保険料納付期限日の属する月までの間、受給額の水準を維持するものとする。また、四の特定保険料の納付がなかった場合、その後の老齢基礎年金額については、受給額の100分の90を限度として、減額を行うものとする。
- 六 障害基礎年金、遺族基礎年金等の保険料納付要件の特例等を10年間延長する。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四及び五は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から、六は公布の日から施行する。
- 八 四の特定保険料の納付については、四の施行日から起算して1年9月を超えない範囲内において政令で定める日までには、適用しない。

なお、衆議院において、政府は、この法律の施行日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (25. 6. 18厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため、本法の速やかな施行に努めるとともに、関係政省令の整備、説明・相談などの適切な対応等により、解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
- 二、総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
- 三、厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
- 四、代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。
- 五、第3号被保険者の記録不整合問題について、特例追納の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が特例追納できるよう本措置の周知・広報に努めるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

右決議する。

電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 25. 6. 13修正議決 参議院 6. 17経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るため、託送制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第55号)(先議)

(参議院 25. 4. 24総務委員会付託 5. 17本会議可決 衆議院 6. 7可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しに関する事項

これまで成立した二次にわたる一括法により見直しが具体化されたことに引き続き、残された義務付け・枠付けについて、地方からの提案に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に、関係法律の改正を行う。

二、都道府県の権限の市又は特別区への移譲に関する事項

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市又は特別区へ移譲することとし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25. 5. 16総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、義務付け・枠付けの見直しに伴い地方公共団体の条例制定が必要となる事項のうち、国が条例制定基準を定めるものについては、地方公共団体が議会での審議や住民の意見反映のために十分な時間を確保できるよう、条例制定基準を早期に定めること。

二、地方分権改革推進委員会第二次勧告で見直しの対象とならなかった義務付け・枠付けについても地方の声を聞きつつ、見直しを検討するとともに、義務付け・枠付けの新設について、累次の勧告等に基づき、必要最小限とするよう、政府内のチェック体制を確立すること。

三、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。また、これまでの基礎自治体への権限移譲において、移譲先が指定都市等にとどまっている項目については、地方の声を聞きつつ、移譲先の更なる拡大を検討すること。

四、特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行及び地方独立行政法人の合併に当たっては、関係労働組合等と当該法人との間において労働条件について十分な交渉・協議が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

五、義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用等による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

右決議する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 25. 5. 28可決 参議院 5. 28災害対策特別委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害対策基本法の一部改正

- 1 災害の定義に、異常な自然現象の例示として、崖崩れ、土石流及び地滑りを追加する。
- 2 災害対策は、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること等を基本理念として行われるものとする。
- 3 各主体の責務
 - (一) 国及び地方公共団体は、ボランティアとの連携に努めなければならないものとする。
 - (二) 災害応急対策等に関する事業者は、災害時においても事業活動を継続するとともに、その事業活動に関し、国及び地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
 - (三) 住民が防災に寄与することの例示として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄及び防災訓練を追加する。
- 4 市町村地域防災計画は、一定の地区内の居住者等が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害発生時における居住者等の相互支援等の防災活動に関する地区防災計画について定めることができるものとし、居住者等は、市町村防災会議に対し、地区防災計画を定めるよう提案できるものとする。
- 5 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を勘案して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。
- 6 市町村長は、災害発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、生活環境等の確保に関する一定の基準を満たす施設を、指定避難所として指定しなければならないものとする。
- 7 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿を作成するとともに、本人の同意を得て、消防機関、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できるものとする。
- 8 市町村長は、迅速かつ的確な住民の避難を図るため、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示できるものとする。
- 9 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が地方公共団体の災害応急対策を支援し、又は応急措置や広域一時滞在に係る協議を代行できるようにする。
- 10 市町村長は、災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないものとする。
- 11 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できるものとする。
- 12 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策のみならず、被災地外も含めた国民生活、国民経済等の重要課題について、政府が対処基本方針を定め、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処する仕組みを創設するとともに、内閣総理大臣は、物資の買占めの自粛等についての協力を国民に要請できることとし、要請を受けた国民は必要な協力をするよう努めるものとする。

二 災害救助法の一部改正

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、都道府県間の救助の応援に要した費用を国が立て替える仕組みを創設する。

三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正

特定非常災害の被災者である相続人について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法

の特例を設けるものとする。

四 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正

災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するものとする。

【災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び大規模災害からの復興に関する法律案に対する附帯決議】(25.6.12災害対策特別委員会議決)

政府は、両法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。
- 二 災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。
- 三 大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の既存の組織の法的位置付けの明確化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。
- 四 災害発生時においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。
- 五 地域住民の被災状況の把握・管理、配慮事項等の情報の共有化など、きめ細かな被災者支援のためには、情報通信技術の活用が有効であることを踏まえ、市町村に対し必要な支援を行うこと。
- 六 地域コミュニティが提案できることとされる「地区防災計画」については、地域の災害のリスクを自治体と共通認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようにすること。
- 七 災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう国民へ協力を求めることについては、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。
- 八 避難所の設置及び運営については、自治体が、高齢者、難病・障がい者、子ども、女性等に必要な生活環境を確保するため、要配慮者等の意見を踏まえて避難所の基準を設けるなど、国として適切な支援を行うこと。
- 九 市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遺漏や個人情報の取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。
- 十 市民のボランティア参加やNPOによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるよう、国として支援を行うこと。
- 十一 今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。
- 十二 罹災証明書については、被災者支援にまず必要となることを踏まえ、その発行の迅速化と証明内容の信頼性の確保を図るため、市町村に対し被害調査体制の強化に向けた支援を行うこと。加えて、関係行政機関の間で罹災証明の取扱い等に関する広域間調整を行うなど、地域間格差が生じないよう配慮すること。
- 十三 災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や市町村消防の体制の強化を図ること。
- 十四 国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。
- 十五 復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に発揮するとともに、省庁の縦割りを

排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。

十六 大規模災害からの復興に当たっては、大規模災害からの復興に関する法律における一般的な枠組みに加え、災害の規模、被害状況、地域の特性等に応じ、かつ、被災地の要望を踏まえ、柔軟な制度の運用に努めるとともに、法制上の措置を含めた所要の措置を講ずること。

十七 大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講ずるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。

十八 近年の公共事業の削減等により自治体の土木系職員や専門的知識を有する職員が減少傾向にある状況に鑑み、災害復旧・復興に資するノウハウの蓄積や人材の育成等マンパワーの強化に向けた取組に適切な支援策を講ずること。

十九 残された課題については更に検討を重ね、必要に応じて法制上の措置を講ずること。
右決議する。

大規模災害からの復興に関する法律案(閣法第57号)

(衆議院 25. 5. 28可決 参議院 5. 28災害対策特別委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 復興に関する組織等

大規模災害が発生した場合において、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。また、政府は、当該災害からの復興のため、復興基本方針を定めるものとする。

二 復興計画等における特別の措置

大規模災害を受けた市町村は、土地利用の再編等による円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、単独で又は都道府県と共同して必要な復興整備事業等を内容とする復興計画を作成できるものとする。また、復興計画が所要の協議等を経た上で公表されたときには、土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすとともに、復興整備事業に係る許認可等の要件を緩和する特例等のほか、復興の拠点となる市街地を整備するために一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けるものとする。

三 災害復旧事業等に係る国等による代行

国又は都道府県は、被災した地方公共団体の長等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体等に代わって自ら災害復旧事業等に係る工事を施行するものとし、また、復興を図るために必要な都市計画の決定等に必要な措置をとることができるものとする。

四 雑則

- 1 地方公共団体の長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方行政機関の長に対し、当該関係行政機関等の職員の派遣を要請することができるものとする。
- 2 国は、大規模災害が発生した場合において、当該災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該災害の規模その他の状況を踏まえ、当該災害の発生時における国及び地方公共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

五 施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとする。なお、この法律の規定は、平成25年4月12日

以後に発生した災害に適用するものとする。

【附帯決議】(25. 6. 12災害対策特別委員会議決)

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)と同一内容の附帯決議が行われている。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案 (閣法第58号)

(衆議院 25. 5. 31可決 参議院 6. 11経済産業委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定するとともに、小規模企業者の範囲の弾力化、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の販路開拓及び資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講ずるほか、最近における小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付けの状況に鑑み、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業基本法の一部改正

- 1 小規模企業が、地域経済の安定や地域住民の生活の向上等に寄与するとともに、将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、その活力が最大限に発揮されなければならないものとするを新たに基本理念に規定する。
- 2 地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ることや、成長発展の状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること等を小規模企業に対する中小企業施策の方針に規定する。
- 3 女性や青年による創業の促進、海外における事業展開の促進、情報通信技術の活用の推進、事業の承継のための制度等の整備を基本的施策として追加する。

二、中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正

小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業者の範囲の変更を政令で行うことができるよう規定する。

三、中小企業信用保険法の一部改正

資金調達の円滑化を図るため、信用保証の対象に電子記録債権を活用した資金調達を追加する。

四、中小企業支援法の一部改正

情報通信技術を活用して、中小企業・小規模事業者に対して専門家の紹介や支援施策に関する情報提供等を行う者を国が認定し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる。

五、下請中小企業振興法の一部改正

下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる。

六、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

事業再生促進のため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、債務の株式化業務を追加する。

七、小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

最近における小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付けの状況に鑑み、同法を廃止する。

八、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 小規模企業者等設備導入資金助成法は、平成27年3月31日をもって廃止することとし、所要の経過措置について規定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 25. 5. 28可決 参議院 5. 29財政金融委員会付託 6. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行う措置の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、インサイダー取引規制に係る見直し

未公表の重要事実等を知っている会社関係者等による情報伝達・取引推奨行為に対し規制を導入するとともに、資産運用業者が自己以外の者の計算において違反行為を行った場合の課徴金額を引き上げる。

二、A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用規制の見直し

- 1 投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則を引き上げる。
- 2 運用体制の整備された厚生年金基金に限定して特定投資家への移行を可能とする。

三、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等

投資法人による自己投資口の取得及び投資主への割当増資等を可能とする。

四、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み

金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が必要性の認定を行った場合に、預金保険機構による監視、流動性供給・資金援助等により、金融システム上重要な市場取引等の履行・継続を確保しながら、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行うための措置を講ずることを可能とする。

五、銀行等による資本性資金の供給強化等

- 1 企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込まれる場合に、銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）について一定の緩和措置を設ける。
- 2 名義分割や迂回融資等による大口信用供与等規制の潜脱を防止するための規定を設ける。

六、施行期日

一、二2及び五1については公布の日から起算して1年を、三については公布の日から起算して1年6月を、四については公布の日から起算して9月を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するなど、所要の施行期日を定める。

【附帯決議】(25. 6. 11財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。
- 一 公募増資に関連したインサイダー取引事案が、我が国市場の透明性、公正性に対する信頼を揺るがすものであることに鑑み、不公正な取引等を未然に防止するべく、自主規制機関や金融商品取引所を含めた関係者との連携を図りつつ、本法による規制の運用に万全を期すこと。
- 一 A I J 投資顧問による年金資産運用問題と同種の事案の再発を防止するため、本法による罰則の強化等資産運用規制の見直しを厳正に運用するとともに、近時の事例等も踏まえ、本法による見直しの対象とならない業者への規制についても、実効性ある投資者保護に資する対策を引き続き検討すること。
- 一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、金融庁、農林水産省及び

経済産業省が連携して、取引所等の関係者に対し一層の取組を促すなど、その早期実現に向けて取り組むこと。

- 一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限到来後における中小企業金融の円滑化に関しては、関係省庁において取りまとめられた総合的な対策を引き続き推進するとともに、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社地域経済活性化支援機構を始めとする関係機関との協力の下、中小企業者等の事業再生等に向けた取組の強化を図ること。

右決議する。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとしようとするものである。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)

(衆議院 25. 5. 14修正議決 参議院 5. 27環境委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策が国を挙げて全力で取り組むべき喫緊の課題となっている中で、今後、非常に高い温室効果を持つフロン類の排出量が冷凍空調機器の冷媒用途を中心に急増する見込みであることに鑑み、現行法に基づく業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加え、新たにフロン類又はフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じ、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類又はフロン類使用製品の製造・輸入業者の判断の基準となるべき事項等を定めることとする。
- 二、主務大臣は、フロン類の管理の適正化を推進するため、業務用冷凍空調機器の管理者の判断の基準となるべき事項等を定めるとともに、一定量以上の漏えいをさせた管理者に、毎年度、フロン類算定漏えい量等の報告を義務付けることとする。
- 三、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填を業として行う者の登録制度及び業務用冷凍空調機器から回収したフロン類の再生を業として行う者の許可制度を新たに導入することとする。
- 四、これらの措置を新たに講じることに伴い、法律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるとともに、目的等について所要の改正を行うこととする。
- 五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府が新法の規定についての検討を加えるに当たって勘案すべき事項として、新法第98条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を追加する旨の修正が行われた。

【附帯決議】(25. 5. 30環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、フロン類又はフロン類使用製品の製造業者等が講ずべき措置に関する判断の基準の設定に当たっては、代替技術や代替物質等の開発状況について最新の動向を幅広く把握しつつ、フロン類の排出削減につながるよう明確かつ最適な基準を定めるとともに、見直しも適宜行うこと。また、業務用冷凍空調機器の管理者が講ずべき措置に関する判断の基準も含めて、対象製品の選定に関する考え方や目標年度の考え方など重要事項については、本法第3条に定める指針に具体的に記述すること。
 - 二、フロン類の排出抑制対策は、政府が定める地球温暖化対策計画による地球温暖化対策と一体的に推進を図ることとし、排出削減目標の設定についても検討を行うこと。また、フロン類は中長期的には廃絶することが望ましいとの展望を明確化した上で、代替物質への転換を加速化するインセンティブとなる具体的な施策を実施すること。
 - 三、フロン類など過渡的で持続可能でない冷媒から、炭化水素や二酸化炭素など環境に対する負荷の少ない自然冷媒を含めた代替物質への転換を加速度的に図るため、代替技術の確立していない分野の研究開発事業や、初期コストが割高となっていることから普及が進まないノンフロン冷凍空調機器の導入に対する補助事業等について、当該初期コストに対する支援を含め予算措置の重点化を図ること。その際、一部の食品小売店舗等において自然冷媒を使用した機器の導入が進んでいることからその実態分析を行い、円滑な転換に資するよう支援策の充実に努めること。
 - 四、フロン類の排出削減に当たっては、フロン類から自然冷媒を含めた代替物質への転換が極めて重要であることに鑑み、フロン類の代替物質の評価に際しては、安全性、経済性、供給の安定性等に留意しつつ、代替物質への転換が確実かつ迅速に進むように、適切に対応すること。
 - 五、フロン類の生産抑制、排出抑制に向け、関係者の回収インセンティブの向上への効果、負担の公平性及び必要とされる行政コスト等を総合的に勘案しつつ、経済的手法の在り方について検討を進めること。
 - 六、フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストブロワー等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及並びに新冷媒に対応した人材の育成・啓発を積極的に支援するとともに、ノンフロン製品の購入を促進すること。
 - 七、オゾン層保護及び地球温暖化防止対策は、地球環境の保全のために世界規模で取り組まれるべき課題であることを踏まえ、我が国の優れた技術を世界に向けて発信しノンフロン冷凍空調機器等の世界的な普及に努めるとともに、HFCの生産に対する世界共通の規制基準の導入について、リーダーシップを発揮し積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第62号)
(衆議院 25. 5. 28可決 参議院 6. 12環境委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

従来、環境基本法においては、放射性物質による環境汚染の防止のための措置を原子力基本法等の関係法律に委ねていたが、平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除された。このため現在では、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされている。一方、大気汚染防止法等の関係法律には、放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定が置かれている。本法律案は、このような状況を踏まえて、放射性物質による環境汚染を防止するため、大気汚染防止法等の関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び公共用水域等の水質汚濁の状況を常時監視する規定を設けることとする。

二、環境影響評価法の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、放射性物質による大気汚

染、水質汚濁及び土壌汚染についても環境影響評価の対象とすることとする。

三、南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染等も含めて確認することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、三は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.6.13環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、原子力規制委員会設置法による改正前の環境基本法第13条において「原子力基本法その他の関係法律」において委ねられていた「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置」に関して、従来の措置の内容と効果について詳細に把握するとともに、環境基本法に照らし政府の施策は万全であったかについて十分な検証を行うこと。
- 二、前項の検証に当たっては、環境基本法の目的・理念等と、従来原子力基本法、原子炉等規制法、放射線障害防止法等が目指してきたところとの異同について特に精査し、環境法制と原子力法制において新たに必要となっている措置について明確にすること。
- 三、環境基本法第13条の削除に伴う環境法令の整備に当たっては、単に適用除外規定の削除にとどまらず、環境基本法の目的・理念等を踏まえ、放射性物質に係る環境法制の再構築を図るとともに、環境基本法第2章に則り、放射性物質に係る環境の保全に関する基本的施策を可能な限り速やかに実施すること。
- 四、以上の趣旨を踏まえ、科学的、体系的に環境法制の再構築を行うため、放射線を始めとする各種の専門家による委員会を設置し、綿密かつ速やかな検討を行うこと。
右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるようにするものである。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第64号)(先議)

(参議院 25.5.23厚生労働委員会付託 6.5本会議可決 衆議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 障害者に対する差別の禁止等

- 1 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならないが、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをして

はならない。

- 2 事業主は、労働者の募集及び採用並びに障害者である労働者の職務の遂行について、障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
- 3 事業主は、障害者に対する差別等について、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図るよう努めることとし、都道府県労働局長は、紛争の解決の援助及び調停の委任を行うこととする。

二 精神障害者を含む障害者雇用率の設定

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）である労働者の総数を算定の基礎に含めた障害者雇用率を設定し、事業主は雇用する障害者である労働者の数が雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、一については平成28年4月1日から施行する。
- 2 二の障害者雇用率については、法律の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、精神障害者を含めた障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して政令で定める。

【附帯決議】（25.5.30厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法の目的を十分に考慮し、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供が、募集、採用、就労のいずれの段階においても早期に実現し、障害者雇用の一層の促進が図られるよう、当事者である障害者の意向を最大限に考慮しながら、具体的施策の取組を進めていくこと。
 - 二、合理的配慮義務の適用が猶予される「過重な負担」の基準設定については、その水準が本法の趣旨を不当に歪めることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、障害者団体を含む四者による労働政策審議会の協議を通じて指針を定めること。その際、合理的配慮の提供に対する財政的支援措置の在り方についても併せて検討すること。
 - 三、障害者に対する雇用上の差別禁止規定に違反する個々の案件に対する私法上の効果については、民法上の規定に則って個々の案件ごとに判断されることから、その適切な周知を図ること。
 - 四、公務部門における差別禁止と合理的配慮義務の遵守については、本法で適用が除外されている規定についての法令上の措置を確保するとともに、本法の目的を率先して実現し、障害者雇用の促進に寄与していく観点から、必要な財政上の措置に関する検討を含め、積極的な対策を講ずること。
 - 五、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務に関する紛争については、まずその自主的解決が促進されるよう具体的な施策を講ずることとし、その上で、都道府県労働局長による助言、指導又は勧告、及び紛争調整委員会による調停が実効性あるものとなるよう、必要な対策を講ずること。
 - 六、労働者派遣契約の下での障害者の差別の禁止及び合理的配慮の提供義務については、現行の労働者派遣法に基づき適正な対応が図られるよう周知徹底を図ることとし、必要に応じて、具体的な措置を講ずるよう検討すること。
- 右決議する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第65号)(先議)

（参議院 25.5.23厚生労働委員会付託 6.5本会議修正議決 衆議院 6.13可決）

【要旨】

本法律案は、精神障害者が地域における生活へ移行することができるよう、保護者の制度の廃止と併せて、精神障害者に対する医療の見直し等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止する。
- 二 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。
- 三 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。
- 四 精神科病院の管理者は、必要に応じて、精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。
- 五 精神科病院に入院中の者の家族等は、都道府県知事に対し、その者の退院等の請求をすることができる。
- 六 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならない。
- 七 この法律は、一部を除き、平成26年4月1日から施行する。
- 八 政府は、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

この法律の施行後3年を目途として検討を加えるべき事項に、精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方を追加する。

【附帯決議】（25.5.30厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具現化する方向で講ぜられること。
 - 二、精神科医療機関の施設基準や、精神病床における人員配置基準等については、精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の内容を踏まえ、一般医療との整合性を図り、精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各規定の見直しを検討すること。
 - 三、精神障害者の意思決定への支援を強化する観点からも、自発的・非自発的入院を問わず、精神保健福祉士等専門的な多職種連携による支援を推進する施策を講ずること。また、非自発的入院者の意思決定及び意思表示については、代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこと。
 - 四、非自発的入院の減少を図るため、「家族等いずれかの同意」要件を含め、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。
 - 五、精神疾患の患者の権利擁護を図る観点から、精神医療審査会の機能強化の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。
 - 六、非自発的入院の特性に鑑み、経済面も含め、家族等の負担が過大にならぬよう検討すること。
 - 七、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受け皿や体制整備の充実を図ること。
- 右決議する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第66号)(先議)

(参議院 25. 5. 20環境委員会付託 5. 24本会議修正議決 衆議院 6. 4可決)

【要旨】

生物多様性基本法が平成20年に制定され、さらに、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標の中に、「既知の絶滅危惧種の絶滅や減少が防止されること」が位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を一層推進することが求められている。一方、希少野生動植物種はその希少性から高額で取引されるものが多く、違法な譲渡し等の再犯事例も発生しており、悪質な違法取引が後を絶たない状況にある。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策を一層強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法の目的において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ること」が、「良好な自然環境の保全」のみならず「生物の多様性の確保」にもつながることを明らかにすることとする。
- 二、国の責務として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図ることを明記することとする。
- 三、希少野生動植物種の個体等に関して、販売又は頒布の目的の広告を原則として禁止することとする。
- 四、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続を改善し、個体等の区分又は主な特徴等に変更が生じた場合における変更登録、登録票の書換交付等の手続を新設することとする。
- 五、国内希少野生動植物種の保護増殖事業の円滑化を図るため、国及び地方公共団体以外の者が、環境大臣の認定を受けた保護増殖事業等として行う個体等の譲渡し等について、環境大臣の許可を要しないこととする。
- 六、国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとする。
- 七、罰則において大幅な強化を図り、希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等に関する罰則の上限を引き上げることとする。
- 八、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

検討条項を「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第4項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」に改めることとする。

【附帯決議】(25. 5. 23環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、種の保存に関する科学的知見の充実を図り、それに基づいて、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(以下「保全戦略」という。)を始め、総合的な施策を策定・実施すること。
- 二、「保全戦略」は海洋生物を含めて策定すること。また、「保全戦略」は、種の指定の考え方や進め方を示す、大胆かつ機動性の高いものとする。
- 三、「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること。
- 四、改正法施行後3年の見直しに向けて、以下の取組を行うこと。
 - 1 「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。

- 2 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。
 - 3 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。
 - 4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクロチップ、脚環、ＩＣタグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へもＩＣタグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。
- 五、希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、2020年までに300種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこと。そのため、中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定等について議論を行い、その結果を尊重すること。また、同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。
- 六、生物多様性基本法第8条「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。
- 七、生物多様性基本法第24条、改正法第53条第2項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。
- 八、改正法附則第7条に基づき、改正法施行後、速やかに、今回の改正内容のみならず、種の保存法全体について見直しを開始し、改正法施行3年後に速やかに必要な措置を講ずること。
- 九、中央環境審議会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、前項の種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。
- 十、海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行うこと。また、候補種選定の際、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に選定の対象とすること。
- 十一、近年、地球温暖化に伴う急激な気候の変化によって、ホッキョクグマ、サンゴなどの種や生態系への影響が世界的に顕著になり始めていることに鑑み、我が国政府は、カンクン合意を踏まえつつ、低炭素社会に向けての新たな世界的な枠組みの構築のため、2020年からの実施を目指し法的文書の合意を2015年までに得ることについて、リーダーシップを発揮すること。
- 右決議する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第67号)(先議)

(参議院 25. 5. 20環境委員会付託 5. 24本会議可決 衆議院 6. 4可決)

【要旨】

生物多様性基本法が平成20年に制定され、さらに、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標の中に、侵略的外来種を制御、根絶するための対策等を講じることが位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、外来生物対策を一層推進することが求められている。一方、特定外来生物が交雑することにより生じた生物による生態系等に係る被害が懸念されるなどの状況にある。

本法律案は、このような状況を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための施策を一層強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外来生物の定義を改正し、外来生物が交雑することにより生じた生物を外来生物に含めることとする。

- 二、現在例外なく禁止されている特定外来生物の放出等について、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けた場合及び防除の目的で主務大臣の確認又は認定を受けた場合は例外として行えることとする。
- 三、主務大臣による措置命令の対象を、許可なく飼養等をしている者等に拡大するとともに、措置命令の内容として、特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした特定外来生物の回収等を新たに規定することとする。
- 四、主務大臣等が、防除のために、その職員に所有者等不明の土地への立入り等をさせる場合の手続を規定することとする。
- 五、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の検査及び特定外来生物が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄の命令を規定することとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25. 5. 23環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して根絶に向け防除を進めること。
 - 二、特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることに鑑み、本法の施行後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早期に着手すること。
 - 三、特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要な対策について万全を期すよう努めること。
 - 四、本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸入品等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。
 - 五、現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等の情報提供に努めるとともに、財政支援等必要な措置を講ずること。
 - 六、東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震とこれに伴う巨大津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講ずること。
- 右決議する。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(閣法第68号)

(衆議院 25. 5. 21可決 参議院 5. 22文教科学委員会付託 5. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政令で定める理由により原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から1月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立

ての時に、訴えの提起があったものとみなすこと。

二、この法律は、公布の日から施行すること。

【附帯決議】（25. 5. 28文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、平成25年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。

二、損害賠償請求に至っていない被害者を把握するため、東京電力株式会社が行う損害賠償手続及び原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること。

三、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介を打ち切るに当たっては、被害者がその後に行う訴えの提起の行使が実務上可能となるよう運用上、特段の配慮を行うこと。

四、政府は、東京電力株式会社に対して、全ての被害者に対する損害賠償につき、適切な指導・監督を行うこと。

右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(閣法第69号)

（衆議院 25. 5. 31可決 参議院 6. 12内閣委員会付託 6. 19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない。
- 3 国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 4 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

二、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 1 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

三、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

- 1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「国等職員対応要領」という。）を

定めるものとする。

- 4 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。国は、地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な対応指針を定めるものとする。また、主務大臣は、対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 6 国等職員対応要領及び対応指針を定めようとするときは、あらかじめ障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによる。

四、障害を理由とする差別を解消するための支援措置

- 1 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等に必要な体制の整備を図るものとし、また差別の解消について国民の関心と理解を深め、特に、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 3 国及び地方公共団体の機関であって、障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに障害を理由とする差別を解消するための取組を行う障害者差別解消支援地域協議会を組織できるものとする。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行する。
- 2 政府は、本法律の施行後3年を経過した場合において、本法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【附帯決議】（25.6.18内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。
- 二 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。
- 三 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
- 四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明

することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。

五 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。

六 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

七 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。

八 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

九 附則第7条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後3年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

十 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

十一 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。

十二 本法第16条に基づく国の「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」に関する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。右決議する。

生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第70号)

(衆議院 25.6.4修正議決 参議院 6.18厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続の整備、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講じようとするものである。

生活困窮者自立支援法案(閣法第71号)

(衆議院 25.6.4可決 参議院 6.18厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の措置を講じようとするものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものである。

薬事法等の一部を改正する法律案(閣法第73号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器、再生医療等製品等の安全かつ迅速な提供の確保等を図るため、最新の知見に基づく内容が記載された添付文書の届出義務の創設等の安全対策の強化を行うとともに、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の医療機器及び再生医療等製品の特性を踏まえた規制を構築する等の措置を講じようとするものである。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与するため、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等製品以外の細胞加工物の製造の許可等の制度を定めようとするものである。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(閣法第75号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等により、同会議の審議体制を強化しようとするものである。

本院議員提出法律案

脱原発基本法案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、できる限り早期に脱原発の実現を図り、国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保するため、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発を実現するための施策に関する基本的な計画について定めようとするものである。

いじめ対策推進基本法案(参第2号)

(参議院 25. 6. 18撤回)

【要旨】

本法律案は、いじめが児童生徒等の尊厳を害するとともに、あらゆる児童生徒等の良好な教育環境を損ない、児童生徒等の適切な教育を受けて健全に成育する権利を害するものであることに鑑み、児童生徒等をいじめることを禁止するとともに、いじめ対策に関し、基本理念及び国の責務等を明らかにし、並びに基本計画等の策定その他のいじめ対策の基本となる事項、いじめ又はその兆候の発見及びいじめに関する事案への対処に関する措置、いじめ対策の実施の状況の把握及び評価等について定めることにより、いじめ対策を総合的に推進しようとするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第3号)

(参議院 25. 6. 19内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 25. 4. 23厚生労働委員会付託 4. 26本会議可決 衆議院 5. 10可決)

【要旨】

本法律案は、指定薬物の製造、輸入、販売等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官及び麻薬取締員に指定薬物に係る司法警察員としての職務並びに指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権を行わせるとともに、指定薬物又はその疑いがある物品の試験のための収去等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 麻薬取締官及び麻薬取締員の指定薬物に係る職務及び職権の追加

1 司法警察員としての職務の追加

麻薬取締官及び麻薬取締員は、指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、司法警察員として職務を行う。

2 廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権の追加

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができる。

二 指定薬物に係る収去の権限の追加等

1 厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

- 2 1による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設ける。
- 3 収去の権限の追加に伴い立入検査等の要件を見直し、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときに行うことができるものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 その他所要の規定の整理を行う。

民法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、嫡出でない子の権利の保護の観点から、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一にしようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 25.5.28法務委員会付託 6.12本会議修正議決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約の制限

保証人が金銭の貸付け又は手形の割引を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務をいう。）を主たる債務とする保証契約及び主たる債務の範囲に当該貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、次に掲げる場合を除き、その効力を生じない。

- 1 保証人が法人である場合
- 2 保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合

二、特定貸金等保証契約の求償権についての保証契約の制限

一の1又は2に掲げる場合における特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、当該保証契約の保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

- 1 一の1に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人又は当該保証契約の主たる債務者である法人の代表者
- 2 一の2に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、経過措置

この法律による改正後の規定は、この法律の施行前に締結された特定貸金等保証契約及び特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約については、適用しない。

【修正要旨】

附則を次のように改める。

- 一、この法律は、別に法律で定める日から施行する。
- 二、一の別に法律で定める日については、この法律の公布後２年を目途として、この法律による改正後の民法の規定による保証契約に係る措置が講ぜられたとしても事業を行うために必要な資金の確保等に支障が生ずることがないように、金銭の貸付けを業として行う者に対する規制その他の必要な措置を講じ、当該措置の実施の状況等を勘案して定めるものとする。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(参第7号)

(参議院 25. 6. 10政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状等に鑑み、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、議員定数の見直しを含めた衆議院議員の選挙制度の抜本的な見直しが行われるまでの間における措置として、人口に比例して各都道府県に配当した選挙区の数に基づき選挙区の改定等を行おうとするものである。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、日本国外において人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による被害を受けた日本国籍を有する者又はその遺族に対し犯罪被害者等給付金を支給しようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 25. 6. 19総務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、普通地方公共団体が、条例を定めることにより、非常勤の職員のうちその勤務形態が常勤の職員に準ずる者に対し、常勤の職員と権衡を考慮した手当を支給することができることを新たに定めようとするものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革を引き続き着実に推進するため、国家公務員制度改革推進本部の設置期限を延長しようとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故により放出された放射性物質による著しい汚染が相当範囲にわたって生じており、当該汚染の除去が容易でない土地等が存在していること等に鑑み、当該汚染に係る対策に関する国の社会的な責任と果たすべき役割を踏まえ、特定原子力被災地域における今後の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民その他の関係者の生活再建等の促進に資する施策について、国の積極的な取組による推進に関する事項を定めようとするものである。

国家賠償法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたとき、その公務員にこれを賠償する責任を負わせようとするものである。

幹部国家公務員法案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めようとするものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査の機能の強化を図るため、検査官の任命資格の整備並びに任期の短縮及び定年の引上げ、実地の検査の結果等の検査報告への掲記の義務付け、不当事項への対処に関する検査の制度の創設、懲戒の処分を要求することができる場合の拡大、会計検査院による告発の制度の創設等を行おうとするものである。

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の予算の執行の適正化の確保に資するため、予算執行職員がその義務に違反して支出等の行為をした場合における弁償責任の厳格化及び会計検査院による懲戒処分要求制度の強化を図るなどしようとするものである。

地方公務員法等の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講じようとするものである。

地方公務員の労働関係に関する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部候補育成課程を創設し、内閣人事局を設置するとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

電力自由化推進法案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電気の需給に係る規制を緩和し、市場原理に基づいた電気の需給調整の仕組みを構築すること等により原子力発電を利用せずに電気の安定供給を実現するための抜本的な改革を行うことが喫緊の課題となっていることに鑑み、当該改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、電力自由化推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

検察審査会法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、検察審査会による起訴議決に基づく公訴の提起等が刑事被告人の人権保障に重大な影響を及ぼすものであるにもかかわらず、その審査の適正性を担保する仕組みが不十分であることに鑑み、検察審査会の審査等の一層の適正化に資するため、検察審査会議に出席した者の全ての発言を会議録に記載し、検察審査会議の開催の状況に関する事項を公表し、審査補助員を増員しようとするものである。

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力規制委員会設置法の目的規定等において原子炉の廃止を明記し、原子力規制委員会に廃炉安全専門審査会を置き、及び福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務を定めようとするものである。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資するため、体罰等の防止に関する対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、体罰等の防止に関する対策の基本となる事項を定めることにより、体罰等の防止に関する対策を総合的に推進する等の措置を講じようとするものである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 25. 6. 20内閣委員長提出 6. 21本会議可決 衆議院 6. 26可決)

【要旨】

本法律案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参第29号)

(参議院 25. 6. 20内閣委員長提出 6. 21本会議可決 衆議院 6. 26可決)

【要旨】

本法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に含め、規制の対象とする。

二、警告に係る通知並びに禁止命令等に係る申出及び通知

- 1 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならない、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 2 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は禁止命令等を行うことができる。公安委員会は、当該申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

三、国及び地方公共団体の支援等

- 1 国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記する。
- 2 国及び地方公共団体は、1の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

- 1 被害者の居所若しくは加害者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。）の所在地又はつきまとい等が行われた地を管轄する公安委員会においても、禁止命令等を行うことができるようにする。
- 2 警告又は仮の命令を行うことができる警察本部長等について、1と同様の改正を行う。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替

わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行おうとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案 (参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

受動喫煙防止対策の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、受動喫煙により人の健康に悪影響が生ずることが科学的に明らかであることに鑑み、受動喫煙防止対策を迅速かつ確実に推進し、もって国民の健康の保持に寄与するため、受動喫煙防止対策の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止対策を推進するために必要な事項を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 25. 4. 12修正議決 参議院 4. 17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託
4. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、ウェブサイト等及び電子メールを利用する方法による選挙運動を解禁する。ただし、電子メールについては、送信主体を候補者・政党等に限定するとともに、送信先を限定する。
- 二、選挙運動用有料インターネット広告を禁止する。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告を掲載させることができる。
- 三、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為及び屋内の演説会場内における映写を解禁する。

四、誹謗中傷・なりすまし対策として次の措置を講ずる。

- 1 ウェブサイト等により選挙運動用又は落選運動用の文書図画を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務付けるとともに、選挙運動用又は落選運動用の電子メールの送信者に対し、氏名、電子メールアドレス等の表示を義務付ける。
- 2 氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法による通信を加える。
- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律について、発信者に対する削除同意照会期間の特例等を設ける。
- 4 選挙に関しインターネット等を利用する者に対し、インターネット等の適正な利用についての努力義務を課す。

五、この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日以後初めて公示される国政選挙の公示日以後に公示又は告示される全ての国政選挙及び地方選挙について適用する。

六、候補者・政党等以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動については、次の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする。

七、有料インターネット広告の特例については、候補者にもこれを認めることについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】(25. 4. 18政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

本案は、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするもので、これにより、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図ろうとするものである。

- 一、本法の施行状況を踏まえ、セキュリティ対策等新たな問題等が明らかになった場合には、その都度検証の上、法改正を含めて適宜適切な措置が講ぜられるものとする。
- 二、政府は、プロバイダ等が、選挙運動用又は落選運動用の文書図画につき、自己の名誉を侵害されたとする候補者からの申出を受けて削除する場合は、選挙の重要性に鑑み、迅速かつ適切に行われるよう必要な要請や支援を行うこと。
- 三、民主主義の根幹である選挙の意義に鑑み、悪質な誹謗中傷、なりすましに対しては、警察において、迅速かつ適切な対応を行うべく最大限の努力を傾けること。
- 四、政府は、海外からのインターネットを利用した選挙の公正を阻害するような行為につき、必要な対策を講ずること。

- 五、選挙運動の規制の在り方、選挙の公正を確保するための必要な措置について、検討が行われるとともに、インターネット等を利用する方法による選挙運動は、事実上制限がなく自由になることから、ファクシミリ装置を選挙運動に用いることができない等の現行公職選挙法における選挙運動用文書図画の頒布・掲示規制その他の選挙運動規制の在り方について、検討が加えられ、適切な措置が講ぜられるものとする。
- 六、ウェブサイト等を利用した選挙運動については、一般有権者も解禁の対象としているが、種々の規制も設けられており、また、事前運動や未成年者の選挙運動は現行法上も禁止されており、これらの点について、政府は、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うとともに、有権者の適切な判断に資するよう、選挙管理委員会のホームページ等による国民への啓発の充実に努めること。
- 七、政府は、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁に対応するために必要な選挙管理委員会の体制の整備を支援すること。
- 八、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁に合わせて、有権者の適切な判断に資するよう、国及び地方公共団体は、インターネットを利用した議員等の活動に関する情報発信の基盤強化及び内容の充実を一層推進するよう努めること。
- 九、インターネットを利用する投票方法を導入するとした場合に必要となる技術上及び制度上の措置並びに生じうるのである問題については、諸外国の状況も勘案し、あらゆる角度から検討が加えられ、その結果に基づいて適切な措置が講ぜられるものとする。
- 右決議する。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(衆第4号)

(衆議院 25. 3. 22可決 参議院 3. 22厚生労働委員会付託 4. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進（以下「研究開発等」という。）に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 再生医療の研究開発等に関する施策は、治療等に際して、再生医療を世界に先駆けて利用する機会が国民に提供されるように進められるべきこと、施策の有機的な連携と実効性を伴う総合的な取組が進められるべきこと等を基本として行わなければならない。
- 二 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発等に関する施策の総合的な策定及び実施並びに国民に対する啓発の責務を有し、関係省庁の協力体制を確立するものとする。
- 三 医師等、研究者及び再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う事業者は、国が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 四 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発等に関する基本方針を定めるとともに、再生医療に関する状況の変化を勘案し、少なくとも3年ごとに、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 五 国は、再生医療の研究開発等が図られるよう、必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講ずるものとする。
- 六 国は、先進的な再生医療の研究開発の促進、再生医療を行う環境の整備、臨床研究環境の整備、再生医療製品の審査に関する体制の整備、再生医療に関する事業の促進、人材の確保等のために必要な施策等を講ずるものとする。
- 七 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発等に関する施策の策定及び実施に当たっては、安全性を確保し、生命倫理に対する配慮をしなければならないこととするとともに、国及び関係者は、再生医療の実施に係る情報の収集を図り、当該情報を用いて適切な対応が図られるよう努めるも

のとする。

八 この法律は、公布の日から施行する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第7号)

(衆議院 25. 4. 23可決 参議院 4. 23文教科学委員会付託 4. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の対象とすることができるサッカーの試合を追加するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の業務にスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加し、あわせて、当分の間の措置として、センターがスポーツ振興投票券の売上金額の一部を国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等の業務に必要な費用に充てることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

センターは、現行の対象試合のほか、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で文部科学大臣が指定する指定組織が開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める基準に適合する特定対象試合をスポーツ振興投票の対象とすることができること。

二、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

- 1 センターの業務に、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加すること。
- 2 センターは、スポーツ振興投票券の売上金額の100分の5を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める特定金額を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める特定業務に必要な費用に充てるものとする。

三、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 二の2の特定業務に係る規定については、この法律の施行後7年以内に、当該規定の見直しが行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院 25. 5. 21可決 参議院 5. 21政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法の一部改正

- 1 成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除する。
- 2 代理投票の要件に係る条文上の表現を改める。
- 3 代理投票における補助者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定めるものとする。

- 4 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとする。
- 二、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正
- 電磁的記録式投票機による代理投票等について、一の2及び3と同様とする。
- 三、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正
- 1 成年被後見人は憲法改正国民投票の投票権を有しないものとする規定を削除する。
- 2 憲法改正国民投票について、一の2から4と同様とする。
- 四、その他
- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日後に公示され又は告示される選挙等について適用する。
- 2 その他所要の規定を整備する。
- 【附帯決議】(25.5.27政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)
- 政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
- 一、成年被後見人の選挙権等が回復されることについて周知徹底を図るとともに、選挙等の公正な実施を確保するための措置が適切に講ぜられるよう、地方公共団体に対する支援を行うこと。
- 二、郵便等による不在者投票における対象者の拡大や点字投票の導入等、障がい者を有するなどの有権者の政治参加を容易にするための施策について、不正投票の防止策の実効性を検証しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三、障がいに関する公職選挙等に係る法令上の用語について、適切に見直しを行い、必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律案(衆第24号)

(衆議院 25.6.4可決 参議院 6.14厚生労働委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこと等の基本理念を定める。
- 二 一の基本理念にのっとり、国は、子どもの貧困対策の総合的な策定及び実施についての責務を有し、地方公共団体は、子どもの貧困対策に関する当該地域の状況に応じた施策の策定及び実施についての責務を有する。
- 三 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。
- 四 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。
- 五 大綱は、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策、子どもの貧困対策に関する事項並びに子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項について定めるものとする。
- 六 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定め

るよう努めるものとする。

七 国及び地方公共団体は、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援並びに調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

八 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議を置く。

九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十 政府は、本法の施行後5年を経過した場合において、本法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(衆第34号)

(衆議院 25. 6. 7可決 参議院 6. 13法務委員会付託 6. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者（以下「死刑再審無罪者」という。）については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかったことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例

- 1 死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間（二において「対象期間」という。）のうち国民年金法等の被保険者期間であるもの（保険料納付済期間等を除く。）に係る保険料を納付することができる。
- 2 1の納付は、無罪判決確定日から起算して1年を経過する日までの間において、一括して行わなければならない。
- 3 1により保険料が納付されたときは、無罪判決確定日に、当該納付に係る期間の各月の当該死刑再審無罪者の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

二、特別給付金の支給

国は、一の1により保険料が納付された場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、60歳に達した日に対象期間のうち被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から無罪判決確定日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。

三、譲渡等の禁止等

- 1 二の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 租税その他の公課は、二の特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

四、情報の提供

厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、一の1の保険料の納付及び二の特別給付金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

- 2 一から四までは、この法律の施行の日前に死刑再審無罪者となった者についても適用する。
- 3 政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うものとする。

水循環基本法案(衆第39号)

(衆議院 25. 6. 18可決 参議院 6. 20国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置しようとするものである。

雨水の利用の推進に関する法律案(衆第40号)

(衆議院 25. 6. 18可決 参議院 6. 20国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

いじめ防止対策推進法案(衆第42号)

(衆議院 25. 6. 20可決 参議院 6. 20文教科学委員会付託 6. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこと。
- 2 いじめの防止等のための対策に関する基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等について定めること。

二、いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体によるいじめ防止基本方針の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三、基本的施策

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等について定めること。
- 2 国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、関係機関等との連携、いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、調査研究の推進、啓発活動等について定めること。

四、いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置くものとする。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、いじめの事実確認、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置について定めること。

五、重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等の重大事態に対処し、及び同種の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて必要な措置を講ずること等について定めること。

六、雑則

学校評価におけるいじめの防止等のための対策の取扱いに関する留意事項、高等専門学校におけるいじめに相当する行為の防止等の対策に関する措置について定めること。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

【附帯決議】(25.6.20文教科科学委員会議決)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講ずること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第25条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

予 算

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 25. 2. 14可決 参議院 2. 14予算委員会付託 2. 26本会議可決)

【概要】

平成25年1月15日、平成二十四年度補正予算が閣議決定された。同補正予算は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という「三本の矢」による政策対応の第一弾として、1月11日に閣議決定した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等の実施のために編成された。

歳出面では、事前防災・減災等2兆2,005億円、成長による富の創出2兆6,924億円、暮らしの安心・地域活性化3兆1,017億円及びその他の経費2,397億円等のほか、基礎年金国庫負担等2兆5,842億円が計上される一方、既定経費の減額1兆7,322億円、国家公務員等の人件費削減3,328億円が行われている。

歳入面では、租税及印紙収入2,610億円の増収等とともに前年度剰余金受入8,706億円を計上するほか、公債金について、「財政法」第4条第1項ただし書の規定による公債の増発5兆5,200億円を行う一方、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定による公債を2,990億円減額することとしている。また、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第4条第1項の規定による年金特例公債発行に係る2兆5,842億円を計上している。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加10兆2,027億円を加えた補正後の規模は、100兆5,366億円となった。

平成二十四年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 事前防災・減災等関連経費	22,005	1. 税収	2,610
2. 成長による富の創出関連経費	26,924	2. 税外収入	1,495
3. 暮らしの安心・地域活性化関連経費	31,017	3. 公債金	52,210
（うち地域の元気臨時交付金	13,980）	4. 前年度剰余金受入	8,706
4. その他の経費	2,397		
5. 既定経費の減額	△ 17,322		
6. 復興特会への繰入	14,493	5. 前年度剰余金受入（復興財源）	11,165
7. 国家公務員等の人件費削減	△ 3,328		
8. 基礎年金国庫負担等	25,842	6. 年金特例公債金	25,842
歳出計	102,027	歳入計	102,027

平成二十五年度一般会計予算

平成二十五年度特別会計予算

平成二十五年度政府関係機関予算

(衆議院 25. 4. 16可決 参議院 4. 16予算委員会付託 5. 15本会議否決※)

※25. 5. 15、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。5. 15、両院協議会成案を得ず。5. 15、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

日本経済は、リーマン・ショック以降、東日本大震災による落ち込みを挟んで概ね持ち直しの動きを続けてきた。しかし、平成24年秋頃には、欧州債務危機や新興国の成長鈍化に加え、国内でもエコカー補助金の打ち切り、復興関連などの政策効果が一巡したことから景気は弱含みの状況となり、景気後退感が強くなった。こうした中、平成25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定されて、平成二十四年度補正予算が編成された。また、当初ベースの二十四年度予算では公債依存度が47.6%（年金差額分を含むベース）に達し、国・地方を合わせた長期債務残高が対GDP比198%程度（24年度末）と厳しい財政状況が見込まれた。

こうした経済財政状況の中、平成24年12月に発足した第2次安倍内閣初の当初予算となる平成二十五年度予算は、二十四年度補正予算と一体的なものである「15ヶ月予算」として編成された。その際、(1)復興・防災対策、(2)成長による富の創出、(3)暮らしの安心・地域活性化の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行うこととされた。また、財政健全化目標を踏まえたものとするともに、公債発行をできる限り抑制し、4年ぶりに税收（43兆960億円）が公債金（42兆8,510億円）を上回るなど、中長期的に持続可能な財政構造を目指すことを基本として、25年1月29日に二十五年度予算は閣議決定された。

平成二十五年度予算の一般会計歳出予算は92兆6,115億円、対前年度当初予算比2.5%増となった。そのうち、国債費は22兆2,415億円で同1.4%増、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は70兆3,700億円となった。基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、地方交付税等は16兆3,927億円（同1.2%減）と3年連続の減額となり、交付税及び譲与税配付金特別会計の出口ベースでも17兆624億円と減額となった。

社会保障関係費は29兆1,224億円、対前年度当初予算比10.4%増となった。年金差額分を加味した比較でも同0.8%増となって、高齢化の進展による年金・医療・介護等の自然増を受けて過去最大の規模となった。生活保護費については、生活扶助基準や医療扶助の適正化等により671億円減額したものの、受給者の増加が見込まれることなどから2兆8,641億円（同1.0%増）となった。

文教及び科学振興費は5兆3,687億円、対前年度当初予算比0.8%減となった。安倍政権の重要課題である「教育再生」に向けた取組として小中学生の全国学力調査拡充に54億円等が計上されたほか、高校の実質無償化予算として3,950億円、私立大学等改革総合支援事業178億円などが計上された。科学技術振興費は1兆3,007億円（同1.0%減）となったが、iPS細胞研究については90億円と前年度予算から倍増し、同額が今後10年間にわたって支援される（総額1,100億円程度）。

公共事業関係費は5兆2,853億円（対前年度当初比15.6%増）と、4年ぶりに増加に転じた。「復興・防災対策」としてトンネル・橋梁等の老朽化対策に2,515億円（同17%増）など、「成長による富の創出」として大都市圏環状道路など物流ネットワーク整備に3,539億円（同0.1%増）などが計上された。

そのほか、防衛関係費が4兆7,538億円（対前年度当初比0.8%増）、経済協力費が5,150億円（同1.3%減）、中小企業対策費が1,811億円（同0.5%増）などとなった。

なお、東日本大震災復興特別会計に復興事業等を実施するために4兆3,840億円が計上され、そこには復興加速化・福島再生予備費6,000億円や復興債の利払費等662億円などが含まれている。

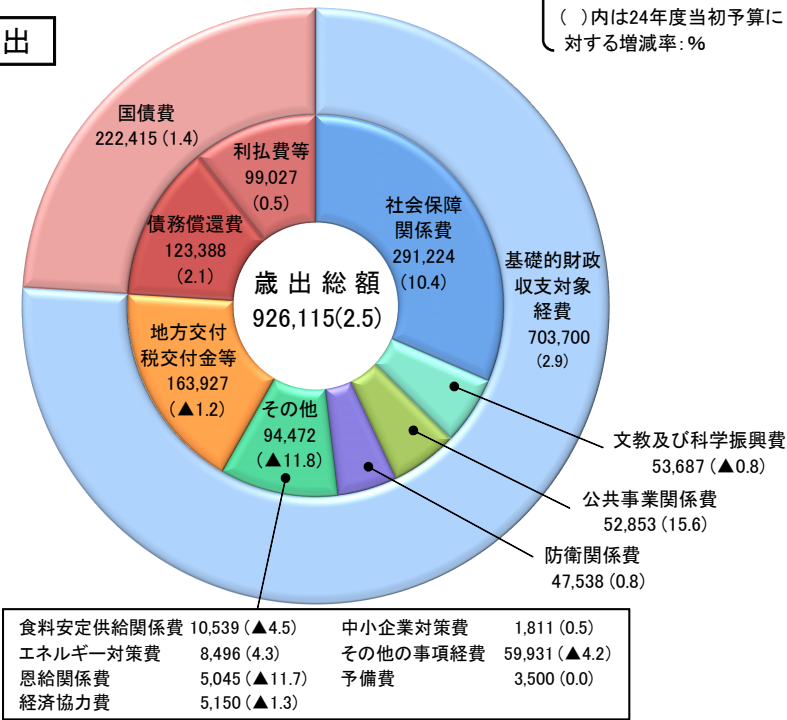
一般会計歳入予算では、租税及び印紙収入が43兆960億円（対前年度当初比1.8%増）、その他収入4兆535億円（同8.3%増）、公債金45兆4,620億円となった。公債金の内訳は、建設公債が5兆7,750億円（同2.3%減）、特例公債が37兆760億円（同3.3%減）、年金特例公債が2兆6,110億円（皆増）となっている。建設公債と特例公債は前年度当初予算の規模から縮減され、公債依存度（建設公債と特例公債ベース）は46.3%と、二十四年度補正予算後の49.2%から2.9%ポイント低下した。

なお、国と地方の長期債務残高は977兆円、国内総生産（GDP）の約2倍に上る見込であり、主要先進国の中では最悪の水準となっている（平成25年度末）。

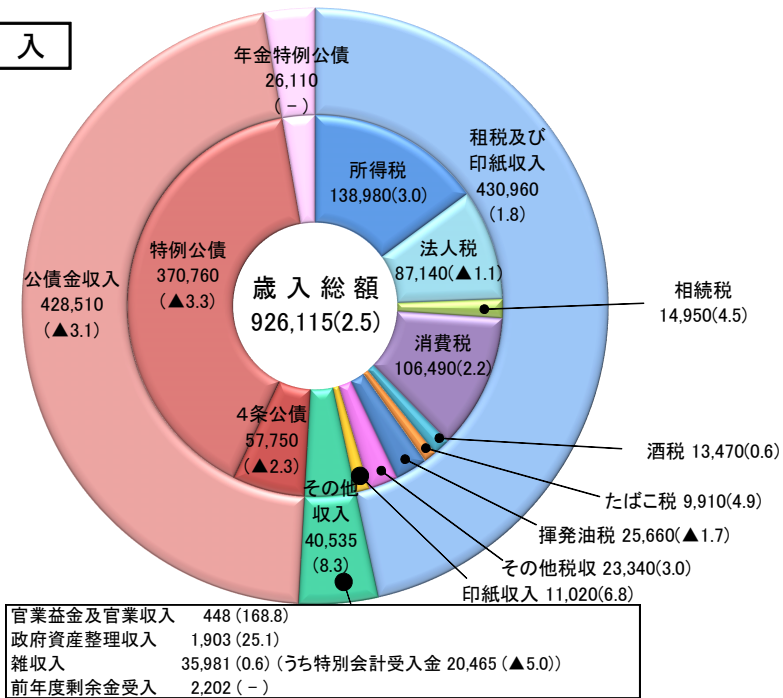
平成25年度一般会計予算の内訳

歳 出

〔単位:億円
()内は24年度当初予算に
対する増減率: %〕



歳 入



平成二十五年度一般会計暫定予算

平成二十五年度特別会計暫定予算

平成二十五年度政府関係機関暫定予算

(衆議院 25. 3. 28可決 参議院 3. 28予算委員会付託 3. 29本会議可決)

【概要】

平成25年3月27日、平成二十五年度暫定予算が閣議決定された。今回の暫定予算は、4月1日から5月20日までの期間について編成された。一般会計暫定予算は、歳出において、人件費や事務費等の経常的経費のほか、年金医療介護保険給付費、地方交付税交付金等、その他補助金などについて、暫定予算期間中の行政運営上必要最小限の経費を計上し、他方、歳入においては、暫定予算期間中の税収及びその他の収入の見込額を計上することとされた。

以上の結果、一般会計暫定予算は、歳入総額2兆4,192億円、歳出総額13兆1,808億円となり、歳出が歳入を10兆7,616億円超過しているが、その資金繰りについては、必要に応じて財務省証券を発行することができることとしている。

条 約

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 25. 4. 23承認 参議院 5. 15外交防衛委員会付託 5. 22本会議承認)

【要旨】

人の移動及び国際結婚の増加に伴い、1970年代に入り、一方の親による子の連れ去り及び監護の権利をめぐる紛争の国際裁判管轄の問題が国際的な場で議論されるようになった。この条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであり、1980年（昭和55年）10月に開催されたハーグ国際私法会議第14回会期において採択され、1983年（昭和58年）12月に効力を生じた。この条約は、前文、本文45箇条及び末文から成り、主な内容は、次のとおりである。

- 一、この条約は、いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること並びに一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保することを目的とする。
- 二、子の連れ去り又は留置は、①連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人等が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること、②連れ去り若しくは留置の時に①の監護の権利が現実に行使されていたこと又は連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が現実に行使されていたであろうこと、に該当する場合には、不法とする。
- 三、この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が16歳に達した場合には、適用しない。
- 四、締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、中央当局を指定する。
- 五、中央当局は、子の迅速な返還を確保し、及びこの条約の他の目的を達成するため、相互に協力し、及びそれぞれの国内の当局間の協力を促進する。特に、中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、子の所在の特定、子に対する更なる害悪の防止、子の任意の返還又は友好的な解決の促進、子の返還及び接触の権利の行使のための手続の開始についての便宜の供与、子の安全な返還の確保等のため、全ての適当な措置をとる。
- 六、監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人等は、子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、子の返還を確保するための援助の申請を行うことができる。
- 七、子が不法に連れ去られ、又は留置されている場合において、子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において子の不法な連れ去り又は留置の日から1年が経過していないときは、司法当局又は行政当局は、直ちに子の返還を命ずる。司法当局又は行政当局は、1年経過後に手続を開始した場合においても、子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、子の返還を命ずる。
- 八、司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人等が、①子を監護していた個人等が、連れ去り若しくは留置の時に現実には監護の権利を行使していなかったこと、連れ去り若しくは留置の時以前にこれに同意していたこと又は連れ去り若しくは留置の後にこれを黙認したこと、②返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること、のいずれかのことを証明する場合には、子の返還を命ずる義務を負わない。
- 九、司法当局又は行政当局は、①子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合、②自国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものである場合には、子の返還を命ずることを拒むこ

とができる。

十、子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国の司法当局又は行政当局は、子が不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知の受領後は、監護の権利についての本案の決定を行わない。

十一、この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

十二、接触の権利の効果的な行使を確保するように取り計らうことを求める申請は、締約国の中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができる。中央当局は、接触の権利が平穩に享受されること及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が満たされることを促進するため、前記五に定める協力の義務を負う。

十三、中央当局その他締約国の公の当局は、申請に係るいかなる手数料も徴収してはならない。ただし、締約国は、弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずる費用を自国の法律に関する援助及び助言に係る制度によって負担することができる場合を除くほか負担する義務を負わない旨を宣言することができる。（我が国は、本項の規定に基づく宣言を行う予定である。）

十四、この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号) (衆議院 25. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とジャージーとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2011年（平成23年）12月2日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文20箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は全ての種類の租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。

二、情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

三、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。また、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。ただし、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

四、両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。

五、締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該締約者においてのみ課税することができる。

六、この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、この協定は、その承認を通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーナ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 25. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とガーナとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とガーナとの間の人的交流を促進する観点から、学生等特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2011年（平成23年）12月6日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文19箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約者は、自己の権限のある当局を通じて、この協定の実施又は協定に規定する租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。
- 二、情報の提供を要請された締約者等（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、被要請者が当該情報を自己の課税目的のために必要とするか否かを考慮することなく、また、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。各締約者は、銀行等有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じ自己の権限のある当局を通じて入手し、及び提供する権限を有することを確保する。
- 三、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。また、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。ただし、銀行等有する情報及び法人等の所有に関する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。
- 四、両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。
- 五、学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者において免税となる。
- 六、両締約者は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知し、この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 25. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、我が国とポルトガルとの間で課税権を調整するものであり、2011年（平成23年）12月19日にリスボンで署名されたものである。この条約は、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約国において課税することができる。
- 四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る利子については免税、銀行が受け取る利子については5パーセントを、その他の場合には10パーセントを

超えないものとする。

六、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。

七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

八、取引の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。

九、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去する。

十、条約に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局の間での協議及び仲裁手続について定める。仲裁手続は、移転価格課税についてのみ、適用する。

十一、両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。

十二、匿名組合契約から得られる所得及び収益は、源泉地国の国内法令に従って課税することができる。

十三、各締約国は、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 25. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

この条約は、国際的な脱税及び租税回避行為に対処することを目的として、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものであり、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会において作成され、1988年（昭和63年）1月に採択された。さらに、2010年（平成22年）5月、この条約を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）が採択された。条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに3の附属書から成り、改正議定書は前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、この条約の対象となる租税に関する締約国の法令の運用又は執行に関連するあらゆる情報を交換する。被要請国は、要請国の要請があったときは、情報を提供する。2以上の締約国は合意によって決定する区分の事案に関して、その合意によって決定する手続に従い、自動的に情報を交換する。締約国は、自国が保有する一定の情報を、事前の要請なしに、他の締約国に提供する。

二、被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国の租税債権を自国の租税債権を徴収する場合と同様に徴収するため、必要な措置をとる。徴収における支援の対象となる租税債権は、被要請国において被要請国の租税債権に特別に与えられるいかなる優先権も有しない。

三、被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国から発出される文書であって、この条約の対象となる租税に関するものを名宛人に送達する。

四、この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令等によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。また、被要請国は、自国又は要請国の法令等に抵触する措置をとること等の義務を課されない。ただし、自己の課税目的のために必要でないこと又は銀行秘密であることのみを理由として、情報の提供を拒否することができない。

五、欧州評議会又は経済協力開発機構加盟国以外の国も条約を締結することができる。

六、我が国は、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、復興特別所得税及び復興特別法人税以外の国税について徴収共助を実施しないこと、並びに、地方税及び社会保険料につき、この条約及び改正議定書を適用しないことについての宣言を行う予定である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 25. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

この議定書は、2004年（平成16年）に締結された我が国とアメリカ合衆国との間の現行の租税条約を改正するものであり、2013年（平成25年）1月24日にワシントンで署名されたものである。この議定書は、前文、本文15箇条、末文等から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、株式の保有割合50パーセント以上、保有期間6箇月以上の親子会社間の配当については、源泉地国において免税とする。
- 二、利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）については、源泉地国において原則免税とする。
- 三、納税者により申し立てられた課税事案が権限のある当局間の協議（相互協議）によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する。
- 四、徴収共助の対象を滞納租税債権一般に拡大するとともに、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 五、この議定書は、批准されなければならないが、批准書の交換の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

（衆議院 25. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認）

【要旨】

この条約は、1963年（昭和38年）に締結された我が国とニュージーランドとの間の現行の租税条約（1967年に一部改正）を全面的に改正するものであり、2012年（平成24年）12月10日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産から取得する所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には免税、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行、金融機関等が受け取る利子については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。取引の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去する。
- 十、条約の規定に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局間での協議及び仲裁手続について定める。
- 十一、両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十二、両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。
- 十三、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならないが、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

（衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了）

【要旨】

本協定は、我が国とパプアニューギニアとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とコロンビアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とクウェートとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国、韓国及び中国の間において、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて3箇国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とイラクとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とインドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものである。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)(先議)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本一般規則及び条約は、現行の一般規則及び条約を更新し、そのうち、一般規則は、万国郵便連合の運営に関する事項について、オプザバーに関する規定の整備等を、また、条約は、国際郵便業務に関する事項について、到着料の引上げ等を行うものである。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(先議)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本約定は、現行の約定を更新し、国際郵便送金業務に関する事項について、個人情報の利用に関する規定の整備等を行うものである。

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(先議)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本議定書は、世界貿易機関（WTO）の有志国協定である政府調達協定を改定し、同協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものである。

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(先議)

(参議院 6.12外交防衛委員会付託 6.19本会議承認 衆議院 25.6.24承認)

【要旨】

北太平洋における底魚漁業を規律する地域的な漁業管理の枠組みを構築するため、2006年（平成18年）以来政府間協議が行われた結果、2012年（平成24年）2月24日に東京において、この条約が採択された。この条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）を設立するとともに、締約国が委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるものであり、前文、本文31箇条及び末文並びに1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、ベーリング海の公海水域等を除く北太平洋の公海の水域について適用する。
- 二、この条約の締約国を構成国とする委員会を設立し、委員会の補助機関として科学委員会及び技術・遵守委員会を設置する。
- 三、委員会は、入手可能な最良の科学的情報及び科学委員会の助言に基づいて、条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置の採択等を行う。
- 四、委員会は、通常会合において、年次予算を採択する。予算は、委員会がコンセンサス方式によって採択する算定方式により、委員会の構成国の間で分担する。
- 五、締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。
- 六、締約国は、寄港国として、自国の港に入港した非締約国の漁船に対する漁獲物の陸揚げ及び転載の規制、乗船検査等、委員会が定める寄港国の措置を実施する。
- 七、委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したとの申立てを十分に調査するとともに、委員会の構成国の旗を掲げる権利を有する漁船による違反の容疑に関して十分な情報が入手可能である場合には、当該構成国は、当該違反の容疑について速やかに通報され、また、自国の法令に従い、適当な措置をとる。
- 八、この条約は、4番目の批准書等を寄託政府が受領した日から180日で効力を生ずる。

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第18号)(先議)

(参議院 6.12外交防衛委員会付託 6.19本会議承認 衆議院 25.6.24承認)

【要旨】

1983年(昭和58年)、国際連合食糧農業機関(以下「F A O」という。)の総会において、植物遺伝資源は人類の遺産であり、その所在国のいかににかかわらず世界中の研究者等が制限なく利用することができるようにすべきであるとの考え方に基づく決議「植物遺伝資源に関する国際的申合せ」(以下「国際的申合せ」という。)が採択された。他方、1993年(平成5年)に発効した「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」という。)では、各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有することが確認された。国際的申合せと生物多様性条約に定める原則の調和を図るため、国際的申合せを見直す交渉が行われた結果、2001年(平成13年)11月、F A O総会においてこの条約が採択され、2004年(平成16年)6月29日に発効した。

この条約は、前文及び本文35箇条並びに2の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物多様性条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。
- 二、締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設立することに合意する。
- 三、多数国間の制度には、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源(35種類の食用作物(稲、小麦、とうもろこし、かんきつ類、サトイモ科作物等)及び81種の飼料用作物)であって、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含める。
- 四、多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供は、全ての締約国で構成される理事会によって採択される定型の素材移転契約に基づいて行われる。
- 五、締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益が、情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されることに合意する。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 25. 3. 22承認 参議院 3. 25国土交通委員会付託 3. 29本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成24年4月3日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成25年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成25年4月13日までの間。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 25. 3. 22承認 参議院 3. 25経済産業委員会付託 3. 29本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成24年4月3日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成24年4月14日から平成25年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 25. 3. 22承認 参議院 3. 25総務委員会付託 3. 29本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、受信料収入の確保と効率的な事業運営による経費の削減を図り、事業収入、事業支出とも6,479億円の収支均衡としている。受信料収入は、平成24年10月から実施した値下げの通年化により前年度に対して224億円の減収影響があるが、受信契約件数の増加や未収数の削減に努めることにより増収を図り、6,221億円を確保する。

二、事業計画

平成25年度は、3か年経営計画の2年目として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」

の4つの重点事項を24年度に引き続き、着実に実施し、安全・安心を守る公共放送の機能強化の一層の拡充、東日本大震災からの復興支援、世界に通用する質の高い番組、日本や地域の発展につながる放送の充実、世界に向けた情報発信の強化、放送と通信の連携が一層進展する時代における次世代のデジタル技術を活用した新たなサービスの開発、営業改革と受信料制度の理解促進による受信料の公平負担の徹底、一層効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化等に取り組んでいくとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,083億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,214億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なものとして認められるとした上で、その収支予算等の実施に当たっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(25.3.27総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、協会は、受信料の値下げにより国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支均衡の確実な達成に努めること。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。
- 二、協会は、リスクマネジメントの観点からも、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を高め、組織一体となって信頼の向上に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。
- 三、協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を推進すること。
- 四、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。
- 五、現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充を図ること。
- 六、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、国際理解・国際交流に資するよう、番組内容の充実、受信環境整備の推進、認知度の向上等に努めること。
- 七、地上デジタル放送への完全移行後の取組について、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、混信対策及び新たな難視対策の着実な実施に努めるとともに、東京スカイツリーへの送信機能の移転に伴う受信障害に対し、万全の対策を講ずること。
- 八、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。また、契約収納活動に要する営業経費の抑制に努めること。
- 九、協会は、東日本大震災の経験を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、放送設備の機能強化や体制整備に努めるとともに、東日本大震災の検証・復興に資する報道に努めること。
- 十、受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。特に、役員報酬については国民・視聴者の理解を得られるよう留意すること。
- 十一、協会は、デジタル放送への移行後の新しいメディア環境へ対応するため、スーパーハイビジ

ョン、スマートテレビ等の実用化に向けた研究開発等に積極的に取り組み、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすこと。また、受信料制度の在り方を含むデジタル時代の公共放送の役割について、国民・視聴者から広く意見を聴いた上で、その方向性を示すこと。

十二、協会は、番組アーカイブ業務について、単年度黒字化の見通しが立たない状況を真摯に受け止め、早期に収支の改善が図られるよう、あらゆる策を講ずること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本承認案件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成25年4月5日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から24年2月10日までの間に使用を決定した金額は4,909億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円、④東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年3月27日までの間に使用を決定した金額は748億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費92億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成23年4月18日から24年3月27日までの間に決定した経費増額総額は4,938億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円などである。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,099億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は9,099億円で、その内訳は、①保育所緊急整備事業等に必要な経費1,118億円、②中小企業信用保険事業に必要な経費950億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費800億円などである。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から12月20日までの間に使用を決定した金額は1,131億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費698億円、②領海における警備体制の緊急整備に必要な経費169億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費140億円などである。

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額2兆1,649億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は3,396億円で、その内訳は、①東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費800億円、②災害救助等に必要な経費781億円、③公立学校の安全対策に必要な経費581億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成24年7月6日から11月30日までの間に決定した経費増額総額は1,059億円で、その内訳は、防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額317億円、防災・減災対策に係る道路事業に必要な経費の増額155億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成25年2月26日に決定した経費増額総額は145億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額145億円である。

決算その他

平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第182回国会24. 12. 26決算委員会付託 25. 5. 22本会議是認)

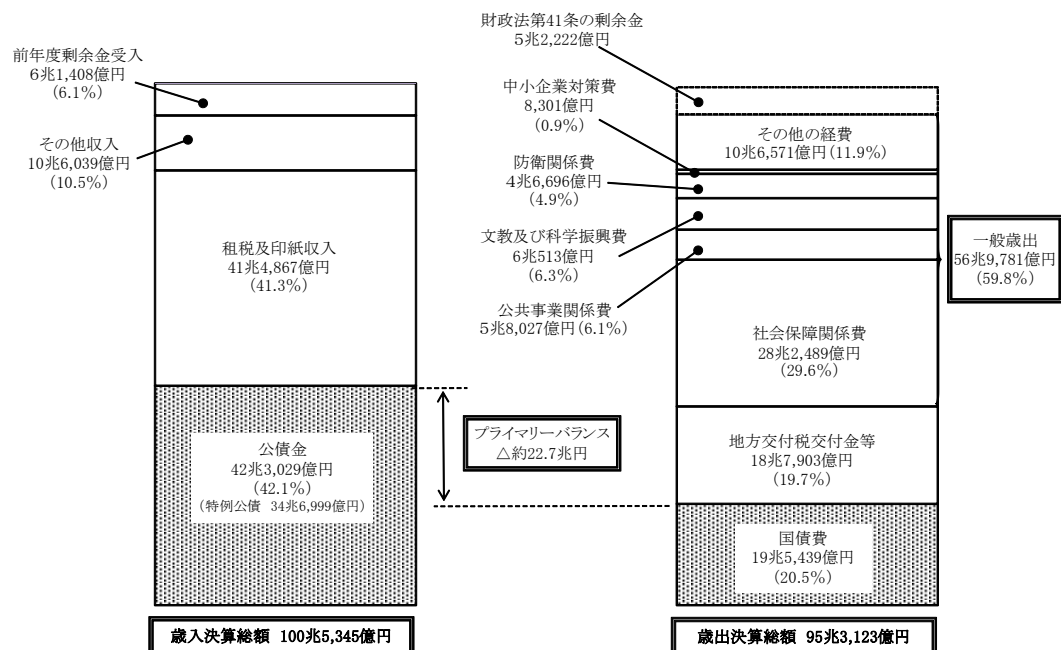
平成二十二年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は100兆5,345億円、歳出決算額は95兆3,123億円であり、差引き5兆2,222億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十三年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆4,651億円である。

平成二十二年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆9,849億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は345兆740億円である。

平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は51兆3,859億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は50兆7,222億円であるため、差引き6,637億円の剰余を生じた。

平成二十二年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,044億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆4,063億円である。

〈平成二十二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成22年度 決算の説明」より作成

(注)一般歳出には、表示項目のほか、平成20年度決算不足補てん繰戻の金額(7,181億円)を含んでいる。

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第182回国会24. 12. 26決算委員会付託 25. 5. 22本会議是認)

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書における22年度中の国有財産の差引純減少額は6兆1,808億円、22年度末現在額は101兆1,939億円である。

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第182回国会24. 12. 26決算委員会付託 25. 5. 22本会議是認)

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書における22年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は236億円、22年度末現在額は1兆598億円である。

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 25. 5. 24決算委員会付託 審査未了)

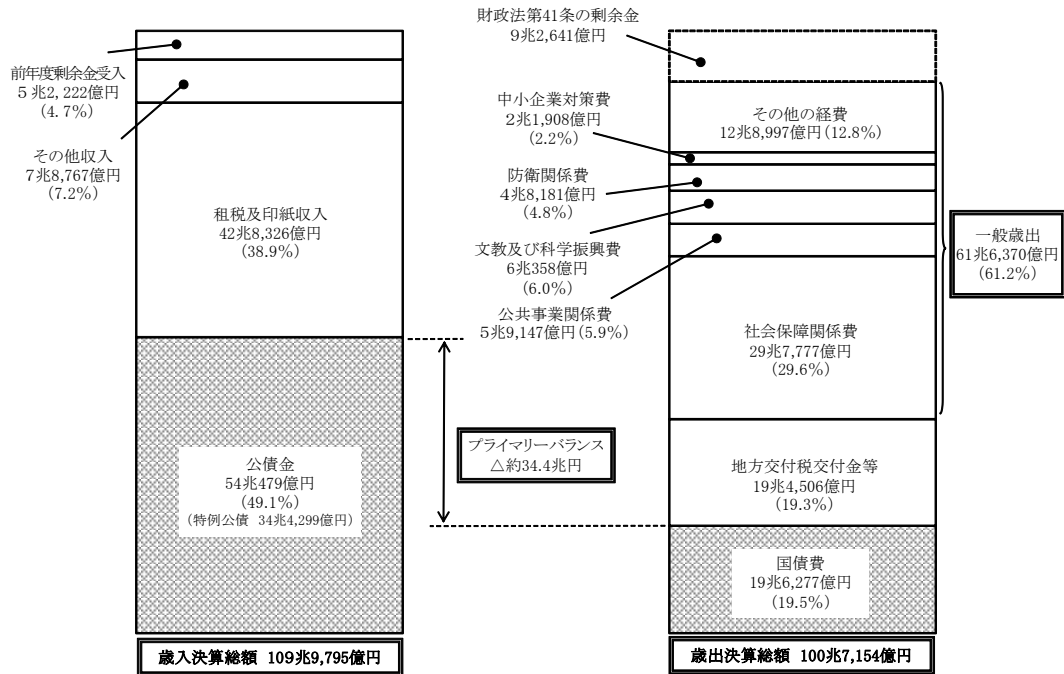
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆9,795億円、歳出決算額は100兆7,154億円であり、差引き9兆2,641億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成24年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆9,790億円である。

平成二十三年度特別会計歳入歳出決算における17の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は409兆9,236億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆4,631億円である。

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆3,357億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は51兆6,066億円であるため、差引き7,291億円の剰余を生じた。

平成二十三年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,711億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,736億円である。

〈平成二十三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成23年度決算の説明」より作成

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 25. 5. 24決算委員会付託 審査未了)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における23年度中の国有財産の差引純増加額は1兆6,603億円、23年度末現在額は102兆8,543億円である。

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 25. 5. 24決算委員会付託 審査未了)

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書における23年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は156億円、23年度末現在額は1兆442億円である。

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は343億円で、その内訳は、国土交通省所管の大型巡視船代船建造に必要な経費226億円などである。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業収支差金は306億円となっている。

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成23年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成23年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,967億円、負債合計は3,076億円、純資産合計は5,891億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,935億円、経常事業支出は6,669億円となっており、経常事業収支差金は265億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	25.1.31	— 2.13 内閣	2.14 可決(多)	2.14 可決(多)	— 2.25	2.26	2.26 質疑	2.26 可決(多)	2.26 可決(多)	民主、自民、 公明、生活、 み風、維新、 国民、改革、 無	みん、共産、 み風(一部)、 社民、無	3.6 2号	29	
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第42号)☆	25.3.29	— 5.29 内閣	6.5 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(全)	— 4.24	4.25	5.16 質疑	5.16 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.14 43号	66	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(閣法第3号)※	25.3.1	(3.22) 3.22 内閣	4.26 修正(多) 附帯決議	5.9 修正(多)	(5.10) 5.10	5.16		5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 み風(一部)、 維新、改革、 無	生活、共産、 み風(一部)、 社民、無	5.31 27号	30	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第4号)※	25.3.1	(3.22) 3.22 内閣	4.26 可決(多)	5.9 可決(多)	(5.10) 5.10	5.16	5.21 質疑 5.23 質疑	5.23 可決(全)	5.24 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 み風(一部)、 維新、改革、 無	生活、共産、 み風(一部)、 社民、無	5.31 28号	32	
内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)※	25.3.1	(3.22) 3.22 内閣	4.26 修正(多) 附帯決議	5.9 修正(多)	— 5.15	5.16		5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 み風(一部)、 維新、改革、 無	生活、共産、 み風(一部)、 社民、無	5.31 22号	32	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)※	25.3.1	— 5.8 内閣	5.17 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	— 5.23	5.28	5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	民主、自民、 公明、改革、 無	みん、生活、 共産、み風、 社民、維新、 無	6.12 34号	33	
総合特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第39号)	25.3.29	— 5.16 内閣	5.24 修正(多) 附帯決議	5.28 修正(多)	— 6.10	6.11	6.13 質疑	6.13 可決(全) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、み風、 維新、改革、 無	共産、社民、 無	6.21 53号	63	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(閣法第69号)	25.4.26	— 5.23 内閣	5.29 可決(全) 附帯決議	5.31 可決(全)	— 6.12	6.13	6.18 質疑	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.26 65号	90	
歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外7名発議)(参第3号)	25.4.16	—	—	—	— 6.19	6.20	審査未了		—	—	—	—	94	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(参第28号)	25.6.20	— 6.20 内閣予備付託 6.21 内閣本付託	6.25 可決(全)	6.26 可決(全)					6.21 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	7.3 72号	99	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(参第29号)	25.6.20	— 6.20 内閣予備付託 6.21 内閣本付託	6.25 可決(全)	6.26 可決(全)					6.21 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	7.3 73号	100	

総務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(関法第2号)	25.1.31	— 2.13 総務	2.14 可決(多)	2.14 可決(多)	— 2.25	2.26	2.26 質疑	2.26 可決(多)	2.26 可決(多)	民主、自民、 公明、生活、 共産、み風、 社民、維新、 国民、改革、 無	みん	3.6 1号	30	
地方税法の一部を改正する法律案(関法第12号)※	25.3.5	(3.14) 3.14 総務	3.21 可決(多)	3.22 可決(多)	(3.25) 3.25	3.25	3.26 質疑	3.26 可決(多)	3.29 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産	3.30 3号	39	
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(関法第13号)※	25.3.5	(3.14) 3.14 総務	3.21 可決(多)	3.22 可決(多)	(3.25) 3.25	3.25		3.26 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明、 みん、生活、 維新、改革、 無	民主、共産、 み風、社民、 無	3.30 4号	40	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第3号)	25.3.5	— 3.19 総務	3.21 承認(全) 附帯決議	3.22 承認(全)	— 3.25	3.27	3.27 質疑	3.27 承認(全) 附帯決議	3.29 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	民主(一部)		121	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(関法第55号)☆	25.4.12	— 6.4 総務	6.7 可決(多) 附帯決議	6.7 可決(多)	— 4.24	4.25	5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産	6.14 44号	76	
地方公共団体情報システム機構法案(関法第7号)	25.3.1	(3.22) 3.22 内閣	4.26 可決(多)	5.9 可決(多)	— 5.15	5.16	5.21 質疑	5.23 可決(多) 附帯決議	5.24 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 み風(一部)、 維新、改革、 無	生活、共産、 み風(一部)、 社民、無	5.31 29号	35	
電波法の一部を改正する法律案(関法第25号)※	25.3.12	— 5.15 総務	5.21 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	— 5.27	5.28	5.30 質疑	5.30 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.12 36号	51	
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第24号)※	25.3.12	— 5.23 総務	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	— 6.10	6.11	6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、み風、 維新、改革、 無	共産、社民、 無	6.21 52号	50	
地方自治法の一部を改正する法律案(江崎孝君外7名発議)(参第9号)	25.5.28	—	—	—	— 6.19	6.20	審査未了	—	—	—	—	—	96	

法務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第27号)※	25.3.15	— 3.19 法務	3.26 可決(全) 附帯決議	3.28 可決(全)	— 4.24	4.25	5.9 質疑	5.9 可決(全)	5.10 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.16 16号	52	
刑法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)☆	25.3.22	— 6.6 法務	6.11 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)	— 5.27	5.28		5.30 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.19 49号	60	
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(閣法第38号)☆	25.3.22	— 6.6 法務	6.11 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)	— 5.27	5.28	5.30 質疑	5.30 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.19 50号	62	
民法の一部を改正する法律案(前川清成君外6名発議)(参第6号)	25.5.9	— 6.21 法務	継続審査		— 5.28	6.4	6.10 参考人 6.11 質疑	6.11 修正(多)	6.12 修正(多)	民主、 自民(一部)、 みん、生活、 共産、み風、 社民、維新、 無	自民、公明、 無	—	95	
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第28号)※	25.3.15	— 4.2 法務	4.10 可決(全)	4.12 可決(全)	— 5.29	5.30	6.4 質疑	6.4 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.12 33号	52	
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(閣法第29号)	25.3.15	(4.4) 4.4 法務	4.26 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)	— 5.31	6.4	6.6 質疑/参考人 6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.19 48号	53	
大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(閣法第49号)	25.4.9	— 5.8 法務	5.21 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	— 6.12	6.13		6.18 可決(全)	6.19 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.26 61号	73	
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第50号)	25.4.9	— 5.8 法務	5.21 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	— 6.12	6.13	6.18 質疑	6.18 可決(全)	6.19 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.26 62号	74	
死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(法務委員長提出)(衆第34号)	25.6.7			6.7 可決(全)	— 6.13	6.18	—	6.18 可決(全)	6.19 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.26 66号	106	

外交防衛委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	25.3.15	(4.4) 4.4 外務	4.19 承認(全)	4.23 承認(全)	— 5.15	5.16	5.21 質疑	5.21 承認(全)	5.22 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—		113	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)※	25.3.12	— 3.14 外務	3.22 可決(全)	3.22 可決(全)	— 5.28	5.30	6.4 質疑	6.4 修正(全)	6.5 修正(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.14 42号	51	6.5 衆へ回付 6.7 衆同意(全)

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	25.4.2	— 4.25 外務	5.17 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.10	6.11	6.13 質疑	6.13 承認(全)	6.17 承認(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—		114	
租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーナ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	25.4.2	— 4.25 外務	5.17 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.10	6.11		6.13 承認(全)	6.17 承認(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—		115	
租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	25.4.2	— 4.25 外務	5.17 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.10	6.11		6.13 承認(全)	6.17 承認(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—		116	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)	25.4.2	— 4.25 外務	5.17 承認(多)	5.21 承認(多)	— 6.10	6.11		6.13 承認(全)	6.17 承認(多)	民主、自民、公明、みんな、生活、み風、社民、維新、改革、無	共産		115	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	25.4.2	— 4.25 外務	5.17 承認(多)	5.21 承認(多)	— 6.10	6.11		6.13 承認(全)	6.17 承認(多)	民主、自民、公明、みんな、生活、み風、社民、維新、改革、無	共産		116	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	25.4.2	— 4.25 外務	5.17 承認(多)	5.21 承認(多)	— 6.10	6.11		6.13 承認(全)	6.17 承認(多)	民主、自民、公明、みんな、生活、み風、社民、維新、改革、無	共産		117	
北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)☆	25.4.2	— 6.19 外務	6.21 承認(全)	6.24 承認(全)	— 6.12	6.13	6.18 質疑	6.18 承認(全)	6.19 承認(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、社民、維新、改革、無	—		119	
食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第18号)☆	25.4.2	— 6.19 外務	6.21 承認(全)	6.24 承認(全)	— 6.12	6.13		6.18 承認(全)	6.19 承認(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、社民、維新、改革、無	—		120	
旅券法の一部を改正する法律案(閣法第43号)	25.4.2	— 4.25 外務	5.17 可決(全) 附帯決議	5.21 可決(全)	— 6.14	6.18	6.20 質疑	6.20 可決(全) 附帯決議	6.21 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	6.28 69号	68	
投資の促進及び保護に関する日本国政府とバプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	25.4.2	— 6.11 外務	6.14 承認(全)	6.18 承認(全)	— 6.26	審査未了			—	—	—		117	
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	25.4.2	— 6.11 外務	6.14 承認(全)	6.18 承認(全)	— 6.26	審査未了			—	—	—		118	
投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	25.4.2	— 6.11 外務	6.14 承認(全)	6.18 承認(全)	— 6.26	審査未了			—	—	—		118	
投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)	25.4.2	— 6.11 外務	6.14 承認(全)	6.18 承認(全)	— 6.26	審査未了			—	—	—		118	
投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)	25.4.2	— 6.11 外務	6.14 承認(全)	6.18 承認(全)	— 6.26	審査未了			—	—	—		118	
社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)	25.4.2	— 6.11 外務	6.14 承認(全)	6.18 承認(全)	— 6.26	審査未了			—	—	—		118	

財政金融委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)※	25.3.1	(3.14) 3.14 財務金融	3.22 可決(多) 附帯決議	3.22 可決(多)	(3.25) 3.25	3.26		3.27 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、み風、 改革、無	共産、社民、 維新、無	3.30 5号	36	
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)※	25.3.1	— 3.14 財務金融	3.22 可決(全) 附帯決議	3.22 可決(全)	— 3.25	3.26	3.26 質疑 3.27 質疑	3.27 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	3.30 6号	37	
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(閣法第45号)	25.4.5	— 4.23 財務金融	4.24 可決(全)	4.26 可決(全)	— 5.9	5.9	5.16 質疑	5.16 可決(全)	5.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.24 19号	70	
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)	25.4.16	— 5.15 財務金融	5.24 可決(多)	5.28 可決(多)	— 5.29	5.30	6.4 質疑 6.6 参考人 6.11 質疑	6.11 可決(多) 附帯決議	6.12 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、み風、 維新、改革、 無	共産、社民	6.19 45号	81	

文教科学委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(遠藤利明君外12名提出)(衆第7号)	25.4.15	— 4.16 文部科学	4.19 可決(多) 附帯決議	4.23 可決(多)	— 4.23	4.25	—	4.25 可決(全)	4.26 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産	5.10 11号	104	
東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(閣法第68号)	25.4.23	— 5.8 文部科学	5.17 可決(全) 附帯決議	5.21 可決(全)	— 5.22	5.23	5.28 質疑	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.5 32号	89	
いじめ防止対策推進法案(馳浩君外13名提出)(衆第42号)	25.6.18	— 6.19 文部科学	6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	— 6.19 予備付託 6.20 本付託	6.20	6.20 質疑	6.20 可決(全) 附帯決議	6.21 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 維新、改革、 無	共産、社民、 無	6.28 71号	107	

厚生労働委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第4号)	25.3.19			3.22 可決(全)	— 3.21 予備付託 3.22 本付託	4.25	—	4.25 可決(全)	4.26 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.10 13号	103	
予防接種法の一部を改正する法律案(閣法第10号)※	25.3.1	— 3.14 厚生労働	3.19 可決(全) 附帯決議	3.22 可決(全)	— 3.25	3.28	3.28 質疑	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	生活(一部)	3.30 8号	38	

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外14名発議)(参第4号)	25.4.23	— 4.24 厚生労働予備付託 4.26 厚生労働本付託	5.10 可決(全)	5.10 可決(全)	— 4.23	4.25	4.25 質疑	4.25 可決(全)	4.26 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	5.17 17号	94	
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	25.3.8	— 3.19 厚生労働	3.29 可決(全)	4.4 可決(全)	— 5.9	5.9	5.9 質疑	5.9 可決(全)	5.10 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	5.16 15号	46	
健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)※	25.3.8	— 4.2 厚生労働	4.19 修正(多)	4.23 修正(多)	— 5.16	5.16	5.21 質疑	5.23 可決(多) 附帯決議	5.24 可決(多)	民主、自民、公明、みんな、生活、み風、社民、改革、無	共産、維新	5.31 26号	44	
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第64号)☆	25.4.19	— 6.5 厚生労働	6.12 可決(全)	6.13 可決(全)	— 5.23	5.23	5.28 質疑 5.30 参考人/質疑	5.30 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	6.19 46号	84	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第65号)☆	25.4.19	— 6.5 厚生労働	6.12 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	— 5.23	5.23		5.30 修正(多) 附帯決議	6.5 修正(多)	民主、自民、公明、みんな、生活、み風、社民、維新、改革、無	共産、社民、無	6.19 47号	85	
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第19号)※	25.3.8	— 3.19 厚生労働	3.29 修正(全)	4.4 修正(全)	— 5.30	5.30	6.4 質疑	6.4 可決(全)	6.5 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	6.12 40号	45	
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第53号)	25.4.12	(5.10) 5.10 厚生労働	5.22 修正(多)	5.23 修正(多)	— 6.10	6.11	6.13 質疑 6.18 質疑	6.18 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	民主、自民、公明、みんな、生活、み風、社民、維新、改革、無	共産	6.26 63号	74	
子どもの貧困対策の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第24号)	25.5.31			6.4 可決(全)	— 6.14	6.18	6.18 質疑	6.18 可決(全)	6.19 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	6.26 64号	105	
生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第70号)	25.5.17	— 5.23 厚生労働	5.31 修正(多)	6.4 修正(多)	— 6.18	6.18	6.20 質疑 6.21 参考人/質疑	審査未了	—	—	—	—	92	
生活困窮者自立支援法案(閣法第71号)	25.5.17	— 5.23 厚生労働	5.31 可決(多)	6.4 可決(多)	— 6.18	6.18		審査未了	—	—	—	—	92	

農林水産委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要目 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	本会議 賛成会派	反対会派			
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)	25.3.1	— 3.19 農林水産	3.21 可決(全)	3.22 可決(全)	— 3.25	3.26	3.26 質疑	3.26 可決(全)	3.29 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	3.30 7号	39	
外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第15号)	25.3.5	— 4.3 農林水産	4.10 可決(全)	4.12 可決(全)	— 4.18	4.18	4.25 質疑	4.25 可決(全)	4.26 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	5.10 14号	41	
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)※	25.3.8	— 5.13 農林水産	5.16 可決(全)	5.17 可決(全)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	民主、自民、公明、みんな、生活、共産、み風、社民、維新、改革、無	—	5.31 24号	46	

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(関法第31号)	25.3.15	— 5.21 農林水産	5.29 可決(多)	5.31 可決(多)	— 6.10	6.11	6.13 質疑	6.13 可決(多)	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、生活、 共産、み風、 社民、維新、 改革、無	みん	6.21 59号	54	
--	---------	----------------	---------------	---------------	-----------	------	---------	---------------	---------------	--	----	-------------	----	--

経済産業委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(関承認第2号)	25.2.26	— 3.14 経済産業	3.22 承認(全)	3.22 承認(全)	— 3.25	3.26	3.26 質疑	3.26 承認(全)	3.29 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—		121	
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案(関法第16号)	25.3.5	— 3.21 経済産業	4.3 修正(全) 附帯決議	4.4 修正(全)	— 4.24	4.25	5.21 質疑 5.23 参考人/質 疑	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.31 25号	41	
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(関法第36号)※	25.3.22	(4.12) 4.12 経済産業	5.17 修正(多) 附帯決議	5.17 修正(多)	(5.27) 5.27	5.28	5.28 質疑 5.30 参考人/質 疑 5.31 連合審査 会 6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	民主、自民、 公明、改革、 無	みん、生活、 共産、み風、 社民、維新、 無	6.12 41号	59	5.31 経済産業 委員会、財政金 融委員会、消費 者問題に関する 特別委員会連合 審査会
株式会社海外需要開拓支援機構法案(関法第32号)※	25.3.15	(5.17) 5.17 経済産業	5.24 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	— 6.10	6.11	6.11 質疑	6.11 可決(多) 附帯決議	6.12 可決(多)	民主、自民、 公明、改革、 無	みん、生活、 共産、み風、 社民、維新	6.19 51号	54	
小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案(関法第58号)	25.4.16	— 5.24 経済産業	5.29 可決(多)	5.31 可決(多)	— 6.11	6.11	6.13 質疑	6.13 可決(全)	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 生活、み風、 社民(一部)、 維新、改革、 無	共産、社民、 無	6.21 57号	80	
電気事業法の一部を改正する法律案(関法第54号)	25.4.12	(5.28) 5.28 経済産業	6.12 修正(多) 附帯決議	6.13 修正(多)	(6.17) 6.17	6.18	6.18 質疑 6.20 参考人/質 疑	審査未了	—	—	—	—	76	

国土交通委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(関承認第1号)	25.2.26	— 3.14 国土交通	3.19 承認(全)	3.22 承認(全)	— 3.25	3.26	—	3.26 承認(全)	3.29 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—		121	
建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第22号)※	25.3.8	— 4.2 国土交通	4.19 可決(全) 附帯決議	4.23 可決(全)	— 5.9	5.9	5.21 質疑	5.21 可決(全) 附帯決議	5.22 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.29 20号	48	
気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(関法第23号)※	25.3.8	— 4.18 国土交通	4.24 可決(全)	4.26 可決(全)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.31 23号	49	

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)※	25.3.15	— 5.7 国土交通	5.14 可決(全) 附帯決議	5.15 可決(全)	— 5.22	5.23	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.5 30号	56	
港湾法の一部を改正する法律案(閣法第34号)※	25.3.15	— 5.7 国土交通	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	— 5.22	5.23	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産	6.5 31号	57	
水防法及び河川法の一部を改正する法律案(閣法第47号)	25.4.5	— 5.7 国土交通	5.14 可決(全) 附帯決議	5.15 可決(全)	— 5.29	5.30	6.4 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.12 35号	72	
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第40号)	25.3.29	— 5.15 国土交通	5.22 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	— 6.12	6.13	6.13 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 維新、改革、 無	共産、社民、 無	6.21 56号	64	
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(閣法第46号)	25.4.5	— 5.21 国土交通	5.24 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	— 6.12	6.13	6.18 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、維新、 改革、無	共産、み風、 社民、無	6.26 67号	70	
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第48号)	25.4.5	(5.16) 5.16 国土交通	5.29 可決(多)	5.31 可決(多)	— 6.19	6.20	審査未了	—	—	—	—	73	
水循環基本法案(国土交通委員長提出)(衆第39号)	25.6.18			6.18 可決(全)	— 6.20	審査未了	—	—	—	—	—	107	
雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)(衆第40号)	25.6.18			6.18 可決(全)	— 6.20	審査未了	—	—	—	—	—	107	

環境委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)	25.3.15	— 3.19 環境	3.29 修正(全) 附帯決議	4.4 修正(多)	— 4.23	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産	5.24 18号	58	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第66号)☆	25.4.19	— 5.29 環境	6.4 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(全)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 修正(全) 附帯決議	5.24 修正(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.12 37号	87	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第67号)☆	25.4.19	— 5.29 環境	6.4 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(全)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.12 38号	88	
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)	25.4.19	— 4.22 環境	5.10 修正(全) 附帯決議	5.14 修正(全)	— 5.27	5.28	5.30 質疑	5.30 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.12 39号	82	

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第41号)	25.3.29	— 5.17 環境	5.24 可決(全)	5.28 可決(全)	(6.12) 6.12	6.13	6.13 質疑	6.13 可決(全) 附帯決議	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.21 58号	65	
放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第62号)	25.4.19	— 5.17 環境	5.24 可決(全)	5.28 可決(全)	(6.12) 6.12	6.13	6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、共産、 社民、維新、 改革、無	み風	6.21 60号	83	

予算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	25.1.31	(2.4 財政演説) 1.31 予算	2.14 可決(多)	2.14 可決(多)	(2.4 財政演説) 1.31 予備付託 2.14 本付託	2.6		2.26 可決(多)	2.26 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 み風、維新、 国民、改革、 無	民主、みんな、 生活、共産、 み風(一部)、 社民、無		109	
平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)	25.1.31	(2.4 財政演説) 1.31 予算	2.14 可決(多)	2.14 可決(多)	(2.4 財政演説) 1.31 予備付託 2.14 本付託		2.18 総括質疑 2.19 総括質疑 2.20 集中審議 2.21 一般質疑 2.26 締めくくり 質疑	2.26 可決(多)	2.26 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 み風、維新、 国民、改革、 無	民主、みんな、 生活、共産、 み風(一部)、 社民、無		109	
平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第3号)	25.1.31	(2.4 財政演説) 1.31 予算	2.14 可決(多)	2.14 可決(多)	(2.4 財政演説) 1.31 予備付託 2.14 本付託			2.26 可決(多)	2.26 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 み風、維新、 国民、改革、 無	民主、みんな、 生活、共産、 み風(一部)、 社民、無		109	
平成二十五年度一般会計暫定予算(閣予第7号)	25.3.27	— 3.27 予算	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	— 3.27 予備付託 3.28 本付託	3.29		3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産		112	
平成二十五年度特別会計暫定予算(閣予第8号)	25.3.27	— 3.27 予算	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	— 3.27 予備付託 3.28 本付託		3.29 総括質疑	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産		112	
平成二十五年度政府関係機関暫定予算(閣予第9号)	25.3.27	— 3.27 予算	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	— 3.27 予備付託 3.28 本付託			3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 生活、み風、 社民、維新、 改革、無	共産		112	
平成二十五年度一般会計予算(閣予第4号)	25.2.28	(2.28 財政演説) 2.28 予算	4.16 可決(多)	4.16 可決(多)	(2.28 財政演説) 2.28 予備付託 4.16 本付託	3.29	4.22 基本的質疑 4.23 基本的質疑	5.15 否決	5.15 否決	自民、公明、 改革、無	民主、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、無		109	4.30 地方公聴会 5.9、5.10 委嘱審査 5.15
平成二十五年度特別会計予算(閣予第5号)	25.2.28	(2.28 財政演説) 2.28 予算	4.16 可決(多)	4.16 可決(多)	(2.28 財政演説) 2.28 予備付託 4.16 本付託		4.24 一般質疑 4.25 集中審議 4.26 一般質疑 5.2 公聴会 5.7 集中審議 5.8 集中審議	5.15 否決	5.15 否決	自民、公明、 改革、無	民主、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、無		109	衆へ返付 衆両院協議会請求 両院協議会成案を得ず
平成二十五年度政府関係機関予算(閣予第6号)	25.2.28	(2.28 財政演説) 2.28 予算	4.16 可決(多)	4.16 可決(多)	(2.28 財政演説) 2.28 予備付託 4.16 本付託		5.13 集中審議 5.14 集中審議 5.15 集中審議/ 締めくくり質疑	5.15 否決	5.15 否決	自民、公明、 改革、無	民主、みんな、 生活、共産、 み風、社民、 維新、無		109	憲法第60条第2 項の規定により 衆の議決が国会 の議決となる

決算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			(本会議趣旨説明) 付託日	参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考			
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決		委員会			本会議								
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派						
平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書	23.11.22 (179回)	— 25.1.28 決算行政	継続審査	(24.2.24 財務大臣 の報告聴取・180 回) 24.12.26 (182回)	2.24 (180回)	13.9 全般質疑 14.13 質疑 17.30 質疑 18.1 質疑 18.20 質疑 18.22 質疑 18.27 質疑 19.3 准総括質疑 (183回) 25.5.20 締めくく り総括質疑	25.5.20 是認(多) 内閣に對 する警告 (全) 措置要求 決議(全)	25.5.22 是認(多)	民主、自民、 公明、生活、 み風、社民、 改革、無	みん、共産、 維新		126					
平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書	23.11.22 (179回)	— 25.1.28 決算行政	継続審査	24.12.26 (182回)				25.5.22 内閣に 對する警 告(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—				127			
平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書	23.11.22 (179回)	— 25.1.28 決算行政	継続審査	24.12.26 (182回)				25.5.20 是認(多)	民主、自民、 公明、生活、 み風、社民、 改革、無	みん、共産、 維新						127	
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書	24.11.16 (181回)	— 25.1.28 決算行政	継続審査	(5.24 財務大臣の 報告聴取) 5.24	5.24	—	—	—	—	—		127					
平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書	24.11.16 (181回)	— 25.1.28 決算行政	継続審査	— 5.24				—	—	—	—			—		128	
平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書	24.11.16 (181回)	— 25.1.28 決算行政	継続審査	— 5.24				—	—	—	—			—			

災害対策特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			(本会議趣旨説明) 付託日	参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決		趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)	25.4.15	(5.9) 5.9 災害対策	5.23 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	— 5.28	5.29	5.31 質疑 6.7 参考人 6.12 質疑	6.12 可決(全) 附帯決議	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.21 54号	76	
大規模災害からの復興に関する法律案(閣法第57号)	25.4.15	— 5.9 災害対策	5.23 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	— 5.28	5.29		6.12 可決(全) 附帯決議	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.21 55号	79	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)※	25.3.5	— 3.19 倫理選挙	3.22 可決(多)	3.28 可決(多)	— 4.1	4.2	4.4 質疑	4.4 可決(多)	4.5 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 維新、改革、 み風、社民、 無	生活、共産、 み風、社民	4.10 9号	40	
公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外5名提出)(衆第3号)	25.3.13	— 3.21 倫理選挙	4.11 修正(全) 附帯議決	4.12 修正(全)	— 4.17	4.18	4.18 質疑	4.18 可決(全) 附帯議決	4.19 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	4.26 10号	102	
成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外10名提出)(衆第16号)	25.5.17	— 5.17 倫理選挙	5.21 可決(全)	5.21 可決(全)	5.17 予備付託 5.21 本付託	5.27	5.27 質疑	5.27 可決(全) 附帯議決	5.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.31 21号	104	
衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)	25.4.12	— 4.16 倫理選挙	4.19 可決(多)	4.23 可決(多)	— 6.10	—	—	—	—	—	—	6.28 68号	74	6.24 衆議院において、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとなす議決を行い、衆議院へ返付、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。
衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(中西健治君外1名発議)(参第7号)	25.5.17	—	—	—	— 6.10	審査未了			—	—	—	—	96	

消費者問題に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
食品表示法案(閣法第44号)	25.4.5	(5.14) 5.14 消費者問題	5.28 修正(全) 附帯決議	5.31 修正(全)	(6.12) 6.12	6.12	6.14 質疑 6.19 参考人/質疑	6.19 可決(全) 附帯決議	6.21 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	6.28 70号	68	

東日本大震災復興特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	25.3.8	— 4.1 震災復興	4.3 可決(全) 附帯決議	4.4 可決(全)	(4.19) 4.19	4.25	4.25 質疑	4.25 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな 生活、共産、 み風、社民、 維新、改革、 無	—	5.10 12号	43	

委員会未付託議案
(内閣提出法律案)

[illegible]

(本院議員提出法律案)

[illegible]

[illegible]

(NHK決算)

[illegible]

1 本会議審議経過

○平成25年 1月28日(月)

開会 午前10時1分

アルジェリアにおいて発生した邦人拘束事件による犠牲者の冥福を祈り、黙禱をささげた。

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元議員中尾辰義君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、森ゆうこ君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名

によることに決し、議長は、難波奨二君を指名した。

休憩 午前10時9分

再開 午後3時1分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時21分

○平成25年 1月31日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

岡崎トミ子君、中曽根弘文君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員衛藤晟一君、鶴保庸介君、裁判官訴追委員愛知治郎君、宮沢洋一君、同予備員有村治子君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

谷川 秀善君

藤井 基之君

同予備員

福岡 資麿君(第2順位)

裁判官訴追委員

有村 治子君

北川イッセイ君

同予備員

小泉 昭男君(第2順位)

検察官適格審査会委員

吉田 博美君

同予備委員

水落 敏栄君（川合孝典君
の予備委員）

中村 博彦君（吉田博美君
の予備委員）

日本ユネスコ国内委員会委員

武見 敬三君

国土審議会委員

橋本 聖子君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

佐藤 信秋君

各種委員の順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

西田 実仁君（第2順位を
第3順位に変更）

散会 午前11時32分

○平成25年2月1日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3
日)

山口那津男君、水野賢一君は、それぞれ質
疑をした。

休憩 午前11時20分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、藤田幸久君、橋本聖子
君、ツルネンマルテイ君、大島九州男君、
広野ただし君、市田忠義君、谷岡郁子君、
福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時11分

○平成25年2月4日(月)

開会 午後1時31分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

麻生財務大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期する
ことに決した。

散会 午後1時40分

○平成25年2月6日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2
日)

金子洋一君、吉田博美君、竹谷とし子君、

真山勇一君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午前11時49分

○平成25年2月15日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の
結果、

原子力規制委員会委員長に田中俊一君を任
命したことを賛成196、反対18にて承認す
ることに決し、

地方財政審議会委員に鎌田司君、熊野順祥
君を任命したことを賛成215、反対0にて
全会一致をもって承認することに決し、

地方財政審議会委員に小山登志雄君、神野
直彦君、中村玲子君、公安審査委員会委員
長に房村精一君、同委員に太田順司君、竹
中千春君、宮家邦彦君を任命したことを賛
成209、反対7にて承認することに決し、
原子力規制委員会委員に大島賢三君、島崎
邦彦君を任命したことを賛成205、反対11
にて承認することに決し、

原子力規制委員会委員に中村佳代子君を任
命したことを賛成197、反対19にて承認す
ることに決し、

原子力規制委員会委員に更田豊志君を任
命したことを賛成184、反対31にて承認す
ることに決した。

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決
議案(岩城光英君外14名発議)(委員会審査省
略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を
省略し、日程に追加して議題とすることに
決し、岩城光英君から趣旨説明があった後、
押しボタン式投票をもって採決の結果、賛
成216、反対0にて全会一致をもって可決
された。

安倍内閣総理大臣は、本決議について所信
を述べた。

散会 午前10時16分

○平成25年2月26日(火)

開会 午後3時51分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の

結果、
検査官に河戸光彦君を任命することに賛成
230、反対0にて全会一致をもって同意す
ることに決し、

公正取引委員会委員長に杉本和行君を任命
することに賛成196、反対34にて同意する
ことに決し、

総合科学技術会議議員に原山優子君、橋本
和仁君、公正取引委員会委員に山崎恒君、
国家公安委員会委員に奥野知秀君、預金保
険機構理事に軍司育雄君、電波監理審議会
委員に村田珠美君、山本隆司君、日本放送
協会経営委員会委員に室伏きみ子君、労働
保険審査会委員に鯉坂隆一君、坂本由喜子
君、中央社会保険医療協議会委員に印南一
路君、西村万里子君、社会保険審査会委員
に木村格君、中央労働委員会公益委員に山
川隆一君、都築弘君、岩村正彦君、長谷部
由起子君、鹿野菜穂子君、鎌田耕一君、山
下友信君、島田陽一君、諏訪康雄君、中窪
裕也君、仁田道夫君、木本洋子君、坂東規
子君、藤重由美子君、山本眞弓君、運輸安
全委員会委員長に後藤昇弘君、同委員に石
川敏行君、遠藤信介君、田中敬司君、首藤
由紀君、公害健康被害補償不服審査会委員
に柳憲一郎君を任命することに賛成232、
反対0にて全会一致をもって同意すること
に決し、

総合科学技術会議議員に久間和生君、内山
田竹志君、預金保険機構理事長に田邊昌徳
君、運輸審議会委員に上野文雄君を任命す
ることに賛成226、反対6にて同意するこ
とに決し、

預金保険機構理事に櫻井正史君を任命す
ることに賛成221、反対11にて同意するこ
とに決した。

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

**平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第
1号)**

以上3案は、日程に追加し、予算委員長か
ら委員会審査の経過及び結果の報告があ
り、中西健治君から第1の議案及び第2の
議案に対する櫻井充君外3名提出の修正案

の趣旨説明があつて、討論の後、修正案を
押しボタン式投票をもって採決の結果、賛
成110、反対122にて否決、次いで原案は本
院規則第138条に基づく要求により、記名
投票をもって採決の結果、賛成117、反対116
にて可決された。

**株式会社企業再生支援機構法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委
員会審査の経過及び結果の報告があつた
後、押しボタン式投票をもって採決の結果、
賛成209、反対23にて可決された。

**地方交付税法及び特別会計に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、日程に追加し、総務委員長から委
員会審査の経過及び結果の報告があつた
後、押しボタン式投票をもって採決の結果、
賛成221、反対12にて可決された。

散会 午後5時

○平成25年2月28日(木)

開会 午後2時46分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は施政方針に関し、岸田
外務大臣は外交に関し、麻生財務大臣は財
政に関し、甘利国務大臣は経済に関しそれ
ぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期する
ことに決した。

散会 午後4時10分

○平成25年3月5日(火)

開会 午前10時1分

**第三十二回オリンピック競技大会及び第十六
回パラリンピック競技大会に関する決議案
(鈴木寛君外9名発議)(委員会審査省略要求)**

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を
省略し、日程に追加して議題とすることに
決し、鈴木寛君から趣旨説明があつた後、
押しボタン式投票をもって採決の結果、賛
成212、反対5にて可決された。

下村文部科学大臣は、本決議について所信
を述べた。

**日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2
日)**

輿石東君、溝手顕正君は、それぞれ質疑を

した。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時48分

○平成25年3月6日(水)

開会 午前10時1分

常任委員長辞任の件

本件は、財政金融委員長川崎稔君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、財政金融委員長に藤田幸久君を指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、江口克彦君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時23分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、長浜博行君、有村治子君、羽田雄一郎君、吉川沙織君、森ゆうこ君、山下芳生君、亀井亜紀子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時37分

○平成25年3月15日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

日本銀行総裁に黒田東彦君を任命することに賛成186、反対34にて同意することに決し、

日本銀行副総裁に岩田規久男君を任命することに賛成124、反対96にて同意することに決し、

日本銀行副総裁に中曽宏君を任命することに賛成199、反対22にて同意することに決した。

散会 午前10時4分

○平成25年3月25日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議

長は、中央選挙管理委員会に神崎浩昭君、原邦明君、中野寛成君、和田洋子君、長谷雄幸久君、同予備委員に元宿仁君、久米晃君、尾崎智子君、早川忠孝君、橋本文彦君を指名した。

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、川合孝典君、野上浩太郎君、山田太郎君がそれぞれ質疑をした。

国務大臣の報告に関する件(平成二十五年度地方財政計画について)

地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、日程に追加し、新藤総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、樽井良和君、横山信一君、寺田典城君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時30分

○平成25年3月29日(金)

開会 午後1時31分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に上林千恵子君を任命することに賛成115、反対120にて同意しないことに決し、検査官に武田紀代恵君を任命することに賛成115、反対120にて同意しないことに決し、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に山舗弥一郎君、大塚成男君、中西敬子君、情報公開・個人情報保護審査会委員に大野市太郎君、遠藤みどり君、池田綾子君、伊達規子君、加々美光子君、下井康史君、中川丈久君、公益認定等委員会委員に山下徹君、小森幹夫君、双木小百合君、門野泉君、北地達明君、堀裕君、預金保険機構監事に町田恵美君、公認会計士・監査審査会会長に千代田邦夫君、同委員に廣本敏郎君、佐藤淑子君、櫻井久勝君、淵田康之君、電気通信紛争処理委員会委員に荒川薫君、中央更生保護審査会委員に松浪克文君、公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉恵子君を任命することに賛成235、反対0に

て全会一致をもって同意することに決し、
情報公開・個人情報保護審査会委員に岡島
敦子君、池田陽子君、公認会計士・監査審
査会委員に市川育義君、坂本道美君、八木
和則君を任命することに賛成228、反対6
にて同意することに決し、
公益認定等委員会委員に時枝孝子君を任命
することに賛成137、反対95にて同意する
ことに決し、
公認会計士・監査審査会委員に木村明子
君、水口啓子君を任命することに賛成230、
反対4にて同意することに決した。

平成二十五年度一般会計暫定予算

平成二十五年度特別会計暫定予算

平成二十五年度政府関係機関暫定予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長か
ら委員会審査の経過及び結果の報告があっ
た後、押しボタン式投票をもって採決の結
果、賛成226、反対6にて可決された。

日程第1 外国為替及び外国貿易法第十条第 二項の規定に基づき、北朝鮮を仕 向地とする貨物の輸出及び北朝鮮 を原産地又は船積地域とする貨物 の輸入につき承認義務を課する等 の措置を講じたことについて承認 を求める件（衆議院送付）

本件は、経済産業委員長から委員会審査の
経過及び結果の報告があった後、押しボタ
ン式投票をもって採決の結果、賛成234、
反対0にて全会一致をもって承認すること
に決した。

日程第2 水産加工業施設改良資金融通臨時 措置法の一部を改正する法律案 （内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の
経過及び結果の報告があった後、押しボタ
ン式投票をもって採決の結果、賛成233、
反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 特定船舶の入港の禁止に関する特 別措置法第五条第一項の規定に基 づき、特定船舶の入港禁止の実施 につき承認を求める件（衆議院 送付）

本件は、国土交通委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタ
ン式投票をもって採決の結果、賛成233、
反対0にて全会一致をもって承認すること
に決した。

日程第4 地方税法の一部を改正する法律案 （内閣提出、衆議院送付）

日程第5 地方交付税法及び特別会計に関す る法律の一部を改正する法律案 （内閣提出、衆議院送付）

日程第6 放送法第七十条第二項の規定に基 づき、承認を求めるの件（衆議院 送付）

以上3件は、総務委員長から委員会審査の
経過及び結果の報告があって、日程第5に
対する討論の後、押しボタン式投票をもっ
て採決の結果、日程第4は賛成228、反対
6にて可決、日程第5は賛成131、反対101
にて可決、日程第6は賛成229、反対1に
て承認することに決した。

日程第7 所得税法等の一部を改正する法律 案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 関税定率法等の一部を改正する法 律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審
査の経過及び結果の報告があった後、押し
ボタン式投票をもって採決の結果、日程第
7は賛成220、反対14にて可決、日程第8
は賛成232、反対0にて全会一致をもって
可決された。

日程第9 予防接種法の一部を改正する法律 案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の
経過及び結果の報告があった後、押しボタ
ン式投票をもって採決の結果、賛成230、
反対1にて可決された。

散会 午後2時18分

○平成25年4月5日（金）

開会 午後0時31分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として
在職25年に達した議員鴻池祥肇君を院議を
もって表彰することに決し、議長は、次の
表彰文を朗読した。

議員鴻池祥肇君 君は国会議員としてそ

の職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

興石東君は、祝辞を述べた。

鴻池祥肇君は、謝辞を述べた。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員辞任の件

本件は、福岡資麿君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、真山勇一君を指名した。また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、第3順位の西田実仁君を第2順位とし、第4順位の水野賢一君を第3順位とし、真山勇一君を第4順位とした。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、日本銀行総裁に黒田東彦君を任命することに賛成186、反対20にて同意することに決した。

日程第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対20にて可決された。

散会 午後0時48分

○平成25年4月19日(金)

開会 午前10時1分

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、根本国務大臣から趣旨説明があった後、加賀谷健君、川田龍平君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び

結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時51分

○平成25年4月26日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対6にて可決された。

日程第2 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(衆議院提出)

日程第3 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外14名発議)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時16分

○平成25年5月9日(木)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員江島潔君を議院に紹介した後、同君を内閣委員に指名した。

議員辞職の件

本件は、室井邦彦君の辞職を許可することに決した。

日程第1 環境委員長川口順子君解任決議案 (松井孝治君外10名発議)(委員会 審査省略要求)

本議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、松井孝治君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成123、反対107にて可決された。

散会 午前10時57分

○平成25年5月10日(金)

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

本件は、藤田幸久君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、前川清成君を指名した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、甘利国務大臣から趣旨説明があつた後、藤本祐司君、石川博崇君、中西健治君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時18分

○平成25年5月15日(水)

開会 午後6時41分

日程第1 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、環境委員長に北川イッセイ君を指名した。

平成二十五年度一般会計予算

平成二十五年度特別会計予算

平成二十五年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成110、反対124にて否決された。

休憩 午後7時29分

再開 午後8時46分

議長は、衆議院から、平成二十五年度一般会計予算外2案について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。

平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後8時48分

再開 午後10時36分

平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長小川敏夫君から両院協議会において成案を得なかった旨の報告があつた。

散会 午後10時39分

○平成25年5月17日(金)

開会 午前10時1分

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員北川イッセイ君、同予備員小泉昭男君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に小泉昭男君、同予備員に福岡資麿君（第2順位）、国土審議会委員に田中直紀君を指名した。

日程第1 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対6にて可決された。

日程第4 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対6にて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会 午前10時17分

○平成25年5月22日（水）

開会 午前10時1分

議員辞職の件

本件は、大江康弘君の辞職を許可すること

に決した。

日程第1 平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書

日程第2 平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1はまず賛成172、反対21にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成192、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は賛成171、反対21にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は賛成177、反対15にて委員長報告のとおり是認することに決した。

安倍内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時26分

○平成25年5月24日（金）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員尾辻かな子君を議院に紹介した後、同君を文教科学委員に指名した。

日程第 1 国務大臣の報告に関する件（平成二十三年年度決算の概要について）

本件は、麻生財務大臣から報告があった後、風間直樹君、岸宏一君、魚住裕一郎君、柴田巧君、谷亮子君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 2 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対9にて可決された。

日程第 3 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第 4 地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成177、反対22にて可決された。

日程第 5 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第 6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 8 内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成176、反対22にて可決された。

日程第 9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第9は賛成198、反対0にて全会一致をもって修正議決、日程第10は賛成198、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第11 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時24分

○平成25年5月27日（月）

開会 午後3時1分

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、稲田国務大臣から趣旨説明があった後、安井美沙子君、荒木清寛君、藤巻幸夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後4時14分

○平成25年5月29日（水）

開会 午前10時1分

日程第 1 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の

利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成194、反対0にて全会一致をもって可決、日程第3は賛成188、反対6にて可決された。

散会 午前10時8分

○平成25年6月5日(水)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に一宮なほみ君を任命することに賛成211、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

検査官に柳麻理君を任命することに賛成212、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

預金保険機構理事に井上美昭君を任命することに賛成207、反対5にて同意することに決し、

預金保険機構理事に小幡浩之君、日本放送協会経営委員会委員に浜田健一郎君、宮田亮平君、美馬のゆり君、室伏きみ子君、労働保険審査会委員に品田充儀君、中嶋士元也君、中央社会保険医療協議会公益委員に森田朗君、野口晴子君、社会保険審査会委員に西島幸夫君を任命することに賛成211、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に上田良一君を任命することに賛成206、反対6にて同意することに決した。

日程第1 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第2 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（内閣提出）

日程第3 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成176、反対36にて可決された。

日程第5 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第8 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第

6及び第8は賛成216、反対0にて全会一致をもって可決、日程第7は賛成202、反対11にて修正議決された。

日程第9 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第10 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対0にて全会一致をもって修正議決された。

日程第11 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対37にて可決された。

日程第12 水防法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対0にて全会一致をもって可決された。

国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際・地球環境・食糧問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済・社会保障に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済・社会保障に関する調査会長から報告があった。

共生社会・地域活性化に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、共生

社会・地域活性化に関する調査会長から報告があった。

散会 午前10時56分

○平成25年6月12日(水)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員山村明嗣君を議院に紹介した後、同君を国土交通委員に指名した。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、石原環境大臣から趣旨説明があった後、小見山幸治君が質疑をした。

食品表示法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、森国務大臣から趣旨説明があった後、大河原雅子君が質疑をした。

日程第1 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対10にて可決された。

日程第2 株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対37にて可決された。

日程第3 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 民法の一部を改正する法律案（前川清成君外6名発議）（参第6号）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成216、反対0にて全会一致をもって可決、日程第4は賛成116、反対97にて修正議決された。

散会 午前11時11分

○平成25年6月17日(月)

開会 午後1時1分

電気事業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、茂木経済産業大臣から趣旨説明があった後、松田公太君が質疑をした。

日程第 1 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 2 租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーナ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 3 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 4 租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 5 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 6 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上 6 件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第 1、第 2 及び第 4 は賛成 199、反対 0 にて全会一致をもって承認することに決し、日程第 3、第 5 及び第 6 は賛成 194、反対 6

にて承認することに決した。

日程第 7 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 8 大規模災害からの復興に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成 200、反対 0 にて全会一致をもって可決された。

日程第 9 総合特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成 188、反対 11 にて可決された。

日程第 10 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成 186、反対 12 にて可決された。

日程第 11 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 12 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第 11 は賛成 199、反対 0 にて全会一致をもって可決、日程第 12 は賛成 194、反対 1 にて可決された。

日程第 13 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成 188、反対 11 にて可決された。

日程第 14 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、

衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対10にて可決された。

日程第15 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対11にて可決された。

散会 午後2時3分

○平成25年6月19日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第2 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対14にて可決された。

日程第4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(衆議院提出)

以上3案は、法務委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第9 子どもの貧困対策の推進に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第8は賛成202、反対6にて可決、日程第9は賛成207、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時22分

○平成25年6月21日(金)

開会 午前10時31分

日程第1 食品表示法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

日程第3 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

以上両案は、内閣委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 いじめ防止対策推進法案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対9にて可決された。

散会 午前10時49分

○平成25年6月26日(水)

開会 午前11時16分

日程第1 議長不信任決議案(中曽根弘文君外6名発議)(委員会審査省略要求)

本議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、岸宏一君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成100、反対128にて否決された。

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(森ゆうこ君外2名発議)(委員会審査省略要求)

本議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、森ゆうこ君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成125、反対105にて可決された。

休憩 午後1時

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
25. 1. 28	所信表明演説	安倍内閣総理大臣	1. 31	岡崎 トミ子君(民主) 中曽根 弘文君(自民)
			2. 1	山口 那津男君(公明) 水野 賢一君(みん) 藤田 幸久君(民主) 橋本 聖子君(自民) ツルネン マルテイ君 (民主) 大島 九州男君(民主) 広野 ただし君(生活) 市田 忠義君(共産) 谷岡 郁子君(み風) 福島 みずほ君(社民)
25. 2. 4	財政演説	麻生財務大臣	2. 6	金子 洋一君(民主) 吉田 博美君(自民) 竹谷 とし子君(公明) 真山 勇一君(みん)
25. 2. 28	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	安倍内閣総理大臣 岸田外務大臣 麻生財務大臣 甘利国務大臣	3. 5	輿石 東君(民主) 溝手 顕正君(自民)
			3. 6	山口 那津男君(公明) 江口 克彦君(みん) 長浜 博行君(民主) 有村 治子君(自民) 羽田 雄一郎君(民主) 吉川 沙織君(民主) 森 ゆうこ君(生活) 山下 芳生君(共産) 亀井 亜紀子君(み風)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
25. 3. 25	平成二十五年度地方財政計画について	新藤総務大臣	同日	樽井 良和君(民主) 横山 信一君(公明) 寺田 典城君(みん)
25. 5. 24	平成二十三年度決算の概要について	麻生財務大臣	同日	風間 直樹君(民主) 岸 宏一君(自民) 魚住 裕一郎君(公明) 柴田 巧君(みん) 谷 亮子君(生活) 紙 智子君(共産)

3 決算に対する議決

平成25年 5 月22日

平成二十二年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い使途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その使途が被災地域それぞれの需要や期待に応えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所を選定等を厳格に行うべきである。

- 2 政府の重要な意思決定に係る会議については、決定過程の透明化を図るとともに、事後の検証作業に資するため、その議事録等の作成、保存、公開等が不可欠であるにもかかわらず、東日本大震災への対応に当たった緊急災害対策本部、原子力災害対策本部等の15組織中、10組織において議事録が作成されなかったこと、このうち3組織では議事概要等も作成されず議事内容の記録が残されなかったこと、また、北陸電力株式会社志賀原子力発電所等の設置許可に際し、原子力安全委員会が開いた審査会等の議事録が現存しておらず、審査過程を検証できない状態となっていることは、看過できない。

政府は、重要な意思決定に係る会議について議事録等の作成、保存及び公開に係る明確な基準を早期に策定及び公表するとともに、議事録等が未作成の会議等については早急に記録を整備すべきである。

- 3 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費に関し、虚偽の会計書類を作成するなどして、支払金を業者に管理させるなどの不適正な会計経理が行われていた事態について、本院決算委員会が平成十七年度決算審査措置要求決議により是正を促し、政府は平成20年1月までに改善措置を講じたと報告していたにもかかわらず、これ以降も同様の事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、公的研究費に係る不適正な会計経理の全容について早急に調査結果を取りまとめ、これを公表するとともに、補助金等の不正使用の根絶に向けて、研究機関及び研究者に対して一層の指導を行い、今後、同種の事業を基金を設けるなどして実施する場合においても、不適正な会計経理が発生することのないよう万全な体制を構築すべきである。

- 4 各府省等が行うシステム開発等において、平成23年度までに54億5,000万円もの予算を投じてきた特許庁の情報システムが当初計画どおりに完成する見込みのないまま開発中断に至ったり、厚生労働省の検疫業務等に係るシステムの一部が業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしているなど、失敗事例が相次いで明らかとなったことは、遺憾である。

政府は、これらの事例を教訓とし、各府省等において同様の事態が繰り返されることのないよう、システム開発等に関わる職員の資質や意識を向上させるとともに、システムの要求性能の検討や開発工程の管理等を適切に行うべきである。

- 5 独立行政法人原子力安全基盤機構が実施する原子力施設の検査について、検査ミスを電力会社に指摘されるまで気がつかなかったこと、電力会社の資料の不備を見落とし必要な検査の一部を実施しなかったこと、検査対象である電力会社等の事業者が作成した検査要領書に従って検査を行っていたことなど、事業者依存体質が明らかとなり、検査に対する信頼を失わせたことは、極めて遺憾である。

政府は、機構における検査業務の改善に向けた取組を着実に履行させるにとどまらず、失墜した国民の信頼を回復すべく、抜本的な見直しを行い、検査の主体性及び独立性を確立するとともに、中長期的な視点から専門人材を確保・養成するなどして、原子力の安全確保に関する基盤を整備すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案	岩城 光英君 外14名	25. 2. 14			25. 2. 15 可決	
2	第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案	鈴木 寛君 外 9 名	25. 3. 4			25. 3. 5 可決	
3	環境委員長川口順子君解任決議案	松井 孝治君 外10名	25. 5. 7			25. 5. 9 可決	
4	議長不信任決議案	中曽根 弘文君 外 6 名	25. 6. 21			25. 6. 26 否決	
5	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	森 ゆうこ君 外 2 名	25. 6. 25			25. 6. 26 可決	

可決したもの

平成25年 2 月15日

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議

去る 2 月12日、北朝鮮は、一連の国連決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言を無視し、国際社会が再三にわたり、強く自制を求めていたにもかかわらず、実に 3 回目となる核実験を強行した。

これは明らかに国連安保理決議違反であり、国際社会に対する挑発行動である。

国連安保理は、本年 1 月22日、昨年12月12日に事実上の弾道ミサイル発射を行った北朝鮮に対し、決議1718号及び1874号の遵守や全ての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議2087号を採択するなど、懸念を表明していた。

今般の核実験は、国際社会に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国として断じて容認

できない暴挙である。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて嚴重に抗議するとともに、北朝鮮が、速やかに全ての核を放棄することを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会の平和と安定を脅かす重大な行為であり、看過できない。

加えて、北朝鮮は、我が国と平成20年8月に合意した拉致に関する調査を全く実施せず、今なお不誠実な対応を続けている。

政府は、国連安保理決議による「重要な行動をとる」との決意表明を踏まえ、リーダーシップを発揮し国連安保理理事国に対し行動を促すべきである。さらに政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、引き続き対話による努力と北朝鮮に対する新たな制裁を含め断固かつ実効性のある制裁措置を実施することを通じて、北朝鮮による拉致・核・ミサイル問題等の早急な解決に向け、総力を挙げて対処すべきである。

右決議する。

平成25年3月5日

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議

オリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、ロンドン・オリンピック・パラリンピックに見られるよう、国民に夢と希望を与えるものである。また、東日本大震災からの復興を世界に示すものであり、本年9月に開催地が決定される第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となって取り組むべきである。

右決議する。

平成25年5月9日

環境委員長川口順子君解任決議

本院は、環境委員長川口順子君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理 由

国会開会中の国会議員の海外渡航は議院運営委員会理事会の事前了承を経なければならない。さらに、常任委員会および特別委員会の委員長は、国会開会中の海外渡航は原則として認められていない。環境委員長川口順子君は、議院運営委員長の調整のもと、4月23日から24日までとして、例外的に中国への渡航を認められたものである。

そのうえで、川口君は、4月22日に緊急に理事懇談会を招集し、自らの責任において25日の委員会開会の日程を決定した。それにもかかわらず、参議院および議院運営委員会の同意を得ないまま、帰国を延期したことで、すでに設定されていた委員会が取り止めとなってしまった。これは委員長としての職責を自ら放棄したことも同然であり、断じて容認することはできない。このような、信義違反、ルール違反を行う者は、公平・公正な委員会運営を預かる委員長として不適格であると言わざるを得ず、国民から負託を受けた参議院の見識が問われるもので、看過すべきではない。

本来ならば、川口君自らが自身の責任を十分に自覚したうえで、自らその職を辞すべきであるが、川口君には、そのような真摯な姿勢は微塵もない。

よって環境委員長川口順子君の解任決議案を提出するものである。

平成25年 6 月26日

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議

本院は、内閣総理大臣安倍晋三君を問責する。

右決議する。

理 由

安倍内閣は、参議院規則第38条第2項に則り正式な手続きを経て開催された参議院予算委員会の出席要求を拒否し、6月24日、25日の両日に渡って同委員会を欠席した。これは、国務大臣の国会への出席義務を規定した日本国憲法第63条に違反する許しがたい暴挙である。

安倍内閣は出席拒否の理由として、平田健二参議院議長の不信任決議案が提出されたことをあげているが、会期末で日程が制約される中でおよそ正当性のない不信任決議案で国会審議を遅延させ、更には同案の処理を先延ばしにしているのは他ならぬ与党であり、また同案採決の条件として予算委員会の開催をしないことを条件にしていることから、予算委員会の開催を妨害していることは明白である。

安倍内閣は質疑通告さえも拒否したばかりではなく、正式に文書で予算委員長が出席要求したところ、署名のないメモで出席拒否する旨回答した。国権の最高機関である国会をこのように愚弄する行為は前代未聞であり、議会制民主主義を根底から揺るがすものである。

憲法に違反して国民主権を蔑ろにし、我が国の立憲主義をも踏みにじろうとする安倍晋三内閣総理大臣の責任は極めて重大である。よってここに、安倍晋三内閣総理大臣の問責決議案を提出する。

両院協議会の協議概要

平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会

(1) 協議概観

平成25年2月28日国会に提出された平成二十五年度総予算3案は、4月16日衆議院で可決されたものの、5月15日参議院で否決された。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、みんな、生活、共産の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に小川敏夫君を、副議長に小林正夫君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の山本有二協議委員

議長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられ、最後に、参議院側を代表して小林正夫協議委員から、また、衆議院側を代表して伊藤達也協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成二十五年度総予算3案は、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(2) 協議経過

○平成25年5月15日（水）（第1回）

○成案を得なかった。

(3) 平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、小川敏夫が、副議長に小林正夫君がそれぞれ選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側において議長を務めることとなりました。

協議会におきましては、衆議院側から、成長による富の創出に予算が重点配分されていること、国民の命と暮らしを守る予算となっていること、歳出の見直し、適正化を図り、国債発行額を抑制

していること等の理由で原案どおり可決した旨の説明があり、次に、本院側から、財政健全化への取組が後退していること、地域主権改革に逆行していること、公共事業に偏重し、人への投資や社会保障を軽視していること等の理由により、否決した旨の説明がありました。

続いて、両院の各協議委員から種々の意見が表明され、協議が行われましたが、意見の一致を見るに至らず、両院協議会としましては成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
平成二十五年度一般会計予算外二件	衆議院	両議院議決不一致	25. 5. 15	25. 5. 15	25. 5. 15	協議会において成案を得なかった		憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった

(5) 協議委員

議 長	小川 敏夫君 (民主)	広田 一君 (民主)	森 ゆうこ君 (生活)
副議長	小林 正夫君 (民主)	松浦 大悟君 (民主)	大門実紀史君 (共産)
	小見山幸治君 (民主)	水岡 俊一君 (民主)	
	白 眞勲君 (民主)	真山 勇一君 (みん)	

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	相原 久美子（民主）	白 眞勲（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	芝 博一（民主）	前川 清成（民主）	谷合 正明（公明）
理事	福山 哲郎（民主）	蓮 舫（民主）	江口 克彦（みん）
理事	有村 治子（自民）	石井 浩郎（自民）	米長 晴信（みん）
理事	岡田 広（自民）	山東 昭子（自民）	糸数 慶子（無）
	岡崎 トミ子（民主）	伊達 忠一（自民）	— 欠員1名 —
	那谷屋 正義（民主）	中曽根 弘文（自民）	(25. 2. 26 現在)

（1）審議概観

第183回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）及び本院議員提出1件の合計9件であり、そのうち内閣提出8件を可決したほか、本委員会から法律案2件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願21種類149件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案については、機構の支援要件及び支援手続の改善策、機構と金融機関等との連携の在り方、中小企業金融円滑化法失効への対応等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

道路交通法の一部を改正する法律案については、法改正の背景とねらい、一定の病気等に該当する者に対する差別及び偏見の防止策、交通安全教育の推進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

社会保障・税番号制度 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律案（番号法案）は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合し、同一の者に係るものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用等ができるようにするとともに、行政運営の効率化等を図り、かつ、申請等の手続の簡素化による負担の軽減等国民が利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、目的規定及び基本理念への行政運営の効率化等を図ること等の明記、特定個人情報を提供することができる場合の追加を主な内容とする修正が行われた。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を

行おうとするものである。

内閣法等の一部を改正する法律案は、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため、内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長とすることを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、3法律案を一括として議題とし、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、番号制度の意義、特定個人情報保護、災害時における個人番号の活用、内閣情報通信政策監の権限等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、番号法案及び内閣法等の一部を改正する法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案については、株式会社民間資金等活用事業推進機構設立の意義、地方自治体のPFIへの参入促進、民間インフラファンドの設立に向けた環境整備等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

総合特別区域法の一部を改正する法律案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行おうとするものである。なお、衆議院において、国際戦略総合特別区域計画及び地域活性

化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加、認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の一部の削除等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、総合特区制度の効果、成長戦略における総合特区制度の位置付け、国有財産法の特例措置を全国展開することへの見解等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案については、障害者権利条約批准への見通し、障害を理由とする差別の定義規定がない理由、基本方針策定の考え方、障害者差別解消支援地域協議会の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案**が付託され、発議者より趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

〔国政調査等〕

3月19日、内閣官房、内閣府及び国家安全保障強化の基本方針並びに平成25年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について菅国務大臣から、警察行政及び死因究明等の推進の基本方針並びに平成25年度警察庁関係予算について古屋国務大臣から所信及び説明を聴取した。また、科学技術政策、宇宙政策、情報通信技術政策及び海洋政策・領土問題の基本方針について山本国務大臣から、女性活力・子育て支援、食品安全、少子化対策及び男女共同参画の基本方針について森国務大臣から、経済再生、社会保障・税一体改

革及び経済財政政策の基本方針について甘利国務大臣から、地方分権改革、地域活性化及び道州制の基本方針について新藤国務大臣から、行政改革、公務員制度改革、クールジャパン戦略、再チャレンジ及び規制改革の基本方針について稲田国務大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、**3月21日**、経済再生についての甘利大臣の見解、警察の不祥事防止に向けた取組、休眠口座の活用方法を総合調整する会議等の必要性、森元内閣総理大臣の政府特使としてのロシア訪問の目的と成果、規制改革会議と産業競争力会議との関係、内閣官房に設置された領土・主権対策企画調整室の役割、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する方策、宮内庁の情報発信の在り方、道州制導入に向けた新藤大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度内閣予算等の審査を行い、環

太平洋パートナーシップ（TPP）交渉への対応、待機児童解消加速化プランの効果、行政事業レビューの在り方、安倍内閣総理大臣による「三年育休」要請、道州制の導入、クオータ制の導入に向けた検討、性同一性障害者の自殺対策等の諸問題について質疑を行った。

〔法律案の提出〕

6月20日、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案**に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。次に、**ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。

（２）委員会経過

○平成25年2月26日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）**について甘利内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、寺田副大臣、西村内閣府副大臣、島尻内閣府大臣政務官、山際内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、岡田広君（自民）、谷合正明君（公明）、米長晴信君（みん）、糸

数慶子君（無）

（閣法第1号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 みん、無

○平成25年3月19日（火）（第2回）

- 内閣官房、内閣府及び国家安全保障強化の基本方針に関する件及び平成25年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について菅国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政及び死因究明等の推進の基本方針に関する件及び平成25年度警察庁関係予算に関する件について古屋国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 科学技術政策、宇宙政策、情報通信技術政策及び海洋政策・領土問題の基本方針に関する

件について山本國務大臣から所信を聞いた。

- 女性活力・子育て支援、食品安全、少子化対策及び男女共同参画の基本方針に関する件について森國務大臣から所信を聞いた。
- 経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について甘利國務大臣から所信を聞いた。
- 地方分権改革、地域活性化及び道州制の基本方針に関する件について新藤國務大臣から所信を聞いた。
- 行政改革、公務員制度改革、クールジャパン戦略、再チャレンジ及び規制改革の基本方針に関する件について稲田國務大臣から所信を聞いた。

○平成25年3月21日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び国家安全保障強化の基本方針に関する件、警察行政及び死因究明等の推進の基本方針に関する件、科学技術政策、宇宙政策、情報通信技術政策及び海洋政策・領土問題の基本方針に関する件、女性活力・子育て支援、食品安全、少子化対策及び男女共同参画の基本方針に関する件、経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、地方分権改革、地域活性化及び道州制の基本方針に関する件及び行政改革、公務員制度改革、クールジャパン戦略、再チャレンジ及び規制改革の基本方針に関する件について菅内閣官房長官、甘利國務大臣、森國務大臣、古屋国家公安委員会委員長、山本國務大臣、稲田國務大臣、新藤國務大臣、山際内閣府大臣政務官、北村内閣府大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官、とかしき厚生労働大臣政務官、義家文部科学大臣政務官、赤澤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、岡田広君（自民）、谷合正明君（公明）、芝博一君（民主）、藤本祐司君（民主）、山谷えり子君（自民）、糸数慶子君（無）、有村治子君（自民）、江口克彦君（みん）

○平成25年4月25日(木) (第4回)

- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について古屋国家公安委員会委員長から趣旨説明を聞いた。

○平成25年5月9日(木) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について向大野衆議院事務次長、橋本参議院事務総長、大滝国立国会図書館長、石川裁判官弾劾裁判所事務局長及び辻本裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について山浦会計検査院長から説明を聞いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、特定個人情報保護委員会））について森國務大臣、稲田國務大臣、菅内閣官房長官、世耕内閣官房副長官、西村内閣府副大臣、坂本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、蓮舫君（民主）、江口克彦君（みん）、糸数慶子君（無）、谷合正明君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月16日(木) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について古屋国家公安委員会委員長、谷川文部科学副大臣、盛山法務大臣政務官、赤澤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、白眞勲君（民主）、山

谷えり子君（自民）、谷合正明君（公明）、
米長晴信君（みん）、糸数慶子君（無）
（閣法第42号）
賛成会派 民主、自民、公明、みん、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律案（閣法第3号）
（衆議院送付）

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）
（衆議院送付）

以上両案について甘利国務大臣から趣旨説明
を聴き、

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第5
号）（衆議院送付）について山本国務大臣か
ら趣旨説明を聴き、

行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律案（閣法第3号）
（衆議院送付）

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第5
号）（衆議院送付）

以上両案の衆議院における修正部分について
修正案提出者衆議院議員大熊利昭君から説明
を聴いた。

○平成25年5月21日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律案（閣法第3号）
（衆議院送付）

行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）
（衆議院送付）

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第5
号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員後
藤祐一君、同大熊利昭君、甘利国務大臣、山
本国務大臣、西村内閣府副大臣、竹内財務大
臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行っ
た。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民主）、中西祐介君（自民）、
江島潔君（自民）、谷合正明君（公明）、米
長晴信君（みん）、糸数慶子君（無）

○平成25年5月23日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律案（閣法第3号）
（衆議院送付）

行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）
（衆議院送付）

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第5
号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員後
藤祐一君、安倍内閣総理大臣、甘利国務大臣、
山本国務大臣、西村内閣府副大臣、北村総務
大臣政務官、伊東財務大臣政務官及び政府参
考人に対し質疑を行った後、いずれも可決し
た。

- ・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、江口克彦君（みん）、
糸数慶子君（無）

- ・質疑

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、岡田広君（自民）、谷
合正明君（公明）、米長晴信君（みん）

（閣法第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第4号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第5号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）及び内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成25年5月28日（火）（第9回）

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について甘利国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月30日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について甘利国務大臣、坂井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、中西祐介君（自民）、谷合正明君（公明）、江口克彦君（みん）

（閣法第6号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 みん

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月11日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 総合特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について新藤国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員後藤祐一君から説明を聴いた。

○平成25年6月13日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 総合特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について新藤国務大臣、寺田内閣府副大臣、坂井国土交通大臣政務官、北村内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、谷合正明君（公明）、岡田広君（自民）

（閣法第39号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について森国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月18日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について森国務大臣、坂本総務副大臣、松下国土交通大臣政務官、とかしき厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、那谷屋正義君（民主）、山谷えり子君（自民）、谷合正明君（公明）、江口克彦君（みん）、糸数慶子君（無）、田村智子君（共産、委員外議員）、福島みずほ君（社民、委員外議員）

（閣法第69号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月20日（木）（第14回）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（参第3号）について発議者参議院議員中西健治君から趣旨説

明を聴いた。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	松	あきら（公明）	西村	まさみ（民主）	寺田	典城（みん）
理事	加賀谷	健（民主）	山根	隆治（民主）	主濱	了（生活）
理事	藤末	健三（民主）	吉川	沙織（民主）	山下	芳生（共産）
理事	藤川	政人（自民）	衛藤	晟一（自民）	行田	邦子（み風）
理事	山本	順三（自民）	片山	さつき（自民）	又市	征治（社民）
理事	木庭	健太郎（公明）	金子	原二郎（自民）	片山	虎之助（維新）
	江崎	孝（民主）	中西	祐介（自民）	森田	高（無）
	樽井	良和（民主）	二之湯	智（自民）		
	難波	奨二（民主）	渡辺	猛之（自民）		

（25. 2. 26 現在）

（１）審議概観

第183回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案 7 件（うち本院先議 1 件）、本院議員提出法律案 1 件、承認案件 1 件の合計 9 件であった。

このうち、内閣提出法律案及び承認案件はいずれも可決または承認した。本院議員提出法律案は審査未了となった。

また、本委員会付託の請願 3 種類 16 件は、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

公務員制度 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の平成24年 8 月 8 日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、55歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講じようとするものである。

委員会においては、高齢層職員に対する昇給抑制措置の妥当性、公務員の士気・意欲低下への懸念、地方自治体における臨時・非常勤職員の処遇改善の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数

をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行財政 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

委員会においては、予算執行抑制に伴う交付税措置の対象範囲、震災復興特別交付税の措置対象の拡大と早期執行、地域の元気臨時交付金の仕組みと配分方法等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方税法の一部を改正する法律案は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の改正を行うとともに、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本

大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、平成25年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の単位費用等の改正等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、中低所得者への住宅ローン控除の効果、自動車取得税の代替財源、地方公務員給与削減の妥当性、給与削減要請に応じない場合のペナルティ、交付税特別会計借入金償還計画の実現可能性等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、義務付け・枠付けの見直しに係る自治体の取組事例の集約・周知の必要性、これまで対象となっていない義務付け・枠付けの見直しの必要性、地方独立行政法人の合併規定新設の理由及び合併法人の職員の扱い等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方公共団体情報システム機構法案は、

地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、システム機構を地方共同法人にする理由、システム機構のガバナンスと運営財源、番号制度に係るシステムにおけるサイバーセキュリティ対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、普通地方公共団体が、条例を定めることにより、非常勤の職員のうちその勤務形態が常勤の職員に準ずる者に対し、常勤の職員と権衡を考慮した手当を支給することができることを新たに定めようとするものである。

委員会においては、発議者より趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

情報通信 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防・救急無線などによる無線通信について、デジタル技術などを用いた無線設備により行われるようにするために必要な補助金の交付を追加しようとするものである。

委員会においては、消防・救急無線のデジタル化と消防広域化との関係、デジ

タル化後の空き周波数帯の用途、電波利用料の受益と負担の明確化等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔NHK〕 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成25年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において収入・支出とも6,479億円となっており、事業計画では、平成24年10月より実施された受信料の値下げによる減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡に向けて取り組むこととしている。

委員会においては、受信料支払率の向上に向けた取組、災害に備えた公共放送の機能強化、放送と通信が連携する新しいサービスの開発、NHKの国際放送の強化に向けた取組等について質疑が行われた後、全会一致をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月19日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について新藤総務大臣から所信を聴取し、平成25年度総務省関係予算に関する件について坂本総務副大臣から、平成25年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について原人事院総裁からそれぞれ説明を聴取した。

3月25日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成25年度人事院業務概況に

関する件について、地方公務員の給与引下げと地方交付税法及び地方財政法の規定の趣旨との整合性、地域自主戦略交付金の廃止理由、日本郵政グループ金融2社が申請する新規業務の認可に係る状況、被災地における消防団の人員確保策及び安全対策等の質疑を行った。

また、平成25年度地方財政計画に関する件について新藤総務大臣から概要説明を聴取した後、坂本総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月26日、自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。

4月9日、郵政事業の経営基盤強化、日本放送協会における次世代の放送技術の研究開発等に関する実情調査のため、JPTタワー及び日本放送協会放送技術研究所の視察を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱を受けた、平成25年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、救急業務における緊急度判定（トリアージ）の全国的判定基準策定の見通し、一括交付金廃止の妥当性、憲法第8章「地方自治」に具体的な内容を盛り込む必要性、地上デジタルテレビ放送日本方式の海外展開等の質疑を行った。

6月12日、電波利用料を財源として整備・運用される電波監視施設及び監視業務等に関する実情調査のため、総務省関東総合通信局の視察を行った。

（２）委員会経過

○平成25年2月26日（火）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

を行うことを決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）**について新藤総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、伊達内閣府副大臣、坂本副大臣、小渕財務副大臣、福井文部科学副大臣、島尻内閣府大臣政務官、坂井復興大臣政務官、松下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

江崎孝君（民主）、藤末健三君（民主）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、行田邦子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

（閣法第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、生活、共産、み風、社民、維新、無

反対会派 みん

○平成25年3月19日（火）（第2回）

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について新藤総務大臣から所信を聴いた。
- 平成25年度総務省関係予算に関する件について坂本総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成25年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について原人事院総裁から説明を聴いた。

○平成25年3月25日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成25年度人事院業務概況に関する件について新藤総務大臣、坂本総務副大臣、西村内閣府副大臣、山口財務副大臣、橋総務大臣政務官、原人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、難波樊二君（民主）、藤川政人君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、

又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

- 平成25年度地方財政計画に関する件について新藤総務大臣から概要説明を聴いた後、坂本総務副大臣から補足説明を聴いた。

○地方税法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上両案について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年3月26日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上両案について新藤総務大臣、西村内閣府副大臣、坂本総務副大臣、山口財務副大臣、長島復興大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

水岡俊一君（民主）、江崎孝君（民主）、二之湯智君（自民）、中西祐介君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

（閣法第12号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、み風、社民、維新、無

反対会派 共産

（閣法第13号）

賛成会派 自民、公明、みん、生活、維新、無

反対会派 民主、共産、み風、社民

- 自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議**を行った。

○平成25年3月27日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件（閣承認第3号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長松本正之君から説明を聴き、同大臣、柴山総務副大臣、橋総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長松本正之君、同協会理事石田研一君、同協会理事福井敬君、同協会理事・技師長久保田啓一君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会専務理事吉国浩二君及び同協会理事冷水仁彦君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

山根隆治君（民主）、加賀谷健君（民主）、藤末健三君（民主）、難波樊二君（民主）、藤川政人君（自民）、二之湯智君（自民）、中西祐介君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

（閣承認第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産、社民、維新、無

反対会派 なし

欠席会派 み風

なお、附帯決議を行った。

○平成25年4月25日（木）（第6回）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）について新藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月9日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く））について新藤総務大

臣、秋葉厚生労働副大臣、橋総務大臣政務官、原人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山根隆治君（民主）、水岡俊一君（民主）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月16日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）について新藤内閣府特命担当大臣、坂本副大臣、秋葉厚生労働副大臣、加治屋農林水産副大臣、北村総務大臣政務官、橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

樽井良和君（民主）、藤末健三君（民主）、二之湯智君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、主濱了君（生活）、山下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、森田高君（無）

（閣法第55号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
み風、維新、無

反対会派 共産

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 地方公共団体情報システム機構法案（閣法第7号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月21日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公共団体情報システム機構法案（閣法第7号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、坂本総務副大臣、伊達内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官、丸川厚生労働大臣政務官、伊東財務大臣政務官及び政府参考人に対し質

疑を行った。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、木庭健太郎君（公明）、
難波奨二君（民主）、藤末健三君（民主）、
寺田典城君（みんな）、主濱了君（生活）、山
下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、
又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、
森田高君（無）

○平成25年5月23日（木）（第10回）

- 地方公共団体情報システム機構法案（閣法第7号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、み風、
維新、無

反対会派 生活、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成25年5月28日（火）（第11回）

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成25年5月30日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、柴山総務副大臣、橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、藤末健三君（民主）、
小坂憲次君（自民）、木庭健太郎君（公明）、
寺田典城君（みんな）、主濱了君（生活）、山
下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、
又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、
森田高君（無）

（閣法第25号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
共産、み風、社民、維新、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月11日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成25年6月13日（木）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、西村内閣府副大臣、寺田内閣府副大臣、原人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

水岡俊一君（民主）、江崎孝君（民主）、藤
川政人君（自民）、木庭健太郎君（公明）、
寺田典城君（みんな）、主濱了君（生活）、山
下芳生君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、
又市征治君（社民）、片山虎之助君（維新）、
森田高君（無）

（閣法第24号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
み風、維新、無

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月20日（木）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（参第9号）について発議者参議院議員江崎孝君から趣旨説明を聞いた。

(3) 委員会決議

—自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築 及び東日本大震災への対応に関する決議—

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が、復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

二、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

三、国の制度と地方単独事業によって社会保障全体が持続可能なものとなっていくことに鑑み、社会保障関係費の大幅な自然増が続く中、引き続き地方公共団体が社会保障分野において担っている役割を十分果たせるよう、必要な財源を確保すること。

四、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

五、地方財政計画において、本年7月から地方公務員の給与について国家公務員の臨時特例的な給与減額支給措置に準じた措置がとられることを前提とした歳出額の削減が行われていることに関しては、地方公務員の給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき自ら決定するものであることを基本として対処すること。また、地方公務員の給与制度及びその運用については、地方の意見を十分反映させるよう努めること。

六、地方債制度及びその運用については、平成24年度から導入された民間資金に係る地方債届出制度の運用状況を踏まえ、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

七、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の今後の活用については、活用額が当初想定していた額に達していること及び金融政策の変更に伴う長期金利の変動も想定されることを踏まえ、十分慎重に判断するとともに、これを行う場合も、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成されたという経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を尊重して行うこと。

八、東日本大震災に係る復旧・復興対策については被災団体の意向を十分に踏まえ国地方の連携の

下機動的・弾力的な対応が図られるよう、引き続き、万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	草川	昭三（公明）	江田	五月（民主）	魚住	裕一郎（公明）
理事	前川	清成（民主）	小川	敏夫（民主）	森	ゆうこ（生活）
理事	磯崎	仁彦（自民）	松野	信夫（民主）	井上	哲士（共産）
理事	岸	宏一（自民）	磯崎	陽輔（自民）	平田	健二（無）
理事	真山	勇一（みん）	尾辻	秀久（自民）	山崎	正昭（無）
	有田	芳生（民主）	長谷川	大紋（自民）	— 欠員1名 —	
	池口	修次（民主）	山本	一太（自民）	(25.3.19 現在)	

（１）審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議2件）、本院議員提出1件及び衆議院提出（法務委員長）1件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願12種類125件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

民事関係 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定めようとするものである。委員会においては、ドメスティック・バイオレンス被害者への配慮の重要性と所在情報等の提供の在り方、子の最善の利益の尊重と子の返還拒否事由の解釈、中央当局及び在外公館の果たすべき役割と邦人支援等について

質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めようとするものである。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合に、区分所有建物及びその敷地の売却、区分所有建物の取壊し等の必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、適用される大規模災害の範囲と指定基準、被災マンションにおいて必要な処分をすることができる多数決要件と決議に賛成しなかった権利者及び利害関係人の保護の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可

決された。

民法の一部を改正する法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととするものである。委員会においては、特別法ではなく基本法である民法を改正する理由、法制審議会における民法（債権法）改正作業との関係、第三者保証の原則禁止の影響及び例外として法人の代表者について個人保証を認める理由等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。質疑終局の後、みんなの党より、施行日については別に法律で定める日からとすること等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。

刑事関係 刑法等の一部を改正する法律案は、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を整備しようとするものである。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案は、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等

の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、再犯の状況と防止対策、出所者の帰住先確保と就労支援、一部執行猶予刑を適用する際の判断基準、薬物を含む更生保護・処遇等の人的体制整備の強化等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和するための規定を整備しようとするものである。委員会においては、犯罪被害者保護を充実させるための今後の取組、被害者参加旅費の性格・対象と支給主体・方法、犯罪被害者支援における日本司法支援センターの担うべき役割等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**及び衆議院法務委員長提出による**死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案**が可決さ

れた。

〔国政調査等〕

3月19日、法務行政の基本方針について谷垣法務大臣から所信を聴取した。

3月21日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、政府から独立した人権委員会とする必要性についての法務大臣の見解、司法試験合格者数と乖離した法科大学院の定員数を認可した理由、検察改革に対する法務大臣の決意、債権法の改正方針に関する法務大臣の見解、民法第900条第4号ただし書前段（非嫡出子の法定相続分）を改正する必要性、保証債務の特性に対する法務大臣の見解、社会情勢に対応するための法整備の必要性、法教育の必要性に対する法務大臣の見解、少年犯罪における報道の在り方、成年被後見人選挙権裁判東京地裁判決に対する法務大臣の見解及び公職選挙法の改正を行う必要性、府中刑務所刑務官の逮捕事件の原因究明と再発防止策、司法試験合格者3,000人枠の撤廃報道と法務大臣の認識、保護司の定年延長についての法務大臣の見解、参議院決算委員会決議に基づく会計検査院の裁判所会計検査の進捗状況、東京第三検察審査会における平成21

年7月21日の日当・旅費支出証拠書類の有無、検察改革の結果と国民に対する信頼回復についての法務大臣の見解等が取り上げられた。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度法務省予算等の審査を行い、ヘイトスピーチの定義と我が国における実情、人種差別感情をあおるようなデモ等について取締りを検討する必要性及び人種差別撤廃条約に基づき人権擁護局による調査を行う必要性、成年後見関係事件における家裁の監督機能の強化に向けた人的整備、市民後見人の養成に対する支援の必要性、成年後見人による不祥事を防止するための研修・指導並びに監督機能の強化、被後見人の死亡後における成年後見人による事務処理の根拠規定の整備の必要性、ハーグ条約締結に当たって各国の法制度に関する情報提供を強化する必要性、離婚後の共同親権制度導入の是非、子の利益の観点からの適切な面会交流、法務省施設の耐震化及び建て替えを計画的に行う必要性、検察審査会の審査状況、いわゆる伊達判決に関する米政府解禁文書の内容と司法の在り方等が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成25年3月19日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について谷垣法務大臣から所信を聴いた。
- 平成25年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について後藤法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成25年3月21日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について谷垣法務大臣、後藤法務副大臣、坂本総務副大臣、義家文部科学大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川敏夫君（民主）、前川清成君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、真山勇一君（みん）、森ゆうこ君（生活）、

井上哲士君（共産）

○平成25年4月25日（木）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月7日（火）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年5月9日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について谷垣法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、
真山勇一君（みんな）、森ゆうこ君（生活）、
井上哲士君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、真山勇一君（みんな）、
森ゆうこ君（生活）、井上哲士君（共産）
（閣法第27号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成25年5月28日（火）（第6回）

○刑法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部
の執行猶予に関する法律案（閣法第38号）

以上両案について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月30日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部
の執行猶予に関する法律案（閣法第38号）

以上両案について谷垣法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、真山勇一君（みんな）、
森ゆうこ君（生活）、井上哲士君（共産）

（閣法第37号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第38号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための
刑事手続に付随する措置に関する法律及び総
合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法
第28号）（衆議院送付）について谷垣法務大
臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月4日（火）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための
刑事手続に付随する措置に関する法律及び総
合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法
第28号）（衆議院送付）について谷垣法務大
臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可
決した。

〔質疑者〕

小川敏夫君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、
真山勇一君（みんな）、森ゆうこ君（生活）、
井上哲士君（共産）

（閣法第28号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

- 民法の一部を改正する法律案（参第6号）について発議者参議院議員前川清成君から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月6日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、松山外務副大臣、後藤法務副大臣、盛山法務大臣政務官、若林外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、真山勇一君（みん）、
森ゆうこ君（生活）、井上哲士君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

東京大学大学院総合文化研究科教授 早川
眞一郎君

弁護士

日本弁護士連合会ハーグ条約に関するワー
キンググループ委員 磯谷文明君

弁護士

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員
会特別委嘱委員 吉田容子君

一般社団法人レフト・ビハインド・ペアレン
ツ・ジャパン代表理事 明尾雅子君

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、真山勇一君（みん）、
森ゆうこ君（生活）、井上哲士君（共産）

○平成25年6月10日（月）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 民法の一部を改正する法律案（参第6号）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本弁護士連合会元副会長

日本弁護士連合会多重債務問題検討ワーキ
ンググループ座長 新里宏二君

一般社団法人全国地方銀行協会一般委員長
大久保壽一君

神奈川県商工会連合会会長 関戸昌邦君

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、
真山勇一君（みん）、森ゆうこ君（生活）、
井上哲士君（共産）

○平成25年6月11日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、真山勇一君（みん）、
森ゆうこ君（生活）、井上哲士君（共産）

（閣法第29号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 民法の一部を改正する法律案（参第6号）について発議者参議院議員小川敏夫君、同森ゆうこ君、同前川清成君、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、真山勇一君（みん）、
井上哲士君（共産）

(参第6号)

賛成会派 民主、みん、生活、共産

反対会派 自民、公明

欠席会派 無

○平成25年6月13日(木)(第12回)

- 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(閣法第49号)(衆議院送付)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)

以上両案について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月18日(火)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(閣法第49号)(衆議院送付)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)

以上両案について谷垣法務大臣、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

前川清成君(民主)、磯崎仁彦君(自民)、
魚住裕一郎君(公明)、真山勇一君(みん)、
森ゆうこ君(生活)、井上哲士君(共産)

(閣法第49号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第50号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

- 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(衆第34号)(衆議院提出)に

ついて提出者衆議院法務委員長代理田嶋要君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第34号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 無

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	加藤	敏幸 (民主)	風間	直樹 (民主)	松山	政司 (自民)
理事	大野	元裕 (民主)	北澤	俊美 (民主)	若林	健太 (自民)
理事	柳田	稔 (民主)	榛葉	賀津也 (民主)	山本	香苗 (公明)
理事	宇都	隆史 (自民)	広田	一 (民主)	水野	賢一 (みん)
理事	末松	信介 (自民)	猪口	邦子 (自民)	佐藤	公治 (生活)
理事	荒木	清寛 (公明)	佐藤	正久 (自民)	山内	徳信 (社民)
	石井	一 (民主)	島尻	安伊子 (自民)	舩添	要一 (改革)

(25. 3. 26 現在)

(1) 審議概観

第183回国会において本委員会に付託された案件は、条約15件（うち本院先議2件）及び内閣提出法律案2件の合計17件であり、条約9件を承認し、内閣提出法律案2件を可決した。

また、本委員会付託の請願21種類100件は、審査未了となった。

〔条約及び法律案の審査〕

国際的な子の連れ去り問題への対応 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるもので、1980年のハーグ国際私法会議で採択された。委員会においては、条約締結の意義と国内実施法案との整合性、条約の運用におけるドメスティック・バイオレンス被害者への配慮や支援、条約発効前の子の連れ去りや留置事案への対応、条約の実施に果たす外務省や在外公館の役割とその強化、管轄する裁判所を増やす必要性等について質疑が行われ、全会

一致をもって承認された。

租税における二国間及び多国間協力の推進 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定及び租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーナ政府との間の協定は、いずれも国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組み等について定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約は、二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものである。租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書は、各国の税務当局間において、租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の

ための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約は、いずれも現行条約を改正し、投資所得に対する源泉地国における限度税率の更なる引下げ、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるための規定等を設けるものである。委員会においては、租税条約締結の意義と今後の締結方針、日米租税条約の改正による配当免税要件の緩和や徴収共助がもたらす効果、税務行政執行共助条約における外国租税債権優先権の扱い、租税情報交換協定の活用とマネーロンダリング対策強化の必要性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

北太平洋公海漁業資源・植物遺伝資源の持続可能な利用 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、締約国が同委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるものである。**食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約**は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、その保全及び持続可能な利用のために締約国がとるべき措置を定めるとともに、その取得を容易にし、及びその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための多数国間の制度の設立等について定めるものである。委員会においては、北太平洋漁業資源保存条約締結の意義と我が国の役割、北太平洋漁業委員会事務局を我が国が誘致する必要性、食料・農業植物遺伝資源条約成立の経緯と我が国の

締結が遅れた理由、植物遺伝資源に係る「多数国間の制度」設立の趣旨とその現状等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、ブラジルにある在ベレン総領事館を廃止すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することについて規定するものである。委員会においては、在外公館の整備方針、在ベレン総領事館の出張駐在官事務所への移行に伴う影響、在勤基本手当の為替変動への対応、在外公館職員の住居問題等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党及び公明党から、施行期日を平成25年4月1日から公布の日に改める等の修正案が提出され、全会一致をもって修正議決された。

記載事項変更旅券の新設 旅券法の一部を改正する法律案は、旅券に関する国際民間航空機関の国際標準を踏まえ、旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、当該旅券を返納させて有効期間を当該旅券の残存有効期間と同一とする新たな旅券を発給できるようにすること等について定めるものである。委員会においては、本法律案提出に至る経緯、新設される記載事項変更旅券の有効期間と手数料との関係、旅券の記載事項訂正の状況、旅券の不正使用及び不正取得に係る問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、旅券の発行手数料減額のため、経費縮減に努めるべきとの附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

5月28日、外交の基本方針について岸田外務大臣から、国の防衛の基本方針について小野寺防衛大臣から、それぞれ所

信を聴取した。

5月30日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

6月11日、日中関係、米中首脳会談、第5回アフリカ開発会議、在沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年3月26日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年5月9日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について岸田外務大臣及び小野寺防衛大臣から説明を聴いた後、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、松山外務副大臣、佐藤防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大野元裕君(民主)、荒木清寛君(公明)、
小野次郎君(みんな)、佐藤公治君(生活)、
山内徳信君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月16日(木) (第3回)

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月21日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について岸田外務大臣、

小野寺防衛大臣、若林外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

風間直樹君(民主)、末松信介君(自民)、
山本香苗君(公明)、小野次郎君(みんな)、
はたともこ君(生活)、山内徳信君(社民)
(閣条第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
社民、改革

反対会派 なし

○平成25年5月28日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交の基本方針に関する件について岸田外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について小野寺防衛大臣から所信を聴いた。

○平成25年5月30日(木) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、江渡防衛副大臣、佐藤防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

広田一君(民主)、小野次郎君(みんな)、佐藤公治君(生活)、山内徳信君(社民)、舩添要一君(改革)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送

付)について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月4日(火)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、松山外務副大臣、佐藤防衛大臣政務官、若林外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

広田一君(民主)、荒木清寛君(公明)、小野次郎君(みん)、佐藤公治君(生活)、山内徳信君(社民)

(閣法第26号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、社民、改革

反対会派 なし

○平成25年6月11日(火)(第8回)

- 日中関係に関する件、米中首脳会談に関する件、第5回アフリカ開発会議に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件等について岸田外務大臣及び小野寺防衛大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柳田稔君(民主)、佐藤公治君(生活)、山内徳信君(社民)

- 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とバーミントン政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求め

るの件(閣条第4号)(衆議院送付)

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

以上6件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月13日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とバーミントン政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及

び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上6件について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、松山外務副大臣、若林外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、宇都隆史君（自民）、
荒木清寛君（公明）、小野次郎君（みん）、
佐藤公治君（生活）、山内徳信君（社民）
（閣条第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

（閣条第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

（閣条第4号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

（閣条第5号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

（閣条第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

（閣条第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

○北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

以上両件について岸田外務大臣から趣旨説明

を聴いた。

○平成25年6月18日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

以上両件について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、松山外務副大臣、若林外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

広田一君（民主）、末松信介君（自民）、荒
木清寛君（公明）、小野次郎君（みん）、佐
藤公治君（生活）、山内徳信君（社民）

（閣条第17号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

（閣条第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、改革

反対会派 なし

○旅券法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月20日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○旅券法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、佐藤防衛大臣政務官、若林外務大臣政務官、義家文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

柳田稔君（民主）、大野元裕君（民主）、宇
都隆史君（自民）、山本香苗君（公明）、小
野次郎君（みん）、佐藤公治君（生活）、山
内徳信君（社民）

(閣法第43号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
社民、改革

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	藤田	幸久 (民主)	川崎	稔 (民主)	溝手	顕正 (自民)
理事	尾立	源幸 (民主)	玉置	一弥 (民主)	脇	雅史 (自民)
理事	金子	洋一 (民主)	辻	泰弘 (民主)	山口	那津男 (公明)
理事	西田	昌司 (自民)	平野	達男 (民主)	中西	健治 (みん)
理事	野上	浩太郎 (自民)	愛知	治郎 (自民)	広野	ただし (生活)
理事	竹谷	とし子 (公明)	鴻池	祥肇 (自民)	大門	実紀史 (共産)
	大塚	耕平 (民主)	林	芳正 (自民)	中山	恭子 (維新)
	川合	孝典 (民主)	古川	俊治 (自民)		
	川上	義博 (民主)	松村	龍二 (自民)		

(25. 3. 19 現在)

(1) 審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願39種類266件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

税法・関税定率法 **所得税法等の一部を改正する法律案**は、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について、所要の措置を講ずるものである。

また、**関税定率法等の一部を改正する法律案**は、暫定関税率等の適用期限を延長するとともに、適正な課税のための規定の整備を行うものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、金融所得課税一体化の今後の方向性、所得拡大促進税制の創設及び雇用促進税制の拡充の効果、自動車関係諸税の抜本的見直しの必要性、関税評価に関する規定を明確化する趣旨、社会

悪物品等の水際取締り強化の必要性等について質疑が行われ、所得税法等改正案は多数をもって、関税定率法等改正案は全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

万博機構法 **独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案**は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して同機構を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等、所要の措置を講ずるものである。

委員会では、万博機構解散に当たっての国と大阪府との交渉の経緯、万博機構解散後における事業の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

金融商品取引法等の改正 **金融商品取引法等の一部を改正する法律案**は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び

負債の秩序ある処理を行う措置の創設等、所要の改正を行うものである。

委員会では、参考人を招致して、その意見を聴取するとともに、金融機関等の秩序ある処理の枠組みを整備する趣旨、銀行等による資本性資金の供給を強化するための5%ルール見直しの意義、公募増資インサイダー取引事案等に対する規制の実効性、投資一任業者等に対する規制の効果と更なる対策の必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月19日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴取した。

3月21日、前記所信聴取に対し、消費税の逆進性緩和のために給付付き税額控除を導入する必要性、バブル崩壊後にデフレが長期間にわたり継続している原因、物価安定の目標の早期達成と日銀法改正の必要性に対する見解、中小企業金融円滑化法が終了した後の地域密着型金融の在り方等について質疑を行った。

3月28日、日本銀行法第54条第1項の

規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成23年12月9日、平成24年6月19日及び12月7日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、日銀総裁が過去の金融政策の誤りを公式に認める意義、財政ファイナンスとの批判を回避する観点からの外債購入の是非、賃金上昇を伴う物価上昇により物価安定の目標を達成する必要性、中小企業金融の円滑化に資するため日銀が果たすべき役割等について質疑を行った。

5月30日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成23年6月17日、12月9日、平成24年6月8日及び12月7日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、ペイオフが初めて実施された日本振興銀行の破綻処理の状況に対する見解、安倍政権の経済政策が消費に与える効果、ファンドの実態把握及び透明性確保に向けた対策の意義、個人版私的整理ガイドライン運営委員会による不適切な運用の実態と是正策等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成25年3月19日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。

○平成25年3月21日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、寺田内閣府副大臣、小淵財務副大臣、菅原経済産業副大臣及び政

府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子洋一君（民主）、西田昌司君（自民）、竹谷とし子君（公明）、中西健治君（みん）、広野ただし君（生活）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（維新）

○平成25年3月26日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）**
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法

第9号) (衆議院送付)

以上両案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、麻生国務大臣、小渕財務副大臣、寺田内閣府副大臣、梶屋厚生労働副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、義家文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子洋一君 (民主)、辻泰弘君 (民主)、大塚耕平君 (民主)、古川俊治君 (自民)、竹谷とし子君 (公明)、中西健治君 (みん)、広野ただし君 (生活)、大門実紀史君 (共産)、中山恭子君 (維新)

○平成25年3月27日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案 (閣法第8号) (衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案 (閣法第9号) (衆議院送付)

以上両案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣及び後藤法務副大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

金子洋一君 (民主)、中西健治君 (みん)、広野ただし君 (生活)、大門実紀史君 (共産)、中山恭子君 (維新)

(閣法第8号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活
反対会派 共産、維新

(閣法第9号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産、維新

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成25年3月28日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子洋一君 (民主)、大塚耕平君 (民主)、愛知治郎君 (自民)、竹谷とし子君 (公明)、中西健治君 (みん)、広野ただし君 (生活)、大門実紀史君 (共産)、中山恭子君 (維新)

○平成25年5月9日(木) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算 (衆議院送付)
平成二十五年度特別会計予算 (衆議院送付)
平成二十五年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(内閣府所管 (金融庁)、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行) について麻生国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、坂本総務副大臣、田中環境副大臣、亀岡内閣府大臣政務官、若林外務大臣政務官、政府参考人、参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁奥田碩君及び日本銀行理事田中洋樹君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾立源幸君 (民主)、中西健治君 (みん)、広野ただし君 (生活)、大門実紀史君 (共産)、中山恭子君 (維新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案 (閣法第45号) (衆議院送付)
について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月16日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案 (閣法第45号) (衆議院送付)
について麻生国務大臣、小渕財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

尾立源幸君 (民主)、中西健治君 (みん)、広野ただし君 (生活)、大門実紀史君 (共産)、中山恭子君 (維新)

(閣法第45号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産、維新、無
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成25年5月30日(木) (第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(閣法第36号)(衆議院送付)について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同伴、日本銀行の会計処理に関する件、長期金利変動の影響に関する件、経済対策の効果に関する件、ファンドの実態把握に関する件、個人版私的整理ガイドラインに関する件等について麻生国務大臣、寺田内閣府副大臣、菅原経済産業副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事武田知久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子洋一君(民主)、野上浩太郎君(自民)、竹谷とし子君(公明)、中西健治君(みん)、広野ただし君(生活)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(維新)

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年5月31日(金)

経済産業委員会、財政金融委員会、消費者問題に関する特別委員会連合審査会(第1回)
(経済産業委員会を参照)

○平成25年6月4日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について麻生国務大臣、寺田内閣府副大臣、小渕財務副大臣、とかしき厚生労働大臣政務官、平経済産業大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾立源幸君(民主)、野上浩太郎君(自民)、竹谷とし子君(公明)、中西健治君(みん)、広野ただし君(生活)、大門実紀史君(共産)

○平成25年6月6日(木) (第10回)

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人全国銀行協会会長 國部毅君
日本証券業協会会長 前哲夫君
一般社団法人投資信託協会会長 稲野和利君

〔質疑者〕

金子洋一君(民主)、野上浩太郎君(自民)、竹谷とし子君(公明)、中西健治君(みん)、広野ただし君(生活)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(維新)

○平成25年6月11日(火) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について麻生国務大臣、寺田内閣府副大臣、平経済産業大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

尾立源幸君(民主)、中西健治君(みん)、広野ただし君(生活)、大門実紀史君(共産)

(閣法第59号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
維新、無

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	丸山 和也（自民）	鈴木 寛（民主）	柴田 巧（みん）
理事	林 久美子（民主）	正義（民主）	谷 亮子（生活）
理事	藤谷 光信（民主）	浩郎（自民）	谷岡 郁子（み風）
理事	上野 通子（自民）	大（自民）	自見 庄三郎（国民）
理事	水落 敏栄（自民）	聖子（自民）	横峯 良郎（無）
	小西 洋之（民主）	博崇（公明）	— 欠員1名 —
	斎藤 嘉隆（民主）	山本 博司（公明）	(25. 2. 25 現在)

（１）審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院議員提出2件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願25種類245件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案は、委員会において、損害賠償請求権の時効消滅に係る懸念、紛争解決センターの人的体制拡充に向けた取組、和解仲介手続の打切りに当たって被害者に配慮した運用を行う必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案は、委員会において、発議者より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

いじめ防止対策推進法案は、委員会において、本法律案におけるいじめの定義、いじめ防止基本方針にいじめの被害者の

意見を反映させる必要性、学校におけるいじめ防止対策等のための組織の在り方等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月25日、学校におけるいじめ、体罰等の諸問題及びスポーツ指導における暴力行為等に関する件を議題とし、学校現場におけるいじめ対策に係る人的配置に関する文部科学省の施策、学校選択制の弊害及び地域と学校の結び付きについての文部科学大臣の見解、いじめ防止のための新たな法整備の必要性、いじめ対策としての道徳教育教科化の是非、いじめの実態調査方法に係る問題点及びその改善策、児童生徒に対する懲戒に関するガイドライン策定の見通し、体罰に関する調査結果の体罰防止策反映の必要性、各地のいじめ対策に関する取組事例を共有できるシステムの検討、ロールプレイ等を用いた効果的ないじめ予防教育の必要性、スポーツ指導者育成に関する文部科学省の施策、科学的知見を取り入れたスポーツ指導の重要性等について質疑を行った。

3月19日、文教科学行政の基本施策について下村文部科学大臣から所信を、平成25年度文部科学省関係予算について谷川文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月21日、文教科学行政の基本施策について高校授業料無償化に対する文部科学大臣の評価、高校授業料無償化に所得制限を導入する場合の問題点、幼児教育無償化実施に必要な財源を明示する必要性、少人数学級推進による政策効果、道徳教育教科化の必要性、土曜授業復活に向けた課題、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に向けた文部科学大臣の決意、被災地の子どもたちの心のケア及び教育支援の在り方、発達障害に関する現状と課題、総合科学技術会議の機能強化の必要性、原子力損害賠償紛争の早期解決に向けた文部科学省の

取組、規範意識に関する文部科学大臣の所見、高速増殖炉「もんじゅ」の機器点検先送り問題に対する懸念等について質疑を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度文部科学省関係予算の審査を行い、海洋資源開発に向けた取組、地方公務員への給与削減要請と「人材確保法」の今日的意義、第2期教育振興基本計画策定に向けての宗教教育の重要性、放射線可視化技術の現状、ESD（持続発展教育）の啓発に関する文部科学省の取組、大学生の就職活動開始時期繰下げ要請に対する文部科学大臣の所感、学校施設の長寿命化に係る今後の取組、外国人留学生に対する就職支援の在り方、放射線に係る副読本の改訂予定の有無、高速増殖炉「もんじゅ」の現状に対する文部科学大臣の評価等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年2月25日(月) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校におけるいじめ、体罰等の諸問題及びスポーツ指導における暴力行為等に関する件について下村文部科学大臣、谷川文部科学副大臣、福井文部科学副大臣、義家文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民主）、小西洋之君（民主）、上野通子君（自民）、熊谷大君（自民）、石川博崇君（公明）、柴田巧君（みん）、谷亮子君（生活）、谷岡郁子君（み風）

○平成25年3月19日(火) (第2回)

- 文教科学行政の基本施策に関する件について下村文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成25年度文部科学省関係予算に関する件に

ついて谷川文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成25年3月21日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について下村文部科学大臣、谷川文部科学副大臣、福井文部科学副大臣、伊達内閣府副大臣、伊東財務大臣政務官、義家文部科学大臣政務官、丹羽文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

林久美子君（民主）、鈴木寛君（民主）、上野通子君（自民）、石井浩郎君（自民）、熊谷大君（自民）、山本博司君（公明）、柴田巧君（みん）、谷亮子君（生活）、谷岡郁子君（み風）、横峯良郎君（無）

○平成25年4月25日(木) (第4回)

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の

一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員遠藤利明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
み風、無

反対会派 なし

○平成25年5月9日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部科学省所管）について下村文部科学大臣、義家文部科学大臣政務官、丹羽文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、藤谷光信君（民主）、
上野通子君（自民）、石川博崇君（公明）、
柴田巧君（みん）、谷亮子君（生活）、谷岡
郁子君（み風）、横峯良郎君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月23日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について下村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月28日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について下村文部科学大臣、丹羽文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役副社長内藤義博君に対し質疑

を行った後、可決した。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民主）、石井浩郎君（自民）、
石川博崇君（公明）、柴田巧君（みん）、谷
亮子君（生活）、谷岡郁子君（み風）、横峯
良郎君（無）、荒井広幸君（改革、委員外
議員）

（閣法第68号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活
み風、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月20日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- いじめ防止対策推進法案（衆第42号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員笠浩史君から趣旨説明を聴き、同笠浩史君、同富田茂之君、同井出庸生君、同青木愛君、同土屋正忠君、下村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（民主）、石川博崇君（公明）、
柴田巧君（みん）、谷亮子君（生活）、谷岡
郁子君（み風）

（衆第42号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
み風、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	武内 則男 (民主)	小林 正夫 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	足立 信也 (民主)	櫻井 充 (民主)	三原 じゅん子 (自民)
理事	津田 弥太郎 (民主)	轟木 利治 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	赤石 清美 (自民)	牧山 ひろえ (民主)	川田 龍平 (みん)
理事	中村 博彦 (自民)	石井 みどり (自民)	行田 邦子 (みん)
理事	渡辺 孝男 (公明)	大家 敏志 (自民)	田村 智子 (共産)
	石橋 通宏 (民主)	熊谷 大 (自民)	福島 みずほ (社民)
	金子 恵美 (民主)	高階 恵美子 (自民)	
	小西 洋之 (民主)	藤井 基之 (自民)	
(25. 3. 19 現在)			

(1) 審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 9 件（うち本院先議 2 件）、本院議員提出 1 件及び衆議院提出 2 件（厚生労働委員長 2 件）の合計 12 件であり、そのうち内閣提出 6 件（うち本院先議 1 件）、本院議員提出 1 件及び衆議院提出 2 件を可決し、内閣提出 1 件（本院先議）を修正議決した。

また、本委員会付託の請願 77 種類 865 件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

予防接種 予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第 10 号）は、予防接種施策の総合的な推進を図るため、これまで補正予算により予防接種を実施してきたヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症について、地方財政措置を講じた上で、予防接種法に基づく定期の予防接種の対象とするほか、厚生労働大臣による予防接種基本計画の策定、副反応報告制度の法定化等、予防接種の適正な実施のための措置に関する規定を整備しようとするものである。委員会においては、いわゆるワクチン・

ギャップの解消に向けた今後の取組、副反応に対する対策の重要性、評価・検討組織の在り方等について質疑を行った。質疑を終局した後、社会民主党・護憲連合から、定期の予防接種の対象疾病を追加する規定のうち、ヒトパピローマウイルス感染症の追加に係る部分を削除することを内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は否決され、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

再生医療 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（衆第 4 号）は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長松本純君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一

致をもって原案どおり可決された。

医療保険 **健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）**は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成25年度及び平成26年度について、平成22年度から平成24年度までと同様に、協会けんぽに対する国庫補助率を16.4%とするともに、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金の額について、その3分の1を標準報酬総額に応じたものとする等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、施行期日を公布の日に改める修正が行われた。委員会においては、今後の医療保険制度改革の見通し、平成27年度以降の協会けんぽに対する財政支援策、高齢者医療制度に係る支援金等の費用負担の在り方、健康保険と労災保険の適用関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

障害者 **障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号 先議）**は、障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、雇用分野における障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業主による障害者の特性に配慮した必要な措置等を定め、併せて、障害者の雇用に関する状況に鑑み、現行の障害者雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講じようとするものである。

また、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号 先議）**は、精神障害者の地域における生活への移行を促進する医療を推進するため、第一に、精神障害者の家族等に様々な義務等を課している保護者の制度を廃止し、医療保護入院について、

家族等のうちいずれかの者の同意を必要とすること、第二に、精神科病院の管理者は、医療保護入院者からの退院後の生活に関する相談に応じる者を病院内に配置するなどの措置を講じること等を内容とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、事業主に義務付けられる合理的配慮の考え方、精神障害者の雇用義務化の施行時期の在り方、医療保護入院における家族等の同意要件の是非、精神障害者の代弁者の仕組みを設けなかった理由等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑を終局した後、日本共産党から、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、施行期日を「平成30年4月1日」から「平成26年4月1日」に改める等の修正案が提出された。また、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、この法律の施行後3年を目途として検討を加えるべき事項に、入院中の処遇等に関する精神障害者の意思決定等についての支援の在り方を追加する修正案が提出された。討論の後、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、修正案は否決され、全会一致をもって原案どおり可決された。次に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、多数をもって修正議決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

年金 **公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）**は、第一に、厚生年金基金について、いわゆ

る代行割れ基金が多数存在すること等から、今後その新設を認めないこととし、解散の特例制度を見直すとともに、基金から他の企業年金制度等への移行を促進すること、第二に、第3号被保険者の記録不整合について、記録が訂正された者は、一定の範囲で、国民年金保険料の追納を可能とすること等を内容とするものである。衆議院においては、政府は、この法律の施行日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われた。委員会においては、一部の厚生年金基金を存続させる理由、衆議院における修正部分に対する今後の対応、記録訂正に伴う特例追納措置の周知の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

子どもの貧困 **子どもの貧困対策の推進に関する法律案（衆第24号）**は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念、国等の責務、対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長松本純君より趣旨説明を聴取した後、子どもの貧困対策の具体的内容、子どもの貧困解消についての数値目標の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

生活保護・生活困窮者支援 **生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）**

は、実効ある不正の防止、医療扶助の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続及び医療機関等の指定制度の整備、就労自立給付金制度の創設等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、特別の事情があるときは、申請書の提出又は書類の添付を要しない旨の修正が行われた。

また、**生活困窮者自立支援法案（閣法第71号）**は、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給すること等を内容とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、衆議院における修正の趣旨、扶養義務者に対する通知等の問題点、生活困窮者に対する相談支援の重要性、就労準備支援事業において生活の安定に配慮する必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。両法律案は、審査未了となった。

その他 **麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（参第4号）**は、いわゆる違法ドラッグによる健康被害等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官等に対し、指定薬物に関する取締り権限を付与し、また、麻薬取締官、薬事監視員等が立入検査の際に指定薬物やその疑いがある物品を発見した場合、試験のためその物品を収去できるようにする等の改正を行うものである。委員会においては、今回の法改正の趣旨、指定薬物等に関する広報強化の必要性、麻薬取締官等の職権行使の在り

方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も引き続き予想される状況に鑑み、本年5月16日限りで失効する駐留軍関係離職者等臨時措置法及び、本年6月30日限りで失効する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年間延長しようとするものである。委員会においては、駐留軍関係離職者対策を5年間延長する理由、駐留軍等労働者に対する労務管理の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第19号）は、前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対し、平成25年度以降も継続して特別給付金を支給すること等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、施行日を公布の日に改め、継続して支給する特別給付金に関する規定は、平成25年4月1日から適用する旨の修正が行われた。委員会においては、特別給付金の受給手続の周知方策、特別給付金の受給権に係る時効撤廃の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月19日、厚生労働行政の基本施策について田村厚生労働大臣から所信を、平成25年度厚生労働省関係予算について梶

屋厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月21日、厚生労働行政の基本施策に関し、被災地における医療や介護の支援を円滑に行うための体制づくりの必要性、予防接種の副反応による健康被害救済制度の今後の在り方、脳脊髄液減少症研究班での研究の現状及び今後の見通し、政府が今国会に生活困窮者自立支援法案を提出する必要性、今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会における日雇派遣に関する議論の有無、生活保護基準の引下げに伴う他制度への影響に対する厚生労働省の対応、失語症に係る障害認定基準を是正する必要性、カルテのないC型肝炎患者の救済のため和解患者に係る受診医療機関等のデータを利用する必要性、労働契約法の施行による無期雇用転換前の雇止め増加の懸念、T P P交渉参加に対する厚生労働大臣の見解、今回の春闘における非正規労働者を含む賃金引上げ状況に対する厚生労働大臣の見解等について質疑を行った。

4月25日、雇用、労働等に関する件を議題とし、未批准のILO中核条約の批准についての厚生労働省の認識、「猫の手」の広告に関するヒューマントラスト社への抗議の申入れの状況及び会社の反応、丸川厚生労働大臣政務官とヒューマントラスト社長との新聞対談広告掲載の経緯、ヒューマントラスト社によるキュリカに関する広告の法的問題点、日雇派遣禁止を潜脱する日々紹介事業の有する問題点等について質疑を行った。

また、病院勤務医の宿日直の取扱いに関する最高裁判決についての厚生労働大臣の見解、抗がん剤副作用救済制度の創設に関する現在の検討状況、民間医療保険の直接払いサービスの是非、待機児童

解消に向けた保育所整備の在り方等について質疑を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度厚生労働省関係予算の審査を行い、ローソンにおける賃金引上げの対象範囲及びこれに対する厚生労働大臣の認識、政府として物価上昇率目標と併せて失業率や賃金上昇率の目標を定める必要性、ワクチン接種の安全対策強化のため医薬品医療機器総合機構及び国立感染症研究所の増員や予算増額を行う必要性、特別養護老人ホームの個室化推進の方針を改める必要性、生活保護基準の引下げに伴う保護廃止による医療費負担増加への懸念、生活扶助基準の計算に社会保障生計調査を用いることについての厚生労働大臣の見解等について質疑を行った。

5月23日、丸川厚生労働大臣政務官と

ヒューマントラスト社長との新聞対談広告の企画書が行政文書であることの確認、厚生労働省が日経クロスメディア営業局に対談広告について確認しなかった理由、丸川厚生労働大臣政務官の経緯説明に対する厚生労働大臣の見解、ヒューマントラスト社の労働法令違反の疑い事例に対する是正指導の有無、対談が広告として掲載されることを認識した時点で掲載を断る必要性、現職の担当政務官による民間企業の営利広告への出演について謝罪する必要性等について質疑を行った。

6月4日、雇用・労働問題に関する実情調査のため、一般社団法人日本人材派遣協会を視察した。

6月25日、厚生労働大臣政務官丸川珠代君問責決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年3月19日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について田村厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成25年度厚生労働省関係予算に関する件について榊屋厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○平成25年3月21日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について田村厚生労働大臣、秋葉厚生労働副大臣、谷復興副大臣、福井文部科学副大臣、榊屋厚生労働副大臣、とかしき厚生労働大臣政務官、丸川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高階恵美子君(自民)、三原じゅん子君(自

民)、渡辺孝男君(公明)、津田弥太郎君(民主)、足立信也君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、川田龍平君(みん)、行田邦子君(みん)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成25年3月28日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予防接種法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、秋葉厚生労働副大臣、福井文部科学副大臣、とかしき厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君(民主)、小西洋之君(民主)、藤井基之君(自民)、渡辺孝男君(公明)、川田龍平君(みん)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)、はたともし君(生活、委員外議員)

(閣法第10号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、
社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年4月25日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用、労働等に関する件について田村厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、丸川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君(民主)、津田弥太郎君(民主)、
行田邦子君(みんな)、田村智子君(共産)、
福島みずほ君(社民)

- 病院勤務医の宿日直の取扱いに関する件、高額療養費制度の見直しに関する件、抗がん剤による副作用救済制度の検討に関する件、臨床研究における被験者保護に関する件、民間医療保険の直接支払いサービスの是非に関する件、保育所の待機児童解消の在り方に関する件等について田村厚生労働大臣、山際内閣府大臣政務官、とかしき厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君(民主)、川田龍平君(みんな)、
田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長松本純君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第4号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、
社民

反対会派 なし

- 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(参第4号)について発議者参議院議員藤井基之君から趣旨説明を聴き、同渡辺孝男君、田村厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)
(参第4号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、
社民

反対会派 なし

○平成25年5月9日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について田村厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君(民主)、小林正夫君(民主)、
川田龍平君(みんな)、行田邦子君(みんな)、
田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小林正夫君(民主)、行田邦子君(みんな)、
田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)
(閣法第20号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、
社民

反対会派 なし

○平成25年5月16日(木) (第6回)

- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について田村厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成25年5月21日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について田村厚生労働大臣、秋葉厚生労働副大臣、榊屋厚生労働

副大臣、とかしき厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、小西洋之君（民主）、
櫻井充君（民主）、武見敬三君（自民）、渡
辺孝男君（公明）、川田龍平君（みん）、行
田邦子君（みん）、田村智子君（共産）、福
島みずほ君（社民）

○平成25年5月23日（木）（第8回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働大臣政務官の新聞対談広告への対応等に関する件、日雇派遣の見直しの是非に関する件、規制改革会議雇用ワーキング・グループの資料公開に関する件等について田村厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、丸川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、石橋通宏君（民主）、
行田邦子君（みん）、田村智子君（共産）、
福島みずほ君（社民）、津田弥太郎君（民主）

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）

以上両案について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月28日（火）（第9回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）

以上両案について田村厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、坂本総務副大臣、とかしき厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、石橋通宏君（民主）、
田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、
渡辺孝男君（公明）、川田龍平君（みん）
また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年5月30日（木）（第10回）

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

全国就労移行支援事業所連絡協議会会長
石原康則君
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
（みんなねっと）副理事長 本條義和君
東京アドヴォカシー法律事務所所長
弁護士 池原毅和君

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、大家敏志君（自民）、
渡辺孝男君（公明）、川田龍平君（みん）、
田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）

以上両案について田村厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）を可決し、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）を修正議決した。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民主）、川田龍平君（みん）、
田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）
（閣法第64号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
社民

反対会派 なし

（閣法第65号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 共産、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成25年6月4日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣、梶屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、行田邦子君（みん）、
田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第19号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
社民

反対会派 なし

○平成25年6月11日（火）（第12回）

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上川陽子君から説明を聴いた。

○平成25年6月13日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員上川陽子君、同柚木道義君、同上野ひろし君、同古屋範子君、同中島克仁君、田村厚生労働大臣、梶屋厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、櫻井充君（民主）、三原じゅん子君（自民）、渡辺孝男君（公明）、行田邦子君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成25年6月18日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣、梶屋厚生労働副大臣、谷川文部科学副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

福島みずほ君（社民）、田村智子君（共産）、
中西健治君（みん）、石橋通宏君（民主）、
津田弥太郎君（民主）

（閣法第53号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律案（衆第24号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長松本純君から趣旨説明を聴き、衆議院厚生労働委員長代理山井和則君、同藺浦健太郎君、田村厚生労働大臣、伊達内閣府副大臣、浜田復興副大臣、谷川文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民主）、川田龍平君（みん）、
田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）
（衆第24号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
社民

反対会派 なし

○生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）

生活困窮者自立支援法案（閣法第71号）（衆議院送付）

以上両案について田村厚生労働大臣から趣旨説明を、生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長松本純君から説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年6月20日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）

生活困窮者自立支援法案（閣法第71号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員柚木道義君、同高鳥修一君、同山井和則君、田村厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、坂井国土交通大臣政務官、とかしき厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾辻かな子君（民主）、小西洋之君（民主）、石橋通宏君（民主）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成25年6月21日（金）（第16回）

○生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）

生活困窮者自立支援法案（閣法第71号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹 佐藤茂君

全国民生委員児童委員連合会会長 天野隆玄君

特定非営利活動法人ほっとプラス代表理事 藤田孝典君

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、渡辺孝男君（公明）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）

生活困窮者自立支援法案（閣法第71号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員高鳥修一君、同山井和則君、田村厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、亀岡復興大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、川田龍平君（みん）、福島みずほ君（社民）

○平成25年6月25日（火）（第17回）

○本委員会の運営について委員から発言があった。

○厚生労働大臣政務官丸川珠代君問責決議を行った。

（３）委員会決議

—厚生労働大臣政務官丸川珠代君問責決議—

本委員会は、厚生労働大臣政務官丸川珠代君を問責する。

右決議する。

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	中谷	智司（民主）	小川	勝也（民主）	白浜	一良（公明）
理事	郡司	彰（民主）	金子	恵美（民主）	横山	信一（公明）
理事	徳永	エリ（民主）	松浦	大悟（民主）	山田	太郎（みん）
理事	野村	哲郎（自民）	岩井	茂樹（自民）	平山	幸司（生活）
理事	山田	俊男（自民）	岡田	直樹（自民）	紙	智子（共産）
	一川	保夫（民主）	加治屋	義人（自民）	舟山	康江（み風）
	岩本	司（民主）	長谷川	岳（自民）		（25. 3. 19 現在）

（１）審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願２種類２件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

水産加工工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が水産加工資金の貸付けの業務を行うことができるようにするため、現行法の有効期限を平成30年３月31日まで５年間延長しようとするものである。

委員会では、水産加工資金制度の成果と法律延長の意義、被災地水産加工業の復興対策、ＴＰＰの水産業への影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国

の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権の全部を免除するための措置を講じようとするものである。

委員会では、本法律案の提出に長期間要した理由、今後の食糧援助における米延払法の位置付け、債権免除を農林水産省予算で経理する理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が新たに同年度までの間における特定間伐等促進計画を作成することができるようにするとともに、都道府県知事による特定増殖事業計画の認定について定め、当該認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間等に関する特例措置を講じようとするものである。

委員会では、森林吸収源対策において現行法が果たしてきた役割の評価、造林用苗木生産の在り方、国産材の需要拡大策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

食品の製造過程の管理の高度化に関す

る臨時措置法の一部を改正する法律案は、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、現行法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設けようとするものである。

委員会では、食品製造事業者におけるHACCP導入の現状と評価、HACCP認証マークに対する消費者認知度向上のための施策、HACCPシステムが食品の輸出促進に果たす役割等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

【国政調査等】

第182回国会閉会後の1月24日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳補給金単価の算定に円安等に伴う生産コスト増を反映させる必要性、直接支払の導入等の畜産・酪農経営安定対策の抜本的見直しを検討する必要性、「畜産経営力向上緊急支援リース事業」の積算根拠と生乳消費拡大策の必要性、肉用子牛生産者補給金制度における乳用種の保証基準価格を引き上げる必要性、新マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）における補てん割合の根拠、配合飼料価格安定基金の財源の見通し及び運営方針、TPP参加に伴う国内農林水産業への影響の試算公表の見通し等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

3月19日、平成25年度の農林水産行政の基本施策について、林農林水産大臣から所信を聴取し、3月21日、これに対し、TPP交渉参加表明に対する所見、TPP交渉参加表明がWTO農業交渉に悪影響を及ぼすことへの懸念、TPP影響試算における計算方法の妥当性、TPP交

渉における国益を明確にする必要性、ウルグアイ・ラウンド農業交渉が関税収入に与えた影響と同農業合意関連対策の事業規模の根拠、戸別所得補償制度の見直しの方向性、「攻めの農林水産業の展開」の究極的な目的、搬出間伐を切捨間伐に見直すことの妥当性、トド及びゼニガタアザラシによる漁業被害対策と補償の必要性等について質疑を行った。

4月18日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度農林水産省予算の審査を行い、TPP参加が地域経済へ大きな影響を及ぼすことへの懸念、農業分野における日ロ協力の推進、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体と「県農地中間管理機構（仮称）」との相違、「人・農地プラン」が策定される市町村の範囲を越えた経営を行う農家・法人への対応、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うきのこ原木増産対策の掛増し経費への支援、少花粉苗木の生産促進等の花粉症対策強化の必要性、沖縄の漁業関係者の意向を反映しているとは言い難い日台漁業取決めについての所見、与那国島付近で暫定執法線を越えて日本側に入り込む台湾漁船の取締り強化の必要性、漁業用燃油価格の異常高騰対策についての所見等について質疑を行った。

5月21日、農林水産に関する調査を議題とし、TPP交渉参加に係る自由民主党の政権公約についての所見、食料生産を市場原理のみで取り扱うことの是非、規模拡大によるコスト減少の限界を踏まえて農業所得を増大させる方法、食品安全行政の一元化に対する見解、農林漁業

成長産業化ファンド設立状況の評価、人・農地プランの進捗状況の評価及び今後の推進策、ゼニガタアザラシの試験捕獲及び個体数調整を見送ることとした根拠、中国漁船による虎網の使用実態、日中暫

定措置水域での日本の上限漁獲量増加に関する交渉方針、福岡高裁判決に基づく諫早湾干拓潮受堤防水門の5年間の開門調査終了後の取扱い等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年 1月24日(木) (第182回国会閉会後 第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、小渕財務副大臣、稲津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川勝也君(民主)、徳永エリ君(民主)、
長谷川岳君(自民)、横山信一君(公明)、
山田太郎君(みんな)、平山幸司君(生活)、
紙智子君(共産)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成25年 3月19日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成25年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成25年 3月21日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成25年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、西村内閣府副大臣、小渕財務副大臣、稲津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松浦大悟君(民主)、徳永エリ君(民主)、
野村哲郎君(自民)、横山信一君(公明)、
山田太郎君(みんな)、平山幸司君(生活)、
紙智子君(共産)、舟山康江君(み風)

○平成25年 3月26日(火) (第3回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について林農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、加治屋農林水産副大臣、松山外務副大臣、赤羽経済産業副大臣、稲津農林水産大臣政務官、山際内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

金子恵美君(民主)、横山信一君(公明)、
山田太郎君(みんな)、平山幸司君(生活)、
紙智子君(共産)、舟山康江君(み風)

(閣法第11号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、
共産、み風

反対会派 なし

○平成25年 4月18日(木) (第4回)

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議を行った。
- 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第15号)(衆議院送付)について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年 4月25日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第15号)(衆議院送付)について林農林水産大臣、松山外務副大臣、山口財務副大臣、西村内閣府副大臣、加治屋農林水産副大臣、稲津農林

水産大臣政務官、北村総務大臣政務官、若林外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

一川保夫君（民主）、山田太郎君（みん）、平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、福岡資麿君（自民）、横山信一君（公明）

（閣法第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風

反対会派 なし

○平成25年5月9日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管）について林農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、田中環境副大臣、加治屋農林水産副大臣、谷川文部科学副大臣、稲津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本司君（民主）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、舟山康江君（み風）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月21日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件、飢餓と飽食への取組に関する件、攻めの農林水産業に関する件、食品安全行政の一元化に関する件、農林漁業成長産業化ファンドに関する件、人・農地プランの進捗に関する件、ゼニガタアザラシによる漁業被害対策に関する件、中国漁船による虎網使用に関する件等について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、田中環境副大臣、伊達内閣府副大臣、稲津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

郡司彰君（民主）、福岡資麿君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、舟山康江君（み風）

- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月23日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、稲津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

一川保夫君（民主）、野村哲郎君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、はたともこ君（生活）、紙智子君（共産）、平山誠君（み風）

（閣法第21号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月11日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月13日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、齋藤環境大臣政務官、稲津農林水産大臣政務官、とかしき厚生労働

大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳永エリ君（民主）、長谷川岳君（自民）、
横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、
平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、舟

山康江君（み風）

（閣法第31号）

賛成会派 民主、自民、公明、生活、共産、

み風

反対会派 みん

（３）委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営は、配合飼料価格の高騰、畜産物の消費と価格の低迷、東京電力株式会社の原発事故に伴う風評被害など、これまでにない厳しい環境下にある。特に、配合飼料については、為替相場の円安傾向を背景に今後更なる価格の上昇が懸念されており、畜産・酪農経営の将来展望を一層困難なものとしている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成25年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 加工原料乳生産者補給金単価については、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。加工原料乳限度数量については、生乳の安定供給を確保するとともに、生産意欲の増大を図るため、適切に決定すること。

また、後継者の確保、酪農ヘルパーへの支援など生産基盤の強化を図るとともに、国産チーズの生産を拡大するための対策を講ずること。

二 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

三 畜産・酪農の経営安定対策については、畜種別・地域別・経営体ごとの特性に対応し、十分な所得を確保できる実効ある制度として確立するため、その見直しについて検討を進めること。

四 配合飼料価格安定制度については、今後とも畜産・酪農経営の安定に寄与するよう補填財源の確保など十全の措置を講ずるとともに、配合飼料価格が高止まりする中、農家負担の軽減を図る観点から、制度の見直しについて検討を行うこと。

五 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、飼料用米・稲発酵粗飼料・稲わら・エコフィードの利用拡大、水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進するとともに、草地更新や品種改善など国産飼料の生産基盤対策を充実・強化すること。

六 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を迅速に進めること。

また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むとともに、東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう措置すること。

七 地産地消や食育の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を推進するとともに、諸外国に向けた国産畜産物の信頼回復等輸出促進対策を強化すること。

八 B S Eに係る輸入牛肉の規制緩和に当たっては、科学的知見に基づいた検証を十分に行い、消費者の理解を得られるよう努めること。

九 E P A交渉及びT P P交渉参加に向けた関係国との協議に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成18年12月の本委員会の「日豪E P Aの交渉開始に関する決議」及び平成23年12月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」を十分に踏まえて臨むこと。

右決議する。

—環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に関する決議—

本年3月15日、安倍内閣総理大臣はT P P協定交渉への参加を表明し、4月12日、T P P協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。

そもそも、T P Pは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、T P Pにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

これまで本委員会では、平成18年12月に「日豪E P Aの交渉開始に関する決議」を、平成23年12月に「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」をそれぞれ行い、二国間、複数国間の経済連携協定が、我が国の農林水産業や国民生活に悪影響を与えることがないよう、政府に十分な対応を求めてきたところである。

こうした中、本年2月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識」したとしており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、T P P協定交渉への参加を決断した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保されていくのかについても、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって、政府は、これらを踏まえ、T P P協定交渉参加に当たり、次の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、B S Eに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 四 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。

- 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうような I S D 条項には合意しないこと。
- 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要 5 品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	増子 輝彦 (民主)	轟木 利治 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	大久保 勉 (民主)	直嶋 正行 (民主)	宮沢 洋一 (自民)
理事	安井 美沙子 (民主)	藤原 正司 (民主)	長沢 広明 (公明)
理事	柳澤 光美 (民主)	岩城 光英 (自民)	松田 公太 (みん)
理事	岩井 茂樹 (自民)	佐藤 ゆかり (自民)	はた ともこ (生活)
理事	松村 祥史 (自民)	関口 昌一 (自民)	浜田 和幸 (国民)
	高橋 千秋 (民主)	塚田 一郎 (自民)	荒井 広幸 (改革)
(25. 3. 19 現在)			

(1) 審議概観

第183回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件及び承認案件1件の合計6件である。内閣提出法律案4件は可決されたが、1件が審査未了となり、承認案件は承認された。また、本委員会付託の請願25種類129件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

電力ピーク対策の促進・トップランナー制度の拡充 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案は、長期的なエネルギーの需給の安定化の必要性が高まっていることから、工場等における電気の需要の平準化（電力ピーク対策）を円滑化する措置を講ずるとともに、民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、熱の損失の防止の用に供される建築材料について性能の向上に関する措置（いわゆるトップランナー制度）を導入するほか、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を同臨時措置法の定める期限の到来に伴い廃止しようとするものである。

なお、衆議院において、同臨時措置法の廃止に関する施行期日を平成25年3月31日から公布の日に改めること等を内容とする修正が行われている。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、事業者が行う電力ピーク対策への支援の在り方、トップランナー制度の更なる充実に向けた政府の取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

消費税の円滑・適正な転嫁の確保 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案は、平成26年4月1日及び平成27年10月1日における消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為及び事業者による消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度の創設、価格の表示に関する総額表示義務の特例の創設並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の適用除外等の

措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、消費税の転嫁を阻害する表示に関し、その範囲の明確化を図ることを内容とする修正が行われている。

委員会においては、参考人から意見を聴取し、財政金融委員会及び消費者問題に関する特別委員会との連合審査会を行ったほか、内閣総理大臣の出席を求め質疑を行い、社会保障と税の一体改革の意義と本法律案の必要性及び目的、転嫁拒否等の行為の是正を確実に実施するための体制整備、消費税率引上げの判断時期及び判断基準等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

クール・ジャパン推進機構の設立 株式会社海外需要開拓支援機構法案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする法人として、株式会社海外需要開拓支援機構（クール・ジャパン推進機構）を設立しようとするものである。

委員会においては、機構設立の必要性及び関係機関との連携、機構の事業者に対する出資等の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

小規模企業の事業活動の活性化 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案は、小規模企業の事業活動の活性化を図

るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定するとともに、小規模企業者の範囲の弾力化、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の販路開拓及び資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講ずるほか、最近における小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付けの状況に鑑み、同法を廃止しようとするものである。

委員会においては、本法律案の意義と今後の小規模企業政策の在り方、女性や青年による創業に対する政策的な支援の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、平成24年4月14日から平成25年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、累次にわたる対北朝鮮制裁措置の評価及び今後の対応、国連安全保障理事会決議第2094号を踏まえた各国の対北朝鮮制裁の実施状況等について質疑が行われ、全会一致をもって承認すべきものと議決された。

〔国政調査等〕

3月19日、経済産業行政等の基本施策に関する件について茂木経済産業大臣・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支

援機構）・国務大臣（原子力経済被害担当、産業競争力担当）から所信を、平成24年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月21日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、成長戦略とTPP協定交渉参加との関係、TPP交渉参加に対する賛否、電源構成のベストミックスの確立に向けて掲げるべきビジョン、電力システム改革における発電の法的分離が電力債及び金融機関からの融資に与える影響、小規模企業育成政

策の重要性、被災地の中小企業者及び小規模事業者の資金繰り支援への取組等について質疑を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度経済産業省所管予算等の審査を行い、安倍内閣の経済政策が中小企業に与える影響、中小企業金融円滑化法期限切れ後の資金繰り施策、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金における対象事業及び雇用創出効果、電力の安定供給に資する蓄電池の開発状況と将来ビジョン、廃炉への国の関与を明確にする必要性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成25年3月19日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について茂木国務大臣から所信を聴いた。
- 平成24年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成25年3月21日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について茂木国務大臣、稲田内閣府特命担当大臣、菅原経済産業副大臣、赤羽経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

安井美沙子君（民主）、大久保勉君（民主）、松村祥史君（自民）、長沢広明君（公明）、松田公太君（みん）、はたともこ君（生活）、

浜田和幸君（国民）、荒井広幸君（改革）

○平成25年3月26日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件（閣承認第2号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、世耕内閣官房副長官、松山外務副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

直嶋正行君（民主）、松田公太君（みん）、はたともこ君（生活）、浜田和幸君（国民）、荒井広幸君（改革）

（閣承認第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、国民、改革

反対会派 なし

○平成25年4月25日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。

- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成25年5月9日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（公正取引委員会）及び経済産業省所管）について茂木経済産業大臣及び杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、佐藤経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

安井美沙子君（民主）、岩井茂樹君（自民）、
長沢広明君（公明）、松田公太君（みん）、
はたともし君（生活）、荒井広幸君（改革）、
浜田和幸君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月21日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣、赤羽経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

轟木利治君（民主）、柳澤光美君（民主）、
岩井茂樹君（自民）、長沢広明君（公明）、
水野賢一君（みん）、はたともし君（生活）、
荒井広幸君（改革）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年5月23日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一

部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、茂木経済産業大臣、稲田内閣府特命担当大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

- ・参考人に対する質疑

〔参考人〕

株式会社住環境計画研究所代表取締役会長
中上英俊君
東京大学社会科学研究所教授 松村敏弘君
積水ハウス株式会社取締役専務執行役員技
術本部長 伊久哲夫君

〔質疑者〕

安井美沙子君（民主）、岩井茂樹君（自民）、
長沢広明君（公明）、松田公太君（みん）、
主濱了君（生活）、荒井広幸君（改革）

- ・質疑

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、松田公太君（みん）、
主濱了君（生活）、荒井広幸君（改革）

（閣法第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
改革

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成25年5月28日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法案（閣法第36号）（衆議院送付）について稲田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聴いた後、同君、稲田内閣府特命担当大臣、赤羽経済産業副大臣、菅原経済産業副大臣、伊東財務大臣政務官、亀岡内閣府大臣政務官、山際内閣府大臣政務官、佐藤経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

安井美沙子君（民主）、柳澤光美君（民主）、
宮沢洋一君（自民）、長沢広明君（公明）、
松田公太君（みん）、主演了君（生活）、荒
井広幸君（改革）、浜田和幸君（無）

また、同法案について参考人の出席を求める
ことを決定した。

○平成25年5月30日（木）（第9回）

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関す
る特別措置法案（閣法第36号）（衆議院送付）
について次の参考人から意見を聴いた後、各
参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

神戸大学名誉教授

甲南大学法科大学院教授 根岸哲君

東京中小企業家同友会大田支部元支部長

株式会社キタヤマ取締役会長 北山輝夫君

日本チェーンストア協会会長

株式会社ライフコーポレーション代表取締
役会長兼CEO

国民生活産業・消費者団体連合会会長 清
水信次君

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、岩井茂樹君（自民）、
長沢広明君（公明）、松田公太君（みん）、
はたともこ君（生活）、荒井広幸君（改革）

また、同法案について財政金融委員会及び消
費者問題に関する特別委員会からの連合審査
会開会の申入れを受諾することを決定した
後、連合審査会における政府参考人の出席要
求の件及び参考人の出席要求の件については
委員長に一任することに決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関す
る特別措置法案（閣法第36号）（衆議院送付）
について茂木経済産業大臣、稲田内閣府特命
担当大臣、伊東財務大臣政務官、山際内閣府
大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び
政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤原正司君（民主）、大久保勉君（民主）、

岩井茂樹君（自民）、長沢広明君（公明）、
松田公太君（みん）、荒井広幸君（改革）

○平成25年5月31日（金）

経済産業委員会、財政金融委員会、消費者問
題に関する特別委員会連合審査会（第1回）

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関す
る特別措置法案（閣法第36号）（衆議院送付）
について茂木経済産業大臣、稲田内閣府特命
担当大臣、麻生財務大臣、森内閣府特命担当
大臣、加治屋農林水産副大臣、小淵財務副大
臣、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考
人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾立源幸君（民主）、金子洋一君（民主）、
中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、
浜田和幸君（無）、竹谷とし子君（公明）、
広野ただし君（生活）、上野通子君（自民）
本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成25年6月4日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関す
る特別措置法案（閣法第36号）（衆議院送付）
について安倍内閣総理大臣、稲田内閣府特命
担当大臣、伊東財務大臣政務官及び政府参考
人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

高橋千秋君（民主）、松田公太君（みん）、
はたともこ君（生活）、荒井広幸君（改革）、
浜田和幸君（無）

（閣法第36号）

賛成会派 民主、自民、公明、改革、無
反対会派 みん、生活

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月11日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社海外需要開拓支援機構法案（閣法第
32号）（衆議院送付）について茂木経済産業
大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、佐藤経済

産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、松村祥史君（自民）、長沢広明君（公明）、松田公太君（みん）、はたともこ君（生活）、荒井広幸君（改革）、浜田和幸君（無）

（閣法第32号）

賛成会派 民主、自民、公明、改革、無

反対会派 みん、生活

なお、附帯決議を行った。

- 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月13日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松村祥史君（自民）、長沢広明君（公明）、山田太郎君（みん）、はたともこ君（生活）、荒井広幸君（改革）、浜田和幸君（無）、安井美沙子君（民主）

（閣法第58号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、改革、無

反対会派 なし

○平成25年6月18日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聴いた後、同君、茂木経済産業大臣、赤羽経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

直嶋正行君（民主）、柳澤光美君（民主）、岩井茂樹君（自民）、長沢広明君（公明）、松田公太君（みん）、はたともこ君（生活）、荒井広幸君（改革）、浜田和幸君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年6月20日（木）（第14回）

- 電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京工業大学特命教授

東京都市大学教授 柏木孝夫君

電気事業連合会会長 八木誠君

全国電力関連産業労働組合総連合会長 種岡成一君

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、岩井茂樹君（自民）、長沢広明君（公明）、山田太郎君（みん）、はたともこ君（生活）、浜田和幸君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

轟木利治君（民主）、長沢広明君（公明）、藤巻幸夫君（みん）、はたともこ君（生活）、荒井広幸君（改革）、浜田和幸君（無）

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	石井 準一 (自民)	田城 郁 (民主)	秋野 公造 (公明)
理事	田中 直紀 (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	藤巻 幸夫 (みん)
理事	前田 武志 (民主)	室井 邦彦 (民主)	藤原 良信 (生活)
理事	小泉 昭男 (自民)	大江 康弘 (自民)	吉田 忠智 (社民)
理事	渡辺 猛之 (自民)	鶴保 庸介 (自民)	水戸 将史 (維新)
理事	西田 実仁 (公明)	中西 祐介 (自民)	— 欠員2名 —
	植松 恵美子 (民主)	二之湯 智 (自民)	
	大河原 雅子 (民主)	松下 新平 (自民)	
	興石 東 (民主)	吉田 博美 (自民)	

(25. 3. 21 現在)

(1) 審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件、衆議院提出2件（国土交通委員長）及び承認案件1件の合計11件であり、そのうち内閣提出7件及び承認案件1件の合計8件を可決し、内閣提出1件及び衆議院提出2件は審査未了となった。

また、本委員会付託の請願12種類79件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

建築物耐震化 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、災害時に避難所としての役割を果たす旅館・ホテル等の耐震診断・耐震改修への支援の必要性、地方公共団体における補助制度導入・拡充の必要性、耐震診断の結果の公表の在り方、新たな耐震改修工法の活用促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

気象業務 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案は、特別警報の発表基準の策定手順、気象庁が発出する警報等と市町村長による避難指

示等との関係、地方公共団体の防災にかかわる職員の能力向上に係る気象庁の支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路・港湾 道路法等の一部を改正する法律案及び港湾法の一部を改正する法律案の両法律案は、一括して議題とされ、両法律案により防災・減災対策に期待される効果、道路構造物の維持・修繕を担う官民における人材確保・育成策、ばら積み貨物の海上輸送の効率化及び船舶の大型化への対応等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

水防・河川 水防法及び河川法の一部を改正する法律案は、水防団をはじめとする水災防止体制の改善・強化、河川管理施設等の老朽化対策の推進、小水力発電等の導入促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

不動産 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案は、法改正によりま

ちづくりや都市の機能向上に期待される効果、不動産特定共同事業を活用した老朽不動産の再生の促進、地方都市や社会的ニーズの高い施設に対する投資の確保策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

空港 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案は、本法律案が提出されるに至った背景と期待される効果、民営化に際して地元の意向を反映する必要性、空港整備勘定への影響及び今後の空港運営の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

海賊対策・特定船舶 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案は、太田国土交通大臣から趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

3月21日、国土交通行政の基本施策について、太田国土交通大臣から所信を聴取した。

3月26日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、原発事故による母子避難者に対する高速道路無料化措置の対象範囲についての柔軟な対応、総合交通政策の確立に向けた国土交通大臣の基本認識、東日本大震災の復興に向けて被災各県が今後取り組むべき課題、市町村管理橋梁の予防保全について市民との協働や産学官民の連携及び人材の育成等の取組の必要性、ビジット・ジャパン・キャンペーンにおける訪日外国人数の目標を

数度変更した要因、災害時を想定した社会資本整備を全国で展開する必要性、T P Pに加盟した場合における地域の中小建設企業への影響、J R貨物が旅客会社を支払う線路使用料について運輸収入の一定割合を超えた分を補填する仕組みを導入する必要性などの諸問題が取り上げられた。

5月9日、ボーイング787型機のバッテリー事案への対応について太田国土交通大臣から報告を聴取した後、予算委員会から委嘱された平成25年度国土交通省予算についての審査・質疑を行い、ボーイング787型機のバッテリー事案に対する国土交通省の対応状況及び今後の安全・安心確保策、津波防災に「森の防潮堤」の考え方を取り入れることの重要性、借上公営住宅の借上期間延長等U R賃貸住宅居住者の居住の安定確保の必要性、デザイン性に優れた魅力的なまちづくりの観点から無電柱化を推進する必要性、引き上げられた公共工事設計労務単価の周知徹底の必要性、地方自治体の広域連携等により社会資本整備総合交付金を活用することとなる住宅リフォーム事業（効果促進事業）を支援していく必要性、マンションの耐震化促進のための規制緩和の必要性などの諸問題が取り上げられた。

5月21日、ボーイング787型機の運航再開について太田国土交通大臣から報告を聴取した。

6月13日、質疑を行い、ボーイング787型機のバッテリー事案への航空会社の対応状況、セール期間の統一等により訪日外国人旅行者拡大を図る必要性、ボーイング787型機の更なる安全確保措置や利用者への情報提供の必要性、「特定地域タクシー特措法」によるタクシーの供給過剰対策の現状及び今後の在り方など

の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成25年3月21日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について太田国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成25年3月26日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について太田国土交通大臣、梶山国土交通副大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通大臣政務官、赤澤国土交通大臣政務官、坂井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君(民主)、田城郁君(民主)、渡辺猛之君(自民)、西田実仁君(公明)、藤巻幸夫君(みんな)、藤原良信君(生活)、吉田忠智君(社民)、水戸将史君(維新)

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、社民、維新

反対会派 なし

○平成25年5月9日(木) (第3回)

- ボーイング787型機のバッテリー事案への対応に関する件について太田国土交通大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十五年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国土交通省所管) について太田国土交通大

臣から説明を聴いた後、同大臣、坂井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中直紀君(民主)、小泉昭男君(自民)、西田実仁君(公明)、藤巻幸夫君(みんな)、藤原良信君(生活)、吉田忠智君(社民)、水戸将史君(維新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月21日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- ボーイング787型機の運航再開に関する件について太田国土交通大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、坂井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田城郁君(民主)、渡辺猛之君(自民)、西田実仁君(公明)、藤巻幸夫君(みんな)、藤原良信君(生活)、吉田忠智君(社民)、水戸将史君(維新)

(閣法第22号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、生活、社民、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月23日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)
について太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

田中直紀君(民主)、藤巻幸夫君(みん)、
藤原良信君(生活)、吉田忠智君(社民)、
水戸将史君(維新)

(閣法第23号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 道路法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第34号)
(衆議院送付)

以上両案について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月28日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第34号)
(衆議院送付)

以上両案について太田国土交通大臣、梶山国土交通副大臣、西村内閣府副大臣、赤澤国土交通大臣政務官、松下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

大河原雅子君(民主)、田城郁君(民主)、
小泉昭男君(自民)、西田実仁君(公明)、
藤巻幸夫君(みん)、藤原良信君(生活)、
吉田忠智君(社民)、水戸将史君(維新)

(閣法第33号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、維新

反対会派 なし

(閣法第34号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、維新

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成25年5月30日(木) (第7回)

- 水防法及び河川法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月4日(火) (第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水防法及び河川法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

大河原雅子君(民主)、渡辺猛之君(自民)、
西田実仁君(公明)、藤巻幸夫君(みん)、
藤原良信君(生活)、吉田忠智君(社民)、
水戸将史君(維新)

(閣法第47号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
社民、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月13日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ボーイング787型機の運航再開及び安全確保に関する件、セール期間の統一等による訪日外国人旅行者拡大の取組に関する件、タクシーの供給過剰対策の在り方に関する件等について太田国土交通大臣、政府参考人、参考人公益財団法人航空輸送技術研究センター理事佐藤信博君及び同法人理事伊藤博行君に対し質疑を行った。

[質疑者]

田中直紀君(民主)、藤巻幸夫君(みん)、
吉田忠智君(社民)、水戸将史君(維新)

- 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

案（閣法第40号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

前田武志君（民主）、小泉昭男君（自民）、
西田実仁君（公明）、藤巻幸夫君（みん）、
藤原良信君（生活）、吉田忠智君（社民）、
水戸将史君（維新）

（閣法第40号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
維新

反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月18日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣、梶山国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山村明嗣君（民主）、渡辺猛之君（自民）、
西田実仁君（公明）、藤巻幸夫君（みん）、
吉田忠智君（社民）、水戸将史君（維新）

（閣法第46号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、維新

反対会派 社民

欠席会派 生活

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月20日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法第48号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	川口 順子（自民）	谷 博之（民主）	谷川 秀善（自民）
理事	西村 まさみ（民主）	ツルネン マルティ（民主）	加藤 修一（公明）
理事	松井 孝治（民主）	長浜 博行（民主）	水野 賢一（みん）
理事	中川 雅治（自民）	青木 一彦（自民）	市田 忠義（共産）
理事	中原 八一（自民）	北川イッセイ（自民）	平山 誠（み風）
	小見山 幸治（民主）	小坂 憲次（自民）	— 欠員 1 名 —
	斎藤 嘉隆（民主）	鈴木 政二（自民）	(25. 3. 19 現在)

（１）審議概観

第183回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案6件（うち2件は本院先議）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願10種類49件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策計画を策定することとし、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三ふっ化窒素を温室効果ガスに加える等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、国の責務規定について修正が行われている。

委員会においては、地球温暖化に関する現状と認識、2050年80%削減の長期目標を法律に明記する必要性、中期目標の見直しとエネルギー政策との関連、再生可能エネルギー導入の促進、現行法の施行状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

本院先議の**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改**

正する法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を推進するため、希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する罰則を強化するとともに、希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布をする目的での広告の禁止、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する変更登録等の手続の新設等の措置を講じようとするものである。

同じく本院先議の**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、特定外来生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象に追加するとともに、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品の検査等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、国内希少野生動植物種について2020年までに300種を追加指定すること等の確認、環境省のレッドリスト掲載種と国内希少種との関係、国内希少種等の選定に係る調査等を行うための専門家による常設の科学委員会を設置する必要性、特定外来生物との交雑種による被害の実

態及び今後の対応方針、国内由来の外来種による被害の事例及び対策の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終局し、まず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会から、附則の検討条項に、検討を加える対象として、「国内希少野生動植物種の選定等の制度の在り方」を追加することを内容とする修正案が、また、みどりの風から、国内希少野生動植物種等の指定等に関し、科学的知見に基づいて調査等を行う常設の委員会を新たに設置すること等を内容とする修正案がそれぞれ提出された。なお、みどりの風提出の修正案は、予算を伴うものであるので内閣の意見を聴取した。順次採決の結果、みどりの風提出の修正案は賛成少数をもって否決され、民主党・新緑風会提出の修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決された。次に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、主務大臣等がフロン類又はフロン類使用製品の製造・輸入業者及び業務用冷凍空調機器の管理者の判断の基準となるべき事項等を定めることとともに、フロン類の充填を業として行う者の登録制度及びフロン類の再生を業として行う者の許可制度を導入する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、

附則の検討条項について修正が行われている。

委員会においては、フロン類の排出抑制の取組、ノンフロン製品の開発・普及促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、特定粉じん（石綿）の飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等の措置を講じようとするものである。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案は、平成24年の原子力規制委員会設置法による環境基本法の改正を踏まえ、放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとともに、放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、アスベストの飛散防止対策、アスベストによる健康被害救済への取組、放射性物質に係る適用除外規定が残る個別環境法の今後の取扱い等について質疑が行われた。

質疑を終局し、順次採決の結果、まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。次に、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案は、

多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月19日、環境行政等の基本施策について石原国務大臣から所信を聴くとともに、平成25年度環境省予算及び環境保全経費の概要について田中環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について富越公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について田中原子力規制委員会委員長から、それぞれ説明を聞いた。

3月21日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、指定廃棄物の処理、東京電力福島第一原子力発電所の停電事故、石炭火力発電所の新增設に対する環境省のスタンス、再生可能エネルギーの加速的な導入、PM2.5に係る

大気汚染対策、放射線被ばくに係る健康管理対策、学校敷地内における汚染土の保管問題等について質疑を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、水俣病の認定審査の在り方、福島第一原発事故による野生動植物や生態系への放射線影響、温室効果ガス2050年80%削減の長期目標、原子力委員会委員の要件、除染労働者の特殊勤務手当不払問題、除染作業の適正化のための監視体制等について質疑を行った。

6月11日、浄化槽を中心とした污水处理施設の整備及び維持管理、ネオニコチノイド系農薬の使用規制、フロンの生産規制、水俣病被害者救済のための施策、災害廃棄物広域処理関連交付金の不適切支出事案等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成25年3月19日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件について石原国務大臣から所信を聞いた。
- 平成25年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について田中環境副大臣から説明を聞いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について富越公害等調整委員会委員長から説明を聞いた。
- 原子力規制委員会の業務に関する件について田中原子力規制委員会委員長から説明を聞いた。

○平成25年3月21日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について石原国務大臣、井上環境副大臣、田中環境副大臣、秋野環境大臣政務官、北村総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会理事木田幸紀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷博之君（民主）、西村まさみ君（民主）、中川雅治君（自民）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、平山誠君（み風）

○平成25年5月9日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について石原環境大臣、田中環境副大臣、井上環境副大臣、秋野環境大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松野信夫君（民主）、西村まさみ君（民主）、
加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、
市田忠義君（共産）、平山誠君（み風）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月14日（火）（第4回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
について石原環境大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員北川知克君から説明を聴いた。

○平成25年5月16日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
について修正案提出者衆議院議員北川知克君、同篠原孝君、同河野正美君、石原環境大臣、田中環境副大臣、齋藤環境大臣政務官、秋野環境大臣政務官、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、小見山幸治君（民主）、
中原八一君（自民）、加藤修一君（公明）、
水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、
平山誠君（み風）

（閣法第35号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、み風
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成25年5月21日（火）（第6回）

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に

関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）

以上両案について石原環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月23日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）

以上両案について石原環境大臣、田中環境副大臣、齋藤環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）を修正議決し、

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）を可決した。

〔質疑者〕

松井孝治君（民主）、西村まさみ君（民主）、
中川雅治君（自民）、加藤修一君（公明）、
水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、
舟山康江君（み風）

（閣法第66号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
み風

反対会派 なし

（閣法第67号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
み風

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成25年5月28日（火）（第8回）

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実

施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について石原環境大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成25年5月30日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員河野正美君、石原環境大臣、田中環境副大臣、齋藤環境大臣政務官、平経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、青木一彦君（自民）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、平山誠君（み風）

（閣法第61号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、み風

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月11日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 浄化槽を中心とした污水处理施設の整備及び維持管理に関する件、ネオニコチノイド系農薬の使用規制に関する件、フロンの生産規制に関する件、水俣病被害者救済のための施策に関する件、災害廃棄物広域処理関連交付金の不適切支出事案に関する件等について石原環境大臣、田中環境副大臣、秋野環境大臣政務官、齋藤環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小見山幸治君（民主）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、平山誠君（み風）

○平成25年6月13日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）

以上両案について石原環境大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、井上環境副大臣、田中環境副大臣、秋野環境大臣政務官、片山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

小見山幸治君（民主）、中原八一君（自民）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、平山誠君（み風）

（閣法第41号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、み風

反対会派 なし

（閣法第62号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産

反対会派 み風

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	鈴木 政二（自民）	梅村 聡（民主）	世耕 弘成（自民）
理事	藤原 正司（民主）	郡司 彰（民主）	伊達 忠一（自民）
理事	関口 昌一（自民）	輿石 東（民主）	西田 実仁（公明）
理事	高階 恵美子（自民）	櫻井 充（民主）	山口 那津男（公明）
理事	江口 克彦（みん）	福山 哲郎（民主）	広野 ただし（生活）
	池川 修次（民主）	前田 武志（民主）	自見 庄三郎（国民）
	一川 保夫（民主）	岩井 茂樹（自民）	(25. 2. 4 現在)

（１）審議概観

第183回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、海江田万里君、石原慎太郎君、渡辺喜美君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

4月17日の合同審査会では、鈴木政二参議院国家基本政策委員長が会長を務め、

安倍内閣の経済政策の副作用に対する認識、物価上昇や年金減額が年金生活者に与える影響、国民が賃金上昇を実感できる時期、雇用の規制緩和に対する総理の認識、衆議院の選挙制度改革に対する姿勢と取組、防衛体制の現状と今後に対する認識、TPP交渉に当たり食の安全を確保することの重要性、尖閣問題に対する政府の姿勢、消費税増税に当たり経済状況を慎重に判断する必要性、公務員制度改革に対する総理の認識等について討議が行われた。

（２）委員会経過

○平成25年2月4日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成25年4月17日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成25年4月17日（水）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について海江田万里君、石原慎太郎君及び渡辺喜美君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	石井 一（民主）	田中 直紀（民主）	野上 浩太郎（自民）
理事	植松 恵美子（民主）	高橋 千秋（民主）	三原じゅん子（自民）
理事	小川 敏夫（民主）	津田 弥太郎（民主）	山田 俊男（自民）
理事	小林 正夫（民主）	徳永 エリ（民主）	吉田 博美（自民）
理事	松浦 大悟（民主）	藤末 健三（民主）	草川 昭三（公明）
理事	青木 一彦（自民）	牧山 ひろえ（民主）	横山 信一（公明）
理事	北川イッセイ（自民）	赤石 清美（自民）	渡辺 孝男（公明）
理事	山崎 力（自民）	岩井 茂樹（自民）	中西 健治（みん）
理事	谷合 正明（公明）	宇都 隆史（自民）	平山 幸司（生活）
理事	小野 次郎（みん）	岡田 広（自民）	森 ゆうこ（生活）
	大河原 雅子（民主）	岸 宏一（自民）	大門 実紀史（共産）
	大久保 潔重（民主）	末松 信介（自民）	谷岡 郁子（み風）
	加賀谷 健（民主）	谷川 秀善（自民）	福島 みずほ（社民）
	川上 義博（民主）	中川 雅治（自民）	片山 虎之助（維新）
	小西 洋之（民主）	西田 昌司（自民）	荒井 広幸（改革）
			(25.2.6 現在)

（１）審議概観

第183回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十四年度補正予算3案、平成二十五年度総予算3案及び平成二十五年度暫定予算3案であった。平成二十四年度補正予算3案及び平成二十五年度暫定予算3案はいずれも可決された。また、平成二十五年度総予算3案は否決されたが、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決となった。なお、本委員会に付託された請願はなかった。

【予算の審査】

平成二十四年度補正予算 平成二十四年度補正予算3案は、1月31日国会に提出され、2月26日に成立した。

予算委員会では、2月6日、財務大臣から補正予算3案の趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、2月18日から質

疑に入り、2月20日には安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議を行った。2月26日、締めくくり質疑が終了した後、民主党・新緑風会、みんなの党、生活の党及び社会民主党・護憲連合から、旧来型公共事業等を減額するなどの一般会計補正予算及び特別会計補正予算に対する修正の動議が提出された。続いて、原案及び両修正案に対する討論の後、両修正案は否決、原案は可決すべきものと決定した。

主な質疑の内容は以下のとおりである。

「デフレの原因は何か。2%の物価安定目標を達成するというが、中央銀行の金融緩和によってデフレから脱却できるのか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣から「デフレは貨幣現象であり、デフレ脱却には金融緩和が有効である。そのため、中央銀行が2%の物価安定目標を掲げ、国債購入によって金融

緩和を実施するなど有効な施策を講じていただきたいと考えている」旨の答弁があった。また、「正しい公共事業、必要な公共事業はしっかり実施するという姿勢が大事ではないか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣及び関係各大臣より「正しい公共事業はミクロ経済及びマクロ経済において必要であり、補修・メンテナンスはもとより、国内の社会インフラ整備をきちんと実施していかなければならない。老朽化対策や防災・減災を含めて新しい日本の国土、日本の社会をどうするのかを検討していく」旨の答弁があった。

質疑はこのほか、政府・日銀の金融政策の妥当性、財政法に照らした補正予算の在り方、TPP交渉参加問題、JAL再生支援の問題点、計画的な社会資本整備の推進、社会保障制度改革の方向性、生活保護基準の見直し、自殺対策の強化、金融円滑化法期限切れへの対応、国会事故調査委員会への虚偽説明問題、子ども・被災者支援法に基づく施策の実現、日銀法改正と総裁人事の考え方等の問題が取り上げられた。

平成二十五年度総予算 平成二十五年度総予算3案は、2月28日国会に提出され、3月29日、財務大臣より趣旨説明を聴取した。衆議院から送付の後、4月22日より質疑に入り、25日には経済財政等に関する集中審議を、5月7日には経済・雇用・社会保障等に関する集中審議を、8日には外交防衛・経済連携等に関する集中審議を、13日には復興・エネルギー・原発・環境等に関する集中審議を、14日には安倍内閣の政治姿勢に関する集中審議を、15日には外交・内政の諸問題に関する集中審議を行った。4月30日及び5

月1日の2日間、沖縄県と岩手県にそれぞれ委員を派遣して現地調査を行うとともに、4月30日には沖縄県那覇市と岩手県盛岡市において地方公聴会を開催した。また、5月2日には公聴会を開催し、5月9日及び10日には各委員会に審査を委嘱した。5月15日の締めくくり総括質疑が終了した後、みんなの党及び日本維新の会から、消費税を全額地方へ移管するとともに地方共有税基金1.2兆円を創設するなどの平成二十五年度総予算3案に対する修正の動議が提出された。続いて、原案及び修正案に対する討論の後、修正案及び原案はいずれも否決すべきものと決定した。

予算委員会の審議では、「財政健全化について、中期財政フレームの設定で新規国債の発行44兆円に抑えるとの方針に変更はないか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣より「平成25年度予算では公債金42.9兆円と、44兆円を下回っている。44兆円の枠組みにこだわるものではないが、米国ワシントンでのG20でも財政の持続可能性を維持することの重要性が確認されている。平成25年6月頃に決定する骨太方針において、経済再生と併せて歳出分野の取組など財政健全化目標を実現するための中期財政計画の具体化の検討を進めていく」旨の答弁があった。

また、「景気回復のためには消費税上げを先送りすることもあるのではないか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣より「消費税上げについては、平成25年10月頃に、名目及び実質の成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認した上で、経済状況等を総合的に勘案して判断する。現在の金融緩和、財政政策及び成長戦略を強力に推進して

いくことによって、消費税引上げに適した経済情勢にしていきたい」旨の答弁があった。

さらに、「金融政策によって、いかなるプロセスを経て物価を上昇させるのか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣、関係各大臣及び日本銀行総裁より「金融緩和によりマクロ的な需給バランスを改善し、中長期的な予想物価上昇率を上昇させるほか、輸入物価の上昇によって物価が上昇する。企業収益、雇用、賃金が増加しながらバランスのとれた形で物価が上昇していく好循環が大切である」旨の答弁があった。

そのほか、アベノミクスのメリット・デメリット、円安が国民生活に与える影響、成長戦略の方向性、財政健全化への取組、消費税増税分の価格転嫁策、防災・減災対策、福島原発事故処理と復興予算で措置した基金事業の見直し、エネルギー政策に関する基本姿勢、TPP交渉参加がもたらす我が国への影響、日中・日韓関係に関する認識、尖閣諸島問題への対応、在沖縄米軍基地返還問題、北朝鮮に対する外交姿勢とミサイル問題への対応、一票の格差の違憲判決と議員定数削減問題、社会保障制度改革への取組、憲法改正問題、歴史認識と靖国神社参拝問題等の質疑が行われた。

平成二十五年度暫定予算 平成二十五年度暫定予算3案は、3月27日国会に提出され、29日に成立した。予算委員会では、28日に衆議院から送付の後、29日に財務大臣の趣旨説明を聴取し、その後、質疑が行われ、可決された。質疑では、暫定予算が経済に及ぼす影響、復興予算の執行状況、TPP交渉における労働問題の

取扱い、成年後見制度をめぐる違憲判決への対応、一票の格差是正に向けた選挙制度改革の在り方、在日米軍基地移設問題や憲法改正問題等の質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として、以下のとおり、予算委員会が開かれた。

2月27日、外交に関する諸問題に関する集中審議が行われた。質疑では、中国による火器管制レーダー照射事件への対応、日米首脳会談を踏まえたTPPへの対応方針、アルジェリア人質事件における危機管理体制、集团的自衛権に関する政府の検討状況、北朝鮮問題に関する対応姿勢、拉致問題及び核軍縮・不拡散に係る外交政策の進め方、今後の農業政策の取組方針、難民支援の推進、農産物輸出拡大政策に対する原発事故の影響、国際比較で見た食品中の放射性物質に係る基準値の妥当性、子どもの健康と環境に関する健康調査の現状、普天間基地移設問題における沖縄の位置付け、北朝鮮による拉致問題への米国の姿勢、拉致被害者認定拡大の必要性、日中関係の現状に関する総理認識等の問題が取り上げられた。

6月24日、参議院規則第38条第2項に基づき予算委員会が開会されたものの、国務大臣等の出席が行われず、委員会の運営について予算委員長から発言があった後に休憩に入り、休憩のまま散会となった。また、25日も予算委員会が開会されたものの、国務大臣等の出席が行われず、委員会の運営について予算委員長及び各会派の委員から発言が行われた後に休憩に入り、休憩のまま散会となった。

(2) 委員会経過

○平成25年2月6日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)
(予)
平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)
(予)
平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予)
以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年2月18日(月) (第2回)

― 総括質疑 ―

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)
(衆議院送付)
平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)
(衆議院送付)
平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)
以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生国務大臣、甘利国務大臣、菅内閣官房長官、太田国土交通大臣、石原環境大臣、岸田外務大臣、根本復興大臣、田村厚生労働大臣、山本内閣府特命担当大臣、茂木経済産業大臣、下村文部科学大臣、森国務大臣、新藤総務大臣、谷垣法務大臣、稲田国務大臣、小野寺防衛大臣、古屋国務大臣、林農林水産大臣、佐藤防衛大臣政務官、九川厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行副総裁西村清彦君及び野村證券株式会社顧問高木新二郎君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
小川敏夫君(民主)、※櫻井充君(民主)、
※植松恵美子君(民主)、松浦大悟君(民

主)、※岩本司君(民主)、脇雅史君(自民)、
西田昌司君(自民) ※関連質疑

○平成25年2月19日(火) (第3回)

― 総括質疑 ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)
(衆議院送付)
平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)
(衆議院送付)
平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)
以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、太田国土交通大臣、茂木経済産業大臣、甘利国務大臣、林農林水産大臣、稲田国務大臣、麻生財務大臣、根本復興大臣、田村厚生労働大臣、古屋国務大臣、下村文部科学大臣、山本内閣府特命担当大臣、森国務大臣、石原環境大臣、小野寺防衛大臣、新藤国務大臣、小渕財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁白川方明君及び東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、
小野次郎君(みん)、森ゆうこ君(生活)、
紙智子君(共産)、谷岡郁子君(み風)、吉
田忠智君(社民)、片山虎之助君(維新)、
舩添要一君(改革)

○平成25年2月20日(水) (第4回)

― 集中審議(安倍内閣の基本姿勢) ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)
(衆議院送付)
平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)
(衆議院送付)
平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)
以上3案について安倍内閣総理大臣、甘利国

務大臣、田村厚生労働大臣、稲田国務大臣、麻生財務大臣、根本復興大臣、太田国土交通大臣、下村文部科学大臣、石原環境大臣、山本国務大臣、古屋国務大臣、茂木経済産業大臣、森国務大臣、菅内閣官房長官、林農林水産大臣、小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事木下信行君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、金子恵美君（民主）、武見敬三君（自民）、古川俊治君（自民）、山本香苗君（公明）、中西健治君（みん）、平山幸司君（生活）、大門実紀史君（共産）、舟山康江君（み風）、福島みずほ君（社民）、水戸将史君（維新）、荒井広幸君（改革）

○平成25年2月21日（木）（第5回）

— 一般質疑 —

○平成二十四年度一般会計補正予算（第1号） （衆議院送付）

平成二十四年度特別会計補正予算（特第1号）
（衆議院送付）

平成二十四年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について菅内閣官房長官、石原環境大臣、麻生財務大臣、太田国土交通大臣、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣、稲田内閣府特命担当大臣、茂木経済産業大臣、甘利国務大臣、林農林水産大臣、岸田外務大臣、谷垣法務大臣、根本復興大臣、森国務大臣、寺田内閣府副大臣、小渕財務副大臣、橘総務大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中直紀君（民主）、※津田弥太郎君（民主）、山田太郎君（みん）、森ゆうこ君（生活）、田村智子君（共産）、谷岡郁子君（み風）、福島みずほ君（社民）、片山虎之助君（維新）、荒井広幸君（改革）

※関連質疑

○平成25年2月26日（火）（第6回）

— 締めくくり質疑 —

○理事の補欠選任を行った。

○平成二十四年度一般会計補正予算（第1号） （衆議院送付）

平成二十四年度特別会計補正予算（特第1号）
（衆議院送付）

平成二十四年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、小野寺防衛大臣、新藤総務大臣、古屋国務大臣、甘利国務大臣、林農林水産大臣、山本内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、茂木経済産業大臣、田村厚生労働大臣、麻生財務大臣、太田国土交通大臣、小渕財務副大臣、山本内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、山崎力君（自民）、横山信一君（公明）、水野賢一君（みん）、森ゆうこ君（生活）、田村智子君（共産）、谷岡郁子君（み風）、吉田忠智君（社民）、中山恭子君（維新）、荒井広幸君（改革）

（平成二十四年度補正予算）

賛成会派 自民、公明、み風、維新、改革
反対会派 民主、みん、生活、共産、社民

○平成25年2月27日（水）（第7回）

— 集中審議（外交に関する諸問題） —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、外交に関する諸問題に関する件について安倍内閣総理大臣、小野寺防衛大臣、菅内閣官房長官、岸田外務大臣、林農林水産大臣、茂木経済産業大臣、稲田国務大臣、麻生国務大臣、田村厚生労働大臣、森内閣府特命担当大臣、下村文部科学大臣、古屋国務大臣、城内外務大臣政務官、秋野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、大野元裕君（民主）、塚田一郎君（自民）、谷合正明君（公明）、川田龍平君（みん）、はたともこ君（生活）、井上哲士君（共産）、舟山康江君（み風）、山内徳信君（社民）、中山恭子君（維新）、

舛添要一君（改革）

○平成25年3月29日（金）（第8回）

— 総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十五年度一般会計予算（予）
平成二十五年度特別会計予算（予）
平成二十五年度政府関係機関予算（予）
以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計暫定予算（衆議院送付）
- 平成二十五年度特別会計暫定予算（衆議院送付）
- 平成二十五年度政府関係機関暫定予算（衆議院送付）

以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、安倍内閣総理大臣、甘利国務大臣、麻生財務大臣、太田国土交通大臣、新藤総務大臣、山本内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣、田村厚生労働大臣、谷垣法務大臣、茂木経済産業大臣、下村文部科学大臣、小野寺防衛大臣、根本復興大臣、林農林水産大臣、菅内閣官房長官、石原環境大臣、山本内閣法制局長官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任吉本紀君及び東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、※小西洋之君（民主）、中西健治君（みん）、森ゆうこ君（生活）、井上哲士君（共産）、谷岡郁子君（み風）、山内徳信君（社民）、片山虎之助君（維新）、荒井広幸君（改革） ※関連質疑（平成二十五年度暫定予算）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、み風、社民、維新、改革

反対会派 共産

○平成25年4月22日（月）（第9回）

— 基本的質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十五年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について安倍内閣総理大臣、田村厚生労働大臣、新藤総務大臣、林農林水産大臣、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、麻生国務大臣、古屋国務大臣、太田国土交通大臣、甘利国務大臣、茂木経済産業大臣、稲田国務大臣、下村文部科学大臣、菅内閣官房長官、森国務大臣、石原環境大臣、谷川文部科学副大臣、丸川厚生労働大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、山本内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

一川保夫君（民主）、高橋千秋君（民主）、石橋通宏君（民主）、林久美子君（民主）、白眞勲君（民主）、山東昭子君（自民）、牧野たかお君（自民）

○平成25年4月23日（火）（第10回）

— 基本的質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について安倍内閣総理大臣、林農林水産大臣、新藤総務大臣、下村文部科学大臣、谷垣法務大臣、太田国土交通大臣、甘利国務大臣、麻生国務大臣、茂木国務大臣、田村厚生労働大臣、古屋内閣府特命担当大臣、稲田国務大臣、石原環境大臣、岸田外務大臣、根本復興大臣、菅内閣官房長官、杉本公正取引委員会委員長、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直

己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧野たかお君（自民）、丸山和也君（自民）、
荒木清寛君（公明）、山本博司君（公明）、
米長晴信君（みん）、行田邦子君（みん）、
広野ただし君（生活）、井上哲士君（共産）、
谷岡郁子君（み風）、又市征治君（社民）、
片山虎之助君（維新）、舛添要一君（改革）

○平成25年4月24日（水）（第11回）

— 一般質疑 —

- 平成二十五年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、麻生財務大臣、田村厚生労働大臣、小野寺防衛大臣、古屋国務大臣、下村文部科学大臣、新藤総務大臣、甘利国務大臣、山本内閣府特命担当大臣、稲田内閣府特命担当大臣、茂木経済産業大臣、梶山国土交通副大臣、秋葉厚生労働副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、渡辺孝男君（公明）、
加賀谷健君（民主）、※徳永エリ君（民主）、
柴田巧君（みん）、森ゆうこ君（生活）、田
村智子君（共産）、谷岡郁子君（み風）、山
内徳信君（社民）、水戸将史君（維新）、荒
井広幸君（改革） ※関連質疑

○平成25年4月25日（木）（第12回）

— 集中審議（経済財政等） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生国

務大臣、甘利国務大臣、茂木経済産業大臣、
根本復興大臣、森国務大臣、小野寺防衛大臣、
稲田国務大臣、山本内閣府特命担当大臣、新
藤内閣府特命担当大臣、太田国土交通大臣、
古屋国務大臣、菅内閣官房長官、下村文部科
学大臣、谷垣法務大臣、秋葉厚生労働副大臣、
江藤農林水産副大臣、梶屋厚生労働副大臣、
田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、
参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力
株式会社代表執行役副社長内藤義博君に対し
質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、蓮舫君（民主）、北川
イッセイ君（自民）、古川俊治君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、藤巻幸夫君（みん）、
はたともこ君（生活）、大門美紀史君（共
産）、谷岡郁子君（み風）、福島みずほ君（社
民）、中山恭子君（維新）、舛添要一君（改
革）

○平成25年4月26日（金）（第13回）

— 一般質疑 —

- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣官房長官、太田国土
交通大臣、岸田外務大臣、麻生国務大臣、田
村厚生労働大臣、茂木経済産業大臣、甘利国
務大臣、稲田国務大臣、石原環境大臣、林農
林水産大臣、下村文部科学大臣、新藤総務大
臣、西村内閣府副大臣及び政府参考人に対し
質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、寺田典城君（みん）、
森ゆうこ君（生活）、山下芳生君（共産）、
谷岡郁子君（み風）、吉田忠智君（社民）、
中山恭子君（維新）、荒井広幸君（改革）、
藤末健三君（民主）

○平成25年5月2日（木）（公聴会 第1回）

- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

付)

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授
小幡績君

第一生命経済研究所主席エコノミスト 永
濱利廣君

経済評論家 上念司君

元外務省国際情報局長 孫崎享君

キャノングローバル戦略研究所研究主幹

立命館大学客員教授 宮家邦彦君

ジャーナリスト 富坂聰君

- ・公述人（小幡績君、永濱利廣君、上念司君）
に対する質疑（財政・経済・金融）

〔質疑者〕

小西洋之君（民主）、岩井茂樹君（自民）、
横山信一君（公明）、中西健治君（みん）、
平山幸司君（生活）、大門実紀史君（共産）、
谷岡郁子君（み風）、福島みずほ君（社民）、
片山虎之助君（維新）、舛添要一君（改革）

- ・公述人（孫崎享君、宮家邦彦君、富坂聰君）
に対する質疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

田中直紀君（民主）、宇都隆史君（自民）、
谷合正明君（公明）、小野次郎君（みん）、
森ゆうこ君（生活）、田村智子君（共産）、
谷岡郁子君（み風）、福島みずほ君（社民）、
片山虎之助君（維新）、舛添要一君（改革）

○平成25年5月7日（火）（第14回）

— 集中審議（経済・雇用・社会保障等） —

- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について内閣委員会、総務委員会、
法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員
会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林
水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員
会及び環境委員会については5月9日の1日
間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、
政府開発援助等に関する特別委員会、消費者

問題に関する特別委員会及び東日本大震災復
興特別委員会については5月10日の1日間、
当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱す
ることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。

- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生国
務大臣、下村文部科学大臣、林農林水産大臣、
太田国土交通大臣、茂木経済産業大臣、甘利
国務大臣、田村厚生労働大臣、森内閣府特命
担当大臣、根本復興大臣及び政府参考人に対
し質疑を行った。

〔質疑者〕

鈴木寛君（民主）、櫻井充君（民主）、有村
治子君（自民）、山本香苗君（公明）、中西
健治君（みん）、森ゆうこ君（生活）、田村
智子君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、吉
田忠智君（社民）、水戸将史君（維新）、舛
添要一君（改革）

○平成25年5月8日（水）（第15回）

— 集中審議（外交防衛・経済連携等） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外
務大臣、麻生財務大臣、林農林水産大臣、下
村文部科学大臣、田村厚生労働大臣、甘利国
務大臣、茂木経済産業大臣、太田国土交通大
臣、小野寺防衛大臣、西村内閣府副大臣、山
本内閣法制局長官、田中原子力規制委員会委
員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田
東彦君及び東京電力株式会社代表執行役社長
廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川上義博君（民主）、大河原雅子君（民主）、
小川敏夫君（民主）、山田太郎君（みん）、
平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、舟

山康江君（み風）、山内徳信君（社民）、水戸将史君（維新）、舩添要一君（改革）

○平成25年5月13日（月）（第16回）

― 集中審議（復興・エネルギー・原発・環境等） ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、茂木経済産業大臣、石原環境大臣、岸田外務大臣、甘利国務大臣、根本復興大臣、菅内閣官房長官、麻生国務大臣、下村文部科学大臣、林農林水産大臣、太田国土交通大臣、西村内閣府副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保潔重君（民主）、小林正夫君（民主）、水野賢一君（みん）、森ゆうこ君（生活）、紙智子君（共産）、谷岡郁子君（み風）、福島みずほ君（社民）、中山恭子君（維新）、荒井広幸君（改革）、横山信一君（公明）、山田俊男君（自民）

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成25年5月14日（火）（第17回）

― 集中審議（安倍内閣の政治姿勢） ―

- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、下村文部科学大臣、麻生財務大臣、田村厚生労働大臣、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、森国務大臣、太田国土交通大臣、茂木経済産業大臣、甘利国務大臣、秋葉厚生労働副大臣及び山本内閣法制局長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、前川清成君（民主）、丸山和也君（自民）、石井みどり君（自民）、

山本博司君（公明）、小野次郎君（みん）、広野ただし君（生活）、山下芳生君（共産）、谷岡郁子君（み風）、福島みずほ君（社民）、片山虎之助君（維新）、舩添要一君（改革）

○平成25年5月15日（水）（第18回）

― 集中審議（外交・内政の諸問題）・締めくくり質疑 ―

- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、甘利国務大臣、太田国土交通大臣、林農林水産大臣、谷垣法務大臣、新藤総務大臣、山本国務大臣、下村文部科学大臣、菅内閣官房長官、田村厚生労働大臣、稲田国務大臣、小野寺防衛大臣、森内閣府特命担当大臣、茂木経済産業大臣、根本国務大臣、麻生内閣府特命担当大臣、小渕財務副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

・集中審議

〔質疑者〕

小川敏夫君（民主）、川上義博君（民主）、大河原雅子君（民主）、西田昌司君（自民）、谷合正明君（公明）、行田邦子君（みん）、平山幸司君（生活）、井上哲士君（共産）、舟山康江君（み風）、山内徳信君（社民）、水戸将史君（維新）、荒井広幸君（改革）

・締めくくり質疑

〔質疑者〕

櫻井充君（民主）、※白眞勲君（民主）、山崎力君（自民）、草川昭三君（公明）、小野次郎君（みん）、森ゆうこ君（生活）、田村智子君（共産）、谷岡郁子君（み風）、福島みずほ君（社民）、水戸将史君（維新）、荒井広幸君（改革） ※関連質疑

（平成二十五年度総予算）

賛成会派 自民、公明、改革

反対会派 民主、みん、生活、共産、み風、社民、維新

○平成25年 6 月24日(月) (第19回)

- 本委員会の運営について委員長から発言があった。

○平成25年 6 月25日(火) (第20回)

- 本委員会の運営について委員長及び委員から発言があった。

岩手県スポーツ推進委員協議会副会長
村里洋子君

委員派遣

○平成25年 4 月30日(火)～5 月 1 日(水)

(地方公聴会 4 月30日 (火))

- 平成25年度総予算の審査に資するため、地方の実情調査を行うとともに、現地において意見を聴取する。

〔派遣地〕

(第 1 班) 沖縄県

(第 2 班) 岩手県

〔派遣委員〕

(第 1 班)

石井一君 (民主)、小林正夫君 (民主)、
白眞勲君 (民主)、山崎力君 (自民)、谷
合正明君 (公明)、大門実紀史君 (共産)、
福島みずほ君 (社民)、片山虎之助君 (維
新)

(第 2 班)

小川敏夫君 (民主)、小野次郎君 (みん)、
田中直紀君 (民主)、赤石清美君 (自民)、
宇都隆史君 (自民)、森ゆうこ君 (生活)、
谷岡郁子君 (み風)、荒井広幸君 (改革)

〔公述人〕

(第 1 班)

沖縄県副知事 川上好久君

沖縄県名護市長 稲嶺進君

沖縄県商工会連合会会長 照屋義実君

沖縄県議会議員 新垣安弘君

(第 2 班)

岩手大学理事・副学長 岩渕明君

岩手県立大学学長 中村慶久君

一般社団法人岩手県建設業協会会長 宇
部貞宏君

特定非営利活動法人いーはとーぶスポー
ツクラブクラブマネジャー

盛岡市スポーツ推進委員協議会会長

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	金子 原二郎 (自民)	樽井 良和 (民主)	中原 八一 (自民)
理事	江崎 孝 (民主)	西村 まさみ (民主)	橋本 聖子 (自民)
理事	蓮 舫 (民主)	林 久美子 (民主)	松村 祥史 (自民)
理事	熊谷 大 (自民)	藤谷 光信 (民主)	松村 龍二 (自民)
理事	二之湯 智 (自民)	前川 清成 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	石川 博崇 (公明)	安井 美沙子 (民主)	横山 信一 (公明)
理事	柴田 巧 (みん)	岩井 茂樹 (自民)	はた ともこ (生活)
	尾立 源幸 (民主)	江島 潔 (自民)	井上 哲士 (共産)
	風間 直樹 (民主)	川口 順子 (自民)	平山 誠 (み風)
	神本 美恵子 (民主)	小泉 昭男 (自民)	又市 征治 (社民)

(25. 5. 20 現在)

(1) 審議概観

第183回国会における本委員会付託案件は、平成二十二年度決算外2件（第179回国会提出）及び平成二十三年度決算外2件（第181回国会提出）である。

審査の結果、平成二十二年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十三年度決算外2件はいずれも審査未了となった。

〔平成二十二年度決算の審査〕

平成二十二年度決算外2件は、第179回国会の平成23年11月22日に提出され、第180回国会に本委員会に付託された後、審査を継続していた。今国会においては、平成25年5月20日、安倍内閣総理大臣以下各大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

質疑を終局した後、まず、委員長より、平成二十二年度決算についての5項目からなる内閣に対する警告案及び2項目からなる平成22年度決算審査措置要求決議案が示された。

続いて討論に入り、みんなの党より、平成二十二年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置

要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、民主党・新緑風会より、平成二十二年度決算外2件については是認に賛成するとともに、内閣に対する警告案及び措置要求決議案に賛成する旨の意見が述べられた。次に、日本共産党より、平成二十二年度決算、平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書の2件は是認することに反対、平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党・無所属の会及び公明党より、平成二十二年度決算外2件並びに内閣に対する警告案及び措置要求決議案に賛成する旨の意見が述べられた。次に、社会民主党・護憲連合より、平成二十二年度決算外2件については是認に賛成するとともに、内閣に対する警告案及び措置要求決議案に賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成二十二年度決算は多数をもって是認すべきものと決し、内閣に対する警告案は全会一致をもって委員長提出案のとおり警告すべきものと議決した。内閣に対し警告す

る事項は、①東日本大震災復旧・復興関係経費における復旧・復興との関連性を見だし難い支出、②震災対応及び原子力発電所等設置許可審査に関する議事録等の未作成等、③大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理、④特許庁等におけるシステム開発等の失敗、⑤原子力安全基盤機構による事業者依存の不適切な検査、である。

次に、平成22年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①情報システムに係る契約の競争性確保及び情報共有体制の構築、②特別会計予備費の予算計上の在り方の見直し、である。

次に、平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書はいずれも多数をもって是認すべき

ものと決定した。

〔平成二十三年度決算の審査〕

平成二十三年度決算外2件は、第181回国会の平成24年11月16日に提出された。

今国会においては、平成25年5月24日、本会議において平成二十三年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に麻生財務大臣から概要説明を聴取した。

〔国政調査〕

平成25年5月20日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長職務代行検査官から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成25年5月20日(月) (第1回)

― 締めくくり総括質疑 ―

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸検査官から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度決算外2件に関し、平成22年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成二十二年度決算外2件について安倍内閣

総理大臣、菅内閣官房長官、太田国土交通大臣、田村厚生労働大臣、下村文部科学大臣、石原環境大臣、山本国務大臣、甘利国務大臣、茂木経済産業大臣、麻生財務大臣、稲田国務大臣、小野寺防衛大臣、河戸検査官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行い、討論の後、平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書を議決し、平成22年度決算審査措置要求決議を行い、平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、麻生財務大臣、新藤総務大臣、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣、茂木経済産業大臣、

石原環境大臣、根本復興大臣、古屋内閣府特命担当大臣、山本国務大臣及び稲田内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

金子原二郎君（委員長質疑）、山根隆治君（民主）、※神本美恵子君（民主）、武見敬三君（自民）、※古川俊治君（自民）、石川博崇君（公明）、柴田巧君（みん）、はたともこ君（生活）、紙智子君（共産）、平山誠君（み風）、又市征治君（社民）

※関連質疑

（平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書）

賛成会派 民主、自民、公明、生活、み風、社民

反対会派 みん、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風、社民

反対会派 なし

（平成22年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風、社民

反対会派 なし

（平成二十二年度国有財産増減及び現在額総

計算書）

賛成会派 民主、自民、公明、生活、み風、社民

反対会派 みん、共産

（平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 民主、自民、公明、生活、共産、み風、社民

反対会派 みん

○平成25年5月24日（金）（第2回）

○平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件について麻生財務大臣から説明を聞いた後、会計検査院の検査報告について河戸検査官から説明を聞いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

（3）委員会決議

－平成22年度決算審査措置要求決議（その2）－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 情報システムに係る契約の競争性確保及び情報共有体制の構築について

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算は毎年度多額に上っており、平成22年度も約1兆円が計上された。情報システムに係る調達では、政府全体として戦略的調達による効率的な予算執行が求められるにもかかわらず、予定価格の算定について特段の定めはなく、体系的な積算マニュアルも確立されないまま、各府省等で契約事務が行われている。また、20年度から22年度までの契約を見ると、従前に比べ競争契約の割合が大幅に増加しているものの、その半数以上が一者応札であるため、契約全体での平均落札率は9割以上と高止まりしている。さらに、情報システムに係る政府調達事例データベースの充実等を政府の基本指針に定めていながら、各府省等が保有する

情報が登録されていない上、登録情報もニーズを踏まえていないため、データベースの活用は低調で、情報の共有が十分達成されていない。

政府は、情報システムに係る調達に関して、これまでの本委員会の決議等を踏まえてレガシーシステムの刷新等を進めてきたところであるが、引き続き実質的な競争性の確保に努めるとともに、各府省等が保有する有用な情報を共有し、その有効活用を図るため、調達事例データベースへの情報登録を徹底するなど、所要の措置を講ずべきである。

2 特別会計予備費の予算計上の在り方の見直しについて

各特別会計の予算には、毎年度、それぞれ必要に応じ予備費が計上されており、特別会計予備費の予算額は、平成4年度以降の20年間では、総額1兆円から3兆円程度の規模となっている。一方で、同時期に使用された特別会計予備費の合計額はいずれの年度も予算総額の1割にも満たず、使用実績が全くない特別会計も多数に上っている。平成22年度においても、各特別会計の予算に計上された予備費の総額は1兆8,497億円であったが、このうち使用された額は計29億円にとどまっており、特別会計予備費の予算総額のうち99.8%が不用額となっている。

政府は、財政資金を一層効率的に活用するため、これまでの各特別会計における予備費の使用実績が低水準であることを踏まえ、平成25年度予算では一定の改善が見られてはいるが、今後も引き続き予備費の計上の在り方について検証し、必要な見直しを行うべきである。

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	愛知	治郎（自民）	徳永	久志（民主）	水落	敏栄（自民）
理事	有田	芳生（民主）	直嶋	正行（民主）	宮沢	洋一（自民）
理事	那谷屋	正義（民主）	増子	輝彦（民主）	若林	健太（自民）
理事	藤本	祐司（民主）	柳澤	光美（民主）	秋野	公造（公明）
理事	福岡	資麿（自民）	吉川	沙織（民主）	荒木	清寛（公明）
理事	藤井	基之（自民）	磯崎	陽輔（自民）	藤巻	幸夫（みん）
理事	寺田	典城（みん）	猪口	邦子（自民）	佐藤	公治（生活）
	足立	信也（民主）	中原	八一（自民）	田村	智子（共産）
	岩本	司（民主）	古川	俊治（自民）	山下	芳生（共産）
	大久保	勉（民主）	松山	政司（自民）	中山	恭子（維新）

（25.3.6 現在）

（１）審議概観

第183回国会において、本委員会は、「行政評価等プログラムに関する件」及び「行政評価・監視活動実績の概要に関する件」等について調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

４月15日、立川広域防災基地における業務の実施状況に関する調査のための視察を行った。

６月17日、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について新藤総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聞いた。

（２）委員会経過

○平成25年３月６日（水）（第１回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年６月17日（月）（第２回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について新藤総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聞いた。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岩城	光英 (自民)	大野	元裕 (民主)	上野	通子 (自民)
理事	小見山	幸治 (民主)	金子	洋一 (民主)	中西	祐介 (自民)
理事	広田	一 (民主)	斎藤	嘉隆 (民主)	野村	哲郎 (自民)
理事	水岡	俊一 (民主)	田城	郁 (民主)	長谷川	岳 (自民)
理事	大家	敏志 (自民)	難波	奨二 (民主)	渡辺	猛之 (自民)
理事	岡田	直樹 (自民)	西村	まさみ (民主)	竹谷	とし子 (公明)
理事	長沢	広明 (公明)	松井	孝治 (民主)	真山	勇一 (みん)
理事	水野	賢一 (みん)	石井	浩郎 (自民)		
	石橋	通宏 (民主)	磯崎	仁彦 (自民)		
						(25. 1. 28 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	野村	哲郎 (自民)	西村	まさみ (民主)	大家	敏志 (自民)
	石橋	通宏 (民主)	広田	一 (民主)	岡田	直樹 (自民)
	小見山	幸治 (民主)	水岡	俊一 (民主)	中西	祐介 (自民)
	斎藤	嘉隆 (民主)	石井	浩郎 (自民)	長沢	広明 (公明)
	田城	郁 (民主)	上野	通子 (自民)	水野	賢一 (みん)
						(25. 2. 27 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	松井	孝治 (民主)	広田	一 (民主)	岡田	直樹 (自民)
	大野	元裕 (民主)	水岡	俊一 (民主)	長谷川	岳 (自民)
	金子	洋一 (民主)	石井	浩郎 (自民)	渡辺	猛之 (自民)
	小見山	幸治 (民主)	磯崎	仁彦 (自民)	長沢	広明 (公明)
	難波	奨二 (民主)	大家	敏志 (自民)	水野	賢一 (みん)
						(25. 2. 27 現在)

(1) 審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願1種類1件は、保留とした。

(2) 委員会経過

○平成25年1月28日(月) (第1回)

一、元議員故中尾辰義君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙

制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとお

りとすることに決定した。

災害対策特別委員会

民主党・新緑風会 8 人、自由民主党・無所属の会 7 人、公明党 2 人、みんなの党、生活の党及び日本共産党各 1 人 計 20 人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会及び自由民主党・無所属の会各 7 人、公明党 2 人、みんなの党、生活の党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1 人 計 20 人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会 13 人、自由民主党・無所属の会 14 人、公明党 3 人、みんなの党 2 人、生活の党、日本共産党及びみどりの風各 1 人 計 35 人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

民主党・新緑風会 8 人、自由民主党・無所属の会 7 人、公明党 2 人、みんなの党、生活の党及び日本維新の会各 1 人 計 20 人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会 10 人、自由民主党・無所属の会 11 人、公明党及びみんなの党各 2 人、生活の党、みどりの風、社会民主党・護憲連合、国民新党及び新党改革各 1 人 計 30 人

消費者問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会 10 人、自由民主党・無所属の会 9 人、公明党 2 人、みんなの党、生活の党、日本共産党及びみどりの風各 1 人 計 25 人

東日本大震災復興特別委員会

民主党・新緑風会 15 人、自由民主党・無所属の会 13 人、公明党 3 人、みんなの党 2 人、生活の党、日本共産党、みどりの風、社会民主党・護憲連合、日本維新の会、国民新党及び新党改革各 1 人 計 40 人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

民主党・新緑風会 7 人、自由民主党・無所属の会 6 人、公明党及びみんなの党各 1 人

計 15 人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、裁判官訴追委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1 月 31 日及び 2 月 1 日

ロ、時 間 民主党・新緑風会 90 分、自由民主党・無所属の会 50 分、公明党 30 分、みんなの党 20 分、生活の党、日本共産党及びみどりの風各 10 分、社会民主党・護憲連合 5 分

ハ、人 数 民主党・新緑風会 4 人、自由民主党・無所属の会 2 人、公明党、みんなの党、生活の党、日本共産党、みどりの風及び社会民主党・護憲連合各 1 人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・無所属の会 3 公明党 4 みんなの党 5 民主党・新緑風会 6 自由民主党・無所属の会 7 民主党・新緑風会 8 民主党・新緑風会 9 生活の党 10 日本共産党 11 みどりの風 12 社会民主党・護憲連合

一、高志会及び新党大地を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、議院運営委員会のオブザーバーに関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 25 年 1 月 31 日 (木) (第 2 回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 25 年 2 月 1 日 (金) (第 3 回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定

した。

○平成25年2月4日(月)(第4回)

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 2月6日

ロ、時 間 民主党・新緑風会25分、自由民主党・無所属の会15分、公明党及びみんなの党各10分

ハ、人 数 各派1人

ニ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年2月6日(水)(第5回)

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、原子力規制委員会委員長の任命承認に関する件について参考人原子力規制委員会委員長田中俊一君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君(民主)、水野賢一君(みん)、磯崎仁彦君(自民)、長沢広明君(公明)、徳永エリ君(民主)、上野通子君(自民)、大河原雅子君(民主)

○平成25年2月15日(金)(第6回)

一、次の件について坂本総務副大臣、後藤法務副大臣及び井上環境副大臣から説明を聴いた後、承認することに決定した。

イ、地方財政審議会委員の任命承認に関する件

ロ、公安審査委員会委員長及び同委員の任命承認に関する件

ハ、原子力規制委員会委員長及び同委員の任命承認に関する件

一、北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案(岩城光英君外14名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、次の件について次の参考人から所信を聴い

た後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

検査官候補者

会計検査院事務総長 河戸光彦君

公正取引委員会委員長候補者

みずほ総合研究所株式会社理事長 杉本和行君

イ、検査官の任命同意に関する件

〔質疑者〕

金子洋一君(民主)、小野次郎君(みん)、中西祐介君(自民)、竹谷とし子君(公明)、石橋通宏君(民主)

ロ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君(民主)、水野賢一君(みん)、長谷川岳君(自民)、長沢広明君(公明)、田城郁君(民主)

○平成25年2月26日(火)(第7回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について世耕内閣官房副長官、伊達内閣府副大臣、寺田内閣府副大臣、柴山総務副大臣、榊屋厚生労働副大臣、鶴保国土交通副大臣及び田中環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ハ、公正取引委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ホ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件

ヘ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ト、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

チ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

リ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ヌ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

ワ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ヲ、運輸安全委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

カ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年2月27日(水) (第8回)

一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成25年度予定経費要求等に関する件について決定した。

一、国会議員の秘書の退職手当支給規程等の一部改正に関する件について決定した。

○平成25年2月28日(木) (第9回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年3月5日(火) (第10回)

一、第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案(鈴木寛君外9名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 3月5日及び6日

ロ、時 間 民主党・新緑風会90分、自由民主党・無所属の会50分、公明党30分、みんなの党20分、生活の党、日本共産党及びみどりの風各10分

ハ、人 数 民主党・新緑風会4人、自由民主党・無所属の会2人、公明党、みんなの党、生活の党、日本共産党及びみどりの風各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・無所属の会 3 公明党 4 みんなの党 5 民主党・新緑風会 6 自由民主党・無所属の会 7 民主党・新緑風会 8 民主党・新緑風会 9 生活の党 10 日本共産党

11みどりの風

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年3月6日(水) (第11回)

一、財政金融委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年3月11日(月) (第12回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行総裁の任命同意に関する件について参考人日本銀行総裁候補者・アジア開発銀行総裁黒田東彦君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君(民主)、中西健治君(みんな)、長谷川岳君(自民)、竹谷とし子君(公明)、尾立源幸君(民主)、広野ただし君(生活)、井上哲士君(共産)、亀井亜紀子君(み風)

○平成25年3月12日(火) (第13回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行副総裁の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本銀行副総裁候補者

学習院大学経済学部教授 岩田規久男君

日本銀行副総裁候補者

日本銀行理事 中曽宏君

・岩田副総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

櫻井充君(民主)、中西健治君(みんな)、渡辺猛之君(自民)、長沢広明君(公明)、尾立源幸君(民主)、広野ただし君(生活)、井上哲士君(共産)、谷岡郁子君(み風)

・中曽副総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

櫻井充君(民主)、中西健治君(みんな)、渡辺猛之君(自民)、長沢広明君(公明)、尾立源幸君(民主)、広野ただし君(生活)、

井上哲士君（共産）、谷岡郁子君（み風）

○平成25年3月15日（金）（第14回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件について世耕内閣官房副長官から説明を聴いた後、同意することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年3月19日（火）（第15回）

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、次の件について次の参考人から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

人事官候補者

法政大学社会学部教授 上林千恵子君

検査官候補者

立教大学法学部教授 武田紀代恵君

イ、人事官の任命同意に関する件

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、真山勇一君（みん）、石井浩郎君（自民）、長沢広明君（公明）、難波奨二君（民主）

ロ、検査官の任命同意に関する件

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、水野賢一君（みん）、中西祐介君（自民）、石川博崇君（公明）、難波奨二君（民主）

○平成25年3月25日（月）（第16回）

一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。

一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、自由民主党・無所属の会及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議における平成二十五年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正す

る法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年3月29日（金）（第17回）

一、次の件について世耕内閣官房副長官、西村内閣府副大臣、寺田内閣府副大臣、柴山総務副大臣、後藤法務副大臣及び田中環境副大臣から説明を聴いた後、人事官及び検査官の任命については同意しないことに、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員、公益認定等委員会委員、預金保険機構監事、公認会計士・監査審査会会長及び同委員、電気通信紛争処理委員会委員、中央更生保護審査会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命については同意することにそれぞれ決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ニ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ホ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、預金保険機構監事の任命同意に関する件
ト、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

チ、電気通信紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

リ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、庄政会及び日本の未来を創造する会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決

定した。

○平成25年 4 月 5 日(金) (第18回)

一、日本銀行総裁の任命同意に関する件について世耕内閣官房副長官から説明を聴いた後、同意することに決定した。

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員鴻池祥肇君を院議をもって表彰することに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 4 月19日(金) (第19回)

一、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、みんなの党10分

ロ、人 数 各派 1 人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 4 月26日(金) (第20回)

一、稔友会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 5 月 9 日(木) (第21回)

一、室井邦彦君の議員辞職を許可することに決定した。

一、環境委員長川口順子君解任決議案（松井孝治君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、達山会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 5 月10日(金) (第22回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。

一、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派 1 人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 5 月15日(水) (第23回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、環境委員長の補欠選任について決定した。

一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

一、平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会 7 人、みんなの党、生活の党及び日本共産党各 1 人 計10人

一、事務総長から平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 5 月17日(金) (第24回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、裁判官訴追委員、同予備員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 5 月22日(水) (第25回)

一、大江康弘君の議員辞職を許可することに決定した。

一、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の制定を承認することに決定した。

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認

することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 5月24日(金) (第26回)

- 一、本会議における平成二十三年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会及び自由民主党各15分、公明党及びみんなの党各10分、生活の党及び日本共産党各 5 分

ロ、人 数 各派 1 人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

- 一、参考人の出席を求めることを決定した。

- 一、次の件について次の参考人から所信を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

人事官候補者

仙台高等裁判所長官 一宮なほみ君

検査官候補者

早稲田大学大学院政治学研究科教授 柳麻理君

- イ、人事官の任命同意に関する件

〔質疑者〕

西村まさみ君(民主)、真山勇一君(みん)、石井浩郎君(自民)、長沢広明君(公明)、金子洋一君(民主)

- ロ、検査官の任命同意に関する件

〔質疑者〕

西村まさみ君(民主)、水野賢一君(みん)、中西祐介君(自民)、竹谷とし子君(公明)、金子洋一君(民主)

○平成25年 5月27日(月) (第27回)

- 一、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派 1 人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 5月29日(水) (第28回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 6月 5日(水) (第29回)

- 一、次の件について世耕内閣官房副長官、寺田内閣府副大臣、柴山総務副大臣及び梶屋厚生労働副大臣から説明を聞いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事の任命同意に関する件
ニ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ホ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ト、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

- 一、本会議において国際・地球環境・食糧問題に関する調査会、国民生活・経済・社会保障に関する調査会及び共生社会・地域活性化に関する調査会の報告を聴取することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 6月12日(水) (第30回)

- 一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1 人

- 一、食品表示法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 6月17日(月) (第31回)

一、電気事業法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 みんなの党10分

ロ、人 数 1人

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 6月19日(水) (第32回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 6月21日(金) (第33回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年 6月26日(水) (第34回)

一、議長不信任決議案(中曽根弘文君外6名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(森ゆうこ君外2名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件、投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件、投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の

協定の締結について承認を求めるの件及び社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成25年 2月27日(水) (第1回)

○参議院の平成25年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○平成25年 2月27日(水) (第1回)

○国立国会図書館の平成25年度予定経費要求等に関する件について協議決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	北澤	俊美（民主）	柳田	稔（民主）	川田	龍平（みん）
理事	江田	五月（民主）	尾辻	秀久（自民）	平山	誠（み風）
理事	山東	昭子（自民）	中曽根	弘文（自民）		
	芝	博一（民主）	白浜	一良（公明）		（25. 1. 31 現在）

委員会経過

○平成25年 1 月31日（木）（第 1 回）

○理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	牧野 たかお（自民）	西村 まさみ（民主）	若林 健太（自民）
理事	難波 奨二（民主）	林 久美子（民主）	秋野 公造（公明）
理事	藤末 健三（民主）	福山 哲郎（民主）	渡辺 孝男（公明）
理事	小坂 憲次（自民）	前田 武志（民主）	柴田 巧（みん）
理事	末松 信介（自民）	青木 一彦（自民）	平山 幸司（生活）
	岡崎 トミ子（民主）	尾辻 秀久（自民）	山下 芳生（共産）
	那谷屋 正義（民主）	佐藤 信秋（自民）	(25. 1. 28 現在)

（１）審議概観

第183回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出２件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願１種類６件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

災害対策 災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び大規模災害からの復興に関する法律案の両法律案は、一括して議題とされ、参考人から意見を聴取するとともに、災害対策基本法改正案及び大規模災害復興法案の提出の意義、災害応急対応における地方公共団体の連携の在り方、大規模災害時における個人情報活用の活用及びその保護の在り方、地域の自主性を尊重した復興計画の作成の必要性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

４月10日、災害対策の基本施策について古屋内閣府特命担当大臣（防災）から所信を、また、平成25年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

５月29日、災害対策の基本施策について質疑を行い、国内産業を守る観点からコンビナートの防災に取り組む必要性、兵庫県住宅再建共済制度を全国的な制度とすることについての防災担当大臣の所見、天体の地球衝突及び宇宙ごみの落下に対する対策（スペースガード）の状況、火山研究の専門家の育成など火山対策の充実・強化の必要性、雪寒法による指定路線の見直し状況、住家の被害認定基準の丁寧な運用の必要性などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成25年１月28日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年４月10日（水）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について古屋内閣府副大臣から所信を聴いた。

○平成二十五年度防災関係予算に関する件について西村内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成25年５月29日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○コンビナートの防災対策に関する件、被災者

に対する住宅再建支援に関する件、竜巻被害対策に関する件、火山防災対策に関する件、道路の除排雪に対する財政支援に関する件、住家の被害認定基準の運用に関する件等について古屋国土大臣、亀岡内閣府大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官、橋総務大臣政務官、松下国土交通大臣政務官、稲津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、末松信介君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、平山幸司君（生活）、山下芳生君（共産）

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

大規模災害からの復興に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について古屋内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月31日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

大規模災害からの復興に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について古屋内閣府特命担当大臣、松下国土交通大臣政務官、稲津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、難波樊二君（民主）、青木一彦君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、平山幸司君（生活）、山下芳生君（共産）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年6月7日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

大規模災害からの復興に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴い

た後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長 室崎益輝君

一般社団法人日本経済団体連合会政治社会

本部長 斎藤仁君

石巻市長 亀山紘君

神戸新聞社編集委員 磯辺康子君

〔質疑者〕

林久美子君（民主）、末松信介君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、平山幸司君（生活）、山下芳生君（共産）

○平成25年6月12日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

大規模災害からの復興に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について古屋内閣府特命担当大臣、西村内閣府副大臣、坂井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、那谷屋正義君（民主）、末松信介君（自民）、青木一彦君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、山下芳生君（共産）、平山幸司君（生活）

（閣法第56号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産

反対会派 なし

（閣法第57号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	猪口 邦子（自民）	武内 則男（民主）	木庭 健太郎（公明）
理事	尾立 源幸（民主）	ツルネ マルティ（民主）	横山 信一（公明）
理事	徳永 エリ（民主）	室井 邦彦（民主）	江口 克彦（みん）
理事	野村 哲郎（自民）	宇都 隆史（自民）	主濱 了（生活）
理事	長谷川 岳（自民）	島尻 安伊子（自民）	紙 智子（共産）
	岩本 司（民主）	武見 敬三（自民）	山内 徳信（社民）
	風間 直樹（民主）	橋本 聖子（自民）	(25. 1. 28 現在)

（１）審議概観

第183回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

４月19日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について、山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び岸田外務大臣から所信を聴いた。

５月10日、予算委員会から委嘱された平成25年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、北方領土隣接地域振興等基金の運用低迷に関する山本大臣の問題意識と来年に向けての決意、安倍総理の訪露と日露首脳会談の成果に関する政府の評価、北方領土返還に向けた若い世代も含む啓発事業の在り方、北方四島交流事業見直しの目的及び内容、前年度比10%の減額となった平成25年度北方対策予算に関する山本大臣の見解、沖縄振興一括交付金による着実な事業の実施と今後の交付金額の維持、沖縄振興開発金融公庫の新事業創出促進出資を含む沖縄での新規事業創出の取組の在り方、サトウキビ生産を含む沖縄の農業振興の在り方、隣接地域振興計画の補助金や北海道特定

特別総合開発事業推進費をより使い勝手のよいものにする必要性、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入についての平成25年度予算での取扱いなどについて質疑を行った。

５月29日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件を議題とし、日露首脳会談時の共同声明を踏まえた岸田大臣の北方領土問題に関する認識と日露交渉の進捗状況、北方四島交流プログラムへのスポーツや音楽分野の専門家の参加や北方領土問題啓発のための札幌の映画祭活用必要性、在沖米軍への風俗業活用等の橋下大阪市長の発言が沖縄県民及び我が国と諸外国との関係に及ぼした影響、沖縄でH I V感染者数が人口比で多いことを踏まえた感染予防の重点的取組の必要性、北方四島交流事業への自由参加者に根室までの旅費負担を求める等の見直し、北方四島交流期間の短縮を含めた閣僚の北方領土訪問の必要性、河野談話を含む歴代内閣の歴史認識と同談話の継承に関する岸田大臣及び山本大臣の見解、沖縄科学技術大学院大学における研究成果の沖縄振興への波及方策と既存の研究機関との連携、北方四島の法的地位に関するゴルバチョフ政権の内部文書が我が

国の対露外交に与える影響、北方四島交流事業に同一人物が複数回参加することへの政府の認識と交流時の航空機利用の検討、F15戦闘機墜落について米国に厳

重に抗議し訓練の中止及び原因の徹底究明を図る必要性などについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年1月28日(月)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年3月6日(水)(第2回)

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成25年4月19日(金)(第3回)

- 沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について山本内閣府特命担当大臣及び岸田外務大臣から所信を聴いた。

○平成25年5月10日(金)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について山本内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、松山外務副大臣、伊達内閣府副大臣、加治屋農林水産副大臣、坂井国土交通大臣政務官、佐藤経済産業大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官、山際内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

尾立源幸君(民主)、徳永エリ君(民主)、
長谷川岳君(自民)、木庭健太郎君(公明)、
江口克彦君(みんな)、主濱了君(生活)、紙
智子君(共産)、山内徳信君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月29日(水)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について岸田外務大臣、山本内閣府特命担当大臣、伊達内閣府副大臣、若林外務大臣政務

官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳永エリ君(民主)、尾辻かな子君(民主)、
横山信一君(公明)、江口克彦君(みんな)、
主濱了君(生活)、紙智子君(共産)、山内
徳信君(社民)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	轟木	利治 (民主)	榛葉	賀津也 (民主)	松村	祥史 (自民)
理事	足立	信也 (民主)	鈴木	寛 (民主)	丸川	珠代 (自民)
理事	有田	芳生 (民主)	辻	泰弘 (民主)	宮沢	洋一 (自民)
理事	芝	博一 (民主)	広田	一 (民主)	吉田	博美 (自民)
理事	磯崎	仁彦 (自民)	藤田	幸久 (民主)	長沢	広明 (公明)
理事	岩井	茂樹 (自民)	岡田	広 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	山崎	力 (自民)	岸	宏一 (自民)	小野	次郎 (みんな)
理事	荒木	清寛 (公明)	佐藤	ゆかり (自民)	中西	健治 (みんな)
	梅村	聡 (民主)	山東	昭子 (自民)	佐藤	公治 (生活)
	江田	五月 (民主)	中川	雅治 (自民)	井上	哲士 (共産)
	大野	元裕 (民主)	西田	昌司 (自民)	行田	邦子 (み風)
	小見山	幸治 (民主)	藤川	政人 (自民)		(25. 1. 28 現在)

(1) 審議概観

第183回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出2件の合計5件であり、そのうち内閣提出1件及び衆議院提出2件の合計3件を可決した。なお、内閣提出1件については、憲法第59条第4項の規定により、衆議院において参議院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類10件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

委員会においては、開票所経費の積算の妥当性、投票所運営に係る実態把握の

状況、投票率低下に対する認識、政見放送に係る経費削減の取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものである。なお、衆議院において、衆議院比例代表選挙における衆議院名簿登載者の選挙運動用電子メールの送信を可能とするとともに、附則の検討条項を、候補者・政党等以外の者による選挙運動用電子メールについて、次回の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする等により改める修正が行われている。

委員会においては、国による選挙管理委員会支援の必要性、電子メールによる選挙運動の許容範囲、公職選挙法の抜本

的見直しの必要性、今後のガイドラインの取扱い等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、成年被後見人の選挙権等回復に係る検討経過、成年被後見人選挙権訴訟の控訴取下げに係る見解、代理投票制度における選挙人の意思確認のための方策、不在者投票の公正確保のための具体策、障害者の投票権行使に係る実務上の課題に対する対応策等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選

挙区を改定する等の措置を講じようとするものである。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（参第7号）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状等に鑑み、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、議員定数の見直しを含めた衆議院議員の選挙制度の抜本的な見直しが行われるまでの間における措置として、人口に比例して各都道府県に配当した選挙区の数を基に選挙区の改定等を行うこととするものである。

両法律案は、6月10日に本委員会に付託され、閣法第51号については、憲法第59条第4項の規定により、衆議院において参議院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。

〔国政調査〕

4月2日、第46回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について新藤総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

（２）委員会経過

○平成25年1月28日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年4月2日（火）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第46回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について新藤総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年4月4日（木）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院送付）について新藤総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、中西健治君（みん）、
佐藤公治君（生活）、井上哲士君（共産）、
舟山康江君（み風）

（閣法第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 生活、共産、み風

○平成25年4月18日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員ふくだ峰之君から説明を聴き、発議者衆議院議員橋本岳君、同遠山清彦君、同平井たくや君、同逢沢一郎君、同浦野靖人君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

鈴木寛君（民主）、中西健治君（みん）、
はたともこ君（生活）、井上哲士君（共産）、
舟山康江君（み風）

（衆第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産、み風

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年5月27日（月）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴き、同逢沢一郎君、

同岩屋毅君、同泉健太君、同北側一雄君、同大口善徳君、同玉城デニー君、同塩川鉄也君、坂本総務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、荒木清寛君（公明）、
中西健治君（みん）、佐藤公治君（生活）、
井上哲士君（共産）、舟山康江君（み風）、
山崎力君（自民）

（衆第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産

反対会派 なし

欠席会派 み風

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月19日（水）（第6回）

○議事に入るに至らなかった。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	徳永	久志（民主）	柳澤	光美（民主）	三原 じゅん子（自民）
理事	大野	元裕（民主）	柳田	稔（民主）	谷合 正明（公明）
理事	白	眞勲（民主）	山根	隆治（民主）	浜田 昌良（公明）
理事	小泉	昭男（自民）	石井	浩郎（自民）	柴田 巧（みん）
理事	塚田	一郎（自民）	衛藤	晟一（自民）	はた ともこ（生活）
	有田	芳生（民主）	野上	浩太郎（自民）	中山 恭子（維新）
	川合	孝典（民主）	松村	龍二（自民）	(25. 1. 28 現在)

（１）審議概観

第183回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣の施政方針演説では、拉致問題について、北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し の 3 点に向けて全力を尽くすことが表明された。

6月12日、北朝鮮をめぐる最近の状況

について岸田外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について古屋国務大臣からそれぞれ説明を聴いた後、飯島内閣官房参与の北朝鮮訪問、日朝平壤宣言の有効性、拉致問題への取組、在北朝鮮被爆者援護問題、拉致問題解決に向けた韓国・中国との協力、拉致被害者の安否情報、国連北朝鮮人権調査委員会の位置付け等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成25年 1月28日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年 6月12日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について岸田外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について古屋国務大臣から説明を聴いた後、飯島内閣官房参与の北朝鮮訪問に関する件、日朝平壤宣言に関する件、拉致問題への取組に関する件、在北朝鮮被爆者援護問題に関する件、拉致問題解決に向けた韓国・中国との協力に関する件、拉致被害者の安否情報に関する件、国連北朝鮮人

権調査委員会に関する件等について岸田外務大臣、古屋国務大臣、若林外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、有田芳生君（民主）、石井浩郎君（自民）、小野次郎君（みん）、はたともこ君（生活）、中山恭子君（維新）、谷合正明君（公明）

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山谷 えり子 (自民)	津田 弥太郎 (民主)	長谷川 岳 (自民)
理事	石橋 通宏 (民主)	藤谷 光信 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	大久保 勉 (民主)	松野 信夫 (民主)	竹谷 とし子 (公明)
理事	柳澤 光美 (民主)	安井 美沙子 (民主)	松田 公太 (みん)
理事	中村 博彦 (自民)	赤石 清美 (自民)	山田 太郎 (みん)
理事	水落 敏彦 (自民)	大家 敏志 (自民)	森 ゆうこ (生活)
理事	山本 香苗 (公明)	大江 康弘 (自民)	亀井 亜紀子 (み風)
	江崎 孝 (民主)	北川イッセイ (自民)	吉田 忠智 (社民)
	小川 敏夫 (民主)	小泉 昭男 (自民)	浜田 和幸 (国民)
	大塚 耕平 (民主)	中原 八一 (自民)	舩添 要一 (改革)
			(25. 1. 28 現在)

(1) 審議概観

第183回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、**第五回アフリカ開発会議 (T I C A D V)** の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議を行った。

〔国政調査等〕

第182回国会閉会後の平成25年1月22日及び23日の2日間、独立行政法人国際協力機構 (J I C A) の技術協力及び青年海外協力隊事業等に関する実情調査のため、福島県及び宮城県に委員派遣を行った。その派遣報告は、今国会の2月28日に行った。

2月28日、国際開発協力の課題と我が国のODAに関する件について参考人一般財団法人国際開発機構理事長杉下恒夫君及び独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所国際交流・研修室長兼開発スクール事務局長・教授山形辰史君から意見を聴いた後、タイド援助の活用と国益重視のODA、国益に適った対外戦略決定の在り方、ODAに関する参議院の取組に対する評価、途上国の教育、法

整備、医療分野等におけるODA推進の必要性等について質疑を行った。

5月10日、予算委員会から委嘱された平成25年度政府開発援助関係経費の審査を行い、第5回アフリカ開発会議 (T I C A D V) の開催を踏まえた平成25年度予算における対アフリカ支援施策と経費、国際交流基金の機能と運営費交付金の増加策、平成25年度予算におけるODAを活用した中小企業の海外展開支援経費と今後の支援拡充、円安のODA関連経費への影響とODAの効果的な実施のための対応等について質疑を行った。

5月22日、**第五回アフリカ開発会議 (T I C A D V)** の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議を行った。また、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成24年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、中小企業を含めた投資促進・人材育成・技術支援の官民連携をベースにしたODA推進の必要性、ベトナムにおける開発ニーズの変化、対イン

ドODAにおけるコンテンツ、職業倫理を含むソフト面での協力拡充の必要性、過去の調査結果を踏まえた今後の参議院ODA調査派遣の実施、開発支援におけるNGOとの更なる質的・量的連携強化の必要性等について意見交換を行った。

6月3日、世界銀行グループ総裁ジム・ヨン・キム君を参考人として招き、世界銀行と我が国の援助政策について意見を聴いた。なお、委員会を休憩し、同総裁と委員間で意見交換を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年1月28日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年2月28日(木) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 国際開発協力の課題と我が国のODAに関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般財団法人国際開発機構理事長 杉下恒夫君

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所国際交流・研修室長兼開発スクール事務局長・教授 山形辰史君

〔質疑者〕

石橋通宏君(民主)、山本順三君(自民)、竹谷とし子君(公明)、山田太郎君(みんな)、森ゆうこ君(生活)、亀井亜紀子君(み風)、吉田忠智君(社民)、浜田和幸君(国民)、舩添要一君(改革)

○平成25年5月10日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十五年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費)について岸田外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、伊東財務大臣政務官、若林外務大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国際交流基金理事長安藤裕康君及び独立行政法人国際協力機構副理事長堂道秀明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君(民主)、水落敏栄君(自民)、竹谷とし子君(公明)、山田太郎君(みんな)、森ゆうこ君(生活)、吉田忠智君(社民) 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月22日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 第五回アフリカ開発会議(TICAD V)の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年6月3日(月) (第5回)

- 世界銀行と我が国の援助政策に関する件について参考人世界銀行グループ総裁ジム・ヨン・キム君から意見を聴いた。

委員派遣

○平成25年1月22日(火)、23日(水)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力及び青年海外協力隊事業等に関する実情調査

〔派遣地〕

福島県、宮城県

〔派遣委員〕

山谷えり子君(自民)、大塚耕平君(民主)、安井美沙子君(民主)、中村博彦君(自民)、山本香苗君(公明)、江田五月君(民主)、津田弥太郎君(民主)、藤谷光信君(民主)、

小泉昭男君（自民）、山本順三君（自民）、
竹谷とし子君（公明）、亀井亜紀子君（み
風）

（３）委員会決議

－第五回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ Ｖ）の開催に当たり政府開発援助の 効果的な実施と推進を求める決議－

我が国は厳しい経済・財政状況、東日本大震災からの復興途上にある中、ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の達成や持続的成長の実現に向けて政府開発援助（ＯＤＡ）の推進に努めている。

本特別委員会は、国際協力機構（ＪＩＣＡ）の二本松青年海外協力隊訓練所や東日本大震災の被災地等での調査、有識者からの意見聴取等を通じて、我が国外交の重要な基盤であるＯＤＡの効果的な推進が必要であるとの認識を深めた。

2013年は、東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）と我が国との交流40周年に当たるとともに、6月には第5回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ Ｖ）が横浜で開催される。ＴＩＣＡＤ Ｖは、ＴＩＣＡＤプロセスの開始から20周年を記念する節目の会合であり、これまでの対アフリカ支援をしっかりと総括し、積み残された課題や新たに生じている問題等を確認した上で、国民生活の向上に向けたアフリカ諸国の自主・自立的な取組を今後更に効果的に支援していくことを目標に、国際社会としてより実効性ある支援戦略と方針を決定することが期待される。

政府は、ＴＩＣＡＤ Ｖの開催を機に、国際的な動向等を踏まえた予算等の確保にも努めつつ、戦略的かつ効果的・効率的なＯＤＡの推進に向けて、特に次に掲げる事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、人的交流や技術移転を伴う日本らしさを活かした質の高い援助を更に展開し、外交戦略や成長戦略と連携し我が国の国益や成長に資するとともに、国民の理解と支持に基づく我が国の顔が見えるＯＤＡの持続的な推進を図ること。

一、2015年より先の国際開発目標（ポストＭＤＧｓ）策定の論議において、主導的役割を果たすよう努めること。

一、ＮＧＯ・民間企業・地方自治体等の援助の多様な担い手との連携を強化するとともに、円借款・公的金融と無償資金協力・技術協力との連携、官民連携の取組を推進すること。併せて、情報通信技術、政策立案・制度整備、文化復興・振興を始めソフト分野の支援事業の拡充を図ること。

一、他の援助国や国際機関との援助協調への積極的な参加・参画を通じて、被援助国が自ら設定する経済・社会開発目標や支援ニーズへの貢献を一体的に行うこと。その際、資金的な貢献だけでなく、人的かつ技術的貢献の拡充を図り、被援助国の自立的発展を促す我が国ＯＤＡの基本方針の国際的浸透を図ること。

一、人間の安全保障の理念に基づき、平和と国民生活の安定を最優先の課題と位置付け、貧困の削減や飢餓の撲滅、経済・社会の持続的発展、公正・公平な分配による社会不安と格差の解消、多様な分野で国づくりを担う人材の育成、防災・減災対策の強化、社会インフラの整備などに取り組むこと。その際、事業の選択と集中を図りつつ、援助の質的な強化を図っていくこと。

一、インフラ・システム輸出の推進や中小企業を含む民間企業の開発途上国への進出の支援等を通じて、アフリカ諸国を始め開発途上国の持続的成長を支え、併せて我が国の成長にも寄与し得るようODAの活用を図ること。

一、ODA事業の透明性を国内外で一層確保するとともに、事業の目的、内容、効果や、環境、現地社会に及ぼす影響等についての説明責任をより高い次元で果たしていくこと。併せて、ODAの実施においてNGOなどの市民社会が果たしてきた重要な役割に鑑み、今後のT I C A D Vのフォローアップメカニズムなどにおいて、各国政府や国際機関に加えて、市民社会との連携・協働の取組を更に強化すること。

一、青年海外協力隊事業、シニア海外ボランティア事業における民間連携ボランティア制度の充実、ボランティア事業への応募者増加に向けた取組の強化、青年海外協力隊員の帰国後におけるキャリア形成、就職支援に係る施策の充実等を推進し、開発援助に携わるグローバル人材の育成とその活躍の場の拡大を更に図ること。併せて、国連開発計画（UNDP）、世界銀行等の国際機関における邦人役職員の更なる増強を含め我が国の人的貢献のより一層の拡充を図ること。

一、アフリカ諸国、特にサブサハラ以南の国々では、大多数の国民が農業によって生計を立てている実情に鑑み、農業技術と生産性の向上、灌漑農業の普及と利活用促進、農業専門家や指導者の養成、農産品の物流・流通インフラや市場の整備など、農業従事者の収入の安定と増大、更には域内食糧自給の向上を目指した取組を重点的に支援すること。その際、コメ増産技術支援、理数科教育、保健システム構築等の取組との連携を強化すること。

一、対アフリカ支援を更に効果的に実施するため、現地での援助体制の強化と多層化を図ること。その際、現地大使館及びJ I C A事務所の人員体制の拡充を図りつつ、国内NGOの育成とアフリカへの事業展開支援を併せて行うこと。

右決議する。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	加藤 修一 (公明)	谷 博之 (民主)	末松 信介 (自民)
理事	金子 洋一 (民主)	樽井 良和 (民主)	松下 新平 (自民)
理事	斎藤 嘉隆 (民主)	白 眞勲 (民主)	渡辺 猛之 (自民)
理事	中西 祐介 (自民)	前川 清成 (民主)	川田 龍平 (みん)
理事	二之湯 智 (自民)	松井 孝治 (民主)	谷 亮子 (生活)
理事	山本 博司 (公明)	石井 準一 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	小川 勝也 (民主)	石井 みどり (自民)	谷岡 郁子 (み風)
	小川 敏夫 (民主)	上野 通子 (自民)	
	大河原 雅子 (民主)	片山 さつき (自民)	

(25. 1. 28 現在)

(1) 審議概観

第183回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類18件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

食品表示法案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定、不適正な表示に対する措置その他の必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、食品表示基準の表示事項及び食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項への「アレルゲン」の明記、附則における検討の年限の短縮を内容とする修正が行われた。

委員会においては、原料原産地表示の拡大等についての検討スケジュール、本法施行に際しての小規模事業者への配慮、中食・外食を含めたアレルギー表示の在り方等について質疑が行われ、4名の参

考人から意見を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

4月5日、消費者行政の基本施策について森内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。また、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果について森内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。

大臣の所信に対し、**4月11日**、訪問購入に対する特定商取引法による規制の在り方、消費者の権利についての大臣の考え方、国民生活センターの在り方に関する大臣の見解、地方消費者行政活性化基金の効果、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」に対する評価、マルチ商法の規制に対する取組、消費者安全調査委員会の現状及び今後の取組等の諸問題について質疑を行った。

5月10日、予算委員会から委嘱された平成25年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を

行い、公共料金の検証の在り方、輸入加工食品の安全性の確保、高齢者・障害者の消費者被害対策、レーシック手術の被害への対応、集団的消費者被害救済制度が経済活動に与える影響、子どもを事故から守るための消費者庁の取組、個人情報保護と避難行動要支援者の把握等の諸問題について質疑を行った。

6月12日、公共料金への消費税転嫁の在り方、消費者庁における物価上昇への対応、一般用医薬品のインターネット販売に対する森大臣の見解、食品ロス削減のための消費者庁の取組、いわゆる「偽装質屋」への対策等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年1月28日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年4月5日(金) (第2回)

- 消費者行政の基本施策に関する件について森内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について森内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成25年4月11日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者行政の基本施策に関する件について森内閣府特命担当大臣、伊達内閣府副大臣、政府参考人、参議院法制局当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子洋一君(民主)、大河原雅子君(民主)、中西祐介君(自民)、山本博司君(公明)、川田龍平君(みん)、大門実紀史君(共産)、谷亮子君(生活)

○平成25年5月10日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(消費者委員会関係経費)、消費者庁))について森内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、竹内財務大臣政務官、義家文部科学大臣政務官、政

府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子洋一君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、山本博司君(公明)、真山勇一君(みん)、大門実紀史君(共産)、谷亮子君(生活)、二之湯智君(自民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月29日(水) (第5回)

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(閣法第36号)(衆議院送付)について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成25年5月31日(金)

経済産業委員会、財政金融委員会、消費者問題に関する特別委員会連合審査会(第1回)
(経済産業委員会を参照)

○平成25年6月12日(水) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公共料金への消費税転嫁に関する件、消費者庁における物価上昇への対応に関する件、一般用医薬品のインターネット販売に関する件、消費者庁における食品ロス削減のための取組に関する件、いわゆる「偽装質屋」への対策に関する件等について森内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子洋一君（民主）、斎藤嘉隆君（民主）、川田龍平君（みん）、谷亮子君（生活）、大門実紀史君（共産）

- 食品表示法案（閣法第44号）（衆議院送付）
について森内閣府特命担当大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聞いた。

○平成25年6月14日（金）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品表示法案（閣法第44号）（衆議院送付）
について森内閣府特命担当大臣、加治屋農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民主）、金子洋一君（民主）、江島潔君（自民）、山本博司君（公明）、山田太郎君（みん）、谷亮子君（生活）、大門実紀史君（共産）

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年6月19日（水）（第8回）

- 食品表示法案（閣法第44号）（衆議院送付）
について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長 河野康子君

日本チェーンストア協会専務理事 井上淳君

一般社団法人新経済連盟事務局長 関聡司君

特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーボット」専務理事 栗山真理子君

〔質疑者〕

金子洋一君（民主）、渡辺猛之君（自民）、山本博司君（公明）、山田太郎君（みん）、谷亮子君（生活）、大門実紀史君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 食品表示法案（閣法第44号）（衆議院送付）
について森内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

尾辻かな子君（民主）、山田太郎君（みん）、谷亮子君（生活）、大門実紀史君（共産）
（閣法第44号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	玉置 一弥（民主）	長浜 博行（民主）	山田 俊男（自民）
理事	加賀谷 健（民主）	平野 達男（民主）	吉田 博美（自民）
理事	小西 洋之（民主）	福山 哲郎（民主）	石川 博崇（公明）
理事	田城 郁（民主）	藤本 祐司（民主）	浜田 昌良（公明）
理事	熊谷 大（自民）	増子 輝彦（民主）	寺田 典城（みん）
理事	高階 恵美子（自民）	蓮 舫（民主）	藤原 良信（生活）
理事	福岡 資麿（自民）	愛知 治郎（自民）	大門 実紀史（共産）
理事	渡辺 孝男（公明）	赤石 清美（自民）	平山 誠（み風）
理事	川田 龍平（みん）	岩城 光英（自民）	吉田 忠智（社民）
	岡崎 トミ子（民主）	上野 通子（自民）	水戸 将史（維新）
	金子 恵美（民主）	岡田 広（自民）	浜田 和幸（国民）
	神本 美恵子（民主）	佐藤 信秋（自民）	荒井 広幸（改革）
	郡司 彰（民主）	島尻 安伊子（自民）	
	田中 直紀（民主）	関口 昌一（自民）	

（25. 1. 28 現在）

（１）審議概観

第183回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出 1 件であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願 4 種類24 件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、被災者への支援の拡充、除染の現状と見通し、子ども・被災者支援法の基本方針の策定等について質疑が行われ、全会一致をもって可決さ

れた。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

4 月10日、東日本大震災復興の基本施策について根本国務大臣（復興大臣）から所信を、また、平成25年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

4 月17日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、民主党政権の実施した福島の復旧・復興対策の評価と新政権における変更点、被災地の復興のため景観保護基準を緩和して家の新築を認めることの重要性、福島県の子どもの甲状腺検査と他県の検査との比較及びその結果の国民への提供、子ども・被災者支援法の基本方針を定める上での阻害要因、消費税率引上げによる被災地の経済及び被災者の生活への影響に対する復興大臣の所見、平成26年度以降における中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に

係る予算措置の見通し、避難指示解除準備区域の基準を年間積算線量20ミリシーベルト以下としたことと子ども・被災者支援法の目的規定との整合性、原子力災害による被災者支援施策パッケージの内容を見直す必要性、放射性物質の除染の進捗状況及びこれまでの除染の定量的な費用対効果、産業復興相談センターによる債権買取制度の存在を被災地の中小業者に周知する必要性などの諸問題が取り上げられた。

5月10日、予算委員会から委嘱された平成25年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、福島第一原子力発電所事故の被害者に対する損害賠償と時効の関係、大規模災害時や平時の規制によるべきでない事態への対応のため自治体へ責任、権限及び財源を移譲する仕組みの必要性、政権交代後の被災地の復興の加速化についての復興大臣の現状認識、放射性物質により汚染された地

域について除染を進めていく地域とそれ以外の地域の線引きを行うことに対する復興大臣の見解、高台移転に係る用地取得の加速化のため所有者不明土地等の取得について現行法下で採り得る手法を周知徹底する必要性、原発事故による避難のため分散して営業再開を目指す中小業者についてグループ補助金利用を可能とするための対応、年間放射線量5ミリシーベルトを超えた時点で強制退去となるチェルノブイリ並みの対応を我が国においても採る必要性、福島の子どもの保養に関する県内及び県外における取組の状況、復興大臣の下に福島復興局、福島環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部を統括するため福島復興再生総局に法的根拠を与えることの重要性、復興予算が被災地以外に流用されているとの報道に対する事実関係及び今後の対応などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成25年1月28日(月)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年4月10日(水)(第2回)

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について根本復興大臣から所信を聴いた。
- 平成25年度復興庁関係予算に関する件について谷復興副大臣から説明を聴いた。

○平成25年4月17日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について根本復興大臣、石原環境大臣、赤羽経済産業副大臣、井上環境副大臣、寺田内閣府副大臣、加治屋農林水産副大臣、浜田復興副大臣、秋野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君(民主)、熊谷大君(自民)、渡辺孝男君(公明)、川田龍平君(みん)、主濱了君(生活)、大門実紀史君(共産)、谷岡郁子君(み風)、吉田忠智君(社民)、水戸将史君(維新)、荒井広幸君(改革)

○平成25年4月25日(木)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について根本復興大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、井上環境副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、義家文部科学大臣政務官、とかしき厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役副社長内藤義博君に対し

質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

水戸将史君（維新）、寺田典城君（みん）、
主濱了君（生活）、大門実紀史君（共産）、
平山誠君（み風）、吉田忠智君（社民）、増
子輝彦君（民主）、荒井広幸君（改革）

（閣法第17号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、
共産、み風、社民、改革

反対会派 なし

欠席会派 維新

なお、附帯決議を行った。

○平成25年5月10日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（東日本大震災復興）について根本復興大臣、
浜田復興副大臣、赤羽経済産業副大臣、坂本
総務副大臣、丹羽文部科学大臣政務官、義家
文部科学大臣政務官、秋野環境大臣政務官及
び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田城郁君（民主）、上野通子君（自民）、石
川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、藤
原良信君（生活）、大門実紀史君（共産）、
平山誠君（み風）、福島みずほ君（社民）、
水戸将史君（維新）、荒井広幸君（改革）

本委員会における委嘱審査は終了した。

2 調査会審議経過

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	藤原 正司（民主）	加藤 敏幸（民主）	水落 敏栄（自民）
理 事	江崎 孝（民主）	白 眞勲（民主）	若林 健太（自民）
理 事	津田 弥太郎（民主）	藤末 健三（民主）	加藤 修一（公明）
理 事	青木 一彦（自民）	安井 美沙子（民主）	藤原 良信（生活）
理 事	有村 治子（自民）	熊谷 大（自民）	紙 智子（共産）
理 事	石川 博崇（公明）	佐藤 正久（自民）	行田 邦子（み風）
理 事	松田 公太（みん）	島尻 安伊子（自民）	浜田 和幸（国民）
	尾立 源幸（民主）	野村 哲郎（自民）	
	加賀谷 健（民主）	橋本 聖子（自民）	
			（25.2.6 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置された。これまで、今期3年間にわたる調査活動のテーマを「世界の水問題と日本の対外戦略」と決定し、調査を進め、第177回国会の平成23年6月8日と第180回国会の平成24年6月13日にそれぞれ報告書（中間報告）を議長に提出している。

今国会においては、「我が国の水問題への取組の現状と課題」、「アフリカ及び中東の水問題への取組の課題」を取り上げた後、3年間の調査の締めくくりとして、「世界の水問題への取組の課題及び在り方」及び「世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方」について調査を行った。

2月6日には、「我が国の水問題への取組の現状と課題」について、国土交通省、厚生労働省、総務省、林野庁、外務省及び法務省から説明を聴取し、質疑を行っ

た。

2月27日には、「アフリカ及び中東の水問題への取組の課題」について、不破雅実（独立行政法人国際協力機構（JICA）地球環境部長）、小田兼利（日本ポリグル株式会社代表取締役会長、ポリグルソーシャルビジネス株式会社会長）及び武田勝彦（公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン常務理事・事務局長）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

3月7日には、「世界の水問題への取組の課題及び在り方」について、大垣眞一郎（独立行政法人国立環境研究所理事長）、栗原優（東レ株式会社フェロー、内閣府「最先端研究開発支援プログラム：メガトン水システム」中心研究者）、鈴木宣弘（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）及び村瀬誠（株式会社天水研究所代表取締役）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

3月13日には、「世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方」について、

国土交通省、経済産業省、外務省、厚生労働省、農林水産省及び総務省から説明を聴取し、質疑を行った。

4月3日には、「世界の水問題と日本の対外戦略」について、委員間の意見交換を行った。

5月29日には、3年間の調査を踏まえ、7分野58項目の提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月6日の調査会では、「我が国の水問題への取組の現状と課題」について政府から、下水道施設の整備状況と更新の課題、水災害への対応の現状と課題、雨水の利用状況、上水道施設の整備状況と更新における課題、上下水道事業の経営状況、水源林の状況及び保全策の現状と課題、外国人による土地取得と国際約束との関係、水源林保全問題と国内法との関連等について説明を聴取した。続いて政府に対し、上下水道事業の現状と課題、多様な水資源の確保に向けた取組、水源林の適正な保全・管理の在り方、洪水等大規模災害への対応の在り方等について質疑を行った。

2月27日の調査会では、「アフリカ及び中東の水問題への取組の課題」について参考人から、アフリカ及び中東の水問題とJICAの取組、アフリカにおけるBOPビジネスによる水問題の取組と政府支援の在り方、アフリカの水・衛生問題に対するNGO活動の現状と課題等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、政府開発援助（ODA）による施設整備と維持管理とのパッケージ化の必要性、中東の国際河川管理に対する日本の関与、水関連BOPビジネスの展開の現状と課題、国際NGOによる水・衛生改

善活動とODA資金の活用の在り方等について質疑を行った。

3月7日の調査会では、「世界の水問題への取組の課題及び在り方」について参考人から、水と社会との関わりと新たな時代に求められる水システムの在り方、水ビジネスに関する日本の対外戦略、我が国の食料自給と世界の水収支、ソーシャルビジネスと国際協力との連携等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、日本の水ビジネスの課題、水ビジネスに対する国家支援の在り方、水行政の一元化、ソーシャルビジネスの課題としての最貧困層への対応、援助機関とソーシャルビジネスとの関わり、日本の食料自給と世界の水収支、水の制約による米国農業の持続可能性等について質疑を行った。

3月13日の調査会では、「世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方」について政府から、下水道整備等水分野における国際協力、水災害防止に関する国際協力、水ビジネス国際展開への取組及び水ビジネス国際展開における官民連携、水分野におけるODA、上水道整備に関する国際協力、農林水産分野における国際協力、地方自治体水道事業の海外展開等について説明を聴取した。続いて政府に対し、水分野の国際協力の在り方、水ビジネスの在り方、地方自治体による水道事業の海外展開の課題、国内の水道事業に係る問題、水と食料に関する問題、水問題への政府の取組体制等について質疑を行った。

4月3日の調査会では、「世界の水問題と日本の対外戦略」について委員間の意見交換を行い、委員から、水問題に対する基本的な認識、水問題の国際協力の課題、水災害問題への取組、水ビジネスにおける課題、地方自治体水道事業体の海

外展開、水と食料問題に対する取組、多様な水源の確保に向けた取組、水問題に

対する政府の取組体制の在り方等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成25年2月6日(水) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「世界の水問題と日本の対外戦略」のうち、我が国の水問題への取組の現状と課題について政府参考人から説明を聞いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江崎孝君 (民主)、加藤修一君 (公明)、松田公太君 (みん)、藤原良信君 (生活)、行田邦子君 (み風)、紙智子君 (共産)、島尻安伊子君 (自民)、浜田和幸君 (国民)、加賀谷健君 (民主)、尾立源幸君 (民主)、藤原正司君 (会長質疑)

○平成25年2月27日(水) (第2回)

- 「世界の水問題と日本の対外戦略」のうち、アフリカ及び中東の水問題への取組の課題について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国際協力機構地球環境部長 不破雅実君
日本ポリグル株式会社代表取締役会長
ポリグルソーシャルビジネス株式会社会長 小田兼利君
公益財団法人ケア・インターナショナル
ジャパン常務理事・事務局長 武田勝彦君

〔質疑者〕

武内則男君 (民主)、石川博崇君 (公明)、紙智子君 (共産)、水落敏栄君 (自民)、亀井亜紀子君 (み風)、松田公太君 (みん)、浜田和幸君 (国民)、藤原良信君 (生活)、加藤修一君 (公明)、有村治子君 (自民)

○平成25年3月7日(木) (第3回)

- 「世界の水問題と日本の対外戦略」のうち、世界の水問題への取組の課題及び在り方について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国立環境研究所理事長 大垣眞一郎君
東レ株式会社フェロー
内閣府「最先端研究開発支援プログラム：メガトン水システム」中心研究者 栗原優君

東京大学大学院農学生命科学研究科教授
鈴木宣弘君

株式会社天水研究所代表取締役 村瀬誠君

〔質疑者〕

藤末健三君 (民主)、加藤修一君 (公明)、野村哲郎君 (自民)、紙智子君 (共産)、舟山康江君 (み風)、松田公太君 (みん)、浜田和幸君 (国民)、加賀谷健君 (民主)、藤原良信君 (生活)、江崎孝君 (民主)

○平成25年3月13日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「世界の水問題と日本の対外戦略」のうち、世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方について政府参考人から説明を聞いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾立源幸君 (民主)、野村哲郎君 (自民)、松田公太君 (みん)、藤原良信君 (生活)、石川博崇君 (公明)、紙智子君 (共産)、浜田和幸君 (国民)、島尻安伊子君 (自民)、藤末健三君 (民主)、橋本聖子君 (自民)、熊谷大君 (自民)、安井美沙子君 (民主)、加藤敏幸君 (民主)、江崎孝君 (民主)

○平成25年4月3日(水)(第5回)

○世界の水問題と日本の対外戦略について意見の交換を行った。

○平成25年5月29日(水)(第6回)

○国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査報告書を提出することを決定した。

○国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月12日に設置された。今期の調査テーマである「世界の水問題と日本の対外戦略」について鋭意調査を行い、課題と提言を含む調査報告書(最終報告)を取りまとめ、5月29日、議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

水は人間の生命の維持はもとより生態系の保全や経済社会活動に欠かすことのできない貴重な循環資源であり、重要な戦略物資でもある。世界では水問題の解決が主要な国際的課題となっており、我が国は、水に関する優れた知見と経験、ノウハウをいかし、安全な水の確保、総合的水資源管理の推進、革新的水循環システムの構築、食料生産のための水利用支援、ビジネスを通じた取組、水災害の防止・軽減のための国際協力等を進めているが、今後こうした取組を戦略的に進め、世界の水問題の解決に寄与するとともに、国際社会で存在感を示し、リーダーシップを発揮することが求められている。

このため、我が国は、次の基本認識に立ち、水問題解決のための諸施策に積極的に取り組むことが必要である。

一 水問題に対する基本認識

水が我が国の持続的な成長及び世界の安定と繁栄の実現にとり極めて重要であり、このことを広く国民に啓発するとともに、世界の水問題対処のため我が国の対外戦略を明確に打ち立て、長期的視野に立って世界の水問題の解決に取り組む姿勢を内外に示すべきである。

二 水問題に対する国際協力

ミレニアム開発目標(MDGs)達成のため、引き続き基礎的な衛生施設へのアクセス改善に取り組むほか、ポストMDGsにおいて、水に焦点を当てたより包括的な新たな目標を設定するなどリーダーシップを発揮すべきである。また、ODAにおいては、メンテナンスや使用状況のフォローアップを強化し、従来型の無償援助とソーシャルビジネスとを適切に組み合わせて運用するよう努めるべきである。

三 水災害への国際協力

開発等において防災・減災を重視する「防災の主流化」を進めるため、アジアを始めとする水害に脆弱な諸国に対し、ヒト・モノ・ノウハウを一体とした「防災パッケージ」の提供のほか、洪水予警報システムの開発や提供、人材育成などの国際協力を通じて、災害予防・対応能力の向上のための支援を強化すべきである。

四 国際河川流域管理における日本の役割

国際河川流域諸国間の利害調整は、周辺環境の保全、資源の適正利用、国家間の紛争防止等の観点から重要であり、我が国の第三国としての中立的立場や、優れた水資源に関する観測技術をいかし、メコン川などアジア地域を中心に、国際河川流域の安定と繁栄に寄与する取組を積極的

に推進すべきである。

五 水ビジネスを通じた国際貢献

水問題解決のための持続可能な国際貢献を行うためにも海外水ビジネスの展開が重要な課題となっており、政府等は、企業や地方自治体と連携し、政府間対話等の活用により相手国との交渉を更に進めるとともに案件形成や融資リスク管理等に関する必要な支援や情報提供を強化すべきである。また政府は上下水道事業の運営ノウハウを持つ地方自治体の海外展開に対し助言・指導等の支援を充実するほか、地方自治体にあってもリスクも含め住民への説明を十分に行うよう努めるべきである。さらに、中小企業による途上国の低所得者層を対象としたBOPビジネスに対しても官民連携による支援に積極的に取り組むべきである。

六 国内の水問題

水インフラ老朽施設の更新について必要な財政措置等を行うとともに、水需要減少期における水関連事業全体の在り方を検討するほか、水道の運営基盤強化に向け、官民の役割分担や民間技術の活用等を検討すべきである。また、世界の水と食料の需給のひっ迫傾向が予測されていること等に鑑み、食料自給率の向上に取り組むべきである。さらに、森林の水源かん養機能を維持するためには適切な森林管理が不可欠であり、そのため、林業の振興等を図るとともに、森林所有者の情報把握など必要な措置を講ずるべきである。加えて、総合的な水行政を推進し、水問題に効果的に取り組むため、水循環基本法の制定に向け必要な支援・協力を行うほか、雨水利用推進法の早期制定に向けて真剣に取り組むべきである。

七 世界の水問題に取り組む上での基盤整備

政府の水政策全般を強化するため、司令塔として内閣に水政策本部のような組織を置き、水政策に関する基本方針、実施計画等を策定するとともに、水行政の一元的な運用を図るため、関係閣僚会合のような場で調整を行うほか、水戦略担当大臣を置く等、明確な戦略の下で政府全体の取組を進めるべきである。

国民生活・経済・社会保障に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鴻池 祥肇 (自民)	小林 正夫 (民主)	福岡 資麿 (自民)
理事	石橋 通宏 (民主)	芝 博一 (民主)	松村 祥史 (自民)
理事	斎藤 嘉隆 (民主)	田城 郁 (民主)	山崎 力 (自民)
理事	藤井 基之 (自民)	徳永 エリ (民主)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	三原 じゅん子 (自民)	林 久美子 (民主)	谷 亮子 (生活)
理事	山本 博司 (公明)	藤本 祐司 (民主)	舟山 康江 (み風)
理事	寺田 典城 (みん)	岸 宏一 (自民)	荒井 広幸 (改革)
	大久保 勉 (民主)	鶴保 庸介 (自民)	
	金子 洋一 (民主)	中原 八一 (自民)	(25.2.6 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月12日（第176回国会）に設置され、同年12月に調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」と決定し、3年間にわたる調査を開始した。

最終年に当たる今国会においては、平成25年2月6日に、「我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性」について、内閣官房、内閣府、財務省及び厚生労働省から説明を聴取し、質疑を行った。

次に、2月27日には、「雇用とセーフティネットの現状と課題」について、日本放送協会解説委員後藤千恵君及び慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、3月13日には、「我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）」について、クレディ・スイス証券株式会社チーフエコノミスト白川浩道君及び株式会社大和総研調査提言企画室長鈴木準君の両

参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

その後、4月3日に、報告書を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

5月29日、3年目の調査を踏まえ、持続的な経済成長の必要性、持続可能な社会保障の構築、雇用とセーフティネットについての提言を含む報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月6日の調査会では、「我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性」について、西村内閣府副大臣、小渕財務副大臣及び梶屋厚生労働副大臣からそれぞれ説明を聴いた後、社会保障をコストと見るのではなく成長産業と見れば、雇用創出や地域経済の活性化につながることを認識しているか、女性が母親になっても働き続けるための環境整備を国としてどのように支援していくか、安倍内閣の緊急経済対策は非正規の労働者に対してどの程度効果があるか、長期的に見た場合の公共事業の維持管理費の増大と持続可能性についてどのように考えるか等

の質疑が行われた。

2月27日の調査会では、参考人から、働きたくても働けない就労困難者の急増、第二のセーフティネットである求職者支援制度の問題点、雇用対策と社会保障政策による安心して働ける環境づくりの必要性、少子高齢化とグローバル経済が進展する中での雇用問題、求められるセーフティネット改革等について意見が述べられた。その後、非正規雇用の企業内での能力開発について、中小企業にどのようにインセンティブを持たせるのか、中間的就労を支援するNPOを支えるための法整備の必要性についてどのように認識しているか、生活保護を受給する手前の生活困窮者に対する自立支援及び民生委員の関わりはどうあるべきか、多様な働き方の正規雇用者を増やしていくことが必要ではないか、外国人労働者に活躍してもらうために、どのような政策展開を行っていくべきか等の質疑が行われた。

3月13日の調査会では、参考人から、前回消費税増税以後の税収及び非裁量的な財政支出の変化、名目GDP減少と家計消費安定の背景、消費税増税は若年層消費にマイナスの影響を与えること、基礎的財政収支の改善目標が遠のいていること、消費税増税における低所得者対策への傾倒は改革の本質を見えにくくすること、国民負担率で見た国家像の選択肢等の意見が述べられた。その後、消費税増税により非ケインズ効果が働き、国の景気やGDPにプラスの効果を与えるという議論をどう評価するか、社会保障給付の所得代替率を削減していく必要があ

るとのことだが、バランスの取れた望ましい割合はどれくらいと考えているか、消費税への理解や支持を求めるためには軽減税率を採用する必要があると考えるがどうか、政府が行ってきた仕事を民間に委託することで歳出改革を行い、それが経済成長につながるのではないかな等の質疑が行われた。

4月3日の調査会では、委員間の意見の交換が行われ、一人一人を社会の構成員として大切にする包容力ある社会、例えば女性や高齢者も労働市場に参加できる社会にしなければならない、少子高齢化が進むと国内の市場規模が小さくなるため、世界に市場を求めるとともに日本も国を世界に向けて開いていくことが必要となる、自助で賄えないリスクについては保険による相互扶助で、世代間扶養については税による公助でという方向を目指すべきである、国家債務危機においては最初にカットされるのが社会保障であり、そうならないよう給付と負担のバランスについて一層検討が必要な状況にある、出生率の低下をいかに防ぐかにプライオリティーを置くべきであり、若年層の雇用を充実させなくてはならない、経済再生に当たっては、社会保障を充実させ、経済と社会保障を車の両輪としなければならない等の意見が述べられた。

5月29日、3年目の活動を踏まえ、持続的な経済成長の必要性、持続可能な社会保障の構築、雇用とセーフティネットについての提言を含む報告書を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成25年2月6日(水) (第1回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○国民生活・経済・社会保障に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決

定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性について西村内閣府副大臣、小渕財務副大臣及び榊屋厚生労働副大臣から説明を聴いた後、榊屋厚生労働副大臣、小渕財務副大臣及び西村内閣府副大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民主）、藤井基之君（自民）、山本博司君（公明）、寺田典城君（みん）、谷亮子君（生活）、舟山康江君（み風）、荒井広幸君（改革）、斎藤嘉隆君（民主）、三原じゅん子君（自民）、藤本祐司君（民主）、林久美子君（民主）

○平成25年2月27日（水）（第2回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、雇用とセーフティネットの現状と課題について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本放送協会解説委員 後藤千恵君
慶應義塾大学商学部教授 樋口美雄君

〔質疑者〕

徳永エリ君（民主）、中原八一君（自民）、山本博司君（公明）、寺田典城君（みん）、

谷亮子君（生活）、行田邦子君（み風）、田城郁君（民主）、藤井基之君（自民）、林久美子君（民主）

○平成25年3月13日（水）（第3回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

クレディ・スイス証券株式会社チーフエコノミスト 白川浩道君
株式会社大和総研調査提言企画室長 鈴木準君

〔質疑者〕

金子洋一君（民主）、福岡資麿君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、谷亮子君（生活）、行田邦子君（み風）、大久保勉君（民主）

○平成25年4月3日（水）（第4回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について意見の交換を行った。

○平成25年5月29日（水）（第5回）

- 国民生活・経済・社会保障に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国民生活・経済・社会保障に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）調査会報告要旨

国民生活・経済・社会保障に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月に設置された。1年目は、「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」を3年間の調査項目と決定した後、社会保障を中心に調査を行い、2年目は、経済を中心に調査を行った。

3年目は、我が国における経済及び社会保障の持続可能性について調査を行うこととし、我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性、雇用とセーフティネットの現状と課題及び我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）について調査を行った。その後、これまでの調査の概要を調査報告書として取りまとめ、5月29日、議長に提出した。

報告書の主な内容は次のとおりである。

我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性について、政府から説明を聴取し、社会保障の充実による安心の確保、公共事業の維持管理費の増大と持続可能性、非正規雇用対策等について質疑が行われた。

雇用とセーフティネットの現状と課題について、参考人から、安心して働ける環境づくり、少子化の進展、求められるセーフティネット改革等について意見が述べられ、企業内における非正規雇用の能力開発、生活困窮者の自立支援策、多様な働き方と正規雇用等について質疑が行われた。

我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）について、参考人から、名目GDP減少・家計消費安定の背景、基礎的財政収支の改善目標、国民負担率で見た国家像の選択肢等について意見が述べられ、消費税増税による非ケインズ効果、積極的な金融緩和のもたらす副作用、社会保障制度の給付と負担のバランス等について質疑が行われた。

続いて、委員間の意見交換を行い、持続的な経済成長と社会保障制度、少子化対策への取組、女性や高齢者の能力の活用等について意見が述べられた。

同報告書では、持続的な経済成長の必要性、持続可能な社会保障の構築、雇用とセーフティネットについて提言を行っている。

共生社会・地域活性化に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	直嶋 正行 (民主)	中谷 智司 (民主)	中西 祐介 (自民)
理事	難波 奨二 (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	渡辺 猛之 (自民)
理事	西村 まさみ (民主)	藤谷 光信 (民主)	山本 香苗 (公明)
理事	石井 浩郎 (自民)	前川 清成 (民主)	山田 太郎 (みん)
理事	岡田 広 (自民)	石井 みどり (自民)	田村 智子 (共産)
理事	横山 信一 (公明)	岩井 茂樹 (自民)	吉田 忠智 (社民)
理事	柴田 巧 (みん)	大江 康弘 (自民)	中山 恭子 (維新)
	相原 久美子 (民主)	加治屋 義人 (自民)	
	川崎 稔 (民主)	高階 恵美子 (自民)	

(25.2.6 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、共生社会・地域活性化に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置され、調査テーマ「地域活力の向上と共生社会の実現」の下、調査を進めてきた。調査の1年目は、第177回国会の平成23年6月8日、元気で活力ある地域の構築についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。調査の2年目は、第180回国会の平成24年5月23日、活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり―被災地の復興に向けて―の提言を含む中間報告書を議長に提出した。

調査の3年目は、「次世代へつなげる活力ある地域社会」を調査事項として取り上げ、鋭意調査を行った。今国会においては、平成25年2月6日、地域活力の再生について、参考人足立区長近藤やよい君、学習院大学大学院政治学研究科非常勤講師・東京大学大槌町・仮設まちづくり支援チームコミュニティ・マネジメントチーム統括補佐新雅史君及びWWB／ジャパン（女性のための世界銀行日本支部）代表奥谷京子君から、2月27日、地域における社会包摂と多様性の確保に

ついて、参考人立川市大山自治会会長佐藤良子君、特定非営利活動法人ネットワークオレンジ代表理事小野寺美厚君及び早稲田大学教育・総合科学学術院教授・過疎問題懇談会座長宮口侘迫君から、3月13日、次世代へつなげるまちづくりについて、参考人コミュニティデザイナー・株式会社studio-L代表山崎亮君、ひたちなか海浜鉄道株式会社代表取締役社長吉田千秋君及び公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン東日本大震災復興支援事業部副部長兼子どもにやさしい地域づくりプログラムマネージャー津田知子君から、それぞれ意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、共生社会・地域活性化に係る東日本大震災による被災地域の実情調査のため、3月7日及び8日の2日間、福島県に委員派遣を行った。

さらに、4月3日、共生型地域社会における個人情報の保護と利用及び東日本大震災による被災地を含む地域再生の在り方について、伊達内閣府副大臣及び浜田復興副大臣から説明を聴いた後、伊達内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、坂本総務副大臣、秋葉厚生労働副大臣、浜田

復興副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、4月3日、報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

参考人からの意見聴取及び質疑、被災地域の実情調査、政府からの説明聴取及び質疑、委員間の意見交換を踏まえ、5月29日、4つの柱から成る15項目の「次世代へつなげる活力ある地域社会についての提言」を含む調査報告書を議長に提出することを決定した。

〔調査の概要〕

2月6日の調査会では、参考人から地域活力の再生について、①誇りを持てる地域づくりに向けた足立区の取組、②商店街等の地域の職業集団育成の必要性、③女性起業家の育成・支援に関するWWB／ジャパンの活動等の意見を聴取し、質疑を行った。

2月27日の調査会では、参考人から地域における社会包摂と多様性の確保について、①大山自治会の住民が互いに支え合うまちづくりの取組、②障害の有無にかかわらず誰もが主役として活躍できる地域づくりを目指すネットワークオレンジの活動、③外部の視点による農村の価値の再認識と次世代への継承の必要性等の意見を聴取し、質疑を行った。

3月13日の調査会では、参考人から次世代へつなげるまちづくりについて、①

住民による提案型・参加型のまちづくりの必要性、②地方鉄道の存続とまちづくりが一体となった地域活性化の取組とその意義、③子どもの声をまちづくりに反映させる必要性等の意見を聴取し、質疑を行った。

4月3日の調査会では、共生型地域社会における個人情報保護と利用及び東日本大震災による被災地を含む地域再生の在り方について、消費者庁及び復興庁から説明を聴取した後、①個人情報に関するいわゆる過剰反応への対策とその検証、②個人情報保護法に関する地方自治体向けの啓発の必要性、③原子力発電所の導入に対する国の社会的責任、④被災地の首長や住民と国が信頼関係を構築する必要性、⑤復興にとどまらない新たな地域づくりの観点の必要性、⑥早期帰還・定住プランと避難解除等区域復興再生計画の関係、⑦避難解除等区域における生活条件整備に対する国の支援、⑧被災地の地域医療再生に向けた国の支援等について政府に対する質疑を行った。

同日の調査会では、報告の取りまとめに向けて、誰もが安心して暮らせるまちづくり、多様な主体の社会参加、まちづくりにおける人と人とのつながり、個人情報の保護と利用の在り方、各地域の歴史や風土に根ざした魅力の周知、被災地復興への取組、次世代の意見の反映等について意見が述べられた。

（２）調査会経過

○平成25年2月6日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 共生社会・地域活性化に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、次世代へつなげる活力ある地域社会（地域活力の再生）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

足立区長 近藤やよい君

学習院大学大学院政治学研究科非常勤講師・東京大学大槌町・仮設まちづくり支援チームコミュニティ・マネジメントチーム統括補佐 新雅史君

WWB／ジャパン（女性のための世界銀行日本支部）代表 奥谷京子君

〔質疑者〕

藤谷光信君（民主）、渡辺猛之君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、田村智子君（共産）、相原久美子君（民主）、柴田巧君（みん）、岡田広君（自民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成25年2月27日(水)（第2回）

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、次世代へつなげる活力ある地域社会（地域における社会包摂と多様性の確保）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

立川市大山自治会会長 佐藤良子君

特定非営利活動法人ネットワークオレンジ代表理事 小野寺美厚君

早稲田大学教育・総合科学学術院教授・過疎問題懇談会座長 宮口侗迪君

〔質疑者〕

難波奨二君（民主）、高階恵美子君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、田村智子君（共産）、西村まさみ君（民主）、石井浩郎君（自民）、岡田広君（自民）、藤谷光信君（民主）

○平成25年3月13日(水)（第3回）

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、次世代へつなげる活力ある地域社会（次世代へつなげるまちづくり）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

コミュニティデザイナー・株式会社 s t u d i o - L 代表 山崎亮君

ひたちなか海浜鉄道株式会社代表取締役社

長 吉田千秋君

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン東日本大震災復興支援事業部副部長兼子どもにやさしい地域づくりプログラムマネージャー 津田知子君

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、中西祐介君（自民）、山本香苗君（公明）、柴田巧君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、中山恭子君（維新）、難波奨二君（民主）、岩井茂樹君（自民）、山田太郎君（みん）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成25年4月3日(水)（第4回）

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、次世代へつなげる活力ある地域社会（共生型地域社会における個人情報保護と利用及び東日本大震災による被災地を含む地域再生の在り方）について伊達内閣府副大臣及び浜田復興副大臣から説明を聴いた後、伊達内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、坂本総務副大臣、秋葉厚生労働副大臣、浜田復興副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

直嶋正行君（会長質疑）、藤谷光信君（民主）、岡田広君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、田村智子君（共産）、西村まさみ君（民主）、岩井茂樹君（自民）

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、次世代へつなげる活力ある地域社会について意見の交換を行った。

○平成25年5月29日(水)（第5回）

- 共生社会・地域活性化に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 共生社会・地域活性化に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

委員派遣

○平成25年3月7日(木)、8日(金)

- 共生社会・地域活性化に係る東日本大震災による被災地域の実情調査

〔派遣地〕

福島県

〔派遣委員〕

直嶋正行君（民主）、難波奨二君（民主）、
西村まさみ君（民主）、石井浩郎君（自民）、
岡田広君（自民）、横山信一君（公明）、柴
田巧君（みんな）、相原久美子君（民主）、羽

田雄一郎君（民主）、藤谷光信君（民主）、
岩井茂樹君（自民）、渡辺猛之君（自民）、
山田太郎君（みんな）、田村智子君（共産）、
福島みずほ君（社民）、中山恭子君（維新）

（３）調査会報告要旨

共生社会・地域活性化に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、共生社会・地域活性化に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月に設置された。

本調査会は、「地域活力の向上と共生社会の実現」を調査テーマとし、1年目は「元気で活力ある地域の構築」、2年目は「活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり―被災地の復興に向けて―」を調査事項とし、最終年に当たる3年目は、「次世代へつなげる活力ある地域社会」を調査事項として取り上げることとした。

参考人からの意見聴取、政府に対する質疑、委員間の意見交換等を通じて調査を進めてきた結果、「次世代へつなげる活力ある地域社会についての提言」を含めた調査報告書を取りまとめ、5月29日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の主な内容は、次のとおりである。

一 住民やコミュニティによる地域活力の向上

1 地域に貢献するコミュニティビジネスの推進

会計事務支援や他の起業家との交流機会の提供、セーフティネットの構築

2 商店街等の地域集団の強化

外部人材の積極的活用、商店街等によるまちづくりの目標設定と行政の支援、買物客や住民同士の交流拠点確保

3 まちづくりと公共交通

行政・住民の支援、商業・農業・漁業との連携、地域事情に応じた第三セクター事業の採算の検討

4 過疎地の価値の再認識

自然を扱う技の継承、外部の視点による過疎地の魅力・価値の再認識、都市と地方の交流促進

5 まちづくりにおける行政の在り方

積極的な情報発信のための職員の意識改革、NPO等の活動の場への職員の参加、各種助成制度を組み合わせ有効に活用できる仕組みづくり

二 多様な主体の社会参加と支え合い

1 高齢者の能力発揮と孤立化防止

意欲と能力のある高齢者に対する活躍の場の提供、高齢者のグループ活動支援等の孤立化防止、地方自治体における高齢者等の実情把握

2 障害者の社会参加の促進

学び合い交流し合う場の設置による障害者の社会参加の仕組みづくり、思春期を迎えた障害

者の支援

3 女性の社会参加の拡大

女性起業の拡大と男女協働への展開、子育て中の就労支援等の女性が継続して働ける環境の整備

4 個人情報保護制度の広報啓発

説明会開催等の広報啓発活動と効果の検証、国と地方自治体が連携した相談業務の充実

5 要援護者等の情報把握

要援護者の名簿作成を法的に位置付けるための災害対策法制の見直し、NPO等の公益的な団体に限定した個人情報提供の仕組みづくり

三 被災地の復興・再生

1 安心して暮らせるまちづくり

産業の再生、雇用の確保、インフラ復旧、住宅再建、地域アイデンティティの再構築、コミュニティの再生、多様な主体が復興を担えるための人材育成・起業支援

2 原子力災害被災地の復興・再生

国と地方自治体の首長や住民との信頼関係の構築、雇用の確保、インフラ整備、生活関連サービスの復旧・再開、避難受入地域への国の支援、農作物等の風評被害の解消

四 次世代のまちづくりに向けて

1 これからの住民参加のまちづくり

行政と住民が対等に議論できる関係の構築、行政と住民をつなぐ専門家の柔軟な発想による取組

2 次世代を担う人材の育成と確保

子ども・若者に対する時代に合った的確な教育、挑戦できる場等の自信を持てる機会の提供、次世代の多様な働き方・生き方を学ぶ機会の拡充、地域に貢献できる人材の招致とNPO等の育成

3 子ども参加のまちづくり

地方自治体における専門部署の設置・専門家の配置、子どもの意見に対する地域社会の受容力の強化

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会 長	小坂 憲次（自民）	鈴木 寛（民主）	中曽根 弘文（自民）
幹 事	小西 洋之（民主）	谷 博之（民主）	古川 俊治（自民）
幹 事	藤本 祐司（民主）	玉置 一弥（民主）	丸山 和也（自民）
幹 事	松井 孝治（民主）	樽井 良和（民主）	山谷 えり子（自民）
幹 事	中川 雅治（自民）	那谷屋 正義（民主）	魚住 裕一郎（公明）
幹 事	西田 昌司（自民）	福山 哲郎（民主）	竹谷 とし子（公明）
幹 事	野上 浩太郎（自民）	前川 清成（民主）	谷合 正明（公明）
幹 事	藤川 政人（自民）	増子 輝彦（民主）	松田 公太（みん）
幹 事	西田 実仁（公明）	水岡 俊一（民主）	佐藤 公治（生活）
幹 事	江口 克彦（みん）	有村 治子（自民）	はた ともこ（生活）
	足立 信也（民主）	磯崎 仁彦（自民）	井上 哲士（共産）
	大島 九州男（民主）	宇都 隆史（自民）	亀井 亜紀子（み風）
	北澤 俊美（民主）	衛藤 晟一（自民）	福島 みずほ（社民）
	櫻井 充（民主）	片山 さつき（自民）	水戸 将史（維新）
	榛葉 賀津也（民主）	佐藤 正久（自民）	舛添 要一（改革）
			（25. 3. 13 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）による国会法の一部改正により、第167回国会の召集日である平成19年8月7日、各議院に憲法審査会が設けられた。憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「二院制」と「新しい人権」をテーマにそれぞれ3回の審査会を開催することとなった。

3月13日、「二院制」について憲法審査会事務局当局から報告を聴取した後、意見の交換を行った。

4月3日、「二院制」のうち、二院制の

存在意義について参考人東京経済大学現代法学部教授加藤一彦君及び東洋大学法学部教授加藤秀治郎君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

5月22日、「二院制」のうち、衆参両院の権限配分及び参議院の構成について参考人駒澤大学法学部教授大山礼子君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。その後、「二院制」について意見の交換を行った。

5月29日、「新しい人権」について憲法審査会事務局当局から報告を聴取した。その後、「新しい人権」のうち、基本的人権全般について参考人明治大学法科大学院教授高橋和之君及び京都大学大学院法学研究科教授土井真一君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

6月5日、「新しい人権」のうち、環境

権、プライバシー権などについて参考人慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君及び慶應義塾大学法学部教授小山剛君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

6月12日、「新しい人権」について意見の交換を行った。

〔調査の概要〕

3月13日、憲法審査会事務局当局から、参議院憲法調査会における二院制についての議論の概要及び憲法調査会報告書提出後の二院制を取り巻く情勢について報告を聴取した後、委員相互間において意見の交換が行われた。

4月3日、参考人東京経済大学現代法学部教授加藤一彦君から、経済的国力と人口規模を考慮した世界の国の状況は、中国以外は二院制であること、参議院の憲法的機能は、①多様な民意の反映、②第一院の補完機能、③慎重審議の励行、④議会内の均衡の要請、⑤参議院議員通常選挙による定時的定点の民意反映機能の5点であること、ねじれ国会は解決可能な問題であり、憲法の予想の範囲内であること等について説明が行われた。次に東洋大学法学部教授加藤秀治郎君から、議院内閣制における議会の役割は有権者に対立点を示すアリーナ型であること、独自性を求め衆議院とは異なる選挙制度とすることには反対であること、改革案は①衆議院の再議決の要件を過半数にし、かつ再議決までに60日の冷却期間を設ける、②両院協議会を改革し成案を得やすくする、③（両院議員で構成する）両院合同会の活用による一院制への移行の3案であること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

5月22日、参考人駒澤大学法学部教授大山礼子君から、参議院の独自性のために衆議院の選挙制度と異なる選挙制度にすれば、民意から離れた参議院が強い権限をもつこと、拒否権の行使ではなく充実した審議により、参議院は存在感を発揮することが可能であること、内閣法案の審査は重要であり、充実した審議のため内閣と国会との建設的対話が必要であること等について説明が行われた。次に一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から、憲法上の統治機構はテキストによる縛りのほかに余白の部分も多く、実際に機能する姿には可変性があること、民主的正統性の強さと議院に与えられる権限の強さは相関関係にあること、憲法を変えるよりも議会制の運用を見直すべきであり、二大政党制ではなく穏健な多党制を志向しながら参議院が独自性を見出す必要があること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。その後、「二院制」について委員相互間において意見の交換が行われた。

5月29日、憲法審査会事務局当局から、参議院憲法調査会における新しい人権についての議論の概要について報告を聴取した。その後、参考人明治大学法科大学院教授高橋和之君から、憲法とは国家権力の組織と行使の方法に関する基本的ルールであって憲法の名宛人は国家であること、公共の福祉を人権間の衝突の調整原理と解すると、人権とは言い難い対抗利益を人権と主張することにより人権のインフレ化を引き起こすことから学説上見直しの動きがあること、新しい人権への対応方法は①法律による対応、②憲法改正による対応、③裁判所による「法創造」が考えられる一方、幸福追求権の

範囲は学説上未解決であること等について説明が行われた。次に京都大学大学院法学研究科教授土井真一君から、個人の尊重とは人格の尊厳と個性の尊重であって、憲法の中核的原理であること、裁判所が個別の訴訟を通じて解釈により新しい人権を保障することは期待されるが、思い切った判断においては国会の役割が重要であること、新しい人権の保障については、広範な合意が得られれば憲法改正も考えられるが、法律による実現でもよいのであって、最も効果的で適切な方法を選択することが必要であること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

6月5日、参考人慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君から、新しい人権として環境権、プライバシーの権利、知る権利が考えられるが、環境権は権利義務へのあてはめが難しく、国の環境維持義務の方がなじみやすいこと、憲法改正によらなくても新しい人権は法律で相当程度カバーでき、また「憲法上の人権リストに限られない」という規定が憲法に

あれば、裁判所が人権を確認することが可能になること、不完全な人間が作るものである以上、憲法は不磨の大典ではなく見直しが必要であり、人権リストへの新しい権利の追加はあり得ること等について説明が行われた。次に慶應義塾大学法学部教授小山剛君から、新しい人権は重要であり、憲法改正の場合当然に有力候補となるが、そのためだけの憲法改正は不要であること、新しい人権の明文化の検討に当たっては、①どのような憲法を望むのか、②基本的人権という形式で記述するのか、別の形式で記述するのかを考える必要があること、憲法には国家が実現すべき価値や理念を宣明するワイマール憲法型と、法として裁判により貫徹できるドイツ基本法型の2種類があり、どちらの憲法観を選ぶかによって犯罪被害者の権利の扱いなどに違いが出ること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

6月12日、「新しい人権」について委員相互間において意見の交換が行われた。

(2) 審査会経過

○平成25年3月13日(水) (第1回)

- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 「二院制」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成25年4月3日(水) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「二院制」のうち、二院制の存在意義について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京経済大学現代法学部教授 加藤一彦君

東洋大学法学部教授 加藤秀治郎君

[質疑者]

前川清成君(民主)、福島みずほ君(社民)、磯崎仁彦君(自民)、松田公太君(みんな)、亀井亜紀子君(み風)、谷合正明君(公明)、はたともこ君(生活)、井上哲士君(共産)、小西洋之君(民主)、水戸将史君(維新)、江田五月君(民主)、舛添要一君(改革)、古川俊治君(自民)、松井孝治君(民主)、宇都隆史君(自民)

○平成25年5月22日(水) (第3回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「二院制」のうち、衆参両院の権限配分及び参議院の構成について次の参考人から意見を

聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

駒澤大学法学部教授 大山礼子君

一橋大学大学院法学研究科教授 只野雅人君

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、西田実仁君（公明）、井上哲士君（共産）、佐藤公治君（生活）、舛添要一君（改革）、福島みずほ君（社民）、宇都隆史君（自民）、小西洋之君（民主）、藤本祐司君（民主）

- 「二院制」について意見の交換を行った。

○平成25年5月29日（水）（第4回）

- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査のうち、「新しい人権」について必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「新しい人権」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた。
- 「新しい人権」のうち、基本的人権全般について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

明治大学法科大学院教授 高橋和之君

京都大学大学院法学研究科教授 土井真一君

〔質疑者〕

谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、松井孝治君（民主）、舛添要一君（改革）、福島みずほ君（社民）、はたともこ君（生活）、小西洋之君（民主）、片山さつき君（自民）、亀井亜紀子君（み風）、増子輝彦君（民主）、磯崎仁彦君（自民）、江田五月君（民主）

○平成25年6月5日（水）（第5回）

- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 「新しい人権」のうち、環境権、プライバシー権などについて次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学法学部教授

弁護士 小林節君

慶應義塾大学法学部教授 小山剛君

〔質疑者〕

福島みずほ君（社民）、片山さつき君（自民）、井上哲士君（共産）、水戸将史君（維新）、西田実仁君（公明）、小西洋之君（民主）、佐藤公治君（生活）、宇都隆史君（自民）、前川清成君（民主）、亀井亜紀子君（み風）、舛添要一君（改革）、山谷えり子君（自民）、磯崎仁彦君（自民）、江口克彦君（みん）

○平成25年6月12日（水）（第6回）

- 「新しい人権」について意見の交換を行った。

4 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	一川	保夫（民主）	金子	恵美（民主）	溝手	顕正（自民）
幹 事	那谷屋	正義（民主）	川崎	稔（民主）	宮沢	洋一（自民）
幹 事	柳田	稔（民主）	羽田	雄一郎（民主）	脇	雅史（自民）
幹 事	吉田	博美（自民）	関口	昌一（自民）	松	あきら（公明）
	小川	勝也（民主）	橋本	聖子（自民）	川田	龍平（みん） (25. 2. 1 現在)

審査会経過

- 平成25年2月1日（金）（第5回）
- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,123件（267種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害者福祉についての新たな法制に関する請願」141件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」99件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」74件、「難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願」55件、「安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願」50件などであった。各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣149件、総務16件、法務125件、外交防衛100件、財政金融266件、文教科学245件、厚生労働865件、農林水産2件、経済産業129件、国土交通79件、環境49件、議院運営1件、災害対策6件、倫理選挙10件、消費者問題18件、震災復興24件、憲法39件であった。

請願者の総数は1194万8,894人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、6月12日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同月19日までと決定された。

紹介提出期限の6月19日までに受理した請願は、同月24日までに委員会及び憲法審査会に付託されたものの、委員会及び憲法審査会で審査されないまますべて審査未了となった。

2 請願件数表

委 員 会 ・ 憲 法 審 査 会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	149	—	—	149	—	
総 務	16	—	—	16	—	
法 務	125	—	—	125	—	
外 交 防 衛	100	—	—	100	—	
財 政 金 融	266	—	—	266	—	
文 教 科 学	245	—	—	245	—	
厚 生 労 働	865	—	—	865	—	
農 林 水 産	2	—	—	2	—	
経 済 産 業	129	—	—	129	—	
国 土 交 通	79	—	—	79	—	
環 境	49	—	—	49	—	
議 院 運 営	1	—	—	1	—	
災 害 対 策	6	—	—	6	—	
倫 理 選 挙	10	—	—	10	—	
消 費 者 問 題	18	—	—	18	—	
震 災 復 興	24	—	—	24	—	
憲 法	39	—	—	39	—	
計	2, 123	—	—	2, 123	—	提出総数 2, 123件

質問主意書一覧

第183回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
1	法曹養成制度検討会議に関する質問主意書	平山 誠君	25. 1. 28	25. 1. 30	25. 2. 5	25. 2. 6 第5号
2	生活保護基準の見直しに関する質問主意書	川田 龍平君	1. 28	1. 30	2. 5	2. 6 第5号
3	警察庁が開示した行政文書に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 28	1. 30	2. 5	2. 6 第5号
4	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 28	1. 30	2. 5	2. 6 第5号
5	日本郵政社長人事に関する質問主意書	中西 健治君	1. 28	1. 30	2. 5	2. 6 第5号
6	法人税に係る欠損金の繰越控除制度に関する質問主意書	中西 健治君	1. 28	1. 30	2. 5	2. 6 第5号
7	道州制の導入に向けた基本的認識に関する質問主意書	江口 克彦君	1. 29	2. 4	2. 8	2. 15 第6号
8	東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域内の牛をはじめとする家畜の活用に関する質問主意書	中西 健治君	1. 30	2. 4	2. 8	2. 15 第6号
9	行政による法令適用事前確認手続に関する質問主意書	松田 公太君	1. 30	2. 4	2. 8	2. 15 第6号
10	デフレからの早期脱却に向けての雇用・賃金拡大策に関する質問主意書	荒井 広幸君	1. 30	2. 4	2. 8	2. 15 第6号
11	竹島問題に関する質問主意書	亀井 亜紀子君	1. 31	2. 4	2. 8	2. 15 第6号
12	在アルジェリア邦人に対するテロ事件の犠牲者等に対する補償問題に関する質問主意書	山田 太郎君	1. 31	2. 4	2. 8	2. 15 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
13	「北朝鮮人権法」に関する質問主意書	有田 芳生君	25. 1. 31	25. 2. 4	25. 2. 8	25. 2. 15 第6号
14	環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への交渉参加検討に関する質問主意書	平山 幸司君	2. 1	2. 6	2. 12	2. 15 第6号
15	解雇規制の見直し等労働法制の抜本的見直し等に関する質問主意書	江口 克彦君	2. 5	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
16	東日本大震災からの復興のための財源に関する質問主意書	中西 健治君	2. 5	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
17	我が国の国政選挙における選挙期間等に関する質問主意書	藤巻 幸夫君	2. 6	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
18	我が国が締結している国際約束と今後の在り方に関する質問主意書	山田 太郎君	2. 6	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
19	拉致問題と不審船に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 7	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
20	脳死下臓器摘出に関する質問主意書	川田 龍平君	2. 7	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
21	日本の安全を脅かす中国海軍による火器管制レーダー照射に関する質問主意書	大野 元裕君	2. 7	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
22	道州制の導入に向けたタイムスケジュールに関する質問主意書	江口 克彦君	2. 8	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
23	原子力規制庁の審議官が日本原電の役員に公表前の専門家会合の情報を漏洩した件に関する質問主意書	平山 誠君	2. 8	2. 13	2. 19	2. 26 第7号
24	働く者の権利を守る労働組合となるための見直しに関する質問主意書	荒井 広幸君	2. 12	2. 18	2. 22	2. 26 第7号
25	領空侵犯とその対処に関する質問主意書	大野 元裕君	2. 12	2. 18	2. 22	2. 26 第7号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
26	一般用医薬品のネット販売に関する質問主意書	又市 征治君	25. 2. 13	25. 2. 18	25. 2. 22	25. 2. 26 第 7 号
27	「国民監査請求制度」の創設に関する質問主意書	荒井 広幸君	2. 14	2. 18	2. 22	2. 26 第 7 号
28	東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域への一時立入許可基準等に関する質問主意書	中西 健治君	2. 14	2. 18	2. 22	2. 26 第 7 号
29	日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 14	2. 18	2. 22	2. 26 第 7 号
30	生活扶助基準の見直しに関する質問主意書	福島 みずほ君	2. 18	2. 20	2. 26	2. 28 第 8 号
31	東海再処理工場、六ヶ所再処理工場の安全規制等に関する質問主意書	川田 龍平君	2. 18	2. 20	2. 26	2. 28 第 8 号
32	国の統治形態に関する質問主意書	江口 克彦君	2. 19	2. 25	3. 1	3. 5 第 9 号
33	リハビリテーションを重視した介護サービスの在り方に関する質問主意書	江口 克彦君	2. 19	2. 25	3. 1	3. 5 第 9 号
34	尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 19	2. 25	3. 1	3. 5 第 9 号
35	尖閣諸島に対する米国の態度に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 19	2. 25	3. 1	3. 5 第 9 号
36	環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 19	2. 25	3. 1	3. 5 第 9 号
37	中国空軍戦闘機接近が発生した際の自衛隊所属戦闘機による緊急発進に関する質問主意書	大野 元裕君	2. 21	2. 25	3. 1	3. 5 第 9 号
38	質問主意書と答弁書に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 21	2. 25	3. 1	3. 5 第 9 号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
39	平成二十五年度の原子力発電関連予算に関する質問主意書	福島 みずほ君	25. 2. 21	25. 2. 25	25. 3. 1	25. 3. 5 第9号
40	高江ヘリパッド工事における土砂崩落事故に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 25	2. 27	3. 5	3. 6 第10号
41	道徳教育の充実に関する質問主意書	江口 克彦君	2. 26	3. 4	3. 8	3. 15 第11号
42	国の統治形態と官僚制に関する質問主意書	江口 克彦君	2. 26	3. 4	3. 8	3. 15 第11号
43	拉致被害者の政府認定基準に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 28	3. 4	3. 8	3. 15 第11号
44	厚生労働省労働基準局におけるサービス残業等の実態及び改善に向けた取組方針に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 1	3. 6	3. 12	3. 15 第11号
45	島根県西部地域における米軍による低空飛行訓練に関する質問主意書	福島 みずほ君	3. 1	3. 6	3. 12	3. 15 第11号
46	原子力発電所の新安全基準骨子案に関する質問主意書	福島 みずほ君	3. 1	3. 6	3. 12	3. 15 第11号
47	麻生太郎金融担当大臣のゆうちょ銀行に対する発言に関する質問主意書	森田 高君	3. 4	3. 6	3. 12	3. 15 第11号
48	地方活性化策に関する質問主意書	江口 克彦君	3. 5	3. 11	3. 15	3. 25 第12号
49	インターネットを用いた請願制度に関する質問主意書	松田 公太君	3. 6	3. 11	3. 15	3. 25 第12号
50	幼児教育無償化に関する質問主意書	林 久美子君	3. 7	3. 11	3. 15	3. 25 第12号
51	日本銀行総裁等役員の退職手当の在り方に関する質問主意書	山田 太郎君	3. 7	3. 11	3. 15	3. 25 第12号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
52	日朝平壤宣言に関する質問主意書	有田 芳生君	25. 3. 7	25. 3. 11	25. 3. 15	25. 3. 25 第12号
53	キャンプ富士等へのオスプレイ配備・訓練に関する質問主意書	井上 哲士君 外1名	3. 11	3. 13	3. 19	3. 25 第12号
54	医療・介護分野に重点を置いた経済成長と雇用確保の在り方に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 11	3. 13	3. 19	3. 25 第12号
55	トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 11	3. 13	3. 19	3. 25 第12号
56	国の出先機関に関する質問主意書	江口 克彦君	3. 12	3. 18	3. 22	3. 25 第12号
57	拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 13	3. 18	3. 22	3. 25 第12号
58	日本郵政グループの企業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に関する質問主意書	森田 高君	3. 13	3. 18	3. 22	3. 25 第12号
59	大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問主意書	松野 信夫君	3. 15	3. 21	3. 26	3. 29 第13号
60	六・三・三・四制の抜本的な見直しに関する質問主意書	江口 克彦君	3. 19	3. 25	3. 29	4. 5 第14号
61	地方公務員の給与改定に関する質問主意書	斎藤 嘉隆君	3. 19	3. 25	3. 29	4. 5 第14号
62	日朝平壤宣言に関する再質問主意書	有田 芳生君	3. 21	3. 25	3. 29	4. 5 第14号
63	エネルギーコスト削減に向けた具体的なアクションに関する質問主意書	藤末 健三君	3. 25	3. 27	4. 2	4. 5 第14号
64	「拉致問題に関する認定分科会」に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 26	4. 1	4. 5	4. 19 第15号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
65	中国のPM二・五による大気汚染に関する質問主意書	松田 公太君	25. 3. 28	25. 4. 1	25. 4. 5	25. 4. 19 第15号
66	法曹養成制度検討会議及び法曹養成制度関係閣僚会議に関する質問主意書	平山 誠君	3. 29	4. 3	4. 9	4. 19 第15号
67	宙に浮いた年金記録とその対処に関する質問主意書	大野 元裕君	3. 29	4. 3	4. 9	4. 19 第15号
68	利根川・江戸川河川整備計画の策定に関する質問主意書	大河原 雅子君	4. 1	4. 3	4. 9	4. 19 第15号
69	日朝平壤宣言に関する第三回質問主意書	有田 芳生君	4. 2	4. 8	4. 12	4. 19 第15号
70	重粒子線がん治療に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 2	4. 8	4. 12	4. 19 第15号
71	我が国のサイバーセキュリティ政策に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 2	4. 8	4. 12	4. 19 第15号
72	食用油の表示に関する質問主意書	福島 みずほ君	4. 3	4. 8	4. 12	4. 19 第15号
73	武器輸出三原則等に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 8	4. 10	4. 16	4. 19 第15号
74	ハーグ条約及び親権の在り方に関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 8	4. 10	4. 16	4. 19 第15号
75	裁判官訴追委員会への訴追請求に対する政府の見解に関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 8	4. 10	4. 16	4. 19 第15号
76	少子高齢社会における独立行政法人都市再生機構の在り方に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 9	4. 15	4. 19	4. 26 第16号
77	子ども・被災者支援法に基づく基本方針策定に関する質問主意書	神本 美恵子君	4. 11	4. 15	4. 19	4. 26 第16号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
78	拉致問題対策本部事務局関係予算・決算に関する質問主意書	有田 芳生君	25. 4. 11	25. 4. 15	25. 4. 19	25. 4. 26 第16号
79	教育バウチャー制度の導入に関する質問主意書	江口 克彦君	4. 12	4. 17	4. 23	4. 26 第16号
80	安倍首相の所信表明演説において日朝国交正常化に触れない理由に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 18	4. 22	4. 26	
81	石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 22	4. 24	4. 30	
82	一般用医薬品販売の実態と改善に関する質問主意書	又市 征治君	4. 23	5. 1	5. 7	
83	日本軍「慰安婦」問題の強制連行を示す文書に関する質問主意書	紙 智子君	4. 23	5. 1	5. 7	
84	一九四五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問主意書	福島 みずほ君	4. 24	5. 1	5. 7	
85	武器輸出三原則等に関する再質問主意書	糸数 慶子君	4. 25	5. 1	5. 7	
86	原子力艦による原子力災害への対策に関する質問主意書	井上 哲士君 外1名	4. 26	5. 1	5. 7	
87	北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 26	5. 1	5. 7	
88	オスプレイの低空飛行訓練の法的根拠に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 1	5. 8	5. 14	5. 15 第19号
89	ボーイング787型機のバッテリー事故の原因解明と根本的な事故対策及び拙速な運航再開計画の見直しの必要性に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 1	5. 8	5. 14	5. 15 第19号
90	核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第二回準備委員会における共同声明への日本政府の不賛同に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 7	5. 13	5. 17	5. 22 第21号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
91	著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問主意書	藤末 健三君	25. 5. 7	25. 5. 13	25. 5. 17	25. 5. 22 第21号
92	インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 7	5. 13	5. 17	5. 22 第21号
93	古屋拉致問題担当大臣の記者会見に関する質問主意書	有田 芳生君	5. 8	5. 13	5. 17	5. 22 第21号
94	石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する再質問主意書	川田 龍平君	5. 8	5. 13	5. 17	5. 22 第21号
95	放射線に関する副読本に関する質問主意書	神本 美恵子君	5. 10	5. 15	5. 21	5. 22 第21号
96	T P P 協定交渉における日米両国の公開文書の不一致に関する質問主意書	舟山 康江君	5. 13	5. 15	5. 21	5. 22 第21号
97	大学の設置認可の在り方に関する質問主意書	江口 克彦君	5. 14	5. 20	5. 24	
98	よど号グループに関する質問主意書	有田 芳生君	5. 14	5. 20	5. 24	
99	裁判員制度に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 15	5. 20	5. 24	
100	竹島問題に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 15	5. 20	5. 24	
101	総理大臣公邸に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 15	5. 20	5. 24	
102	風営法のダンス営業規制に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 15	5. 20	5. 24	
103	向精神薬の子どもへの投与に関する質問主意書	加賀谷 健君	5. 17	5. 22	5. 28	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
104	十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問主意書	又市 征治君	25. 5. 21	25. 5. 27	25. 5. 31	
105	医薬品のインターネット販売に関する質問主意書	蓮 舫君	5. 22	5. 27	5. 31	
106	政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問 主意書	有田 芳生君	5. 23	5. 27	5. 31	
107	ハッ場ダム本体関連工事に関する質問主意書	大河原 雅子君	5. 28	6. 3	6. 7	
108	飯島内閣官房参与訪朝と拉致問題に関する質問主意 書	有田 芳生君	5. 30	6. 3	6. 7	
109	ＨＰＶワクチンに関する質問主意書	水戸 将史君	5. 30	6. 3	6. 7	
110	原子力損害賠償支援機構の役員に関する質問主意書	谷岡 郁子君	5. 31	6. 5	6. 11	
111	コンテンツの表現の規制に関する質問主意書	樽井 良和君	5. 31	6. 5	6. 11	
112	発電所設置に係る環境影響評価の評価期間の短縮に 関する質問主意書	藤末 健三君	6. 3	6. 5	6. 11	
113	公職の選挙における通称の認定に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 3	6. 5	6. 11	
114	北海道えりも町沖のゼニガタアザラシ捕殺中止に関 する質問主意書	徳永 エリ君	6. 6	6. 10	6. 14	
115	拉致問題と学校教育及び人権教育・啓発に関する質 問主意書	有田 芳生君	6. 6	6. 10	6. 14	
116	改正特商法によるリユースへの影響に関する質問主 意書	林 久美子君	6. 6	6. 10	6. 14	

番 号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答弁書 受領 月 日	掲載 会議録
117	自衛官の国際条約における位置づけに関する質問主意書	藤末 健三君	25. 6. 7	25. 6. 12	25. 6. 18	
118	日本軍「慰安婦」問題の強制連行を示す文書及び政府認識に関する質問主意書	紙 智子君	6. 10	6. 12	6. 18	
119	平城宮跡の保全と継承に関する質問主意書	山下 芳生君	6. 10	6. 12	6. 18	
120	介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問主意書	大河原 雅子君	6. 11	6. 17	6. 21	
121	地域ケア会議に関する質問主意書	大河原 雅子君	6. 11	6. 17	6. 21	
122	介護保険の不正受給をチェックするシステムに関する質問主意書	はた とまこ君	6. 11	6. 17	6. 21	
123	工業用水の利用拡大に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 13	6. 17	6. 21	
124	耕作放棄地への再生可能エネルギーの導入に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 13	6. 17	6. 21	
125	拉致被害者の情報収集に関する質問主意書	有田 芳生君	6. 13	6. 17	6. 21	
126	「親学」の推進に関する質問主意書	江口 克彦君	6. 14	6. 19	6. 25	
127	地方衛生研究所の地方独立行政法人化に関する質問主意書	江崎 孝君	6. 17	6. 19	6. 25	
128	拉致問題解決に関する質問主意書	有田 芳生君	6. 19	6. 24	6. 28	
129	原子力損害賠償支援機構の役員に関する再質問主意書	谷岡 郁子君	6. 20	6. 24	6. 28	

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
130	鳥取市庁舎整備に関する質問主意書	川上 義博君	25. 6. 20	25. 6. 24	25. 6. 28	
131	原子力損害の賠償に関する法律の改正に関する質問 主意書	福島 みずほ君	6. 21	6. 26	7. 2	
132	性同一性障害等の性的マイノリティに対する偏見や 差別を助長しかねない教員採用試験における適性検 査の実態とその改善等に関する質問主意書	尾辻 かな子君	6. 24	6. 26	7. 2	
133	国家公務員給与の臨時特例措置の地方への波及に関 する質問主意書	尾辻 かな子君	6. 24	6. 26	7. 2	
134	通所サービスの送迎のための駐車確保に関する質問 主意書	又市 征治君	6. 24	6. 26	7. 2	
135	地方自治体における障害者の雇用促進に関する質問 主意書	加賀谷 健君	6. 24	6. 26	7. 2	
136	満員電車に関する質問主意書	加賀谷 健君	6. 24	6. 26	7. 2	
137	NPO法人に対する補助事業、委託事業のあり方に 関する質問主意書	加賀谷 健君	6. 24	6. 26	7. 2	
138	北海道外アイヌの民族認定と奨学金事業に関する質 問主意書	紙 智子君	6. 24	6. 26	7. 2	
139	環境基本法に基づく厳正な「放射性物質による環境 汚染防止のための措置」と関連個別法の整備に関す る質問主意書	川田 龍平君	6. 24	6. 26	7. 2	
140	環境関連法における放射性物質の扱いに関する質問 主意書	平山 誠君	6. 24	6. 26	7. 2	
141	北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する 再質問主意書	有田 芳生君	6. 24	6. 26	7. 2	
142	一般用医薬品のインターネット販売の解禁に関する 質問主意書	辻 泰弘君	6. 25	6. 26	7. 2	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
143	航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンドレーダーの配備と弾道ミサイル防衛への対応等に関する質問主意書	井上 哲士君	25. 6.25	25. 6.26	25. 7. 2	
144	「村山談話」及び「河野談話」の継承と施策に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.25	6.26	7. 2	
145	国連「健康に対する権利」に関する勧告書及び日本政府の対応に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.25	6.26	7. 2	
146	電磁波対策に関する質問主意書	紙 智子君	6.26	6.26	7. 2	
147	石綿健康被害者の救済に関する質問主意書	川田 龍平君	6.26	6.26	7. 2	
148	安倍内閣総理大臣等の本院予算委員会欠席に関する質問主意書	谷岡 郁子君	6.26	6.26	7. 2	
149	安倍内閣総理大臣及び国務大臣の委員会出席拒否に関する質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26	7. 2	

選挙制度の改革に関する検討会

選挙制度の改革に関する検討会名簿（12名）

議長	平田 健二（無）	水野 賢一（みん）	片山 虎之助（維新）
副議長	山崎 正昭（無）	広野 ただし（生活）	舩添 要一（改革）
	輿石 東（民主）	山下 芳生（共産）	
	中曽根 弘文（自民）	舟山 康江（み風）	
	白浜 一良（公明）	又市 征治（社民）	
(25. 6. 19 現在)			

選挙制度協議会名簿（14名）

座長	一川 保夫（民主）	木庭 健太郎（公明）	吉田 忠智（社民）
	江崎 孝（民主）	中西 健治（みん）	片山 虎之助（維新）
	藤原 正司（民主）	佐藤 公治（生活）	自見 庄三郎（国民）
	岡田 直樹（自民）	井上 哲士（共産）	荒井 広幸（改革）
	溝手 顕正（自民）	舟山 康江（み風）	
(25. 3. 5 現在)			

（１）検討の経緯

選挙制度の改革に関する検討会は、平成25年の通常選挙に向けた選挙制度の見直しについて協議を行うため、第176回国会の平成22年10月5日に開かれた各会派代表者懇談会での合意を経て、設置された。

第183回国会においては、平成25年6月19日に検討会（第7回）を開いた。同検討会では、第179回国会に実務的な協議を行うため検討会の下に設置された、選挙制度

協議会から協議の経過について報告を受けた後、各会派から報告に対する意見が述べられ、平成25年の通常選挙後も引き続き抜本的な見直しに向けた協議を行い、早急に結論を得ることを確認した。

なお、選挙制度協議会は、平成25年3月5日に協議会（第13回）及び平成25年5月21日に協議会（第14回）が開かれ、協議を行った。

（２）検討会経過

○平成25年6月19日（水）（第7回）

- 選挙制度協議会から協議の経過について報告を受けた。
- 報告について各会派から意見が述べられた。
- 通常選挙後も引き続き抜本的な見直しに向けた協議を行い、早急に結論を得ることを確認した。

選挙制度協議会

○平成25年3月5日（火）（第13回）

- 会派の変更に伴う本協議会の構成の変更にについて確認した。
- これまでの本協議会の協議の経緯等につい

て、事務局から説明を聴取した。

- 今後の進め方について協議を行った。
- 次回の協議会については、国会情勢を踏まえつつ、改めて調整することとした。

○平成25年5月21日（火）（第14回）

- 会派の変更に伴う本協議会の構成の変更にについて確認した。
- 平成24年衆議院議員定数訴訟高裁判決の概要について、事務局から説明を聴取した。
- 今後の進め方について協議を行った。
- 次回の協議会については、国会情勢を踏まえつつ、改めて調整することとした。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第169回 (常 会)	20. 1. 18(金)	20. 1. 18(金)	20. 6. 21(土)	150	6	156
第170回 (臨時会)	20. 9. 24(水)	20. 9. 29(月)	20. 12. 25(木)	68	25	93
第171回 (常 会)	21. 1. 5(月)	21. 1. 5(月)	21. 7. 21(火) 衆議院解散	150	48	198
第172回 (特別会)	21. 9. 16(水)	21. 9. 18(金)	21. 9. 19(土)	4	—	4
第173回 (臨時会)	21. 10. 26(月)	21. 10. 26(月)	21. 12. 4(金)	36	4	40
第174回 (常 会)	22. 1. 18(月)	22. 1. 18(月)	22. 6. 16(水)	150	—	150
第175回 (臨時会)	22. 7. 30(金)	22. 7. 30(金)	22. 8. 6(金)	8	—	8
第176回 (臨時会)	22. 10. 1(金)	22. 10. 1(金)	22. 12. 3(金)	64	—	64
第177回 (常 会)	23. 1. 24(月)	23. 1. 24(月)	23. 8. 31(水)	150	70	220
第178回 (臨時会)	23. 9. 13(火)	23. 9. 13(火)	23. 9. 30(金)	4	14	18
第179回 (臨時会)	23. 10. 20(木)	23. 10. 21(金)	23. 12. 9(金)	51	—	51
第180回 (常 会)	24. 1. 24(火)	24. 1. 24(火)	24. 9. 8(土)	150	79	229
第181回 (臨時会)	24. 10. 29(月)	24. 10. 29(月)	24. 11. 16(金) 衆議院解散	33	—	19
第182回 (特別会)	24. 12. 26(水)	24. 12. 28(金)	24. 12. 28(金)	3	—	3
第183回 (常 会)	25. 1. 28(月)	25. 1. 28(月)	25. 6. 26(水)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会 回 次	召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20(火)
第 2 回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第 3 回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第 4 回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第 5 回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第 6 回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第 7 回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第 8 回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第 9 回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第 10 回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第 11 回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第 12 回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第 13 回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第 14 回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第 15 回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第 16 回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第 17 回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第 133 回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第 18 回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第 143 回 (臨時会)	10. 7. 30(木)
第 19 回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第 152 回 (臨時会)	13. 8. 7(火)
第 20 回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第 160 回 (臨時会)	16. 7. 30(金)
第 21 回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第 167 回 (臨時会)	19. 8. 7(火)
第 22 回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第 175 回 (臨時会)	22. 7. 30(金)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成24年12月28日現在)

第2次安倍内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

新藤 義孝 (衆・自民)

法務大臣

谷垣 禎一 (衆・自民)

外務大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

文部科学大臣

下村 博文 (衆・自民)

厚生労働大臣

田村 憲久 (衆・自民)

農林水産大臣

林 芳正 (参・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償支援機構))

茂木 敏充 (衆・自民)

国土交通大臣

太田 昭宏 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

石原 伸晃 (衆・自民)

防衛大臣

小野寺 五典 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

根本 匠 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

古屋 圭司 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、科学技術政策、宇宙政策))

山本 一太 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画))

森 まさこ (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

甘利 明 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

稲田 朋美 (衆・自民)

内閣官房副長官

加藤 勝信 (衆・自民)

世耕

弘成 (参・自民)

杉田

和博

副大臣

復興副大臣

谷 公一（衆・自民）
浜田 昌良（参・公明）

内閣府副大臣

西村 康稔（衆・自民）
伊達 忠一（参・自民）

内閣府副大臣

復興副大臣

寺田 稔（衆・自民）

総務副大臣

柴山 昌彦（衆・自民）

総務副大臣

内閣府副大臣

坂本 哲志（衆・自民）

法務副大臣

後藤 茂之（衆・自民）

外務副大臣

鈴木 俊一（衆・自民）
松山 政司（参・自民）

財務副大臣

小渕 優子（衆・自民）
山口 俊一（衆・自民）

文部科学副大臣

谷川 弥一（衆・自民）
福井 照（衆・自民）

厚生労働副大臣

榊屋 敬悟（衆・公明）

厚生労働副大臣

復興副大臣

秋葉 賢也（衆・自民）

農林水産副大臣

江藤 拓（衆・自民）
加治屋 義人（参・自民）

経済産業副大臣

菅原 一秀（衆・自民）

経済産業副大臣

内閣府副大臣

赤羽 一嘉（衆・公明）

国土交通副大臣

梶山 弘志（衆・自民）
鶴保 庸介（参・自民）

環境副大臣

田中 和徳（衆・自民）

環境副大臣

内閣府副大臣

井上 信治（衆・自民）

防衛副大臣

江渡 聡徳（衆・自民）

大臣政務官

内閣府大臣政務官

山際 大志郎（衆・自民）

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

亀岡 偉民（衆・自民）

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

島尻 安伊子（参・自民）

総務大臣政務官

橘 慶一郎（衆・自民）

片山 さつき（参・自民）

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

北村 茂男（衆・自民）

法務大臣政務官

盛山 正仁（衆・自民）

外務大臣政務官

あべ 俊子（衆・自民）

城内 実（衆・自民）

若林 健太（参・自民）

財務大臣政務官

伊東 良孝（衆・自民）

竹内 譲（衆・公明）

文部科学大臣政務官

丹羽 秀樹（衆・自民）

義家 弘介（衆・自民）

厚生労働大臣政務官

とかしき なおみ
（衆・自民）

丸川 珠代（参・自民）

農林水産大臣政務官

稲津 久（衆・公明）

農林水産大臣政務官

復興大臣政務官

長島 忠美（衆・自民）

経済産業大臣政務官

佐藤 ゆかり（参・自民）

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

平 将明（衆・自民）

国土交通大臣政務官

赤澤 亮正（衆・自民）

松下 新平（参・自民）

国土交通大臣政務官

復興大臣政務官

坂井 学（衆・自民）※

環境大臣政務官

齋藤 健（衆・自民）

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

秋野 公造（参・公明）

防衛大臣政務官

左藤 章（衆・自民）

佐藤 正久（参・自民）

※ 25. 2. 4 国土交通大臣政務官兼復興大臣政務官徳田毅辞任、2. 6 坂井学就任

政府特別補佐人

人事院総裁	原	恒雄	内閣法制局長官	山本	庸幸
公正取引委員会委員長	杉本	和行	原子力規制委員会委員長	田中	俊一
公害等調整委員会委員長	富越	和厚			

- ※ 25. 2. 21 原子力規制委員会委員長 田中俊一 承認
25. 3. 13 公正取引委員会委員長 杉本和行 承認

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委員会等
平成16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常 会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常 会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常 会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常 会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705
21年	171 (常 会)	5,906	2,129	3,777
	172 (特別会)	173	172	1
	173 (臨時会)	1,447	723	724
22年	174 (常 会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常 会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常 会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常 会)	5,580	1,780	3,800

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	9,691	187,126	41,826	81,816	57,239	4,876	1,369	368

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成25年の数は、第183回国会終了日(6月26日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団 体 内 訳		
			小学校	中学校	その他
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度 4 月	1,686	30	2	28	0
5 月	5,086	87	36	48	3
(年度途中計)	6,772	117	38	76	3

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
スペイン上院議長一行 (24. 12. 21 招待状発送)	団長 上院議長 ピオ・ガルシア＝エスクデロ・マルケス君 随員 上院事務局議長首席補佐官 カエタナ・エルナンデス・デ・ラ・リバ君 同 上院事務局国際関係担当局長 マリア・ロペス・モレノ・デ・カラ君 同 上院事務局広報担当補佐官 マリア・アンヘレス・ブスナディエゴ・ペセス君	25. 2. 25 ～ 3. 2
ドイツ連邦共和国連邦参議院議長一行 (25. 4. 8 招待状発送)	団長 連邦参議院議長 ヴィンフリート・クレッチマン君 同夫人 ゲルリンデ・クレッチマン君 団員 連邦参議院議員 ペーター・フリードリヒ君 同 同 フランツ・ウンターシュテラー君 同 連邦参議院代理議員 テレジア・パウアー君	25. 5. 19 ～ 5. 24

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
インドに対する我が国の政府開発援助に関する調査 (25.2.14 議長決定)	インド	25. 3. 7 ～ 3.12	北川イッセイ君(自民) 柳澤 光美君(民主) 石川 博崇君(公明) 寺田 典城君(みん) 大門 実紀史君(共産)	25. 6. 21 議院運営委員会 に報告書を提出
ベトナムに対する我が国の政府開発援助に関する調査 (25.2.19 議長決定)	ベトナム	25. 3. 8 ～ 3.13	二之湯 智君(自民) 安井 美沙子君(民主) 大江 康弘君(自民)	25. 6. 21 議院運営委員会 に報告書を提出
タンザニア及びモザンビークに対する我が国の政府開発援助に関する調査 (25.2.12 議長決定)	タンザニア、 モザンビーク	25. 3. 8 ～ 3.14	津田 弥太郎君(民主) 石橋 通宏君(民主) 山本 順三君(自民)	25. 6. 21 議院運営委員会 に報告書を提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第21回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会出席 (25.1.16 議長決定)	ロシア	25. 1. 26 ～ 1.31	徳永 エリ君(民主) 磯崎 仁彦君(自民)	25. 6. 21 議院運営委員会 に報告書を提出
第128回 I P U（列国議会同盟）会議出席 (25.2.27 議長決定)	エクアドル	25. 3. 21 ～ 3.29	尾立 源幸君(民主) 小野 次郎君(みん)	25. 6. 21 議院運営委員会 に報告書を提出
第4回G20国会議長会議出席 (25.3. 6 議長決定)	メキシコ	25. 4. 1 ～ 4. 7	玉置 一弥君(民主) 中曽根 弘文君(自民)	25. 6. 21 議院運営委員会 に報告書を提出

9 我が国で開催された国際会議

会議名	第34回日本・EU議員会議	
開催地	東京	
期 間	平成25年 2 月13 日	
出席議員	日本国会代表团 団長 衆議院議員 保利 耕輔君 副団長 参議院議員 藤田 幸久君 同 同 小坂 憲次君 同 衆議院議員 中川 正春君 参議院議員 江崎孝君、大久保勉君、白眞勲君、 林久美子君、川口順子君、熊谷大君、 渡辺猛之君、荒木清寛君、松田公太 君、主濱了君 衆議院議員 秋元司君、伊藤信太郎君、うへの賢 一郎君、衛藤征士郎君、大塚拓君、 鴨下一郎君、北村誠吾君、後藤田正 純君、島田佳和君、竹本直一君、橘 慶一郎君、平井たくや君、星野剛士 君、保岡興治君、玄葉光一郎君、渡 辺周君、浦野靖人君、小熊慎司君、 村上政俊君、伊藤涉君、興水恵一君、 柿沢未途君	欧州議会代表团 団長 ヨハネス・コルネリス・ファン・バーレン君 (オランダ) 第二副団長 アルトゥル・ザサダ君 (ポーランド) バスティアン・ベルダー君 (オランダ) ブルーノ・ゴルニツシュ君 (フランス) ドロレス・ガルシア-イエロ・カラパイヨ君 (スペイン) ユェンス・ガイア君 (ドイツ) ミロスワフ・ピオトロスキ君 (ポーランド) アダム・コサ君 (ハンガリー) マルコム・ハーバー君 (英国) デレク・ヴォーン君 (英国) ズザーナ・ブルゾボアータ君 (チェコ) クサバ・ソゴー君 (ルーマニア) アロイス・ペテルレ君 (スロベニア)

10 国会に対する報告等 (24. 12. 29～25. 6 . 26)

第182回国会閉会後から第183回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報 告 等 の 名 称
平成25年	
1. 22(火)	○ 東ティモール国際平和協力業務の実施の結果(平成25年1月)
25(金)	○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成24年7月1日から同年12月31日まで) ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(第10回)
29(火)	○ 平成23年度特別会計財務書類
2. 1(金)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成24年10月29日から平成25年1月27日まで)
8(金)	○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成24年)
15(金)	○ 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告(平成25年2月) ○ 国と地方の協議の場(平成24年度第3回)における協議の概要に関する報告書
26(火)	○ 平成23年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 平成23年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
3. 1(金)	○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ○ 平成24年度第3・四半期予算使用の状況 ○ 平成24年度第3・四半期国庫の状況
5(火)	○ 日本放送協会平成23年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書 ○ 平成25年度地方団体の歳入歳出総額の見込額 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
15(金)	○ 平成25年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
22(金)	○ 国民の保護に関する基本指針の変更(平成25年3月) ○ 地方財政の状況(平成25年3月)
27(水)	○ 平成24年官民人事交流に関する年次報告
29(金)	○ 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告(平成25年3月28日)
4. 5(金)	○ 平成24年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告 ○ 平成24年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
19(金)	○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成24年1月1日から同年12月31日まで) ○ 平成24年団体規制状況の年次報告
23(火)	○ 調達価格等に関する報告(平成25年4月)
26(金)	○ 「平成24年度中小企業の動向」及び「平成25年度中小企業施策」
5. 17(金)	○ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年5月)
28(火)	○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果(平成25年5月) ○ ハイチ国際平和協力業務の実施の結果(平成25年5月)

	○「平成24年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成25年度交通安全施策に関する計画」
31(金)	○ 循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月) ○ 平成24年度食育推進施策
6. 4(火)	○「平成24年度環境の状況」及び「平成25年度環境の保全に関する施策」 ○「平成24年度循環型社会の形成の状況」及び「平成25年度循環型社会の形成に関する施策」 ○「平成24年度生物の多様性の状況」及び「平成25年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」 ○ 平成24年度原子力規制委員会年次報告
7(金)	○ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日) ○ 2012年の国際労働機関第101回総会において採択された勧告に関する報告書 ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成25年6月) ○「平成24年度森林及び林業の動向」及び「平成25年度森林及び林業施策」 ○ 平成24年度ものづくり基盤技術の振興施策
11(火)	○ 平成24年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置 ○「平成24年度食料・農業・農村の動向」及び「平成25年度食料・農業・農村施策」 ○ 平成24年度首都圏整備に関する年次報告 ○「平成24年度土地に関する動向」及び「平成25年度土地に関する基本的施策」 ○「平成24年度観光の状況」及び「平成25年度観光施策」
14(金)	○「平成24年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成25年度高齢社会対策」 ○ 平成24年度犯罪被害者等施策 ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成25年6月) ○ 教育振興基本計画(平成25年6月14日) ○「平成24年度水産の動向」及び「平成25年度水産施策」 ○ 平成24年度エネルギーに関する年次報告
18(火)	○ 平成24年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況 ○ 平成24年度子ども・若者育成支援施策の実施状況 ○ 平成24年度人権教育及び人権啓発施策
21(金)	○「防災に関してとった措置の概況」及び「平成25年度の防災に関する計画」 ○ 平成24年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成25年度男女共同参画社会の形成の促進施策 ○ 平成24年度消費者政策の実施の状況 ○ 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告(平成25年6月) ○ 平成24年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 ○ 平成24年度公害等調整委員会年次報告 ○ 平成24年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告 ○ 平成24年度第4・四半期予算使用の状況(出納整理期間を含まず) ○ 平成24年度第4・四半期国庫の状況 ○ 平成24年度人事院の業務状況報告書
25(火)	○ 平成24年度障害者施策の概況 ○ 平成24年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況 ○ 平成24年度科学技術の振興に関する年次報告

11 国会関係日誌（24.12.29～25.6.26）

年月日	事 項
【第182回国会(特別会)閉会后】	
平成25年	
1. 4(金)	○ 辻第一元衆議院議員逝去
7(月)	○ 参・「日本未来の党」、「生活の党」に会派名変更
10(木)	○ 参・「新党大地」解散 ○ 平山誠参議院議員、みどりの風へ入会
13(日)	○ 瓦力元衆議院議員(元防衛庁長官)逝去
14(月)	○ 清水澄子元参議院議員逝去
16(水)	○ 森田高参議院議員、国民新党を退会 ○ 安倍総理、ベトナム、タイ、インドネシア訪問(～19日)
18(金)	○ 常会召集を閣議決定
19(土)	○ 野々山一三元参議院議員逝去
21(月)	○ 貴志八郎元衆議院議員逝去 ○ 佐藤泰三元参議院議員逝去
22(火)	○ 参・ODA特別委委員派遣(福島県、宮城県、～23日)
23(水)	○ 米長晴信参議院議員、みんなの党へ入会 ○ 佐藤剛男元衆議院議員逝去
24(木)	○ 参・農林水産委(畜産物等の価格安定等について質疑、畜産物価格等について委員会決議)
27(日)	○ 岐阜県知事選、古田肇氏3選
【第183回国会(常会)】	
28(月)	○ 参・本会議(7特別委員会設置、所信表明演説) ○ 衆・本会議(10特別委員会設置、所信表明演説) ○ 開会式
30(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)
31(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目)
2. 1(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目)
4(月)	○ 衆・本会議(財政演説(平成24年度補正予算)) ○ 参・本会議(財政演説(平成24年度補正予算))
5(火)	○ 衆・本会議(代表質問)
6(水)	○ 参・本会議(代表質問) ○ 衆・予算委(平成24年度補正予算提案理由説明) ○ 参・予算委(平成24年度補正予算趣旨説明)
7(木)	○ 衆・予算委(平成24年度補正予算基本的質疑)
8(金)	○ 衆・予算委(平成24年度補正予算基本的質疑)
10(日)	○ 桜井郁三元衆議院議員逝去
12(火)	○ 衆・予算委(平成24年度補正予算集中審議「安倍内閣の政治姿勢等」) ○ 欧州議会代表团、平田議長訪問
13(水)	○ 衆・予算委(平成24年度補正予算締めくくり質疑)

	○ 第34回日本・EU議員会議開催
14(木)	○ 衆・予算委(平成24年度補正予算可決) ○ 衆・本会議(北朝鮮による3度目の核実験に対する決議、平成24年度補正予算可決)
15(金)	○ 参・本会議(北朝鮮による3度目の核実験に対する決議)
18(月)	○ 参・予算委(平成24年度補正予算総括質疑) ○ 白保台一元衆議院議員逝去
19(火)	○ 参・予算委(平成24年度補正予算総括質疑)
20(水)	○ 参・予算委(平成24年度補正予算集中審議「安倍内閣の基本姿勢」)
21(木)	○ 参・予算委 ○ 安倍総理、米国訪問(～24日)
25(月)	○ スペイン上院議長一行(参議院招待)、平田議長訪問
26(火)	○ 参・予算委(平成24年度補正予算締めくくり質疑、平成24年度補正予算可決) ○ 衆・本会議 ○ 参・本会議(平成24年度補正予算可決)
27(水)	○ 参・予算委(集中審議「外交に関する諸問題」)
28(木)	○ 衆・予算委(集中審議「訪米報告等」) ○ 衆・本会議(政府4演説) ○ 参・本会議(政府4演説)
3. 4(月)	○ 衆・本会議(第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議、代表質問1日目)
5(火)	○ 参・本会議(第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議、代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目) ○ 選挙制度協議会(第13回)
6(水)	○ 参・本会議(財政金融委員長辞任・選挙、代表質問2日目) ○ 衆・予算委(平成25年度総予算提案理由説明)
7(木)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算基本的質疑) ○ 参・共生・地域調査会委員派遣(福島県、～8日) ○ 参議院ODA調査派遣第4班(インド、～12日)
8(金)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算基本的質疑) ○ 参議院ODA調査派遣第1班(タンザニア、モザンビーク、～14日) ○ 参議院ODA調査派遣第3班(ベトナム、～13日)
11(月)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算基本的質疑) ○ 東日本大震災2周年追悼式、平田議長出席
12(火)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算基本的質疑、集中審議「安倍内閣の政治姿勢等」)
13(水)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算集中審議「震災復興等」) ○ 参・憲法審査会(「二院制」について報告聴取、意見交換) ○ 行田邦子参議院議員、みどりの風を退会、みんなの党へ入会
14(木)	○ 衆・予算委 ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法の各条章のうち、第1章及び第2章の論点について説明聴取、自由討議) ○ 衆・本会議(同意人事案件:日本銀行総裁及び副総裁について同意、所得税法案、消費税率引上げ措置法案、地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
15(金)	○ 参・本会議(同意人事案件:日本銀行総裁及び副総裁について同意)
17(日)	○ 千葉県知事選、森田健作氏再選

18(月)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算集中審議「経済対策・経済連携等」)
21(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法の各条章のうち、第3章及び第4章の論点について説明聴取、自由討議) ○ 中島武敏元衆議院議員逝去
22(金)	○ 衆・本会議(地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決、番号法案、番号関係法律整備法案、内閣法案、地方情報システム法案趣旨説明・質疑)
25(月)	○ 参・本会議(所得税法案、地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑) ○ コートジボワール共和国国民議会議長一行、平田議長訪問
26(火)	○ 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決)
27(水)	○ 参・財政金融委(所得税法案可決) ○ 参・「国民新党」解散
28(木)	○ 衆・予算委(平成25年度暫定予算提案理由説明、質疑、平成25年度暫定予算可決) ○ 衆・本会議(平成25年度暫定予算可決)
29(金)	○ 参・予算委(平成25年度総予算趣旨説明、平成25年度暫定予算趣旨説明、総括質疑、平成25年度暫定予算可決) ○ 参・本会議(平成25年度暫定予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
30(土)	○ 安倍総理、モンゴル訪問(～31日)
4. 1(月)	○ 衆・予算委
2(火)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算集中審議「金融・経済・財政等」)
3(水)	○ 参・憲法審査会(「二院制」のうち、二院制の存在意義について意見聴取、質疑)
4(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法の各条章のうち、第5章の論点について説明聴取、自由討議) ○ 衆・本会議(ハーグ条約、ハーグ条約実施法案趣旨説明・質疑)
5(金)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算集中審議「エネルギー・原発等」) ○ 衆・本会議(同意人事案件:日本銀行総裁について同意) ○ 参・本会議(同意人事案件:日本銀行総裁について同意)
8(月)	○ 衆・予算委
9(火)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算集中審議「統治機構・行政改革・政治改革等」) ○ メキシコ合衆国大統領一行、平田議長訪問
10(水)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算集中審議「教育等」)
11(木)	○ 衆・予算委公聴会 ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法の各条章のうち、第6章の論点について説明聴取、自由討議)
12(金)	○ 衆・予算委分科会(～15日) ○ 衆・本会議(消費税転嫁特措法案趣旨説明・質疑)
14(日)	○ 下条進一郎元参議院議員(元厚生相)逝去
16(火)	○ 衆・予算委(平成25年度総予算集中審議「外交・安保等」、締めくくり質疑、平成25年度総予算可決) ○ 衆・本会議(平成25年度総予算可決) ○ ミャンマー連邦共和国国民民主連盟議長一行、平田議長訪問
17(水)	○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
18(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法の各条章のうち、第7章の論点について説明聴取、自由討議)
19(金)	○ 参・本会議(福島復興再生特措法案趣旨説明・質疑)
22(月)	○ 参・予算委(平成25年度総予算基本的質疑) ○ 田畑金光元参議院議員(元衆議院議員)逝去
23(火)	○ 参・予算委(平成25年度総予算基本的質疑)

	○ 衆・本会議（ハーグ条約承認） ○ 川崎稔参議院議員、平野達男参議院議員、民主党・新緑風会を退会
24(水)	○ 参・予算委 ○ 今野東元参議院議員（元衆議院議員）逝去
25(木)	○ 衆・憲法審査会（日本国憲法の各条章のうち、第8章の論点について説明聴取、自由討議） ○ 参・予算委（平成25年度総予算集中審議「経済財政等」） ○ 参・震災復興特別委（福島復興再生特措法案可決）
26(金)	○ 参・本会議（福島復興再生特措法案可決） ○ 参・予算委 ○ 衆・本会議 ○ 柴田睦夫元衆議院議員逝去
28(日)	○ 参議院議員補欠選挙、山口県選挙区で江島潔氏が当選 ○ 安倍総理、ロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、トルコ訪問（～5月4日）
30(火)	○ 江島潔参議院議員、自由民主党・無所属の会へ入会 ○ 参・予算委委員派遣（地方公聴会）（第1班沖縄県、第2班岩手県、～5月1日）
5. 2(木)	○ 参・予算委公聴会
7(火)	○ 参・予算委（平成25年度総予算集中審議「経済・雇用・社会保障等」）
8(水)	○ 参・予算委（平成25年度総予算集中審議「外交防衛・経済連携等」）
9(木)	○ 衆・憲法審査会（日本国憲法の各条章のうち、第9章の論点について説明聴取、自由討議） ○ 参・本会議（室井邦彦君辞職許可、環境委員長川口順子君解任決議案可決） ○ 参・予算委委嘱審査（常任委） ○ 衆・本会議（ハーグ条約実施法案可決、番号法案修正議決、番号関係法律整備法案可決、内閣法案修正議決、地方情報システム法案可決、災害対策基本法案趣旨説明・質疑）
10(金)	○ 参・本会議（番号法案、番号関係法律整備法案趣旨説明・質疑） ○ 参・予算委委嘱審査（特別委） ○ 衆・本会議（厚生年金保険法案趣旨説明・質疑）
13(月)	○ 参・予算委（平成25年度総予算集中審議「復興・エネルギー・原発・環境等」）
14(火)	○ 参・予算委（平成25年度総予算集中審議「安倍内閣の政治姿勢」） ○ 衆・本会議（食品表示法案趣旨説明・質疑） ○ 清水徳松元衆議院議員逝去
15(水)	○ 参・予算委（平成25年度総予算集中審議「外交・内政の諸問題」、締めくり質疑、平成25年度総予算否決） ○ 参・本会議（環境委員長選挙、平成24年度総予算否決） ○ 衆・本会議 ○ 平成25年度一般会計予算外2件両院協議会（成案を得ず）、平成25年度総予算成立
16(木)	○ 衆・憲法審査会（日本国憲法の各条章のうち、第10章、第11章及び前文の論点について説明聴取、自由討議） ○ 衆・本会議（海賊海域警備特措法案趣旨説明・質疑） ○ カナダ下院議長一行、平田議長訪問
17(金)	○ 参・本会議 ○ 衆・本会議（消費税転嫁特措法案修正議決、海外需要開拓機構法案趣旨説明・質疑） ○ 西村眞悟衆議院議員、日本維新の会を退会
19(日)	○ 北川石松元衆議院議員（元環境庁長官）逝去 ○ 伊藤忠治元衆議院議員逝去
20(月)	○ 参・決算委（平成22年度決算議決、措置要求決議）

	○ ドイツ連邦共和国連邦参議院議長一行(参議院招待)、平田議長訪問
21(火)	○ 衆・本会議(石川知裕君辞職許可) ○ 選挙制度協議会(第14回)
22(水)	○ 参・本会議(大江康弘君辞職許可、平成22年度決算議決) ○ 参・憲法審査会(「二院制」のうち、衆参両院の権限配分及び参議院の構成について意見聴取、質疑、「二院制」について意見交換) ○ 参・「自由民主党・無所属の会」、「自由民主党」に会派名変更
23(木)	○ 衆・憲法審査会(緊急事態と憲法をめぐる諸問題について説明聴取、自由討議、国会と司法の関係をめぐる諸問題(裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会等)そのほかについて説明聴取、自由討議) ○ 参・内閣委(番号法案可決、番号関係法律整備法案可決) ○ 衆・本会議(厚生年金保険法案修正議決、自衛隊法案趣旨説明・質疑) ○ 尾辻かな子氏繰上補充当選(室井邦彦参議院議員辞職による)、民主党・新緑風会に入会
24(金)	○ 参・本会議(平成23年度決算の概要報告、質疑、番号法案可決、番号関係法律整備法案可決) ○ 参・決算委(平成23年度決算概要説明) ○ 安倍総理、ミャンマー訪問(～26日) ○ 高橋清孝元参議院議員逝去
27(月)	○ 参・本会議(消費税転嫁特措法案趣旨説明・質疑)
28(火)	○ 衆・本会議(災害対策基本法案可決、海外需要開拓機構法案可決、電気事業法案趣旨説明・質疑)
29(水)	○ 参・本会議 ○ 参・憲法審査会(「新しい人権」について報告聴取、「新しい人権」のうち、基本的人権全般について意見聴取、質疑)
31(金)	○ 参・経済産業、財政金融、消費者問題連合審査会(消費税転嫁特措法案質疑) ○ 衆・本会議(食品表示法案修正議決、海賊海域警備特措法案可決)
6. 3(月)	○ 衆議院北海道選挙区、鈴木貴子君繰上補充当選(石川知裕君の補欠) ○ ジム・ヨン・キム世界銀行グループ総裁、ODA特委でスピーチ
4(火)	○ 参・経済産業委(消費税転嫁特措法案可決) ○ 衆・本会議(消費者被害回復特例法案趣旨説明・質疑) ○ 広田幸一元参議院議員逝去
5(水)	○ 参・本会議(消費税転嫁特措法案可決、3調査会報告) ○ 参・憲法審査会(「新しい人権」のうち、環境権、プライバシー権などについて意見聴取、質疑) ○ 山村明嗣氏繰上補充当選(大江康弘参議院議員辞職による)、民主党・新緑風会に入会(6日) ○ オランダ・フランス共和国大統領及びトリエルヴェレル女史歓迎会 ○ 近藤忠孝元参議院議員逝去
6(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法の改正手続に関する法律における「3つの宿題」について説明聴取、自由討議)
7(金)	○ 衆・本会議
12(水)	○ 参・本会議(大気汚染防止法案、放射性物質環境汚染防止法案、食品表示法案趣旨説明・質疑) ○ 参・憲法審査会(「新しい人権」について意見聴取)
13(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法の改正手続に関する法律における「3つの宿題」のうち国民投票の対象拡大について説明聴取、自由討議) ○ 参・環境委(大気汚染防止法案、放射性物質環境汚染防止法案可決)

	○ 衆・本会議(電気事業法案修正議決)
15(土)	○ 安倍総理、ポーランド、アイルランド、英国訪問(G8ロック・アーン・サミット出席、～20日)
17(月)	○ 参・本会議(電気事業法案趣旨説明・質疑、大気汚染防止法案、放射性物質環境汚染防止法案可決)
18(火)	○ 衆・本会議
19(水)	○ 参・本会議 ○ 選挙制度の改革に関する検討会(第7回) ○ 参・消費者問題特別委(食品表示法案可決)
20(木)	○ 衆・本会議
21(金)	○ 参・本会議(食品表示法案可決)
24(月)	○ 参・予算委 ○ 衆・本会議(区割り改定法案について参議院が否決したものとみなし、衆議院議決案を再可決、「G8ロック・アーン・サミット出席等に関する報告」)
25(火)	○ 参・予算委
26(水)	○ 参・本会議(平田議長不信任決議案否決、安倍内閣総理大臣問責決議案可決) ○ 衆・本会議 ○ 第183回国会閉会